

筑波大学博士（社会学）請求論文

子どもの「心」と逸脱の知識社会学  
—少年犯罪報道における心理主義化を対象として—

赤羽 由起夫

2015年度

## 目次

序章.....	1
第 I 部 現代社会における犯罪・「心」・教育 .....	7
第 1 章 先行研究の検討.....	8
1 先行研究の到達点と問題点 .....	8
2 少年犯罪報道研究.....	8
3 「心」の社会学的研究 .....	13
4 現代社会の子ども観 .....	20
5 少年犯罪報道における心理主義化の研究課題 .....	24
第 2 章 知識社会学と犯罪報道 .....	26
1 デュルケム社会学から犯罪報道の分析へ .....	26
2 デュルケム社会学における知識と道徳.....	27
3 近代社会，メディア，犯罪報道 .....	30
4 犯罪報道の知識社会学に向けて .....	33
第 3 章 モラル・パニックの機能.....	34
1 モラル・パニックと道徳的境界の更新.....	34
2 デュルケムの犯罪論 .....	35
3 エリクソンの犯罪論 .....	38
4 モラル・パニック論 .....	40
5 「第四の波」の少年犯罪とモラル・パニック .....	43
第 4 章 個人化と「心」をめぐる道徳.....	45

1	個人化社会の道徳.....	45
2	近代社会の道徳.....	46
3	産業社会の道徳と個人化社会の道徳.....	49
4	個人化社会における「心」をめぐる道徳.....	53
5	個人化と「心」.....	56
第5章 個人化と教育.....		57
1	個人化と教育の関係.....	57
2	子どもと教育.....	57
3	個人化社会における「心」の教育.....	59
4	個人化・「心」・教育.....	64
5	第Ⅱ部へ向けて.....	64
第Ⅱ部 「第四の波」の少年犯罪と「心」.....		66
第6章 戦後日本の少年犯罪報道と少年犯罪.....		67
1	少年犯罪報道と少年犯罪.....	67
2	新聞による犯罪報道.....	67
3	「第一の波」から「第三の波」までの少年犯罪報道と少年犯罪.....	70
4	「第四の波」の少年犯罪報道と少年犯罪.....	77
5	「第四の波」の少年犯罪報道の分析に向けて.....	86
第7章 「普通の子」の誕生.....		87
1	「普通の子」という語られ方.....	87
2	「普通」の逸脱者の登場と道徳的境界の更新.....	88
3	「第三の波」の「普通の家庭」の誕生.....	90

4 「第四の波」における「普通の子」の誕生.....	99
5 道徳的境界の更新と「普通の子」.....	106
6 「普通の子」の「心」の分析に向けて.....	107
第8章 少年犯罪と発達障害の語られ方.....	109
1 犯罪少年の発達障害への注目.....	109
2 少年犯罪と精神疾患の関係.....	110
3 終戦から1970年代までの少年犯罪と精神疾患.....	112
4 「第四の波」の少年犯罪と精神疾患.....	120
5 発達障害と「心」の尊重.....	126
6 発達障害と「第四の波」の少年犯罪.....	129
第9章 「心の闇」はなぜ語られたのか.....	131
1 「心」の理解と「心の闇」の理解不能性.....	131
2 逸脱としての「心の闇」と進歩主義.....	132
3 「心の闇」の語られ方.....	135
4 「心」・教育・進歩主義.....	139
5 「心の闇」と「心」の向上.....	143
6 「心の闇」と「第四の波」の少年犯罪.....	148
終章.....	150
1 「第四の波」の少年犯罪と「心」.....	150
2 各章のまとめ.....	150
3 結論.....	152
資料.....	156

少年犯罪関連年表（1997年～2010年） .....	156
文献 .....	163

## 序章

本論文の目的は、1990年代後半から2000年代中頃まで大きく社会問題化した戦後「第四の波」の少年犯罪を対象として、どのように、そしてなぜ犯罪少年の「心」が語られたのかを明らかにすることである。そのために本論文では、新聞報道における犯罪少年の語られ方について、知識社会学的に分析、考察する。

1997年の神戸連続児童殺傷事件を端緒として、1998年には黒磯教師刺殺事件、2000年には西鉄バスジャック事件やそれに続く「17歳の凶行」、2003年には長崎男児誘拐殺害事件、2004年には佐世保同級生殺害事件など、その異常さによって社会を震撼させるような少年犯罪が相次ぎ、少年犯罪の増加・凶悪化・低年齢化が言われるようになった。この頃の少年犯罪は、少年刑法犯の検挙人員の増減から、1951年をピークとする戦後「第一の波」、1964年をピークとする戦後「第二の波」、1983年をピークとする戦後「第三の波」に続く、戦後「第四の波」の少年犯罪と呼ばれることになった<sup>1</sup>。

この「第四の波」の少年犯罪報道において特徴的だったのは、犯罪少年の「心」が大きな注目を集めたことである。それはたとえば『普通の子』が突然『キレる』という現象は、いま学校や家庭で深刻な問題になっている。(中略)その心を理解する責務は、大人の側にある」(「子どもの心の奥底には(社説)『朝日新聞』1998.1.30朝刊、5面)というように、「普通の子」の「心」の問題として語られた。そして、その「心」の状態を理解するために、「長崎男児殺害 12歳は広汎性発達障害」(『読売新聞』2003.9.19朝刊、39面、見出し)というように、発達障害<sup>2</sup>などの精神疾患が注目されるようになった。さらに、このように様々な原因論が語られたにもかかわらず理解できない「心」の部分については、「憎悪潜む「心の闇」」(『読売新聞』1997.6.29朝刊、3面、見出し)と表現されることになった。いずれの語られ方も、犯罪少年の「心」をめぐる言葉である。本論文では、「第四の波」の少年犯罪を特徴づけるこれらの「心」の語られ方について、それがなぜ語られたのかを明らかにする。

---

<sup>1</sup> 「波」ではなく「ピーク期」という呼び方もあるが、本論文では「波」と呼ぶ。その理由は、本論文の理論的視点を提供したカイ・T・エリクソンが、犯罪の社会問題化を「犯罪の波」と呼んでおり(Erikson 1966=2014)、その意味も込めているからである。詳しくは第3章を参照のこと。

<sup>2</sup> 本論文では、「普通の子」や「心の闇」などについては、人びとによる語られ方であることを強調して鉤括弧をつけて記述しているが、発達障害などの精神疾患のカテゴリーには鉤括弧をつけていない。その理由は、本論文で扱う精神疾患の種類は10種類以上になり、それらすべての精神疾患のカテゴリーに鉤括弧をつけていくとこたえて記述が煩雑になるからである。

ところで、この問いに対する解答としてもっとも明快なのは、少年犯罪の実態が、報道されたとおりのものであったからというものである。しかし、後述するように、「第四の波」における少年犯罪報道の内容は、必ずしも少年犯罪の実態を反映したものとは言えない。であるとすれば、他の説明方法を試みる必要がある。

そこで、本論文が依拠するのは知識社会学の視点である。知識社会学とは、その提唱者カール・マンハイムによると、「理論としては、知識がいわゆる『存在に制約をうけていること』にかんする学説をうちたて、そして、歴史 - 社会学的研究としては、過去、および現在のさまざまな知識内容について、それが『存在に制約をうけていること』をあきらかにしようとするものである」(Mannheim 1931=1973: 152)。徳永洵によれば、「形式的に言えば知識社会学とは、広義の知識（認識、思想、意識、知的所産、文化的上部構造）と社会的存在との相互関係を究明する社会学の一分野」(徳永 1976: 1)と定義されるという。つまり、社会（存在）が知識のあり様を規定しているという基本的視座、すなわち知識の存在拘束性にもとづいて、知識と社会の相互関係を明らかにするのが知識社会学である。知識社会学にはいくつかの系統があるが、本論文が依拠する知識社会学とは、エミール・デュルケムの視点を継承したものである<sup>3</sup>。その基本的な発想は、社会を道徳的に統合されたものとみなし、人びとが共有している知識を、そのような社会の維持・存続に対する機能<sup>4</sup>の視点から分析、考察するものである。つまり、機能主義的な知識社会学ということになる<sup>5</sup>。この視点からすれば、ある語られ方（知識）が社会的に共有されたのは、それがその社会の道徳的統合に寄与したからであると理解できるのである。これをふまえて、本論文の課題を明確化すれば、「第四の波」における犯罪少年の「心」の語られ方の機能を明ら

---

<sup>3</sup> デュルケムの知識社会学は、一般的にはオーストラリア原住民であるアボリジニの社会を主な対象とした議論によって知られている (Durkheim & Mauss 1903=1980; Durkheim 1912=1975)。しかし本論文は、近代社会の犯罪報道を対象としたものであり、本論文がデュルケム社会学の視点を継承すると言っても、前近代社会を対象とした知識社会学の視点をそのまま適用するわけではない。継承するのは、デュルケム社会学に通底する知識観といったものになる。詳しくは第2章を参照のこと。

<sup>4</sup> ロバート・K・マートンによると、「機能とは、一定の体系の適応ないし調整を促す観察結果」(Merton [1949] 1957=1961: 46)である。要するに、社会の維持・存続に寄与する作用のことを機能と呼ぶ。

<sup>5</sup> 本論文では、現在の社会学ではほとんど明言されなくなった機能主義的な視点を前面に押し出しているが、これは別に過去の社会学的視点に回帰したことを表明したのではない。むしろ、先行研究の視点を積極的に継承していることを表明したものである。じっさい、心理主義化論は、機能主義を標榜していないだけで、デュルケムの議論を用いながら、現代社会における「心」の知識が、社会の道徳的統合に寄与していることを前提として議論を進めている。

かにすること，となる．そのために本論文では，デュルケム社会学，およびそこから発展してきた議論を主な理論的枠組みとして，「第四の波」の少年犯罪報道を分析，考察する．その際，「第四の波」の少年犯罪が位置づく三つの社会的領域，すなわち，犯罪，「心」，教育に注目しながら分析を進める．

まず，犯罪についてである．犯罪の語られ方の機能を見るためには，当然，犯罪そのものの機能を知る必要がある．そのために本論文が依拠するのは，デュルケムの犯罪論から，カイ・T・エリクソンの犯罪論，スタンレー・コーエンのモラル・パニック論へと受け継がれている機能主義的な犯罪社会学の視点である（Cohen [1972] 2002; Durkheim [1893] 1960=1971 [以下 DTS と表記]，[1895] 1960=1978 [以下 RMS と表記]；Erikson 1966=2014）．その発想とは，犯罪者を集合的に非難することが，その社会における道徳<sup>6</sup>と逸脱の区別の基準となる道徳的境界を更新する機能をもっているというものである．これに依拠すれば，ある犯罪がある語られ方をした背景には，その社会で更新された道徳があるということになる．しかし，ここで問題となるのは，「第四の波」の少年犯罪において，その背景にあった道徳とは何かという点である．

そこで二つ目の論点となるのが「心」である．「第四の波」の少年犯罪が「心」の問題として語られた以上，その背景には必ず「心」をめぐる道徳がある．少年犯罪も含めて，「心」に対する社会的関心が増大する現象は心理主義化と呼ばれている<sup>7</sup>（森 2000）．心理主義化論では，「社会の構成単位が個人により純化していく過程」（片桐・樫村 2011: 373）である社会の個人化（Beck 1986=1998）が現代社会において進行しており，そのために人びとの「心」に対する関心が増大したと論じられている（森 2000; 山田 2007）．本論文では，その「心」への関心の背景に，デュルケムが近代社会の道徳として指摘した個人主義と進歩主義の二つの道徳があるという想定を理論的な軸として議論をおこなう<sup>8</sup>

---

<sup>6</sup> デュルケムによると，道徳とは，強制や禁止といった義務の観念と，望ましく良きものという善の観念の二つによって構成される（Durkheim 1924=1985: 53-89）．デュルケムは，義務と善の観念を伴い，人びとの精神に作用して思考や行為を統制する力をもつすべての観念を道徳あるいは道徳的と呼んでいる．そのため，この道徳の概念は一般に言われるよりも広義のものを指し示している．詳しくは第2章を参照のこと．

<sup>7</sup> 心理学化（樫村 2003; 野口 1999; 斎藤 2003）と呼ばれることもあるが，本論文では心理学のみならず，それを含めた「心」全体への社会的関心の増大について論じるため，心理主義化の方を用いる．

<sup>8</sup> 心理主義化論において「心」の知識は，デュルケムの個人主義論のなかでも特に，個々人の人格が神のような崇拜の対象となるという人格崇拜（DTS: 384）と関連づけられて論じられている（森 2000; 山田 2007）．しかし，本論文では，個人主義だけでは犯罪少年



(Durkheim [1897] 1960=1985 [以下 SU と表記]). すなわち、個人の「心」を尊重するという個人主義の道徳と、個人の「心」を向上させるという進歩主義の道徳である。

以上の二つの論点からすると、「第四の波」の少年犯罪は、「心」をめぐる道徳の更新の機能があったということになる。ここで「心」をめぐる道徳といったとき、それが問題となったのは教育という領域である。そして、教育問題であるということは、大人が子どもを社会化するという非対称な関係の中で、子どもの「心」がもつべき道徳だけでなく、子ども「心」を社会化するために大人がもつべき道徳も同時に問題化されたということの意味する。そのため、少年犯罪の対策として、大人が子どもの「心」を理解し、「心」の問題に対処することの重要性が強調されたのである（伊藤 1996; 小沢 2002; 小沢・中島 2004; 酒井 1997; 吉田・中井 2003）。

以上をまとめると、「第四の波」における犯罪少年の「心」の語られ方について知識社会的に分析、考察することによって明らかになるのは、現代社会における子どもの「心」の教育<sup>9</sup>をめぐる道徳なのである<sup>10</sup>。

本論文の分析対象は、「第四の波」の少年犯罪における凶悪犯罪の新聞記事である。その理由は、それが、現代の日本社会で共有される道徳について、もっとも明確に表現される場の一つであると考えられるからである。すなわち、第 6 章第 2 節で論じるように、凶悪犯罪は人びとの道徳的関心がもっとも集中する犯罪であり、それを報道する新聞は、分析資料として入手可能なメディアの中で、もっとも日本社会での共有度と信頼性が高いメディアなのである。そのため、新聞記事における凶悪犯罪の語られ方は、日本社会の道徳をもっとも明確に表現していると考えられる。しかし一方で、本論文がすべてのメディアや少年犯罪を扱っているわけではないことも確かである。そのため、本論文では、「第四の波」以前の少年犯罪や、軽微な少年非行<sup>11</sup>の語られ方を、比較対象として分析、考察すること

---

の「心」の語られ方だけでなく、心理主義化そのものも十分には捉えきれないと考えている。詳しくは第 1 章第 3 節および第 4 章を参照のこと。

<sup>9</sup> 本論文で用いる『「心」の教育』とは、「心」をめぐる道徳的行為の能力の社会化を目的とした教育的営みを指している。ここで言う「心」の能力とは、読み書き算数などの基礎学力とは区別される、共感能力や自己認識能力などの自己や他者の「心」とかかわる能力である。なお、神戸連続児童殺傷事件（1997 年）をきっかけとして 1997 年 8 月に文部省から中央教育協議会に諮問され、1998 年 6 月に答申がおこなわれた「心の教育」とは別である。詳細は第 5 章を参照のこと。

<sup>10</sup> ここで言う「心」の教育をめぐる道徳が、具体的にどのようなものを指すのかについては、第 4 章と第 5 章において詳しく論じる。

<sup>11</sup> 本論文では、少年犯罪と少年非行という二つの言葉を使っているが、少年の起こした犯

はあっても、それらの語られ方自体が本論文の目的や対象となっているわけではない。

本論文では、心について一貫して鉤括弧つきで「心」と表記している。ここで、この表記について説明を加えたい。まず、「心」として指し示される対象は、日常的な用法の意味での心と同じである。すなわち、理性、知性、感情、意識、思考、観念、感覚、欲望などの人間の精神的な作用を総合的に指し示す言葉である。しかし、それにもかかわらず鉤括弧つきで「心」と表記する理由は、「心」が私的・個人的なものではなく、社会的・集合的なものであることを強調するためである。つまり、本論文では、「心」を社会的・集合的な水準で記述するということだが、これには二つの水準がある。第一に、人びとによる語られ方であるという意味での「心」である。すなわち、言葉として表現された「心」である以上、それは必然的に社会的・集合的な水準なものとなる。第二に、人びとによる道徳的行為の対象という意味での「心」である。この意味での「心」は、たとえば自らについて内省するように自らの「心」と孤独に向き合う行為も含みうるが、これもまた社会的・集合的なものである。なぜなら、これから本論文で論じていくように、自らの「心」の理解も、現代社会において個人に要求される道徳的な行為であり、それが道徳的である以上は、社会的・集合的な起源をもつからである。すなわち、デュルケムが言うように、「個人的道徳は最も高度において社会的である。というのは、個人的道徳が我々に実現を命じるものは、その社会が理解する理想的な人間類型だからである」(Durkheim 1924=1985 [以下 SP と表記]: 81)。つまり、ときに自らの「心」と孤独に向き合うことさえ、それが自らの「心」を理解する能力をもつという現代社会の理想的な人間類型の実現であれば、社会的・集合的な水準なものなのである。

本論文の構成は次のとおりである。第 I 部は、本論文の理論編である。第 1 章では、「第四の波」の少年犯罪報道における犯罪少年の「心」の語られ方について分析していく上で、本論文で検討すべき理論的視点を提示するために、先行研究の知見を検討し、その到達点と問題点とを明らかにする。第 2 章では、本論文が依拠する知識社会学の視点と、研究対象である犯罪報道について説明し、本論文における知識について社会学的に位置づけるために、第一に、デュルケム社会学における知識と道徳の関係について概説し、第二に、近代社会とメディア、犯罪報道の関係について論じる。第 3 章では、モラル・パニックの機能について理論的に明らかにするために、デュルケムの犯罪論、エリクソンの犯罪論、コ

---

罪を問題とする場合には少年犯罪と呼び、真犯を含めて問題とする場合には少年非行と呼ぶ。

一エンのモラル・パニック論を参照して、モラル・パニックについて理論的に整理する。第4章では、「心」が人びとの道徳的な対象となった社会的背景について、理論的に考察するために、デュルケムによる近代社会の道徳論と個人化論の視点から心理主義化論の知見を再構成する作業をおこなう。第5章では、個人化社会における教育について理論的に考察するために、デュルケムの教育論と子どもの社会史の研究から教育について基本的な点を確認した上で、個人化と教育の関連について考察をおこなう。

第Ⅱ部は、本論文の分析編である。第6章では、新聞の少年犯罪報道と少年犯罪について基本的な事実を確認するために、新聞の犯罪報道、少年犯罪報道の内容、少年犯罪の実態についてそれぞれ説明する。第7章では、「第四の波」の少年犯罪において、なぜ「普通の子」が語られたのかを明らかにするために、「普通の子」の語られ方を、「第三の波」の少年非行における「普通の家庭」と比較分析し、道徳的境界の更新の視点から考察する。第8章では、「第四の波」の少年犯罪において、なぜ発達障害が語られたのかを明らかにするために、戦後の少年犯罪報道における精神疾患についての記事を比較分析し、「心」をめぐる道徳的境界の更新の視点から考察をおこなう。第9章では、「第四の波」の少年犯罪において、なぜ「心の闇」が語られたのかを明らかにするために、「心の闇」の語られ方を分析し、「心」をめぐる道徳的境界の更新の視点から考察をおこなう。終章では、本論文の結論を述べる。

なお、本論文の巻末には資料として少年犯罪関連年表（1997年～2010年）を付している。本論文で言及する少年事件の概要や少年犯罪をめぐる施策については、この資料を参照されたい。

## 第 I 部 現代社会における犯罪・「心」・教育

## 第1章 先行研究の検討

### 1 先行研究の到達点と問題点

本章の目的は、「第四の波」の少年犯罪報道における犯罪少年の「心」の語られ方について分析していく上で、本論文で検討すべき理論的視点を提示することである。そのために本章では、先行研究の知見を検討して、その到達点と問題点を明らかにする。以下では、第一に、少年犯罪報道研究、第二に、「心」の社会学的研究、第三に、現代社会の子ども観の研究について、それぞれ検討する。

### 2 少年犯罪報道研究

「第四の波」の少年犯罪報道の研究は数多くあるが、研究対象の範囲を基準にしておおまかに分けるのであれば、次の三つに分けることができる。第一に、個別の事件の事例の分析として赤羽由起夫（2012）、平川勝文（2005）、瀬戸知也（1999）の研究がある<sup>1</sup>。第二に、「第四の波」を中心に扱った研究としては新居ひとみ・鮎川潤（1999）、浜井浩一（2004）、広田照幸（2001: 297-341）、稲葉浩一（2004, 2008）、松宮満（2000）、長安亜矢子（2003）、大庭絵里（1999）、崎山右京（2013）、鈴木智之（2013）がある。第三に、戦後の少年犯罪報道の全体を扱った研究としては藤田英典（2001）、牧野智和（2006, 2008）、高橋一郎（2004）、高橋潤子（2007, 2008）、小沢哲史（2009）、大庭（2010）、梅原恵子（2007）がある。

ここでは、これらすべてを検討している余裕はないため、本論文の問題関心である少年犯罪の語られ方の「どのように」と「なぜ」をつなぐ視点にしぼって検討する。すなわち、ある少年犯罪の語られ方について、それがなぜ語られたのかまで明らかにする視点を含んだ研究を検討する。そのような視点を含んだ研究は、いずれもモラル・パニックを重要な概念として用いているという共通点がある<sup>2</sup>。第3章で詳述するように、モラル・パニックとは、マス・メディアの報道によってある逸脱事象が急速に社会問題化する現象のことを

---

<sup>1</sup> 「第四の波」には含まれないものの、山形マツト死事件（1993年）を扱った研究として北澤毅・片桐隆嗣（2002）がある。

<sup>2</sup> 具体的な分析がなされているわけではないが、少年犯罪・非行問題においては、村上直之（1985）が「第三の波」の少年非行について、朴元奎（1999）が「第四の波」の少年犯罪について、それぞれモラル・パニックであると指摘している。モラル・パニック論を分析に用いた国内の研究としては、校内暴力を分析した太田佳光（1995）、いじめ問題を分析した徳岡秀雄（1997: 126-73）、児童虐待を分析した上野加代子・野村知二（2003: 11-31）がある。

指している。本論文でも、モラル・パニックを重要な概念として用いていくが、モラル・パニックとその社会的背景については様々な議論の仕方がある。以下では、浜井（2004）、牧野（2008）の議論を検討する。

## 2.1 少年法改正とモラル・パニック

浜井（2004）は、日本の治安悪化神話が確立した重要な契機の一つとして少年法改正をめぐるモラル・パニックを取り上げている。浜井は、日本の治安悪化神話が確立した背景として、マス・メディアによる犯罪被害者への着目が、犯罪被害者・遺族やその支援者の市民活動、専門家による犯罪被害者支援、法制度の整備に向けた行政・政治家の動きと連動して結びついたことを指摘している。これは、ジョエル・ベストによって「鉄の四重奏」と呼ばれたものである（Best 1999）。浜井は、この「鉄の四重奏」によって、モラル・パニックが一過性のものとして終わらずに、犯罪被害者支援などの形で、新たな社会問題をめぐる制度として社会に組み込まれ、治安悪化神話とともに社会に定着したと指摘している。

この議論は、1990年代後半からの犯罪報道の量的な増大と、それと連動した諸団体の活動との結びつきに着目してモラル・パニックを解き明かした点が特徴的である。しかし、この視点は、次の二点の理由から、本論文には応用できないと考えられる。

第一に、少年法改正とは違い、本論文で扱う「普通の子」、広汎性発達障害、「心の闇」といった個々の語られ方に関しては、その背景に「鉄の四重奏」と呼べるほどの諸団体の活動やそれらの結びつきが見えたわけではない点がある。この点は、モラル・パニックの要因をめぐる理論の問題として捉えることができる。エーリッヒ・グードとナフマン・ベン-イエフダは、モラル・パニックを引き起こす主体の区別から、モラル・パニックの理論として草の根モデル、エリート設計モデル、利害集団モデルの三つを提示している（Goode & Ben-Yehuda 1994: 124-43）。浜井やベストの議論は、諸団体の活動によって達成された少年法改正のような新しい制度の成立過程を解明したものであり、エリート設計モデルや利害集団モデルで理解が可能なものであった。しかし、諸団体の活動には還元できない語られ方を対象とした本論文の場合、草の根モデルのように一般の人びとの社会意識の水準に照準を合わせた視点の方がよいと考えられる。

第二に、なぜ「第四の波」の少年犯罪が、1990年代後半に社会問題化したのかという歴史的・社会的文脈が明らかにできていない点がある。すなわち、犯罪報道の量的な増大や

諸団体の活動の連帯が 1990 年代後半になって生じた理由について、そのマクロな社会的背景が論じられていないのである。

以上をまとめると、「第四の波」のモラル・パニック<sup>3</sup>については、人々の社会意識の水準に着目し、その歴史的・社会的背景を考察できる視点が望ましいと考えられる。

## 2.2 排除型社会とモラル・パニック

牧野 (2008) は、「第四の波」の少年犯罪における心理主義化を、ジョック・ヤング (Young 1999=2007) の言う排除型社会におけるモラル・パニックとして位置づけることで解明している。ここでは、ヤングの排除型社会の議論を概説しつつ、牧野の議論を検討する。

ヤングは、前期近代社会を包摂型社会、後期近代社会を排除型社会と呼び、後期近代社会において、逸脱者は人びとに存在論的な不安を与える存在として排除されると指摘している (Young 1999=2007: 245-308)。後期近代社会は著しく多様化した世界であり、そこに存在する多様な選択肢は、人びとのアイデンティティの安定性を揺るがす存在論的な脅威となっている。その中で、逸脱者を含む様々な他者は、確固とした一元的な価値観に統合することで包摂できないため、多様性の存在は、人びとの存在論的な不安を高めてしまう。このような状況において人びとは、多様な他者の差異の存在を、個々の人びとの選択ではなく属性に還元する見方をすることで、多様な選択や価値観の可能性を縮減し、存在論的な安心感を確保しようとする。このような人びとの態度をヤングは他者の本質化と呼ぶ。この他者の本質化の態度が逸脱者に向けられると、逸脱者の逸脱性が包摂しようのない固定的な属性に還元され、その社会的な排除を促してしまうのである。

また、ヤングは、後期近代社会ではモラル・パニックが頻発するようになると指摘している (Young 1999=2007: 74-6)。なぜなら、「多様化する社会において存在論的な不安が深刻になればなるほど、逸脱を暴きたてて不安を煽り、その後でなにが正常であるかを示してふたたび安心させるといった手口が、人びとにとってはおおいに魅力的に映るようになる」 (Young 1999=2007: 76) からである。つまり、多様化した社会において、人びとが存在論的な安心感を確保するためには、逸脱者を本質化して排除することによって不安を解消する必要があり、そのためのモラル・パニックが生じやすくなるのである。

この議論をふまえて、牧野は、「心の闇」や精神疾患を抱えた犯罪少年という犯罪少年観

---

<sup>3</sup> 正確に言うのであれば、「少年犯罪の戦後『第四の波』をめぐるモラル・パニック」となるが、記述の便宜のため、以後「『第四の波』のモラル・パニック」と記述する。

を、犯罪の原因を少年の本質的な属性に還元して、少年を教育的な領域から排除する流れとみなしている。また、牧野は、「第四の波」の少年犯罪を、排除型社会におけるモラル・パニックとして位置づけ、人びとの犯罪少年の「心」に対する本質主義的な態度を心理学的本質主義と呼んでいる。

この議論は、「第四の波」のモラル・パニックについて、後期近代という社会的背景やそれに伴う人びとの社会意識の変化を含めて総合的に理解しようとした点で参考になるものである。しかし、排除型社会論では、次の四点の理由から、「第四の波」の少年犯罪の語られ方を理解できないと考えられる。

第一に、「第四の波」のモラル・パニックは、ヤングの言う後期近代のモラル・パニックとは言えないという点がある。ヤングや、その議論のもととなったアンジェラ・マクロビーとサラ・L・ソントンによると、前期近代のモラル・パニックは、同一の道徳をもった一枚岩的な社会（統制機関、メディア、大衆）が、単一で明確な逸脱者と対決するものである一方、後期近代のそれは、統一性を失った複数の主体、たとえば多様なメディアと多様な視聴者が、時に逸脱かどうかすら議論の対象となるような様々で不明確な逸脱者と対決するものである（McRobbie & Thornton 1995; Young 1999=2007: 74-6）。つまり、ヤングらの主張する後期近代のモラル・パニックとは、社会も逸脱者も多元化し、社会と逸脱者の対決という一元的な構図を維持できなくなったものを言うのである。その点で、同一の性質の犯罪が長期間、人びとの注目の対象となり、その間、犯罪と社会の対立的な構図を維持した「第四の波」の少年犯罪は、ヤングらの言う後期近代のモラル・パニックとは言えないものである。

第二に、「普通の子」の少年犯罪が人びとの注目を集めた理由を説明できない点がある。排除型社会論は、人びとが耐えられない程度の多様性をもつ社会、すなわち、無数の「普通」、あるいは無数の「普通の子」が存在する社会の存在を前提とした議論だが、これは「普通の子」が人びとの注目を集めたという事実と真っ向から対立する想定である。なぜなら、「普通」という言葉が社会一般の人びとに用いられ、それが注目の対象となるためには、「普通」の意味に関して、あらかじめ社会に一定の道徳的合意が存在しなければならないからである。

以上の二点はいずれも、どのような社会にも存在する一定の一元性や多元性に対して、社会学的な記述の重点をどこに置くのかという方法論的な問題とかかわってくる。ここで主張したい点は、後期近代社会において多様化が生じていないということではなく、もと



もと人びとが一元的な反応を見せた社会現象については、その一元性を理解できる方法で記述すべきであるということである。その点からすると、排除型社会論は、モラル・パニックの性質や犯罪の語られ方といった人びとの反応が多様化したことを前提とした議論であり、同一の犯罪が同一の仕方で人びとの非難の対象になったような「第四の波」の少年犯罪を記述するには向かないと考えられる<sup>4</sup>。とはいえ、本論文では、「第四の波」のモラル・パニックが、後期近代的な性質を帯びていること自体を否定しているわけではない。本論文の主張は、後期近代では必ず道徳的統合が困難になり、すべてのモラル・パニックの性質が多様化するということではなく、後期近代には後期近代に特有の道徳的統合の仕方があり、それをめぐる一枚岩的なモラル・パニックがありうるということである<sup>5</sup>。また、それだけではなく、第7章で「普通の子」について論じる際に言及するように、「第四の波」のモラル・パニックは、1970年代以降、人びとに共有されるようになった中流意識とも関連をもっている。じっさい、戦後の日本の青少年問題の文脈では、少年犯罪だけでなく、いじめ、オタク、帰国子女、ニートなどの様々な問題が、中流階層の価値観と利害によって積極的に定義されてきている歴史がある（トイボネン・井本 2013: 53-4）。以上の理由から、本論文では、「第四の波」のモラル・パニックの背景として、過度な多様性の存在を前提とする必要はないと考える。

第三に、「心の闇」や精神疾患が、必ずしも本質主義とは言えないという点がある。「物事には変化しがたい普遍的な本質がある」（赤川 2006: 53）という見方が本質主義であるとするれば、「心の闇」も精神疾患も本質主義的な語られ方であると積極的に特徴づけることはできない。たとえば、「心の闇」は、どのような「心」の状態があるのか理解不能であることを主張しているだけで<sup>6</sup>、その「心」の状態が変化しがたい普遍的な本質であるかどうかについて言及しているわけではない。また、発達障害は、変化しがたい「心」の状態と

---

<sup>4</sup> ヤングらの主張するような後期近代のモラル・パニックの性質は、むしろ、インターネットにおける炎上のように多様な逸脱者や多様な批判者が現れて消えるような流動的な社会現象の記述の方が向いている。

<sup>5</sup> もちろん、現代の日本社会が、いまだに多様化が不十分であるために、かろうじてモラル・パニックを一枚岩的なものとして記述できる状態にあるという可能性はある。そのため、モラル・パニックの性質の変化については、今後とも注視していく必要がある。

<sup>6</sup> 社会の多様性をめぐる論点と関連して、後期近代において、逸脱者が多様化して人びとにとって理解不能になったために「心の闇」が語られたという仮説を立てることも可能ではある。しかし、少年の「心の闇」に人びとの関心が集中するためには、教育における子どもの「心」の理解の重要性が、ある程度、人びとに共有されつつある社会状況がなければならない。つまり、「心」が理解不能な逸脱者は、「心」を理解することに何らかの道徳的重要性を認める人びとの存在なしには社会問題化しえない。

して語られてはいるものの、必ず犯罪を誘発するという意味での犯罪の本質としては語られていない。いずれにしても、「第四の波」の少年犯罪が心理主義的に解釈されていることは確かでも、本質主義的に解釈されているとは言えない。

第四に、少年犯罪が精神医学の対象として語られることは、後期近代社会の特徴ではないという点がある。なぜなら、過去の少年犯罪の新聞報道においても、終戦から 1970 年代までは少年の精神障害や知的障害がしばしば言及されていたからである（大庭 2010: 160）。つまり、第 8 章で論じるように、前期近代の包摂型社会であるはずの終戦から 1970 年代にかけて、少年犯罪を精神医療的に解釈することがしばしば見られたとともに、犯罪への親和性を理由とした精神障害者の排除も存在しており、前期近代＝包摂＝教育、後期近代＝排除＝医療という排除型社会の図式はそもそも成立しないのである。

以上をまとめると、「第四の波」のモラル・パニックに関しては、社会の道徳的統合を不可能にするような過度な多元性を前提とする必要はなく、それに伴う本質主義や排除も現代に特有なものとして前提とする必要はないと考えられる。その点において、次節で論じる心理主義化論では、一定の多元化が生じた社会においても、「心」という一元的な対象が社会の道徳的統合を維持していることを指摘している点で、「第四の波」のモラル・パニックを考察する際に参考になる。

### 3 「心」の社会学的研究

本節では、「心」の社会学的研究<sup>7</sup>の中でも、心理主義化論と逸脱の医療化論の二つを中心に検討する<sup>8</sup>。

#### 3.1 心理主義化論

心理主義化論の全体の共通点として指摘できるのは、心理主義化を社会の個人化という社会的趨勢に位置づけている点である（片桐・樫村 2011）。個人化とは、「社会の構成単

---

<sup>7</sup> 第二次世界大戦後の欧米における学術的な議論において、最初に「心」に対する人びとの関心の増大を社会現象として捉えて論じたのは、「心理的人間」の出現を論じたフィリップ・リーフである（Rieff [1959] 1961=1999: 396-431）。その後、社会学的な議論においては、ピーター・L・バーガーや、バーガーとトーマス・ルックマンの議論によって先陣が切られ（Berger 1965; Berger & Luckmann 1966=2003: 264-74）、そこから、様々な立場において「心」が社会学的に論じられるようになった。

<sup>8</sup> もう一つ、エスノメソドロジーにおける「心」の研究があるが、本論文とは関わってこないで、ここでは省略する。詳しくは、ジェフ・クルター（Coulter 1979=1998）、前田（2008）、西阪仰（2001）などの議論を参照のこと。

位が個人により純化していく過程」(片桐・樫村 2011: 373)である。ここでは、最初に心理主義化論において言及されることの多い個人化論の知見としてウルリヒ・ベック(Beck 1986=1998)とアンソニー・ギデنز<sup>9</sup>(Giddens 1991=2005)の議論、個人化論には含まれないものの近い議論としてニコラス・ローズ(Rose [1989] 1999, 1996, 1999)の議論を概説した後、日本における心理主義化論の研究について検討する。

ベックは、現代における心理学的知識の普及を社会の個人化に位置づけて論じている(Beck 1986=1998: 135-309)。ベックによると、現代社会では、人々が伝統的な社会形態や紐帯から解き放たれるという「解き放ち」が進行する一方、社会のなかに全く新しいやり方で組み込まれるという「再統合」がなされず、個人が再生産の単位となった社会が形成されているという(Beck 1986=1998: 252-5)。そして、個々人が自己自身の選択に準拠しながら自分の人生を作り上げていくために必要とされるものの一つに心理学的知識があると指摘している(Beck 1986=1998: 193, 259)。

ギデنزは、現代社会における自己像をセラピーの普及との関連から論じている(Giddens 1991=2005: 1-122)。ギデنزによると、現代は次の三つの近代特有のメカニズムが徹底した時代として捉えられるという(Giddens 1991=2005: 11-37)。それは第一に、場所に拘束されない地図のような空疎な空間と時計のような空疎な空間が分離していく「時間と空間の分離」、第二に、社会関係がローカルな環境から剥離して無限に広がる時間や空間の中で再編成される「脱埋め込み」、第三に、常に新しい情報と知識を参照しながら継続的に再構成を行うことで社会生活の組織化がなされる「制度的再帰性」である。この中でも、脱埋め込みは、ベックの言う解き放ちと近い概念である。そして、これらのメカニズムが徹底した現代社会においては、自己アイデンティティの形成も、常に新しい情報と知識を参照しながら継続的に再構成される自己の再帰的プロジェクトとしての性質を帯び(Giddens 1991=2005: 35-7)、セラピーがその重要な役割を担うようになると指摘している(Giddens 1991=2005: 76-122)。

ニコラス・ローズ(Rose [1989] 1999, 1996, 1999)は、後期フーコー(Foucault 1984a, 1984b, 1988)による「自己の自己との関係」や「自己のテクノロジー」といった議論の影響を強く受けつつ、心理学的知識を人々の主体化の技法として捉えて議論を進めている

---

<sup>9</sup> 片桐雅隆・樫村愛子によると、ギデنز個人化という言葉は多用していないが、その議論はベックと類似しており(片桐・樫村 2011: 380)、本論文でもギデنزを個人化論の代表的な論者として扱う。

(牧野 2007). ローズによると、近代において、軍隊、企業、学校教育、家庭生活といった領域に徐々に浸透していった心理学的知識は、「自己コントロール」や「自己実現」、「自己反省」、「自己規制」などといった様々な自己管理を行う主体を形成してきたという(森 2000: 39; Rose [1989] 1999: 217-62). そして、ローズは、このような心理学的知識による自己管理の主体としての自己像が、1970年代後半以降の新自由主義的な政治経済的状况と親和的なものであると指摘している(牧野 2007: 67-8; Rose 1996).

少年犯罪にも言及しつつ現代社会の心理主義化を論じた議論としては、森真一(2000)と山田陽子(2007)がある。森と山田はともに、個人化論だけでなく、デュルケムの人格崇拜論(DTS)も参照しながら、心理主義化について論じている<sup>10</sup>。森と山田の議論においてデュルケムの議論が用いられる理由は、心理主義化の背景にある現代社会の相互行為の道徳的性質を記述するためである<sup>11</sup>(森 2000: 44-9; 山田 2007: 49-50)。

森は、「心理学や精神医学の知識や技法が多くの人びとに受け入れられることによって、社会から個人の内面へと人びとの関心が移行する傾向、社会的現象を社会からではなく個々人の性格や内面から理解しようとする傾向、および、『共感』や相手の『きもち』あるいは『自己実現』を重要視する傾向」(森 2000: 9)のことを心理主義化と呼んでいる。そして、森は、心理主義化が進行した社会的背景として次の二点を指摘している。それは第一に、個々人が相互に相手の人格に敬意を表し、その尊厳を傷つけないよう配慮しあうという人格崇拜(DTS: 384)の高度化の進行と(森 2000: 92-127)、第二に、雇用の流動化をはじめするフレキシブルで合理的な社会編成が促進される中で、生活のあらゆる場面でより合理的に振る舞わなければならないマクドナルド化(Ritzer 1996=1999)の進行である(森 2000: 130-61)。これらの社会的背景によって、人びとは高度な自己コントロールが求められるようになり、心理主義化が進行したという。また、森は、心理主義化の一例として、少年犯罪にも言及しており、より高度な自己コントロールが求められるようになった結果、自己コントロール能力が低いとされる少年の犯罪が問題化したと指摘している(森 2000: 60-90)。

山田は、心理主義化を、人格崇拜の一種としての「心」の崇拜の進行の中に位置づけ、

---

<sup>10</sup> 山田(2007)は、自らの論じている社会現象を「心をめぐる知のグローバル化」と呼び、心理主義化と区別しているが、その差異は必ずしも明確ではなく、かつ名称も長大で用いづらいため、本論文では心理主義化で統一する。

<sup>11</sup> たとえば、森は、ギデンズの議論だけでは不十分な理由として、人格を尊重しなかった者への怒りや憤りを記述できない点をあげている(森 2002: 8-12)。

その社会的背景として脱産業社会における自己の在り方と「心」の商品化の二つを指摘している（山田 2007: 87-119）。これによると、脱産業社会においては、その場の状況に合わせる変わり身の速さが重要になり、自分自身の力によって自己言及的に自己や人生の意味を創り出していかなければならなくなる。また、対人サービス業のような「心」の商品化が進み、その反動として「管理されない心」への憧憬が生じることになる。これを受けて山田は、少年犯罪などの問題が、子どもの「心」のストレスのコントロールや感情マネジメントが不十分なために生じた「心の危機」として位置づけられたことを指摘した。そして、兵庫県における「心の教育」の実践を事例として、子どもが自分や他人の「心」をマネジメントするための心理学的技法の学習場面を記述している（山田 2007: 120-84）。

本論文では、次の三つの理由から、心理主義化論の理論的な前提を共有する。

第一の理由として、社会の個人化は、「第四の波」の少年犯罪の社会的背景としても指摘できる点がある。なぜなら、戦後の少年犯罪報道の動向を見る限り、人びとの関心が「社会」から「心」へと移っていったことや、それと並行して人びとの生活様式が個人化していったことは疑いようがないと考えられるからである（ベック／鈴木／伊藤編 2011；鈴木編 2015；山田 2004）。個人化論やその周辺の議論の中では、旧来の社会からの解き放ちや脱埋め込みという社会構造の変化と心理学的知識との関連を指摘しているベックやギデンズの議論が非常に参考になる。一方で、ローズの議論は興味深いものの、知識に外在する社会を、知識の説明変数として言及することに消極的であり、知識社会学の視点をとる本論文の理論的視点としては採用できない。

第二の理由として、デュルケム的人格崇拜論は、多元化した社会においても一元的な対象に人びとの道徳的関心が集中することを説明できる点がある。第4章で指摘するように、人格崇拜論では、個人の差異が多様化したからこそ、個々人の唯一の共通点である人格こそが道徳的価値をもつことが論じられている。これは、前節の終わりでも述べたように、犯罪少年の「心」に道徳的関心が集中した「第四の波」のモラル・パニックを分析する上でも必要な視点である。また、個人化論だけでは、犯罪と社会構造の変化との関連を積極的に根拠づけることが出来ないため、それを可能にする視点としてもデュルケムの議論は有効である。

第三の理由として、心理主義化と犯罪報道の関連について総合的に捉える上で、デュルケムの道徳論が有効である点がある。なぜなら、デュルケムは、人格崇拜論だけでなく、犯罪の機能についても重要な議論を行っており、それらの議論は、社会の道徳的現象を包

括的に考察できる理論的枠組みとなるからである。じっさい、本章の第2節で論じたモラル・パニック論も、その基本的な発想の起原をさかのぼればデュルケムの犯罪論にたどり着くものである。

しかし、「第四の波」の少年犯罪報道を検証する上で、心理主義化論には次の二点の問題も指摘できる。

第一の問題は、発達障害や「心の闇」といった個別の「心」の語られ方の社会的要因を明らかにできない点である。心理主義化論では、発達障害のような精神疾患も「心の闇」も、少年の「心」の問題としてひとくくりにして扱われており、それらを区別して扱っていない。しかし、これらはそれぞれ別の語られ方であり、別の文脈で用いられている以上、個別に扱うべきものである。とりわけ、「心の闇」に関しては、第一に、なぜ「心」を理解しなければならないのかという点と、第二に、なぜ「心の闇」は理解できないのかという点が問題となる。この「心の闇」の語られ方をめぐる二重の性格については、人格崇拜論だけでは説明できない。そのため、「心の闇」に関して本論文では、人格崇拜論とは別のアプローチをとる必要があると考える。それは、デュルケムの近代社会論の中でも進歩主義の道德についての議論を援用することである。詳細は第4章と第9章において論じるが、その理由は次の四つである。第一に、デュルケムが、近代社会を個人主義と進歩主義という二つの道德によって理解している点（SU; 宮島 1977: 193-245; Poggi 1972=1986: 179-97）、第二に、「心の闇」は、理解したいという欲望が満たされないアノミー的な欲望の対象となっており、アノミーの背景には進歩主義の道德が指摘されている点、第三に、土井隆義が、現代社会における個性の追求への志向を、個人主義化した進歩主義の一形態として、すなわち、社会ではなく個人の進歩の追求として理解できることを指摘している点<sup>12</sup>（土井 2003: 101-29）、第四に、心理主義化論においても、「心」の理解を通じた個性追求や自己実現が論じられている点である（牧野 2012; 森 2000: 130-90）。

第二の問題は、知識社会学の理論的・方法論的位置づけが不明確であるという点である。森と山田はともに心理主義化を知識社会的に論じることを述べ、マンハイム（Mannheim 1929=2006, 1931=1973）やピーター・L・バーガーとトーマス・ルックマン（Berger & Luckmann 1966=2003）の議論を参照して、その視点を説明している（森

---

<sup>12</sup> しかし、土井（2003）の議論と本論文や心理主義化論とは、次の点において決定的に異なっている。それは、土井が、個性の追求を、生来的で変化しない本質的な個性の根拠を求める志向として捉えているが、本論文や心理主義化論では、流動的に変化に適応していく「心」の側面が重視されている点である。

2000: 38-43; 山田 2007: 4-5, 24-5, 49). しかし, にもかかわらず両者は, マンハイムのイデオロギー分析や, バーガーとルックマンの現実の社会的構成の分析を行っているわけではなく, むしろデュルケム社会学の視点を積極的に用いている. 本論文は, 両者の議論以上にデュルケム社会学の知見に多くを負っており, 知識社会学に関してもデュルケム社会学の体系の中で理論的・方法論的に明確な位置づけをおこなう必要がある.

以上をまとめると, 「第四の波」における心理主義化に関しては, 個人化論やデュルケム的人格崇拜論が有効な視点であると言える. しかし, それだけでは十分ではなく, 人格崇拜論に代表されるデュルケムの個人主義論だけでなく, 進歩主義の道徳も含めたデュルケムの近代社会論や, デュルケム社会学の体系に準拠した知識社会学についての検討が必要になる.

### 3.2 逸脱の医療化論

逸脱と精神医療の関係については, ピーター・コンラッドとジョセフ・W・シュナイダーによる逸脱の医療化論がある (Conrad & Schneider [1980] 1992=2003). 医療化とは, 「非医療的問題が通常は病気あるいは障害という観点から医療問題として定義され処理されるようになる過程」 (Conrad & Schneider [1980] 1992=2003: 1) であり, その中でも逸脱行為が医療問題として定義され処理されるようになる過程を逸脱の医療化と呼ぶ.

コンラッドとシュナイダーは, 様々な医療化の事例を扱う中で, 子どもの逸脱の医療化についても論じており, そこでは, アメリカにおける非行や多動症の事例が紹介されている<sup>13</sup> (Conrad & Schneider [1980] 1992=2003: 273-320). 非行については, 1899年の少年裁判所の法制化に結びついた児童救済運動において, 予防と治療という医療モデルに基づいた児童福利イデオロギーが主張されたことや, 1920年代から30年代の間の児童クリニックの発展に寄与した児童救護運動において, 非行に対する精神医療的アプローチが制度化されたことなどの事例が論じられている. 多動症については, 1960年代以降, それ以前は破壊的, 反抗的, 反社会的, 逸脱的とみなされ, 家族や学校において扱われていた行為が, 多動症として向精神薬による治療の対象となった過程が論じられている. また, 子どもの逸脱の医療化の一般について, 子どもが無垢で, 依存的で, 責任能力のない存在で

---

<sup>13</sup> コンラッドとシュナイダーは, 子どもと医療化の関係を論じる際に児童虐待の事例も取り上げているが (Conrad & Schneider [1980] 1992=2003: 299-314), それは, 子どもではなく虐待者である親の逸脱の医療化が中心的に論じられているため, ここでは省略した.

あるという近代の子ども観と、意図的ではない逸脱が病気と定義されやすいという性質から (Parsons 1951=1974: 424-75), 子どもの逸脱が医療化されやすいことを指摘している。

この議論は、日本における「第四の波」の少年犯罪の医療化を分析する上で、そのまま適用できるわけではないものの、子どもの医療化の一般的な特性について指摘している点は参考になる。この逸脱の医療化論にもとづいて「第四の波」の少年犯罪について論じた議論としては、赤羽 (2007), 木村祐子 (2008), 佐久間正弘 (2012) がある。

赤羽 (2007) は、新聞や文部科学省の資料を用いて、「第四の波」の少年非行が、非行的サブカルチャーとの接触による逸脱行為の学習過程を経ない「普通の子」の「いきなり型」非行と特徴づけられたことが、教育的介入だけでは対策が不十分であるという主張に結びつき、少年非行の医療化を促したことを指摘している。

木村祐子 (2008) は、様々な精神疾患に関する専門家や実践家の文書資料を分析し、「第四の波」の少年非行の精神医療的な解釈が非医療的な解釈 (家庭, 学校) を内在させているため、医療機関だけではなく従来どおり家庭や学校に少年非行の原因やその対応が求められていることを明らかにしている。

佐久間 (2012) は、少年犯罪と発達障害の関連についての新聞報道を用いて、逸脱行為を病気と定義することによって逸脱者を異常な存在とみなし日常世界から分離する「切り離し手続き」(Smith 1978=1987) の様相について論じている。

これらの議論は、どのようにして「第四の波」の少年犯罪の医療化が進行したのかを明らかにしている点で参考になる。しかし、次の二つの問題点がある。

第一の問題は、1990年代以降に、なぜ他の精神疾患ではなく、発達障害が少年の精神疾患として指摘されたのか、その社会的背景を明らかにできていない点である。これは、医療化論の方法論に内在する問題でもある。すなわち、医療化論の基礎にある発想の一つは社会問題の構築主義であるため、ある精神疾患が「どのように」語られるようになったのかについては言及されるものの、「なぜ」語られるようになったのかは言及されないからである。

第二の問題は、心理主義化と逸脱の医療化との関係が不明確な点である。いずれも「心」に言及しているためか、逸脱の医療化と心理主義化は同じ現象の別の側面を記述しているものとして捉えられがちではある。しかし、心理主義化とは違って逸脱の医療化は現代社会のみに特有の現象とは捉えられないものであり、時代や逸脱の種類によって医療化したり、脱医療化したりするものである。そのため、どのような逸脱がどのような精神疾患と



して医療化したのかについて分析することによって、心理主義化との関連を考察する必要がある。

以上をまとめると、「第四の波」で語られた精神疾患、とりわけ発達障害がなぜ語られたのかを考察する上で医療化論は有効な視点ではない。また、逸脱の医療化と心理主義化との関連については、じっさいの少年犯罪の医療化の様相について明らかにしてからではないと論じられないものであり、実証的な課題ではあっても、現時点で論じられる理論的な課題ではない。「第四の波」と精神疾患との関連については、第8章にて詳述する。

## 4 現代社会の子ども観

フィリップ・アリエスの『子供の誕生』(Ariès 1960=1980)以降、純粋無垢であり大人からの手厚い庇護を必要とする子どもという子ども観が近代の産物であるということは、すでに社会学においても共通了解となっているだろう。そのような子どもを大人にすべく働きかける営為が教育である。詳しくは第5章で論じるが、個人が、相互行為を通じた学習によって、社会の成員性を習得する過程が社会化であり(柴野 1977: 19)、その中でも「未成年の体系的社会化」(Durkheim 1922=1976 [以下 ES と表記])をおこなうのが教育である。本節では、子ども観と少年犯罪のかかわりについて論じた先行研究と、個人化と教育の関係について論じた先行研究について検討したい。ここで検討するのは、第一に、土井(2003)による近代の子どもの観の消滅についての議論、第二に、子どもの「心」のブラックボックス性について論じた元森絵里子(2009a)の議論、第三に、個人化と教育の関係に関する議論である。

### 4.1 近代の子どもの観の消滅

土井(2003)は、「第四の波」の少年犯罪が「心」の問題として語られるようになった背景として、日本の近代化が終焉して高度飽和社会になったことを指摘している。これによると、近代化の終了した高度飽和社会の到来が少年犯罪観に与えた影響は、次の二つである。第一に、モノの豊さが飽和状態に達することで、人びとの目標が個性の追求へと変化し、その根拠として自らの「心」にその本質を見出すメンタリティが広がったことである(土井 2003: 101-96)。第二に、近代化の終焉によって、成長し続ける「大文字の社会」に対するリアリティが衰退し、それに伴って人間性の発達や成長という観念もリアリティを失い、子どもの人格が社会化以前の本質的な与件として備わっているようなものとして

感受されるようになったことである(土井 2003: 281-308)。このような高度飽和社会における人びとの関心の変化によって、「第四の波」の少年犯罪は、精神疾患や「心の闇」などのように、社会化以前に少年に存在する内面の異常性が原因であるとみなされるようになったという。

この知見は、「第四の波」の少年犯罪と人びとの「心」への関心の増大を日本社会の構造的な変化に位置づけて考察した点で参考になるものである。しかし、この知見には次の二つの問題点がある。

第一の点は、これまで何度か述べた精神疾患や「心の闇」の位置づけの問題である。すなわち、精神疾患が語られることは現代に特有の現象ではないし、精神疾患や「心の闇」も必ずしも本質主義的なものではない。

第二の点は、社会化のリアリティの衰退を前提とすると、現代社会の「心」と教育の関係を捉えられなくなる点である。本論文では、少年犯罪における心理主義化の場合、次の三つの点において、大人が子どもを社会化するという基本的な子ども観や教育観が現在でも存続していると考えている。第一に、少年犯罪をめぐって、大人が子どもの「心」を理解する責務を負うという非対称的な関係は、社会化する大人と社会化される子どもという関係を前提としたものである。第二に、「心の教育」の実践では、子どもに自らの「心」をコントロールする能力が社会化されていないこと、そしてそれを社会化することが前提とされている(山田 2007: 120-84)。第三に、本論文の第8章と第9章で詳述するように、発達障害や「心の闇」などの語られ方も、あくまで教育の再編成と関連して語られていることである。

以上をまとめると、「第四の波」の少年犯罪をめぐるとの心理主義化に関しては、近代の子ども観そのものの衰退のように劇的な子ども観の変化を想定する必要はないと考えられる。

## 4.2 子どもの「心」の観察

元森(2009a)は、明治期の作文の綴方教育を事例として、子どもの「心」が半分同定・指導可能なブラックボックスとして想定されることで、大人と子どもの教育的関係が安定したものとして成立したと指摘している。元森は、ルーマンが指摘する近代の子ども観の特徴を次の二つに整理している(Luhmann 1991=1995: 203-39, 1992=2003: 87, 2002=2007: 174-5; 元森 2009a: 13-5)。それは第一に、子どもは独自に世界や自らを観察する固有の内面をもった存在であり、大人は、そのような子どもの観察を一段上の観察者

として観察すべき存在として位置づけられていること、第二に、子どもの内面はブラックボックスとして想定されているため、そのブラックボックスの内部の様相や、水路づけの可能性をめぐって教育的コミュニケーションが成立することである。そして、この議論をもとに元森は、明治期の作文の綴方教育を事例として、子どもの内面の半分がブラックボックスとして想定されることにより安定した教育の実践が可能になったと論じている（元森 2009a: 31-51）。「つまり、『子ども』の独自の内面なるものを曖昧に想定することで、『大人』の想定からずれる『現実の子ども』や『一人ひとりの子ども』を、教育を脅かすようなものや理解不可能なものとするのではなく、むしろ当然のものともみなすことができ、かつ、そのずれもある範囲で改善可能と考えることもできる」（元森 2009a: 47）のである。この議論を敷衍して元森は「心の闇」にも言及しており、「教育という営みへの不安が高じた場合、一つの帰結として『子ども』を本当の意味で予見不可能なブラックボックスとして（再）発見してしまう」（元森 2009a: 168）と指摘している。

この知見は、子どもの「心」のブラックボックス性や「心の闇」が教育と密接に関連していることを指摘した点で参考になる。しかし、次の二つの問題点がある。

第一に、第9章で論じるように、「心の闇」は大人にもあると語られているため、「心の闇」を子どもの「心」のブラックボックス性の再発見とだけ位置づけるのは適切ではない点がある。そもそも、大人であるか子どもであるかにかかわらず、「心」が無限の深みをもつブラックボックスであるという発想は、近代社会の個人観の根底にあるものである（佐藤 1993: 97-9）。そのため、なぜ子どもの「心の闇」だけが大きく問題化するのかについては、さらに考察する必要がある。

第二に、教育不安が高じたことは過去に何度もあったにもかかわらず、なぜ現代においてのみ「心の闇」が語られたのかが明らかにできない点がある。そのため、教育不安が高じるとともに「心の闇」が問題化するような現代特有の社会的背景について明らかにする必要がある。この点については、本章の3.1でも論じたように、デュルケムの近代社会論などをふまえて検討する必要がある。

以上をまとめると、「心の闇」が、大人が子どもの「心」を観察するという基本的な教育関係に由来するという点は、本論文でも共有するが、なぜ現代において子どもの「心の闇」が語られたかという点において、元森の議論は十分に考察できていない。

### 4.3 個人化と教育

個人化と教育の関係に関する議論はいくつかあるが、そこでは、現代社会において教育が、大人と子どもの非対称な関係に閉じたものではなくなりつつあると指摘されている。大きく分けると、次の二つの議論がある。それは第一に、教育をめぐる大人と子どもの関係が平等化しつつあるという議論と（森 2002）、第二に、社会化が子ども期の教育だけに限定されなくなりつつあるという議論である（Deleuze 1990=1996: 292-300; 小倉 2001）。

第一の議論だが、森は、教育をめぐる大人と子どもの関係が平等化しつつあると指摘している（森 2002）。森は、デュルケムの言う人格崇拜規範が徹底化しつつある現代において、私的な領域における大人と子どもの関係、とりわけ親子関係の平等化が進行していると指摘している（森 2002: 8-12）。すなわち、人格崇拜規範の核には人格の平等性の理念があるため、人格崇拜規範が徹底化すれば、教育関係を規定している大人と子どもの権威的な関係、すなわち権力的に不平等な関係をも平等化するというのである。

第二の議論だが、社会化が子ども期の教育だけに限定されなくなりつつあるとも指摘されている。それは、一つは、ジル・ドゥルーズの管理社会論で論じられた生涯教育の議論であり（Deleuze 1990=1996: 292-300）、もう一つは、ギデンズの再帰的近代化論を援用した小倉康嗣による再帰的社会化の議論である（小倉 2001）。ドゥルーズは、個人が開かれた環境の中をたえず移動するような管理社会において、生涯教育の重要性が増すと論じている。小倉は、個人の行為と社会の構造とが相互に影響を与え合い循環的に変化を続けるという再帰性のプロセスの中で、個人が社会化を続けるという再帰的社会化について論じている。いずれの議論も、現代社会において、社会化が子ども期の教育に限定されなくなり、個人は一生の間、社会化を続ける必要が生じるようになったと論じられている。

以上の知見は、個人化による教育観の変化を理論的に考察している点で参考になる。しかし、次の問題点がある。それは、事実問題として、「第四の波」の少年犯罪報道においては、子どもの「心」の教育について、大人と子どもが非対称な関係にあるということが前提となって語られている点である。じっさい、犯罪少年の「心」が語られるとき、大人が子どもの「心」を理解する重要性が常に強調されるし、大人が子どもの「心」を見抜けなかった責任も問われるが、その逆はありえない。また、「心」の教育をめぐる議論は、生涯教育などではなく、明らかに子ども期の「心」の教育に焦点が当てられたものである。とはいえ、これらの議論が前提とする社会的状況、すなわち、人格崇拜の存在や流動的な個人観といったものは本論文の議論とも共通するものである。そのため本論文では、これら

の議論の指摘について全面的には支持できないものの、個人化と子どもの「心」の教育との関連については、これらの議論を受けて検討を加える必要がある。

以上をまとめると、現代社会において教育が、大人と子どもの非対称な関係に閉じたものではなくなりつつあると指摘について、本論文は支持しないものの、個人化と教育の関連については理論的に整理する必要がある。

## 5 少年犯罪報道における心理主義化の研究課題

本章では、本論文で検討すべき理論的視点を提示することを目的として、先行研究の知見を検討し、その到達点と問題点を明らかにしてきた。本節では、これまでの先行研究の検討についてまとめ、本論文で検討すべき理論的視点を提示する。

第2節の少年犯罪報道研究の検討では、理論的枠組みとしてモラル・パニック論を用いることが有効であることが確認された。しかし、「第四の波」のモラル・パニックの社会的背景については、先行研究の知見は不十分であることが確認された。

第3節では、「心」の社会学的研究として心理主義化論と逸脱の医療化論について検討した。心理主義化論の検討では、「第四の波」のモラル・パニックの社会的背景として、個人化論やデュルケムの人格崇拜論が有効であることが確認された。しかし、個別の「心」の語られ方にアプローチするためには、第一に、人格崇拜論に代表されるデュルケムの個人主義論だけでなく、進歩主義の道徳も含めたデュルケムの近代社会論を参照する必要があること、第二に、デュルケム社会学の体系に準拠した知識社会学を検討する必要があることが確認された。逸脱の医療化論については、本論文の理論的視点としてとくに有効ではないことが確認された。

第4節では、子ども観との関連から「第四の波」について言及した研究を検討した。土井（2003）の検討では、本論文が、近代の子ども観の衰退を前提とする必要がないことが確認された。元森（2009a）の検討では、「心の闇」が語られた社会的背景について、デュルケムの近代社会論などをふまえて検討する必要があることが確認された。個人化と教育の関係に関する議論の検討では、個人化と教育の関連について、理論的に整理する必要があることが確認された。

以上の議論をふまえて、第I部の残りの章では、次の四点の課題について理論的に明確化していく。

第一の課題は、本論文の視点である知識社会学について、デュルケム社会学の体系の中

で理論的・方法的に明確な位置づけをおこなうことである。この作業は第2章でおこなう。ここで問題となるのは、一般に言われるデュルケムの知識社会学は、前近代社会のカテゴリー体系を対象としたものであり (Durkheim & Mauss 1903=1980; DTS)、近代の犯罪報道を対象としたものではないことである。そのため第2章では、いわゆるデュルケムの知識社会学として知られる研究ではなく、デュルケムの道徳論、とりわけ犯罪論や近代社会論と整合性をもった、デュルケム社会学に通底する知識観について明らかにする。その上で、近代における道徳の知識としての犯罪報道の役割について社会的に位置づける。

第二の課題は、モラル・パニックについて、デュルケムの犯罪論との関連から理論的に整理することである。この作業は第3章でおこなう。理論的な系譜の上では、デュルケムの犯罪論は、エリクソンの犯罪論を経由して、コーエンのモラル・パニック論へとつながっている。そのため第3章では、これらの系譜に沿って議論をおこなう。

第三の課題は、心理主義化について、デュルケムの近代社会論との関連から理論的に整理することである。この作業は第4章でおこなう。ここで問題となるのは、デュルケムの論じた19世紀末から20世紀初頭の社会と現代の社会との間に100年もの隔りがある点である。そのため第4章では、デュルケムの近代社会論を、個人化論を参照しながら修正することで心理主義化論を再構成する作業をおこなう。

第四の課題は、個人化と教育の関連について、理論的に整理することである。この作業は第5章でおこなう。そこでは、本章で検討した個人化と教育の関連についての先行研究を議論の叩き台にして、本論文の視点を理論的に明確化する。

## 第2章 知識社会学と犯罪報道

### 1 デュルケム社会学から犯罪報道の分析へ

本章の目的は、本論文が依拠する知識社会学の視点と、研究対象である犯罪報道について説明し、本論文における知識について社会的に位置づけることである。そのために本章では、第一に、デュルケム社会学における知識と道德の関係について概説し、第二に、近代社会とメディア、犯罪報道の関係について論じる。

あらためて確認すると、知識社会学とは、社会（存在）が知識のあり様を規定しているという知識の存在拘束性にもとづいて、知識と社会の相互関係を明らかにするものである。本論文における知識は犯罪の語られ方であり、社会は個人化した現代社会ということになる。これらを分析するために、本論文では、デュルケム社会学にもとづいた機能主義的な知識社会学の視点を採用する。すなわち、社会を道德的に統合されたものとみなし、個々の知識を、そのような社会の維持・存続に対して寄与するものであるとみなすものである。デュルケム社会学において道德と機能の視点は非常に大きな比重を占めており、これらは犯罪と個人化の関係だけでなく、知識と社会の関係までも総合的に理解することを可能にするものである。

ところで、デュルケムの知識社会学というと、一般的にはオーストラリア原住民であるアボリジニの社会を主な対象とした議論によって知られている<sup>1</sup> (Durkheim & Mauss 1903=1980; Durkheim 1912=1975 [以下 FER と表記])。しかし、この視点を、現代の犯罪報道を対象とした本論文にそのまま適用することは困難である。とりわけ本論文にとって問題になるのは、第一に、それが認識社会学とも言われているように、時間や空間や因果といった現実認識のためのカテゴリーの社会的起源を問うものであり(中島 2005; 大野 1976; Rawls 1996)、一般的に言われる知識より広義の対象を扱っている点、第二に、それが原始的で未分化な社会における知識を対象としたものであり、近代の高度に分化した社会における知識を対象にしたものではない点である (Hamilton 1974: 103-19)。とはいえ、本論文の視点の多くは、デュルケム社会学やそれを発展させた議論によって支えられ

---

<sup>1</sup> スティーヴン・ルークスによると、デュルケムの知識社会学は、次の六つの主張に要約できる (Lukes 1973: 435-45)。それは第一に、概念は集合表象である。第二に、特定の分類と概念的な秩序は、社会の特定の形態に起因する。第三に、これらの分類および秩序は、社会の特定の形態を模している、あるいは（より正確には）構造的に類似している。第四に、カテゴリーは社会にとって機能的である。第五に、信念体系は、とりわけ原始的な宗教において、その宇宙論として部分的に見ることができる。第六に、科学の基本的な概念は宗教的な起源をもつ。

ているため、出自の違う別の知識社会学の視点に依拠することもまた困難である。そこで本章では、デュルケム社会学の知見の中から、次章以降で論じる他のデュルケム社会学の議論にも通底し、かつ犯罪報道の分析にも役立つ視点を抽出して議論する。そのため、ここで議論されるのは、一般的に言われるデュルケムの知識社会学ではなく、デュルケム社会学に通底する知識と社会の関係について、道徳と機能の視点から再構成したものということになる。

次節からは、第一に、デュルケム社会学における知識と道徳の関係について、犯罪と機能の視点を交えつつ解説した上で、第二に、近代社会とメディア、犯罪報道の関係について、近代社会における犯罪報道の役割に着目して論じる。

## 2 デュルケム社会学における知識と道徳

本節では、デュルケム社会学における知識と道徳について論じる。

### 2.1 集合意識、集合表象、概念

ここでは、集合意識、集合表象、概念の三つを概説するが、あらかじめそれぞれの包含関係を示せば、集合意識の構成要素の一つが集合表象であり、集合表象の構成要素の一つが概念である。その中で、本論文が知識と呼ぶもの範囲を明確にすれば、集合表象の一種としての概念ということになる。本論文において頻出する「語られ方」とは、まさしくこの集合表象としての概念を指している<sup>2</sup>。

集合意識とは、「固有の生命をもつ一定の体系を形成する」「同じ社会の成員たちの平均に共通な諸観念と諸感情の総体」である (DTS: 80)。集合意識の内容は、集合表象、集合感情、集合的価値に分けることができるが (中 1979: 122)、当然これらはまったく別々のものではなく、集合意識のもついくつかの側面と考えた方がよい。後で論じる道徳は、集合的価値にかかわるものであると言える。

集合表象とは、集合的な思考様式として定義できる。デュルケムによると、「集合表象が表現しているものは、集団がおのれにかかわりをもつ諸対象との関連でみずからについて考える仕方」(RMS: 33)であり、要するに社会が事物を表象する際の思考様式なのである。

---

<sup>2</sup> 表象も知識も、概念より広い範囲を指示しうるが、語られ方を対象とする本論文においてはこれで十分である。なお、概念以外の表象としてデュルケムは感覚的表象について論じている (FER 下: 352)。また、概念以外の知識としては、人の顔の見分け方や自転車の乗り方などの暗黙知がある (Polanyi 1966=2003: 18)。



デュルケムは、概念を、集合表象の要素として重視している。デュルケムは、「論理的思考の素材は概念からなっている」(FER 下: 350) と主張し、概念について以下のように述べている。

概念は、比較的不動であると同時に、普遍的であり、少なくとも、普遍化することができる。ある概念とは、わたくしの概念ではない。それは、他の人々とわたくしに共通なもの、あるいは、いずれにしても、彼らに交通可能なものである。(中略) 会話、人々の間の知的交通は、概念の交換からなっている。概念とは、本質的に非人格的な表象である。人間の知性が交通するのは、これによってである。(FER 下: 353)

ところで、疑いもなく、言語、ひいては、これが表現する概念の体系は、集合的洗煉の所産である。それが表明するものは、社会が総体において経験の対象を表象する様式である。したがって、語のさまざまな要素に対応する観念は、集合的表象である。(FER 下: 354)

ここでは、概念が「人間の知性が交通する」ことを可能にする集合表象であり、「社会が総体において経験の対象を表象する様式」であると主張されている。すなわち、概念とは、社会的な経験をもっとも知的に表象できるものなのである。

## 2.2 道徳と犯罪

集合表象が、集合意識の表現とみなせるのであれば、道徳とは集合意識のもつ力とみなせるものである。すなわち、人びとの行為を統制する力である。

道徳とは、強制や禁止といった義務の観念と、望ましく良きものという善の観念の二つによって構成される観念である (SP: 53-89)。ここで注意が必要なのは、デュルケムの道徳の用法がきわめて広義であるという点である。宮島喬によると、デュルケムが「道徳的」として指示するものは、『『精神的』の意もふくむし、またこの語のもとに法、宗教などなんらかの規範性をもつものも指示される」(宮島 1977: 15) という。つまり、デュルケムは、義務と善の観念を伴い、人びとの精神に作用して思考や行為を統制する力をもつすべての観念を道徳あるいは道徳的と呼んでいる。そのため、デュルケムの言う道徳は、一般

に言われる規範<sup>3</sup>に近い概念であり、規範の一種として法や慣習と並置される狭義の道德ではなく、それらを包括する広義の道德である。

デュルケムにとって道德は、社会の原動力である。すなわち、「道德は社会の本性を表す」(Durkheim 1925=2010 [以下 EM と表記] : 208) ものであり、「社会は単なる物質的な力とは異なった」「一つの偉大な道德力」(SP: 77) なのである。そのため、道德的なものは、集合的なものと密接に結びつけられており、集合的なものが個人に作用する力こそが道德なのである<sup>4</sup>。

デュルケムは、「ある行為は、それが集合意識の強力かつ明確な状態を侵すとき犯罪的である」(DTS: 81) と指摘し、「われわれは、それを犯罪だから非難するのではなくて、われわれがそれを非難するから犯罪なのである」(DTS: 82) と結論づけている。つまり、集合意識を侵犯し非難される行為が犯罪である。ここで、デュルケムの道德論を敷衍するならば、「集合意識の強力かつ明確な状態」が個人にとって道德的な力をもつことは明白であり、デュルケムにとって犯罪とは道德の侵犯とほぼ同義であると言える<sup>5</sup>。

### 2.3 知識の共有による道德的統合

以上の議論をふまえると、犯罪の語られ方とは、道德の侵犯についての概念ということになる。犯罪についての知識は、反道德的な行為についての知識であり、それは道德的行為を裏写しにするという意味で道德についての知識でもある。そのため、人びとがある犯罪の語られ方を共有することは、ある道德の知識を共有することと表裏一体をなすのである。

この道德の知識の機能については次章で詳述するので、ここでは基本的な点だけを指摘しておきたい。デュルケム社会学において、ある現象が機能的であると言われる場合、それは、全体社会における道德的統合に貢献していることを意味している(中 1979: 301-32)。

---

<sup>3</sup> 友枝敏雄によると、「規範とは、奨励のルールと禁止のルールからなるルールの複合体」(友枝 2002: 114) であり、規範には、慣習、道德、法の三種類がある(友枝 2006)。デュルケムは、道德の定義を定める以前に、別の議論において、「道德的法的諸事実」を「制裁をとまう行為準則からなっている」(Durkheim 1950=1974: 35) と規範に近い定義を行い、「職業道德」「市民道德」「契約道德」などについて論じていた。

<sup>4</sup> それはたとえば、「道德はこのように集団生活が始まるところに始まる」(SP: 75) というようなデュルケムの言葉に表れている。

<sup>5</sup> そのため、同じく道德を侵犯する逸脱である病気と非行についてはほとんど論じられておらず、逸脱という言葉自体がほとんど用いられない。なお、デュルケム以降の犯罪社会学の議論においては、犯罪よりしばしば逸脱の語の方が好まれる。

犯罪についての知識は、全体社会の人びとに共有されることで、人びとの道徳的行為<sup>6</sup>の基盤となるという点において機能的であると言える。そして、近代社会においては、全体社会の人びとに共有される犯罪についての知識のほとんどは、犯罪報道によって担われているのである。

次節では、デュルケムが論じなかった近代社会における犯罪の知識のあり様について、メディアと犯罪報道に着目しながら若干の説明を加える。

### 3 近代社会，メディア，犯罪報道

デュルケムにとって、人びとのもつ時間や空間の観念は、社会生活のリズムや社会が占める空間を反映したものであるとされていた (FER)。一方、現代の社会学においては、近代社会の人びとのもつ時間や空間の観念が、何かしらの形でメディアの社会的な存在様式を反映したものであると指摘されている。たとえば、マーシャル・マクルーハンは、「印刷のもつ画一性と反復性が、時間と空間が連続的で測定可能な量であるとする考え方を携えて、ルネッサンス期に浸透した」(McLuhan 1964=1987: 179) と述べ、近代にまで至るその影響力の強さを指摘している。

そこで本節では、近代社会においてメディアが果たした役割について、近代国家とメディアの関係、近代社会と犯罪報道の関係に着目しながら説明する。

#### 3.1 近代国家とメディア

近代社会とメディアの関係において第一に重要な点は、メディアが共通の言葉をもつ人びとの集合体としての近代国家<sup>7</sup>を生み出すことに貢献したという点である (Anderson [1983] 1991=2007; McLuhan 1964=1987: 173-82)。デュルケムは集合表象について論じる際、「われわれが、日常生活において、それによって思考している概念の体系は、われわれの母語の語彙が表明する概念の体系である」(FER 下: 352-3) と述べたが、それを可能にしたのが大量印刷の技術であった。すなわち、近代国家における正当な言葉の体系として定式化された国語が、大量印刷によって国民全体に広く行き渡るようになったのである。

もう一つの重要な点として、とりわけ報道に関して、人びとがメディアを通じて日常的

---

<sup>6</sup> 先述したとおり、デュルケムの道徳概念は非常に広義のものであるため、すべての行為は、道徳的行為か反道徳的行為 (逸脱行為) に分類されうる。

<sup>7</sup> 当然ながら、社会学が扱う社会とは実質的に近代国家のことを指しており (佐藤 1998)、本論文において全体社会と呼ぶ場合も、要するに近代国家としての日本を指している。

に新しい知識を入手するという習慣を生み出したという点である。村上直之によれば、近代とそれ以前を区別する重要な指標の一つとして日刊新聞の成立によるニュースの周期性があるという（村上 1999: 217）。これは、不可逆性と抽象的な量であることを特徴とする直線的な時間という近代の時間感覚の誕生に伴って（真木 [1981] 2003）、知識もまた時々刻々と更新されていくものとなったからである。これは、集合表象が更新されていくと言いつい換えてもよい。

以上の点は、近代国家を「想像の共同体」として成立させるような人びととメディアとの関係を生み出した（Anderson [1983] 1991=2007）。ベネディクト・アンダーソンによると、18世紀ヨーロッパで開花した新聞と小説の想像の様式が「国民という想像の共同体の性質を『表示』する技術的手段を提供した」という（Anderson [1983] 1991=2007: 50）。アンダーソンは、以下のように述べている。

社会的有機体が均質で空虚な時間のなかを暦に従って移動していくという観念は、国民の観念とまったくよくにている。国民もまた着々と歴史を下降し（あるいは上昇し）動いていく堅固な共同体と観念される。ひとりのアメリカ人は、二億四千万余のアメリカ人同胞のうち、ほんの一握りの人以外、一生のうちで会うことも、名前を知ることもないだろう。まして彼には、あるとき、かれらが一体何をしようとしているのか、そんなことは知るよしもない。しかし、それでいて、彼は、アメリカ人のゆるぎない、匿名の、同時的な活動についてまったく確信している。（Anderson [1983] 1991=2007: 51-2）

ここで、「ひとりのアメリカ人」を近代社会における理念的な新聞の読者とすれば、想像の共同体を成立させる上で重要な条件は次の三点である（Anderson [1983] 1991=2007: 59-62）。第一の点は、読者が、互いに知り合うこともない別の個人のかかわった事件について、自分と同じ社会に所属する成員のかかわった事件として想像することである。第二の点は、読者と事件の当事者とを含めた社会全体のあり様について、社会を俯瞰する視点から想像することである。第三の点は、それぞれの読者が毎朝、同時に新聞を読むことによって、そのような社会についての想像を社会の全成員が同時におこなうという日常的な習慣が成立することである。これらの想像の習慣によって読者は、自らの所属する社会全体について、そして同じ社会に所属する他の成員個人についてのイメージを形成し、それ

を毎日、更新し続けることになるのである。

### 3.2 近代社会と犯罪報道

前節の議論は犯罪報道においても当てはまる。すなわち、新聞の読者は犯罪について、同じ社会の成員である個人が起こした事件であると想像するとともに、社会全体における犯罪のあり様を俯瞰的に想像し、しかも、そのような想像を社会の全成員が同時におこなうようになったのである。この点は、近代国家の成立だけではなく、近代における犯罪統制の変化ともかかわっている。

村上は、イギリスにおける犯罪報道の誕生の重要な契機として、近世から近代への刑事司法政策の移り変わりを指摘している(村上 [1995] 2010)。これによると、近代的な犯罪報道の誕生には、イギリスの刑事司法政策における「一八世紀に見いだされた公開処刑の、恐怖感情の喚起による犯罪の〈抑止〉(deterrence)の思想から、労働者貧民とりわけ『危険な階級』に対する取り締まり活動すなわち日常的な監視と彼ら貧民の道徳的コンセンサスの形成によって犯罪を防止しようとする、いわゆる〈予防〉(prevention)の思想への全面的な転換」(村上 [1995] 2010: 177)が歴史的背景にあるという。すなわち、19世紀には、犯罪統計によって把握される犯罪率の高い「危険な階級」が発見され、その人びとの犯罪を予防するための道徳教育の普及の手段として、犯罪の情報を載せた警察広報の重要性が認識されるようになったのである(村上 [1995] 2010: 127-73)。このように、犯罪予防のために犯罪の情報を公開する必要があるという社会統制観の成立は、新聞による犯罪報道に積極的な意義を与えることになったのである。

日本において犯罪報道が成立したのは19世紀末である。松永寛明によると、「日本の統治体制が封建制から集権制へと移行するにともない、第一に、法執行者・観衆間で機能する統制方法が公開の身体刑を用いる方法から公開の法令を用いるものへと変化し、その変化が公開の刑事裁判および犯罪報道を成立させ、第二に、個人の行為に対する関心と非個人的な属性に対する関心の分化が、犯罪報道の内容を成立させた」(松永 2008: 129)という。すなわち、当時の明治政府は、刑事司法の正当性に対する国民の信頼を得るために犯罪についての情報を公開して報道させるようになり(松永 2008: 108-32)、新聞は個人の犯罪行為についての記事と犯罪統計についての記事とを掲載するようになったのである(松永 2008: 108-62)。

以上の議論を敷衍すれば、犯罪報道は、第一に、個人と社会の分離、すなわち犯行動機

に示される固有の内面をもつ個人と犯罪統計に示される固有の法則をもつ社会の分離と、第二に、人びとの合意を調達することで正当性を得る社会統制の成立と深く結びついていると考えられる。これらの特徴のうち、第一の点は、先述した犯罪者という個人について想像すること、全体社会の犯罪のあり様について想像することに対応し、第二の点は、それらの想像を社会の全成員でおこなうことと関連していると言える。

以上の議論をデュルケムの議論に引きつけて解釈すれば次のようになる。すなわち、近代社会とは、犯罪報道によって、道德についての集合表象を更新し続けることで社会の道德的統合を維持・存続させる社会であるということである。

#### 4 犯罪報道の知識社会学に向けて

本章では、第一に、デュルケム社会学における知識と道德の関係について概説し、第二に、近代社会とメディア、犯罪報道の関係について論じることで、本論文における知識について社会的に位置づけた。ここで明らかになったのは次の三点である。第一に、知識とは集合表象であり、本論文における「語られ方」とは、概念としての集合表象のことを言う。第二に、全体社会の人びとに共有される犯罪についての知識は、社会の道德的統合を維持・存続させる機能がある。第三に、近代社会は、犯罪報道によって、道德についての集合表象を更新し続けることで社会の道德的統合を維持・存続させる社会である。

ところで、以上の議論は、機能主義的な知識社会学を標榜する本論文の視座について、もっとも基本的な点を確認したに過ぎない。「第四の波」の少年犯罪報道を検証していくためには、犯罪報道の理論的な位置づけについてさらに精緻化していく必要がある。ここで重要な点は、「第四の波」の少年犯罪報道がモラル・パニックとして位置づけられる点である。次章の課題は、このモラル・パニックの機能について明らかにすることである。

### 第3章 モラル・パニックの機能

#### 1 モラル・パニックと道徳的境界の更新

本章の目的は、モラル・パニックの機能について理論的に明らかにすることである。そのために本章では、デュルケムの犯罪論、エリクソンの犯罪論、コーエンのモラル・パニック論を参照して、モラル・パニックについて理論的に整理する。

前章では、デュルケム社会学における知識と道徳の関係について説明し、第一に、本論文における知識とは集合表象としての概念であること、第二に、犯罪についての知識の機能が社会の道徳的な統合にあること、第三に、近代社会においてはメディアによって人びとに共有される犯罪の知識が社会統制の基礎にあることを確認した。

前章の終わりでも指摘したように、「第四の波」の少年犯罪報道を分析する上で重要なのは、それが、マス・メディアの報道によってある逸脱事象が急速に社会問題化するモラル・パニックとして位置づけられる点である。前章では、犯罪報道に接することが人びとの日常的な習慣となっていると述べたが、モラル・パニックは、そのような日常的な習慣を基盤としつつも、犯罪をめぐる非日常的な大騒ぎとして特徴づけられる様相を示す現象である。そのため、モラル・パニックは、人びとが犯罪を知ることによって道徳を知るという広い意味では社会の道徳の維持・存続にかかわる現象ではありつつも、それ以上の積極的な意味づけがなされるべき現象でもある。本章で論じるように、モラル・パニックには、広義では道徳の維持・存続に含まれるものの、新しい道徳を形成するというより積極的な機能が見出せるのである。

本章では、このモラル・パニックという現象を、デュルケム社会学から受け継がれている機能主義的な犯罪社会学の文脈に位置づけることによって理解する<sup>1</sup>。モラル・パニックの機能主義的な理解は、デュルケムの犯罪論からエリクソンの犯罪論を経由して、コーエンのモラル・パニック論へと受け継がれている視点である。デュルケム社会学にもとづく本論文の視点からは、デュルケムの犯罪論からモラル・パニック論へといたる歴史的な系譜に従って説明していくのがよい。そのため、以下では、デュルケムの犯罪論、エリクソンの犯罪論、コーエンのモラル・パニック論の順で説明していく。

---

<sup>1</sup> 大村英昭と宝月誠によれば、犯罪の機能主義的理解にも二種類あり、共同体内部のある個人や集団という単位にとって機能的であるという部分志向的な機能主義と、犯罪が共同体全体にとって機能的であるという全体志向的な機能主義がある(大村英昭・宝月誠 1979: 291-310)。前章での議論からわかるとおり、本論文の立場は全体志向的な機能主義である。

## 2 デュルケムの犯罪論

本節では、デュルケムの犯罪論の中から、モラル・パニック論へと受け継がれた視点について説明する。

次節で詳述するようにエリクソンは、デュルケムの犯罪論にもとづいて、犯罪には社会の道徳的境界を更新する機能があると論じている (Erikson 1966=2014)。エリクソンは、その議論を進める上で、デュルケムの犯罪論から次の二つ考えを取り上げている。それは第一に、犯罪が社会の集合性を強める機能があるという議論と (Erikson 1966=2014: 14)、第二に、すべての社会には必ず犯罪が存在するという犯罪の常態性についての議論である (Erikson 1966=2014: 36)。ここでは、エリクソンの議論を説明する前段階として、これら二つの点を中心にデュルケムの犯罪論を説明する。

### 2.1 社会の集合性の強化

まず、犯罪が社会の集合性を強めるという議論についだが、デュルケムは次のように言う。

だから犯罪は、誠実な諸意識を近づけさせ、集中させる。たとえば、ことに小さな町で、道徳的に破廉恥な行為がおこなわれたときに、どんなことがおこるかのみただけでいい。人びとは路傍にたたずみ、訪れあい、適当な場所であって事件を語り、ともに憤慨する。おたがいに交される似かよった印象のすべてから、たがいに示しあうすべての怒りから、ばあいに応じて多少の違いはあるが、唯ひとつの怒りがひきだされる。この怒りは、特定個人の怒りではない。すべてのひとの怒りである。これは公憤である。(DTS: 100)

このように、犯罪は人びとの集合的な怒りを生み出し、人びとの意識をそこに集中させるのである。デュルケムによれば、犯罪によって冒涇された集合意識は、犯罪者に対する集合的な憤怒、すなわち公憤によってその力を回復しなければならない (DTS: 95-107)。なぜなら、集合意識は、犯罪によって冒涇されたままではその集合性を維持できないため、犯罪に対して集合的に対抗しなければならないからである。すなわち、「一言でいえば、傷つけられるのは共同意識なのであるから、抵抗するのもまた共同意識でなければならないし、したがって、その抵抗もまた集合的なものでなければならない」(DTS: 101) のであ



る。つまり、犯罪は、それに対する人びとの集合的な怒りや抵抗を誘発することによって、結果的に社会の集合性を強める機能を果たすのである。

井上俊によれば、犯罪者の裁判や処罰は、集合意識の神聖性を再確認し、社会的連帯を強化するのに役立つため、宗教的儀礼と同じ機能をもつという（井上 1977: 131-2）。ここで、犯罪に対する公憤や宗教的儀礼のように集合意識が格別に強まる現象は、集合的沸騰<sup>2</sup>と呼ばれている。すなわち、「ひとたび諸個人が集合すると、その接近から一種の電力が放たれ、これがただちに彼らを異常な激動の段階」（FER 上: 389）へと移行し、「これらはあらゆる生理的ならびに心理的生活が久しくは耐えられないくらい強烈な超興奮状態をもたらす」（FER 上: 390）のである。この集合的沸騰のもっとも身近な例が、周期的に執りおこなわれる宗教的儀礼なのである。

集合的沸騰は、社会の道徳を更新する機能をもっている。デュルケムは、オーストラリア原住民のアボリジニの集合的沸騰について次のように述べている。

社会が、自らを意識し、自らに対してもつ感情を必要な強度で維持できるためには、社会は、会合し、集中しなければならない。ところが、この集中は道徳的生活の高揚をもたらし、その高揚が理想的な概念の総体によって表現され、そこに、こうしてよび醒まされた新たな生活が描き出される。（中略）一つの社会は、それと同時に理想を創造しないでは、自らを創造することも、再創造することもできない。（中略）社会は、すでに形成されている場合、この行為によって完成されるだろう。社会は周期的に自らを作り、また、作りかえるのである。（FER 下: 333-4）

このように、社会は、人びとが集い、共に一つの道徳的理想<sup>3</sup>に対して熱狂する集合的沸騰によって、周期的に自らを更新するのである。

ところで、集合的沸騰には、宗教的儀礼のように一定の周期で開催される反復性のものだけでなく、歴史的に一度しか生じないような一回性のものもある（Pickering 1984:

---

<sup>2</sup> effervescence collective の訳。邦訳では「集合的激昂」と訳出されているが（FER 上: 396）、本論文では社会学一般で用いられている集合的沸騰の方を用いる。

<sup>3</sup> デュルケムによると、「理想とは、個人の頭上高くに位して、個人の活動を強力に促すところの理念の総体」（EM: 218）である。デュルケムにとって理想と道徳はきわめて密接な関係にあるものである。すなわち、「理想は集合力」であるため「全く道徳的である」（SP: 127）し、「宗教、道徳、法律、経済、美学等の主要な社会現象は価値の、したがって理想の体系以外のものではない」（SP: 131）のである。

380-94). すなわち、近代社会において生じるような改革や革命、社会運動の盛り上がりなどである。デュルケムによれば、「事実、文明が立脚している偉大な理想が構成されるのはこの種の沸騰期において」であり、「創造期もしくは革新期というのは各種の状況の影響の下に人びとが今までよりもっと密接に結合されるようになり、会合、集会が更に頻繁となり、相互関係が更に深くなり、観念の交換が更に活発となっている時期」なのである (SP: 125)。このように、近代社会における道徳的理想も、その時々にかかる集合的沸騰によって新たに創造されたものなのである。

ここで重要なのは、集合的沸騰においては集合意識が強まるだけでなく、道徳的理想をめぐるコミュニケーションが活発化することである。つまり、集合的沸騰においては、新しい道徳的理想をめぐる観念や概念が積極的に人びとの間で交換され、集合意識が更新されるだけでなく、集合表象もまた更新されるのである。

先述したように、宗教的儀礼などの集合的沸騰は、道徳的理想を集合的に称賛することによって社会の道徳を更新する機能をもつ。これと同じように考えれば、犯罪をめぐる集合的沸騰は、犯罪者を集合的に非難することによって社会の道徳を更新する機能をもつと言える。というのも、道徳と犯罪はコインの裏表のように、ある道徳が形成されれば必ずそれに対応する犯罪が形成されるという相互に切り離せない関係を形成しているためである。そのため、道徳への賞賛と犯罪への非難もまたコインの裏表の関係にあるのである<sup>4</sup>。

## 2.2 犯罪の常態性

次に、犯罪の常態性についての議論だが、デュルケムは、なぜ犯罪が社会からなくならないのかを説明するために、次のような議論を展開している。通常的一般認識としては、犯罪とは不道徳のなせる業であり、人びとの道徳意識さえ向上すれば、減少させることのできるものと思われている。しかし、デュルケムはそのような考えを、次のようなたとえ話をういて否定する。

かりに聖人たちから成る一社会を、すなわち模範的で非のうちどころのない僧院を想像してみよう。いわゆる犯罪というものは、そこでは起こらないかもしれない。け

---

<sup>4</sup> たとえば、革命による新しい道徳的理想の形成は、必ず旧来の道徳的秩序に従う行為の犯罪化を伴う。そして、ここでは革命的理想の賞賛と旧来の秩序の非難が、同じ社会的変化におけるコインの裏表の関係になることになる。

れども、俗人たちには許容されるにちがいないさまざまな過ちが、そこでは、ふつうの法律違反が通常の意識にたいしてよび起こすようなスキャンダルを生じることであろう。それゆえ、もしもこの社会が裁判と処罰の権力をもっているならば、それらの行為は、これによって犯罪的とされ、そのようなものとして扱われるにちがいない。

(RMS: 155)

このように、人は道徳的になればなるほどさらに細かな逸脱にも敏感になるのであって、俗人にとっては犯罪ではない行為ですら、聖人にとっては犯罪になってしまうのである。つまり、俗人の社会においては緩い道徳的基準が、聖人の社会においては厳しい道徳的基準が適用されるのである。これは、社会の変化に合わせて道徳の方も、必ずある程度の犯罪者を出すように調整されることを示している。すなわち、どのような社会においても必ず、その社会の成員を道徳への同調者と逸脱者に二分するように道徳が形成されるのである。

### 3 エリクソンの犯罪論

エリクソンは、前節で説明したデュルケムの犯罪論を、社会の道徳的境界の更新という視点から捉え直している (Erikson 1966=2014: 13-39)。道徳的境界とは、道徳と逸脱、同調者と逸脱者を区別する道徳的基準として引かれる境界のことである<sup>5</sup>。また、本論文で言う道徳的境界の更新とは、道徳的境界の「明確化」や「書き換え」のことを言う (大村・宝月 1979: 297-300)。エリクソンによると、デュルケムが指摘した集合性の強化という犯罪の機能と、常態性という犯罪の性質は、道徳的境界を維持しなければ共同体が存続しえないことから生じたものであるという。すなわち、社会が集合性を維持するためには道徳が必要だが、道徳的境界を維持するためには犯罪者もまた必要なのである。

エリクソンによれば、「人間のコミュニティは、そのメンバーが特定の活動範囲に自分たちを制限し、その範囲からはみ出した振る舞いを不適切あるいは不道徳とみなすという意味で、境界を維持しているということが出来る」 (Erikson 1966=2014: 19-20) という。すなわち、どのような共同体においても、道徳的境界を維持することは、共同体の存続にとって必須の条件となっているのである。そして、エリクソンは次のように言う。

---

<sup>5</sup> 道徳的境界については、パット・ローダーゲール (Lauderdale 1976)、ナフマン・ベン-イエフダ (Ben-Yehuda 1985) の議論も参照のこと。

最初に、社会の境界を標示する唯一の資料はそのメンバーの行動である——というよりも、メンバーを規則的な社会関係にむすびつける相互作用のネットワークである。そして集団の外縁をもっとも効果的に位置づけ、それを公けにする相互作用は、一方は逸脱的人間、他方はコミュニティ公認の統制執行者の間で行なわれる相互作用である。逸脱者とはその活動が集団の限界からはみ出る人間であり、コミュニティが彼にそのはみ出した理由を説明させるとき、コミュニティは自らの境界の性質と位置について表明しているのである。それはまた、どの程度まで変化と多様性を認めたら、集団の識別可能なかたちと固有のアイデンティティを失われるかの表明でもある。

(Erikson 1966=2014: 20)

つまり、共同体がその道徳的境界を明確に示すためには、道徳的境界を挟んで対峙する共同体の統制執行者と逸脱者との相互作用を提示することがもっとも効果的なのである。そのため、共同体にとって逸脱者は、道徳的境界を引くための必要不可欠な社会的資源なのであり、その意味で逸脱者は存在しなければならないのである。

エリクソンは、この考えから分析に適用可能なテーマとして次の点を導き出している。それは、「どんな人間のコミュニティもそれに固有の境界があり、独自のアイデンティティをもっている。そのため、どんなコミュニティもそれに固有の逸脱行動の様式も有している」(Erikson 1966=2014: 29) というものである<sup>6</sup>。すなわち、どのような共同体においても道徳と逸脱とは不可分の関係にあり、共同体に固有の道徳には共同体に固有の逸脱が常に伴うのである。そのため、共同体に新しい道徳が生まれるときには、新しい逸脱者もまた生まれることになるのである。エリクソンは、このテーマに従って、共同体の道徳的秩序の更新と新しい犯罪の登場について論じている。エリクソンは、共同体の道徳的境界の曖昧化を「境界危機」と呼び、境界危機によって引き起こされた新しい逸脱者に対する人びとの公憤の高まりを「犯罪の波」<sup>7</sup>と呼んでいる。そして、「日々の動き出来事の動き

---

<sup>6</sup> エリクソンは、この他に「一つのコミュニティが出会う逸脱の総量は時代をこえてかなり一定の傾向がある」(Erikson 1966=2014: 33) というテーマ、「どの社会も人びとを逸脱的位置に指名する独自の的方法、彼らを集団的空間の範囲をこえて配備する独自の的方法をもっている」(Erikson 1966=2014: 37) というテーマを設定している。しかし、ここではデュルケムの犯罪論からモラル・パニック論へと受け継がれている主要なテーマについてのみ解説し、その他のテーマは取り上げない。

<sup>7</sup> 序章の注1でも述べたように、本論文における少年犯罪の「第四の波」という言葉は、

の中である境界線が曖昧になると、『犯罪の波』が問題の争点をドラマチックな形で示し、新しい逸脱者と既存の統制機関とが対決して、争点をさらに彫琢する公開討論の場というべきものがもたらされる」(Erikson 1966=2014: 80-1)と指摘している。エリクソンは、その実例として、17世紀のアメリカ、マサチューセッツのピューリタン社会における三つの犯罪の波、すなわち、反律法主義者、クウェイカー教徒、セイラム村の魔女たちに対する公憤の盛り上がりを取り上げている(Erikson 1966=2014: 31-159)。そして、これらの逸脱者への公憤が、共同体の道徳的境界を新たに引き直し、危機に陥っていたピューリタンの道徳的秩序を更新するのに役立ったと指摘している。

ここで、境界危機によって犯罪の波が引き起こされる場合、二つのことが示唆されている点に注意する必要がある。すなわち、「一つは、しばらく前からグループ内に存在していたけれども格別注意をひかなかった行動形態がコミュニティから非難を浴びはじめるということ」と、「いま一つは、以前から逸脱行動をとる傾向をもっていた人びとが境界線の破れ目に入りこみ、問題の境界線を実地検分しはじめるということ」の二つである(Erikson 1966=2014: 81)。これらは要するに、犯罪の社会問題化の原因が、人びとの道徳的関心の変化なのか、犯罪の実態の変化なのかという論点にかかわっているものである。この点については、次節と第6章において再び取り上げる。

#### 4 モラル・パニック論

エリクソンは、近代社会においては、マス・メディアのニュースこそが、逸脱者と統制執行者との対決が衆目にさらされ、人びとが道徳的境界を学習するための主要な情報源となっていることを指摘している(Erikson 1966=2014: 21-2)。すなわち、「比喩的な意味だが、少なくとも、道徳と非道徳が公開の処刑台の上で出あい、二つの間に線が引かれるのはその出あいの時なのである」(Erikson 1966=2014: 22)。現在では、犯罪報道を舞台としておこなわれる道徳的境界の更新、あるいは犯罪をめぐる集合的沸騰は、モラル・パニックと呼ばれている。モラル・パニックとは、その提唱者であるコーエンによると、次のような事態のことを言う<sup>8</sup>。

---

エリクソンの言う「犯罪の波」の意味、すなわち新しい道徳的境界の更新に伴う新しい犯罪の登場の意味も込めて用いている。

<sup>8</sup> コーエンのモラル・パニック論については、徳岡秀雄(1987: 228-46)に詳しく紹介されている。本節での解説においても参考にしている部分が多い。

ある問題に直面した社会は、時としてモラル・パニックに陥る。ある事態、出来事、個人、集団が、社会的価値や関心にとって脅威であると定義されるようになる。その意味づけがマス・メディアによって様式化・ステレオタイプ化される。道徳のバリエーションが、文筆家、聖職者、政治家、その他の良識的な人びとによって配置される。社会的信用のある専門家が診断を下し、対策を提言する。対処法が創出されるか、あるいは（多くの場合）実行される。その事態は消滅するか、潜行化するか、もしくは悪化して、より顕在化することになる（Cohen [1972] 2002: 1）。

このように、モラル・パニックとは、マス・メディアを舞台として社会が逸脱者と対決する社会現象として捉えられるのである。

コーエンは、モラル・パニックの実例として、1960年代のイギリスにおけるモッズとロッカーズという若者集団<sup>9</sup>に対する公憤の高まりを記述している。そして、コーエンはその社会的背景として、当時のイギリスの社会的変化による境界危機を指摘し、モラル・パニックを道徳的境界の更新に伴う現象として位置づけている（Cohen [1972] 2002: 161-7）。コーエンは次のように述べている。

われわれは、1960年代の初頭に、曖昧さと緊張が頂点に達していたことを示唆することができるだろう。境界はまだ明確に引かれていなかったし、実際、その反応はこの境界を引くことの一部であった。その期間は、エリクソンの言う「境界危機」の状況として見ることができ、その期間には、集団自身の不確かさを、逸脱者と共同体公認の統制執行者との儀式的な対決によって解決するのである。（中略）

エリクソンがいわゆる「犯罪の波」について述べたように、彼らは、境界が不鮮明になった時にその問題をドラマ化し、問題をよりはっきりと明確化するための公開討論の場を与えるのである。（Cohen [1972] 2002: 162）

このように、モラル・パニックとは、社会の道徳的境界が不鮮明になったときに、マス・メディアを通じて逸脱者を集散的に非難することによって、新たに道徳的境界を明確化する

---

<sup>9</sup> モッズやロッカーズは、日本で言えば暴走族の派閥のようなものであり、独自の音楽や服装の好みもつバイク好きの若者集団を指す。モラル・パニックの発端となった事件は、1964年のイースターの日、モッズとロッカーズが対立し、衝突した事件である。

る現象なのである<sup>10</sup>。そのため、モラル・パニックが生じている間は、逸脱者や逸脱行為の性質についてのイメージや逸脱の原因、逸脱の統制方法をめぐっての議論が巻き起こることになるのである<sup>11</sup> (Cohen [1972] 2002: 35-119)。

モラル・パニック論はその後、様々に展開していったが、何をモラル・パニックと呼ぶかについては、一定の整理がなされている。グードとベン-イエフダによれば、ある事態への社会的反応をモラル・パニックであると判断するには、次の五つの指標がある (Goode & Ben-Yehuda 1994: 33-41)。第一に、ある集団やカテゴリーの行動とその行動が社会に及ぼす影響に対する「懸念」が高まる。第二に、問題となっている行動にかかわる集団やカテゴリーへの「敵意」が増大する。第三に、その脅威の深刻さ、及びそれがある集団や行動によって引き起こされていることに対する広範な「合意」が存在する。第四に、じっさいの問題の程度に対して不釣り合いな社会的反応が見られるという「不均衡さ」が存在する。第五に、モラル・パニックが生じている時期に高まる敵意は長期間持続しないという「一時性」<sup>12</sup>である。これらの指標のうち、懸念、敵意、合意については、これまでの議論の延長線上において理解可能である。すなわち、社会の道徳的境界の更新するためには、逸脱者が共同体にもたらす害についての具体的なイメージや、それに対する反感が人びとに共有されている必要があるからである。また、一時性についても同様の視点から理解可能である。すなわち、社会の道徳的境界を更新する際に人びとの道徳的関心を集中させるの

---

<sup>10</sup> モラル・パニック論は、エリクソンの犯罪論だけでなく、ハワード・S・ベッカー (Becker [1963] 1973=2011) やジョセフ・R・ガスフィールド (Gusfield [1963] 1986) の議論など、ラベリング理論やその源流となった議論からも大きな影響を受けている (Cohen [1972] 2002: 1-9)。ガスフィールドは、禁酒法 (1919年制定, 1920年施行) の成立を支持した反酒場連盟などの象徴的十字軍の活動に着目して (Gusfield [1963] 1986)、ベッカーは、マリファナ税法 (1937年制定, 施行) の成立を先導した財務省麻薬局のような道徳事業家の活動に着目して (Becker [1963] 1973=2011: 123-72)、それぞれ逸脱の社会問題化を記述している。そのため、第1章の2.1でも述べたように、コーエンだけでなくその後のモラル・パニック論においても、モラル・パニックの主体として一般大衆のような社会全体の人びとの活動だけではなく、エリートや利害集団などの個別の社会集団の活動に着目したモデルがある (Goode & Ben-Yehuda 1994: 124-43)。

<sup>11</sup> コーエンは、モラル・パニックを、事件の発生に対する「警告」、じっさいに事件が生じる「インパクト」、人びとが事件に対する見取り図を描き始める「点検」、人びとが事件に対して対処する「社会的対応」の四段階に分けている。モラル・パニック論においては、社会的対応の段階におけるマス・メディアの議論を記述することが主要な関心となる。

<sup>12</sup> ここで言う「一時性」とは、あくまでも逸脱者への敵意が一時的であるということであり、モラル・パニックをきっかけとした社会制度の改変などによって、社会に長期的な影響が生じることを否定したものではない。たとえば、「第四の波」の少年犯罪も、「心の教育」や少年法改正などの社会制度の改変をもたらしたが、犯罪少年に対する事件当初の敵意の盛り上がり自体は、長期間、同じ強度を保続したとまでは言えない。

が逸脱者の役割であるとすれば、逸脱者はその更新の間だけ一時的に人びとの関心を集めさえすればよく、更新が終了した途端に人びとの道徳的関心の対象である必要がなくなるのである。不均衡さについては、前節で述べた論点、すなわち、犯罪の社会問題化の原因が、人びとの道徳的関心の変化なのか、犯罪の実態の変化なのかという論点とかがかかわっている。モラル・パニック論では、モラル・パニックの原因をしばしば人びとの道徳的関心の変化の方に帰属する。というのも、モラル・パニック論においては、「パニック」という言葉が示すように、犯罪の実態の変化がないにもかかわらず、人びとが過剰に犯罪を社会問題化し、不合理に騒いでいることを批判する傾向があるからである。序章で述べたように、本論文も「第四の波」の少年犯罪に関して同じ前提を共有しており、第6章でそれを検証する作業をおこなう。

以上の議論をまとめると、モラル・パニックとその対象となる逸脱に関して次のように言える。すなわち、従来の社会の道徳が不鮮明になり、新たに道徳を更新する必要があるからこそ、その道徳と関連した逸脱が人びとに見出され、非難の対象となるということである。これは、一般の人びとが常識的に考えるだろう社会と逸脱の関係とは反対である。通常、従来の社会の道徳が不鮮明になった結果として、人びとの道徳意識が低下して逸脱が増加するのであって、その逸脱を減らすために新たに道徳を更新しなければならないと思われている。しかし、そうではなく、従来の社会の道徳が不鮮明になった結果として、人びとが新たに道徳を明確化しなければならなくなったからこそ、それに関連する逸脱が非難の対象として人びとに見出され、モラル・パニックが生じるのである。

## 5 「第四の波」の少年犯罪とモラル・パニック

本章では、デュルケムの犯罪論、エリクソンの犯罪論、コーエンのモラル・パニック論を参照して、モラル・パニックには社会の道徳的境界を更新する機能があり、新しい逸脱に対するモラル・パニックは、新しい道徳の形成に伴って生じるものであることを明らかにした。

それでは、「第四の波」の少年犯罪をめぐるモラル・パニックにおいて更新された道徳的境界とは何だったのだろうか。「第四の波」の少年犯罪報道の特徴は、少年犯罪が「心」の問題として語られたことであった。すなわち、それは、現代社会において「心」が、人びとにとって重要な道徳的対象となったことを示しているのである。次章の課題は、「心」が人びとの道徳的な対象となった社会的背景について、デュルケムの道徳論と個人化論の視



点から理論的に考察することである.

## 第4章 個人化と「心」をめぐる道徳

### 1 個人化社会の道徳

本章の目的は、「心」が人びとの道徳的な対象となった社会的背景について、理論的に考察することである。そのために本章では、デュルケムによる近代社会の道徳論と個人化論の視点から心理主義化論の知見を再構成する作業をおこなう。

前章では、モラル・パニックには社会の道徳的境界を更新する機能があり、新しい逸脱に対するモラル・パニックは、新しい道徳の形成に伴って生じるものであることを明らかにした。それでは、「第四の波」の少年犯罪という新しい逸脱は、現代社会におけるどのような道徳の形成に伴って生じたのだろうか。序章で述べたように、「第四の波」の少年犯罪の語られ方の特徴は、犯罪が子どもの「心」の問題とされたことである。そのため、「第四の波」の少年犯罪をめぐるモラル・パニックは、子どもの「心」に関する新しい道徳の形成に伴って生じたと考えられる。そこで本章では、現代社会において「心」が人びとにとって重要な道徳的な対象として浮上した社会的背景について理論的に考察する。

「心」に対する社会的関心が増大する現象は、心理主義化と呼ばれている（森 2000）。この心理主義化の社会的背景として指摘されるのが、社会の個人化（Beck 1986=1998）である。個人化とは、「社会の構成単位が個人により純化していく過程」（片桐・檜村 2011: 373）のことであり、ここでは、個人化の進行した社会を「個人化社会」と呼ぶことにする（Bauman 2001=2008）。先行研究の議論において心理主義化は、デュルケムの個人主義論の中でも、とりわけ個々人の人格が神のような崇拝の対象となるという人格崇拝（DTS: 384）と関連づけられて論じられてきた（森 2000; 山田 2007）。すなわち、心理主義化は、個人化社会において人びとが人格崇拝を実践するために、日常的な社会生活の中で「心」に関心をもつ必要が生じたことで起きた現象であるとされたのである。しかし、第1章で論じたように、犯罪少年の「心」の語られ方を明らかにするためには人格崇拝論だけでは十分ではない。そこで本章では、心理主義化の背景に、デュルケムが近代社会の道徳として指摘した個人主義と進歩主義の二つの道徳があると考えて議論を展開する<sup>1</sup>（土

---

<sup>1</sup> 『自殺論』におけるデュルケムの道徳論を用いた時代診断としては、中島道男や大村英照が、高度経済成長期の終了を境としてアノミーの時代からエゴイズム（自己本位主義）の時代へと変化したことを論じている（中島 1997: 195-217; 大村 [1980] 1989: 32-47; 2002: 35-51）。すなわち、進歩主義が優位な時代から個人主義が優位な時代への変化という時代診断である。心理主義化論は、明示されていないものの、おおむねこれと同様の時代診断にもとづいていると考えられる。

井 2003: 101-29). すなわち, 心理主義化とは, 個人化社会において個人主義と進歩主義が人びとに作用することによって生じた現象なのである<sup>2</sup>. そのために本章では, 近代初期の産業社会を論じたデュルケムの議論を, ベック (Beck 1986=1998), ギデンズ (Giddens 1991=2005) を筆頭とした個人化論を参照して修正しつつ, 心理主義化論を再構成する作業をおこなう.

## 2 近代社会の道徳

### 2.1 近代社会の二つの道徳

あらかじめ定義しておけば, 個人主義とは個人の尊重を是とする道徳であり, 進歩主義とは進歩の追求を是とする道徳である<sup>3</sup>. デュルケムは『自殺論』において, 常軌を逸した個人化<sup>4</sup>により生じる自己本位的自殺 (SU: 171-259) の背景に個人主義の道徳, 欲望の無規制状態によって生じるアノミー的自殺 (SU: 292-344) の背景に進歩主義の道徳の存在を指摘している. そして, 近代社会はこれらの道徳が優越した社会環境であり<sup>5</sup>, それぞれの道徳が過度に強調された結果として, それらに対応する自殺が生起すると論じたのである<sup>6</sup> (SU: 459-67).

---

<sup>2</sup> 個人化と個人主義の区別について, 本論文では, 個人化を個人と集団の関係の歴史的変化を記述する概念として, 個人主義を個人の行為を統制する道徳を記述する概念として用いる.

<sup>3</sup> これら二つの道徳に関するデュルケムの議論については宮島 (1977: 193-245) とジャンフランコ・ポッジ (Poggi 1972=1986: 179-97) が詳しくまとめているので, それらを参照のこと.

<sup>4</sup> デュルケムの言う個人化は, 前近代の伝統社会から近代の産業社会への個人の解き放ちのことを指しており, 産業社会から個人化社会への個人の解き放ちとは水準が異なる現象である. 詳しくは 3.1 を参照のこと.

<sup>5</sup> デュルケムによれば, 自己本位主義とアノミーは共通の社会的背景をもっている. すなわち, 「両者とも, 社会が個人のなかに十分存在していないという理由から発生している」 (SU: 319) のであり, 「事実, それらが一般に, 同じ社会的状態の二つの異なった側面にすぎないことはわかっており, したがって, この二要因が, 同一の個人のなかにみいだされるところとしてもべつに不思議はない」 (SU: 361) と述べている.

<sup>6</sup> まず, 自己本位主義は個人主義の道徳が過度に強調された結果として理解される. 「人格の尊厳が行為の至高の目的となっていて, 人間が人間にとって神であるような社会や環境, すなわち個人主義的道徳が優越する社会において「個人は, 容易にみずからの内部に存在する人間を神とみなし, 自己自身をみずからの崇拜の対象とするかたむきがある」 (SU: 463). そのため, 「若干の事情がむすびについて作用するだけで, すでに個人はみずからをこえた存在をなに一つ認めることができなくなってしまう」のであり, 自己本位主義が生起するのである. 次に, アノミーは進歩主義の道徳が過度に強調された結果として理解される. 「進歩のすみやかな, また, すみやかでなければならぬ民族, すなわち進歩主義的道徳が優越する社会においては, 「個人を抑制している規制も十分に柔軟で, 順応性が高

個人主義と進歩主義の性質の違いについて本論文では、個人化論との関連から、統制される行為の志向のベクトルの違いによるものとして理解する<sup>7</sup>。すなわち、個人主義は、行為者にとって空間的・共時的な志向をもつ自己 - 他者の関係をめぐる道徳、進歩主義は、行為者にとって時間的・通時的な志向をもつ現在 - 未来の関係をめぐる道徳である。これらの道徳は議論の便宜上、別々のものとして扱うが、じっさいの行為者においては、これらの道徳が密接に結びついて内面化されることになる。以下では、これらの道徳とその社会的背景についてのデュルケムの議論を解説する。

## 2.2 個人主義

デュルケムの個人主義論は、周知のとおり人格崇拜の名とともに知られている。人格「崇拜」という言葉が示すとおり、デュルケムは、宗教<sup>8</sup>の聖なるものの比喻を用いて個人主義の道徳を論じている<sup>9</sup>。「聖物とは、禁止が保護し孤立させる物」(FER 上: 77) のことであるが、ここで重要なのは、それが道徳における義務と善の観念と同じような二元性を示す点である<sup>10</sup>。すなわち、強制や禁止、畏敬のように人を遠ざける力と、望ましさや良さ、愛着のように人を近づける力の組み合わせによってその観念が形成されている点で、道徳と聖なるものとは共通しているのである<sup>11</sup>。

---

くなければならない」(SU: 463)。しかし、「このばあいには、人びとの欲望や野心は、それほど強く抑制されていないので、どうしても、ある限界をこえてとりとめもなくひろがってしまう」(SU: 463-4) ために、アノミーが生起するのである。

<sup>7</sup> デュルケムは、自己本位主義が「個人が社会に結びつく様式」によって、アノミーが「社会が個人を規制する様式」によって規定されていると区別している (SU: 319)。これにもとづき宮島やジャンフランコ・ポッジは、個人主義と進歩主義を統合と規制の区別に対応させている (宮島 1977: 193-245; Poggi 1972=1986: 179-97)。すなわち、個人の社会への統合を緩めるのが個人主義であり、個人の欲望に対する社会的規制を緩めるのが進歩主義である。

<sup>8</sup> デュルケムによると、「宗教とは、神聖すなわち分離され禁止された事物と関連する信念と行事との連帯的な体系、教会と呼ばれる同じ道徳的共同社会に、これに帰依するすべての者を結合させる信念と行事である」(FER 上: 86-7)。

<sup>9</sup> タルコット・パーソンズが指摘したように、デュルケムは、社会を宗教現象として理解することによって、道徳の社会的意味を明らかにしてきた (Parsons 1937=1989: 178)。ロバート・A・ニスベットによると、社会学には、非宗教的現象を理解するための視点として宗教的な聖の概念を用いる伝統があるという (Nisbet 1966: 221)。

<sup>10</sup> デュルケムによると、「神聖な事物とは恐怖でなくとも少なくとも畏敬の念を我々に起こさせ、我々を遠ざけ、ある距離を保たせる」が、「同時にそれは愛と願望の対象」であり、「我々はそれに接近することを欲し、それを切望する」のである (SP: 69)。

<sup>11</sup> なぜなら、聖なるものとは、個人に対して及ぼされる道徳力に対する人びとの感情、すなわち義務や善への感情が投影され付着した対象のことなのであり、それは社会の道徳が

デュルケムは、近代社会には、「人格の尊厳のための礼拝」があり、人格が「共同の信仰」の対象となっていることを指摘し (DTS: 167), これを人格崇拜と呼んでいる (DTS: 384). すなわち、近代社会の人びとは、個々人の人格に対して、神に対するような畏敬と愛着の念を抱くようになり、神に対するように振る舞うようになったのである (森 2000: 92-9). デュルケムは、その背景として、人間であるという以外の共通点が見出されないほど個人の差異が多様化した社会において、その唯一の共通点である人間性、すなわち人格こそが集合的に迫及される唯一の目標として宗教的な価値をもつようになったからであると指摘している (SU: 425, Durkheim 1970=1988 [以下 SSA と表記] : 214-5) .

ここで重要なのは次の二点である。第一に、個人主義とは、「我ではなく個人一般の賛美」 (SSA: 212) であるという点である。すなわち、一個人の人格だけではなく、人格一般に対する人びとの畏敬と愛着によって特徴づけられる「社会化された個人主義」 (宮島 1977: 89-94) なのである<sup>12</sup>。第二に、個人主義は、産業社会における分業によって支えられているという点である (DTS: 146-71). すなわち、分業化によって生じた多様な労働の差異が、多様な個人の個性を生み出したのである。

### 2.3 進歩主義

デュルケムは、進歩主義を、商工業の世界に浸透している道徳として論じている<sup>13</sup>。デュルケムによると、商工業の世界は、「たえず休みなく、不確実な目的に向かって前進し、永久に満たされずにいるのが人間の本性なのだ」という教説が説かれるような、「ともかく進歩を、それも可能なかぎり急速な進歩を強調する説が、一つの信仰箇条となってしまった」世界なのである (SU: 317). 商工業の世界において聖なるものとして扱われ、道徳的価値をもつものは欲望である。すなわち、「いわば欲望を神聖化し、欲望を人間のあらゆる法の上位におくような」「物質的欲望の神格化」が、進歩主義の中核をなすのである (SU: 315).

---

象徴的に表現されたものだからである (FER 上: 371-430).

<sup>12</sup> この点にこそ個人主義と自己本位主義の一番大きな違いがある。つまり、個人の人格一般を尊重するのが個人主義であり、自らの人格のみを尊重するのが自己本位主義なのである。

<sup>13</sup> フィリップ・ベナールが指摘しているように、後期のデュルケムはアノミーについてほとんど論じていない (Besnard 1982=1988). そのためか、個人主義に比べて進歩主義に関する記述は、デュルケム自身の著作についても、デュルケム社会学の研究についても薄いものとなっている。

### 3 産業社会の道徳と個人化社会の道徳

本節では、個人化社会における個人主義と進歩主義について、産業社会と個人化社会とを対比しながら論じる。

#### 3.1 中間集団に埋め込まれた個人、中間集団から解き放たれた個人

個人化論の知見をまとめれば、産業社会の個人と個人化社会の個人との違いは、中間集団に埋め込まれた個人と、中間集団から解き放たれた個人の違いとして区別できる。つまり、産業社会において個人は特定の間接集団に埋め込まれて生きていた一方で<sup>14</sup>、個人化社会において個人は特定の間接集団から解き放たれ、複数の集団や個人とかかわり合いながら生きるのである。

ベックは、現代社会の個人化が、デュルケムの論じた個人化とは水準の違う段階に到達していることを強調している (Beck 1986=1998: 135-309)。ベックによると、個人化には次の三つの次元がある (Beck 1986=1998: 252-5)。それは第一に、人びとが伝統的な社会形態や紐帯から解き放たれるという「解き放ち」の次元、第二に、行動に関する知識や信仰や規範について伝統が有していた確実性を喪失するという「脱魔術化」の次元、第三に、社会のなかにまったく新しいやり方で組み込まれるという「再統合」の次元である。伊藤美登里によるベックの個人化論の整理によれば、デュルケムが論じた個人化過程は、19世紀後半から20世紀初頭において、人びとが伝統社会から解き放たれる個人化過程であり、厳密には「市民層男性」のみが個人化し、労働者は階級に<sup>15</sup>、女性は家族に再統合されたのである。しかし、ベックの論じる個人化は、何らかの集団に再統合されることのない解き放ちである (伊藤 2008: 318)。すなわち、「男性も女性も、個人自身が、生活世界における社会的なものの再生産の単位になるのである。(中略)そして個々人が、家族の内外で市場に媒介された自分の生存保障と人生計画および人生編成の行為者となるのである」

---

<sup>14</sup> デュルケムが中間集団として想定していたのは同業組合のような職業集団であり、家族は含んでいなかった (DTS, SU: 484-504; 中 1979: 475-9)。一方、個人化論では、中間集団として家族を含んで議論されている (ベック/鈴木/伊藤編 2011; 鈴木編 2015; 山田 2004)。個人化論では、家族・学校・職業からの個人の解き放ちが重視されており、本論文でも、これらの集団を、産業社会において重要だった中間集団として論じる。

<sup>15</sup> 鈴木宗徳によれば、日本の場合、ベックが論じたドイツと比較して、階級意識の衰微が早く始まっていた、あるいは階級意識はあまり根づかなかったと考えられる。また、日本の場合、労働組合運動の主力となったのは、同業組合ではなく、企業別組合である (鈴木 2015)。

(Beck 1986=1998: 258).

以上のように、個人化社会における個人が中間集団から解き放たれた存在であるとする  
と、個人主義や進歩主義が個人に作用する仕方もまた異なることになる。本章では、デュ  
ルケムが論じた産業社会における道徳を、中間集団に埋め込まれた個人主義と進歩主義、  
個人化社会における道徳を、中間集団から解き放たれた個人主義と進歩主義として区別す  
る。以下では、この区別にもとづいた対比を行いつつ、これらの道徳を内面化した個人の  
能力観や社会的背景について説明する。

### 3.2 中間集団に埋め込まれた個人主義と進歩主義

産業社会の大きな特徴は、社会の進歩や発展といった「大きな物語」にもとづき、生産  
を中心として社会が組織されている点である。その中で個人は、性別役割分業<sup>16</sup>に基づい  
た職業や家族に所属し、社会的な目標や役割を内面化することで自己を形成したのである。  
産業社会において個人主義は、分業による多様な労働の差異によって維持され、進歩主義  
は、生産による社会の進歩という「大きな物語」に結びついていた。そして、産業社会の  
個人は、これらの道徳を、社会の進歩を分業しながら担う個々の職業集団に埋め込まれる  
ことで内面化したのである。

産業社会における男性の典型的な個人像は、モノを生産する第二次産業における労働者  
である。三上剛史によれば、現代よりも情報制御能力や技術力が劣っている産業社会では、  
限られた資源を労働者の意欲に支えられた形で有効に投入する必要がある。また、生産シ  
ステムの柔軟性が低いため、慎重に設定された生産目標を貫徹しなければならない（三上  
1995: 91）。そのために必要とされるのが、「高い目標に向かって意欲的に自己を統制し続  
ける『強い』自我を備えた自律的主体」（三上 1995: 91）としての労働者である。労働者  
は、工場のような閉鎖施設に一定時間とどまり続け、規格化された作業を効率よくこなす  
能力が求められる（Deleuze 1990=1996: 292-300; Foucault 1975=1977; 三上 1995:  
95-7）。これは、本田由紀が「近代型能力」と呼んだものであり、標準化された知識内容の  
習得度や知的操作の速度などの「基礎学力」や、組織的・対人的な側面としては、同質性  
の高い集団に対する協調性が求められたのである（本田 2005: 22）。

産業社会における女性の典型的な個人像は主婦である。主婦は、近代家族における家事

---

<sup>16</sup> デュルケムも性別役割分業にも言及しており、女性が感情の機能を、男性が知性の機能を  
を独占していると論じている（DTS: 61）。

労働や家庭教育を担わされてきた。近代家族とは、成員相互の強い情緒的関係、子ども中心主義などの特徴を備えた家族形態<sup>17</sup>であるが、その中で女性は、愛情や母性などの感情が求められたのである（落合 [1994] 2004: 97-114; 千田 2011: 3-60）。

### 3.3 中間集団から解き放たれた個人主義と進歩主義

個人化社会の大きな特徴は、その多様性・流動性である。個人は、空間的・共時的には多様な集団や個人と社会関係を結ぶとともに、時間的・通時的にはそれらの社会関係のあり方を流動的に変化させていく<sup>18</sup>。このように、社会関係の多様化・流動化が進行した社会においては、社会ではなく「心」に準拠して行為する個人が形成される。すなわち、多様な人びととの間での円滑な相互行為のために自己や他者の「心」に配慮し、流動的な社会状況に合わせて自己の「心」を変化させていく個人である（森 2000; 山田 2007）。

個人化の背景にあるのは、脱産業化や消費化、情報化などと呼ばれる歴史的变化であり、これらの流れはいずれも産業社会的な中間集団から個人を解き放つことになった。おおまかにまとめると個人化の要因となった歴史的变化としては、第一に、第三次産業の従事者の増大、第二に、雇用の流動化、第三に、消費や情報を通じた自己形成の比重の増大の三つが指摘できる。

第一の点だが、人や「心」を扱う第三次産業の従事者の割合が増大を続けている。その最たる例が対人サービス業における感情労働であり（Hochschild 1983=2000）、消費者が望む感情を表現することが商品価値をもち、労働者に必要な能力となったのである。山田は、このような事態の進行を「心」の商品化と呼び、「心」に関する知識や管理のための技法が売買されるようになるという（山田 2007: 98-101）。

第二の点だが、雇用の流動化が進行している。すなわち、多種多様な商品を消費者のニーズの変化に合わせて提供しなければならないため、雇用の方もそれに応じて流動的に調整されなければならないのである（森 2000: 164-90; 渋谷 2003: 21-43）。本田によれば、このような生産構造においては、労働者には市場への高い感応性や継続的な自己変革能力、

---

<sup>17</sup> 落合恵美子によると、近代家族の特徴は以下の8つである。それは、「家内領域と公共領域との分離」「家族構成員相互の強い情緒的関係」「子ども中心主義」「男は公共領域・女は家内領域という性別分業」「家族の集団性の強化」「社交の衰退とプライバシーの成立」「非親族の排除」「核家族」である（落合 [1994] 2004: 103）。

<sup>18</sup> ジークムント・バウマンは、個人化社会を、制度的な集団の寿命が個人の人生の時間よりも短くなった社会であると特徴づけている（Bauman 2000=2001; 片桐 2011: 207-8）。



すなわちが「ポスト近代型能力」が要求されるようになる（本田 2005: 14-8）. それは、意欲や創造性などの「生きる力」としての能力であり、組織的・対人的な側面では、多様な個人間でのネットワーク形成や、他者をリソースとして活用できるスキルが重要になるという（本田 2005: 22-3）.

第三の点だが、消費化や情報化によって、生産や労働だけではなく消費や情報を通じた自己形成の比重が増大する（三上 1995; 山田 2007: 87-101）. これは次の二つの点において、個人の「心」の存在を浮き立たせる. 第一に、労働を中心とした公的領域から、家庭や個人の私生活領域が分離し、消費を通じた自己実現を目指す私生活中心主義が生じることである. 第二に、多品種少量生産の商品の消費や、時々刻々と更新される大量の情報への接触を通じて、流動的な自己が形成されることである.

以上のような歴史的変化は、1970年代から徐々に進行し始めたが<sup>19</sup>、中間集団からの解き放ちを個人化の基準とするなら、それが顕在化したのは1990年代以降であると言える（山田 2004）. 戦後日本における中間集団の形成の歴史から見れば、高度経済成長期の間には、新卒就職と終身雇用を前提とした「就社」社会の成立や（菅山 2011）、女性の主婦化が進行し（落合 [1994] 2004）、1980年代までは、まだこれらの会社と家族の安定的な存立を前提とした「日本型福祉社会」のような福祉政策が推進され続けていた. しかし、1980年代後半から90年代前半にかけて、家族の個人化や雇用の流動化が研究者の間で指摘され始め（武川 2011; 落合 2011）、個人化が顕在化したのである.

以上の議論をふまえつつ、中間集団から解き放たれた個人主義と進歩主義についてまとめると次のようになる.

まず、個人化社会における個人主義は、社会的広がりをもった「人格」への崇拝ではなく、私秘化した内向的な「心」の崇拝として現れる<sup>20</sup>（山田 2007: 109）. 産業社会において個人は固定的な分業体制に埋め込まれ、その社会的な役割を内面化した個人こそが崇拝に値する人格であった. しかし、そのような集団から個人が解き放たれた個人化社会にお

---

<sup>19</sup> たとえば、1975年には、全労働人口に占める第三次産業従事者の割合が5割を超えている.

<sup>20</sup> 産業社会から個人化社会への変化に伴う人格崇拝の違いについては、心理主義化論の中でも議論がわかる. 森は、「人格崇拝の高度化・厳格化」（森 2000: 92-127）と述べているように、人格崇拝の量的な度合いの違いを強調しているのに対して、山田は、『人格崇拝』から『心』の崇拝へ（山田 2007: 102-11）と述べているように、人格崇拝の質的な違いを強調している. 本論文では、山田と同じく人格崇拝の質的な違いに焦点を絞っている.

いては、自らの「心」に準拠する個人が聖性をもち、同じような他者の「心」の尊厳を守りつつ相互行為できる「心」が尊重されるのである。

次に、個人化社会における進歩主義は、社会の進歩ではなく、個人の進歩を目指す「心」の向上として現れる<sup>21</sup>。すなわち、産業社会の個人は、自己の外部にある社会的な「大きな物語」と、それにかかわる社会的な目標を一度、内面化することによって自己を形成した一方、個人化社会の個人は、自己の内部にある個人的な「小さな物語」と、それにかかわる「心」の状態を幾度となく変化させていくことによって自己を形成するのである<sup>22</sup>。このように個人は、自らの「心」に準拠した理想の自己像を追求しながら、ある社会関係から別の社会関係への移動と定着の過程を繰り返すのである（牧野 2012: 250-5; 森 2000: 164-90）。

#### 4 個人化社会における「心」をめぐる道徳

本節では、これまでの議論をふまえ、個人化社会における「心」をめぐる道徳について、心理主義化論の知見を整理する。

##### 4.1 「心」のモニタリングとコントロール

先述したとおり、個人化社会において、個人の尊重は「心」の尊重として、進歩の追求は「心」の向上として現れる。心理主義化論では、「心」の尊重は、自己や他者の「心」の聖性を維持・管理するための相互行為といった主題として論じられ、「心」の向上は、自己啓発や自己実現といった主題として論じられる。いずれの場合においても強調されるのは、「心」のモニタリングとコントロールがもっとも基礎的な「心」の技法として重視されている点である。すなわち、個人主義的な行為は、自己 - 他者の関係を志向する「心」のモニタリング・コントロールによって、進歩主義的な行為は、現在 - 未来の関係を志向する

---

<sup>21</sup> 土井は、若者の個性の追求への志向を、進歩主義と個人主義の組み合わせによるものと論じている（土井 2003: 101-29）。なお、土井の議論は、「エゴイズムに彩られたアノミー」（土井 2003: 117）という表現からもわかるように、個性の根拠となる本質的な「心」の追求が、社会から離脱する自己本位主義的（エゴイステック）な志向をもっており、それがアノミー化するという側面が強調された議論となっている。しかし、本章で議論しているように、心理主義化論では、そのような社会病理的側面はあまり強調されておらず、むしろ多様な社会関係を維持・管理し、流動的に変化に適応していく「心」が強調されている。

<sup>22</sup> 「大きな物語」と「小さな物語」の対比については、片桐雅隆の議論を参照のこと（片桐 2003: 181-211）。

「心」のモニタリング・コントロールによって実践されるのである。

## 4.2 「心」の尊重

個人化社会において「心」の崇拝は、自己の「心」の状態や他者の「心」の状態のモニタリングにもとづいた自己コントロールによっておこなわれる。ここでは、便宜的に、他者の「心」の尊重と自己の「心」の尊重に分けて説明する。

心理主義化論において、相互行為における他者の「心」の尊重は、聖なる「心」に対する儀礼<sup>23</sup>として理解される。アーヴィング・ゴフマンによると、相互行為儀礼には、人のプライバシーに踏み込まないように対人的な距離を保持する回避儀礼と<sup>24</sup>、あいさつやサービスのように対人的な距離を接近させる提示儀礼がある<sup>25</sup> (Goffman 1967=2002: 47-96)。心理主義化は、このような聖なる人格の核である「心」に対する儀礼的配慮が日常生活において必須となった個人化社会において、人びとが自己コントロールや感情マネジメントの技法を必要とするようになったために生じた現象であると位置づけられる (森 2000; 山田 2007)。

他者の「心」の崇拝のための能力の具体例としては、「感情の知性」(Goleman 1995=1996)があげられる (森 2000: 130-61)。森のまとめによれば、感情の知性とは、①感情の自己認識、②感情のマネージ、③目標に向けての動機づけ、④他者への共感、⑤対人関係のスキルである (森 2000: 133-6)。これらのうち、「他者への共感・対人関係スキル」が、「いま・ここ」の状況において対人関係上の問題が起きるのを防ぐ能力である<sup>26</sup> (森 2000: 144-6)。これには、他者の「心」のモニタリングだけでなく、それを行っている自己の「心」のモニタリングも含まれており、その中で自己の「心」をコントロールすることが要求されるのである (森 2000: 135-6)。

適切な相互行為のためには自己の「心」の崇拝、すなわち、自らの「心」の聖性の維持・

---

<sup>23</sup> デュルケムによると、「儀礼とは、人が聖物に対してどのように振舞うべきかを規定した行為の規準である」(FER 上: 77)。儀礼には、消極的儀礼と積極的儀礼の二種類がある (FER 下: 117-319)。消極的儀礼とは、禁忌によって聖なるものとの接触を禁じ、聖俗の分離を維持するものである。一方、積極的儀礼とは、普段は禁止されている聖なるものとの接触を積極的におこなう儀礼である。

<sup>24</sup> デュルケムの言う消極的儀礼に対応するものである。

<sup>25</sup> デュルケムの言う積極的儀礼に対応するものである。

<sup>26</sup> 感情の知性は、社会関係の合理化を論じる文脈において参照されたものだが、この能力を身に着けていないために生じた対人関係のトラブルが、合理性だけではなく人格崇拝への違反となることもまた論じられている (森 2000: 139-40)。

管理もまた必要となる。たとえば、山田は、「心の教育」の実践において、対人関係を含む様々なストレスに対するリラクゼーション法が、ストレスの自己モニタリングと自己コントロールの技法の習得による子どもの自尊心の強化を目指していると指摘している（山田 2007: 142-84）。このような自己の「心」の崇拝は、他者から「心」を侵犯されないためだけでなく、他者の「心」を侵犯しないためにも必要とされる。というのも、他者の「心」を侵犯するいじめや犯罪も、家庭や学校でのストレスによって自己の「心」を崇拝できなくなった子どもによって起こされると主張されるからである<sup>27</sup>（山田 2007: 120-41）。

### 4.3 「心」の向上

個人化社会において「心」の向上は、自らの現在の「心」の状態や未来の理想の「心」の状態のモニタリングにもとづいた自己コントロールによっておこなわれる。

たとえば、森によると、先述した感情の知性のうち「感情の認識・感情のマネージ・自己動機づけ」が、「あのとき・あそこ」から離脱し、新たな「いま・ここ」へと自己を移動させるスキルであると位置づけている（森 2000: 144-6）。また、牧野によると、自己啓発メディアの機能の一つとして、目指すべき目標を、個々人の「心」の技術的調整の問題として設定する機能をもつことを明らかにしている（牧野 2012: 241-5）。ここで、感情の知性は、自らの「心」の現状や理想をモニタリングし、コントロールする能力そのものを指しているし、「心」の技術的調整もそれらの技法を必須とするものである。

このような自己や「心」のあり方は、理論的には、ギデンズが自己の再帰的プロジェクトとして表現したものに相当する（Giddens 1991=2005）。自己の再帰的プロジェクトとは、「自己の物語の再帰的組織化によって自己アイデンティティ<sup>28</sup>が構成される過程」

（Giddens 1991=2005: 278）である。ここで、自己に作用する再帰性は、自己再帰性と呼ばれるが<sup>29</sup>（Beck, Giddens & Lash 1994=1997: 215-6）、それは「行為者が自己をモニタ

<sup>27</sup> 詳しくは第8章の5.3で論じるが、「第四の波」の少年犯罪の新聞報道においても、子どもの自己尊重感の重要性が説かれているものがある（牧野 2006: 138）。

<sup>28</sup> ギデンズによると、自己アイデンティティとは、「個人が自分の生活史に基づいて再帰的に理解する自己」（Giddens 1991=2005: 277）である。この定義を見ればわかるとおり、自己アイデンティティとは、自己理解を含意している概念である。

<sup>29</sup> スコット・ラッシュが、ギデンズの議論を整理する際に、ギデンズの用いるもう一つの再帰性である制度的再帰性と区別するために用いた概念である（Beck, Giddens & Lash 1994=1997: 215-6）。なお、制度的再帰性とは、諸個人の行為が社会構造を変化させ、社会構造が個人の諸行為を変化させるという循環による社会生活の再構成や再組織の過程のことである（Giddens 1991=2005: 279; 中西 2013: 235）。詳しくは第5章の3.2を参照

一して自らの意味を再審したり、行為の帰結が行為者自らに作用する再帰性」(中西 2013: 235)である。要するに、自己が自己を観察し、自己が自己を変化させるという営為の性質が自己再帰性なのである。

## 5 個人化と「心」

本章では、「心」が人びとの道徳的な対象となった社会的背景について、理論的に考察することを目的として、デュルケムによる近代社会の道徳論と個人化論の視点から心理主義化論の知見を再構成する作業をおこなった。その結果、個人化社会においては、第一に、中間集団から解き放たれた個人主義と進歩主義が人びとに内面化されること、第二に、個人主義は「心」の尊重として、進歩主義は「心」の向上として現れること、第三に、個人主義的な行為は、自己 - 他者の関係を志向する「心」のモニタリング・コントロールによって、進歩主義的な行為は、現在 - 未来の関係を志向する「心」のモニタリング・コントロールによって実践されることが明らかになった。

以上のように、個人化社会における「心」をめぐる道徳について理解すると、次に問題となってくるのが、それらと教育との関連である。次章では、個人化と教育の関係について理論的に考察する。

## 第5章 個人化と教育

### 1 個人化と教育の関係

本章の目的は、個人化社会における教育について理論的に考察することである。そのため本章では、デュルケムの教育論<sup>1</sup>と子ども観の社会史の研究から教育について基本的な点を確認した上で、個人化と教育の関連について考察をおこなう。

前章では、個人化社会では、個人主義は「心」の尊重として現れ、自己 - 他者の関係を志向する「心」のモニタリング・コントロールによって実践されること、進歩主義は「心」の向上として現れ、現在 - 未来の関係を志向する「心」のモニタリング・コントロールによって実践されることが明らかになった。ここで問題となるのは、これらの道徳的行為と教育の関係である。ここでは、「心」をめぐる道徳的行為の能力の社会化を目的とした教育的営みを「心」の教育と呼ぶことにする。

1990年代以降、「心」のモニタリング・コントロールの能力が、人びとがもつべき基礎的な能力として重視されるようになるとともに、「心」の教育においても、大人が子どもの「心」を理解する必要性が強調されるようになった（伊藤 1996; 小沢 2002; 小沢・中島 2004; 酒井 1997; 吉田・中井 2003）。このように「心」の理解が強調される点では、個人化と「心」の教育とは、相互に密接に関連していることがわかる。しかし一方で、第1章の4.3で論じたように、人格崇拜論や個人化論を受けた議論においては、現代社会において教育が、大人と子どもの非対称な関係に閉じたものではなくなりつつあるという議論も提出されている。

すでに述べたとおり、本論文では、現代社会においても教育は、大人と子どもの非対称な関係を解消するものではないと考えている。じっさい、犯罪少年の「心」の語られ方は、大人が子どもの「心」を理解するという非対称な関係が前提となっている。とはいえ、個人化と「心」の教育との関連については、大人と子どもの教育関係の問題も含めて検討し、明確に整理する必要がある。そこで本章では、教育と子どもの関係について概説した上で、個人化と教育についての議論を取り上げ、個人化と「心」の教育の関係について整理する。

### 2 子どもと教育

本節では、教育と子どもの関係について基本的な点を確認する。

---

<sup>1</sup> デュルケムの教育論については、原田彰（1991）が詳しい。

## 2.1 近代の子ども観

子どもとは、今、大人ではないが、将来、大人になる存在である（元森 2009a: 1-6）。これは、近代の子ども観についての社会史の知見において、ほぼ共通した見解であると言える（Ariès 1960=1980; 河原 1998; 北本 1993; Postman 1982=2001: 15-97; van den Berg 1956=1986: 15-113）。そして、大人とは区別される子どもの特徴としてあげられるのが純粋無垢という性質である。

アリエスによると、純粋無垢であるという子ども観は、大人に対して二重の道徳的態度を要求する。それは第一に、「生活の穢れから、ことに大人においては黙認されるが、さもなければ許容された性的なことから子供の無垢を保護すること」と、第二に、「性格と理性を発達させながらそれを強化すること」である（Ariès 1960=1980: 114）。この子ども観は、一方で、子どもと大人を区別し、子どもらしさを保持しようという道徳的態度と、もう一方で、子どもを大人の区別を解消し、子どもを大人へと変化させようという道徳的態度とが不可分に結びついているものである（Ariès 1960=1980: 114; 元森 2009a: 1-6; 森田 1986: 175）。これは教育についても同様であり、大人と子どもの区別を保持しつつも、その区別を解消すべく子どもへのはたらきかけがおこなわれるのである。

## 2.2 教育と社会化

まず、社会化についてだが、柴野昌山は、社会学における社会化の概念の共通点として、次の四つを指摘している。それは、①社会化は、成員性の習得である、②社会化は基本的に学習である、③社会化は、他者との相互作用を通してパーソナリティを社会体系に結びつける過程である、④社会化は、社会体系の維持・存続にかかわる機能的要件である、という点である（柴野 1977: 19）。このうち④は、社会化の定義というよりその性質を述べているので、これを除いて要約すれば、社会化の定義は次のようになる。すなわち、社会化とは、個人が、相互行為を通じた学習によって、社会の成員性を習得する過程である。この社会化の営為の中でも、とりわけ重要なものが教育である。

デュルケムによると、教育とは、「社会生活においてまだ成熟していない世代に対して成人世代によって行使される作用<sup>2</sup>」であり、「教育の目的は子供に対して全体としての政治

---

<sup>2</sup> デュルケムは、教育を大人と子どもの関係に限定して用いており、本論文でもその方針を踏襲する。

社会<sup>3</sup>が、また子供がとくに予定されている特殊的环境が要求する一定の肉体的、知的および道徳的状态を子供に発現させ、発達させることにある」(ES: 58-9)という。ここからデュルケムは、教育を「未成年者の体系的社会化」(ES: 59)であると定義している。また、教育は、その目的によって二種類に区別されており、それは、「全体としての政治社会」すなわち国民国家のような全体社会の要求に基づく共通的教育<sup>4</sup>と、「子どもがとくに予定されている特殊的环境」すなわち個々の職業などの部分社会の要求に基づく専門的教育である(ES: 53-9, EM: 14-26)。

ここで、本論文の対象となる教育とは、「全体としての政治社会が要求する一定の道徳的状态を子供に発現させ、発達させる」ような、共通的教育としての道徳教育である。また、教育は、家庭教育と学校教育に大別できるが、本論文の対象はその両方を含んでいる。

### 3 個人化社会における「心」の教育

本節では、個人化社会における「心」の教育について理論的に考察する。前章の議論をふまれば、個人化社会において社会化が必要な道徳的能力とは、「心」の尊重と「心」の向上の能力である。ここでは、これら二つの能力と「心」の教育との関連について議論する。

ところで、先述したように、個人化と教育をめぐるのは、次の二つの議論がある。それは第一に、教育をめぐる大人と子どもの関係が平等化しつつあるという議論と、第二に、社会化が子ども期の教育だけに限定されなくなりつつあるという議論である<sup>5</sup>。第一の議論は、個人主義の議論の延長線上にあり、第二の議論は、進歩主義の議論の延長線上にある。これらの議論はともに従来の教育の解体を指摘したものである。本論文では、個人化が、大人と子どもの非対称な関係を解消するとは考えていない。しかし、だからといって、教育に何かしらの歴史的変化が生じつつあることを否定するものでもない。そのため、ここでは、これらの議論を批判的に検討しながら、個人化社会における「心」の教育について理論的に整理する。

---

<sup>3</sup> デュルケムによると、「政治社会とは、ある同一の権威に服する相当数の二次的社会集団の結合によって構成され、他の正規に構成されたいかなる上位の権威にも服さない社会である」(Durkheim [1950] 1969=1974: 79)。これは国民国家とほぼ同一視できる。

<sup>4</sup> 正確に定義すれば、共通的教育とは、子どもがいかなる社会的範疇に属していても、一律に教え込まれるべき一定数の思想、感情、慣行の教育である(ES: 56, EM: 21)。

<sup>5</sup> 教育社会学において、社会化を子ども期に限定しないという議論が展開してきた歴史については元森(2009b)を参照のこと。



### 3.1 教育関係の平等性

まず、個人化と教育との関連については、教育をめぐる大人と子どもの関係が平等化しつつあると指摘されている。森は、ギデنزの純粋な関係性の議論を、デュルケムの人格崇拝規範の徹底化という視点から解釈し、私的な領域において大人と子どもの関係、とりわけ親子関係の平等化が進行していると論じている（森 2002: 8-12）。

ギデنزは、社会関係を結ぶこと自体を目的として社会関係が結ばれるような自己目的的な社会関係を、純粋な関係性と呼んでいる（Giddens 1992=1995: 90）。そして、純粋な関係性の本質的要素として平等性をあげ（Giddens 1992=1995: 222）、現代社会においては、自由で対等な関係を確保することによる私的領域の民主化が目指されているという

（Giddens 1992=1995: 272）。森は、これをデュルケムの人格崇拝規範の徹底化として捉えなおしている<sup>6</sup>（森 2002: 8-12）。なぜなら、デュルケムが言うように、あらゆる人間に共通の人間性こそが人格の尊厳の源泉であるとすれば（SSA: 211）、人格崇拝規範の徹底化の帰結として、すべての人間の人間性を等しく尊重しなければならなくなるからである。

しかし、本論文の視点からすると、教育関係については、人格の平等性をそのまま関係の平等性へと適用することはできない。なぜなら、大人と子どもを区別する能力差は、人格や人間性の判断基準ともかかわる能力差であり、じっさい、子どもは大人と同等の責任能力があるとはみなされていないからである。そのため、本論文にとって重要なのは、理想としての人格の平等性と現実の能力差の調停をめぐる問題であり、つまりは、どのようにしたら平等性の理想を損なわずにその能力差を扱うことが可能になるのかという問題である。

ところで、ギデنزの議論に正確に準拠するのであれば、そこで論じられたのは、親子の権威関係の消滅ではなく、その権威関係の正当性の根拠の変化である。じっさい、ギデنزは、「親子関係はどちらかといえば特殊例である」としつつも、「親子関係の権力は根本的に不均衡なものであり、またそれが社会化の過程にとって中心的な役割を果たす」と述べている（Giddens 1991=2005: 110）。そして、親子関係の権威関係については、「威圧的な権力にとって代わって、道理にもとづいて正当化できる権威関係が生じていく」

---

<sup>6</sup> 森が、ギデنزだけでなく、デュルケムの議論を参照している理由は、純粋な関係性の議論だけでは、子どもの人格を尊重しなかった者（親など）への人びとの道徳的な怒りを理解できないからである（森 2002: 8-12）。

(Giddens 1992=1995: 165) と論じているのである<sup>7</sup>。その上で、「推定上大人と対等な存在と見なされることが、子どもの権利なのである」と主張し、次のように述べている。「子どもが年少過ぎてそれが暗に何を意味するかを理解できないために、直接子どもと協議することができないような措置は、反事実に正当化が可能でなければならない。ここでは、かりに子どもが大人と対等な基盤に立って議論を効果的に展開できるほど十分に自立していれば、合意に達し、信頼を持続させることができるであろうと想定しているのである」

(Giddens 1992=1995: 281-2)。つまり、ギデنزは、言語能力の差などの問題で権威関係にもとづいた教育的措置が必要な場合は、大人と子どもが対等であると仮定した際に、民主的な手続きで正当化できるかどうか重要な基準となると論じたのである。

以上のことは、「心」の教育における大人と子どもの教育関係について考える上でも重要である。個人化社会において、家父長制的な家庭教育や権威主義的な学校教育のような威圧的な権力は完全に正当性を失うことになり、教育の正当性は、大人と子どもという個別具体的な個人の「心」に準拠することになる。そういった状況の中で、子どもの「心」をめぐる教育関係において、大人が子どもの「心」を理解する必要性が増すことはあっても、減ることはありえない。なぜなら、子どもが自らの「心」の状態について理解できない場合は、大人が子どもの代わりにその「心」を理解し、それにもとづいた正当な教育的措置を講じる必要があるし、相互の協議が可能な場合でも、協議するためにはその前提として、子ども自らの「心」の理解と、大人による子どもの「心」の理解が必要だからである。

### 3.2 生涯教育と再帰的社会化

次に、個人化と教育の関連については、社会化が子ども期の教育だけに限定されなくなりつつあるとも指摘されている。それは、一つは、ドゥルーズの管理社会論で論じられた生涯教育の議論であり (Deleuze 1990=1996: 292-300)、もう一つは、ギデنزの再帰的近代化論を援用した小倉による再帰的社会化の議論である (小倉 2001)。どちらの議論も、現代社会において、社会化が子ども期の教育に限定されなくなり、個人は一生涯の間、社会化を続ける必要が生じるようになったと論じられている。

---

<sup>7</sup> ギデنزによると、現代社会において正当性を担保できる権威関係としては、もう一つ、専門家と素人の関係がある。すなわち、「大人の間での純粋な関係性における権威は——ある人が他の人たちに欠けている特別に発達した才能や能力をもっている場合——『専門化』というかたちで存在する」(Giddens 1992=1995: 281) のである。

ドゥルーズは、規律社会から管理社会への変化の中に生涯教育を位置づけている<sup>8</sup>。規律社会では、学校などの閉鎖的な監禁環境による規律訓練 (Foucault 1975=1977) がおこなわれ、個人は閉じられた環境の間を移動する。しかし、管理社会では、開かれた環境の中をたえず移動し、その都度、自らを自らの手で変化させ続ける個人が求められるのである。すなわち、「監禁は鋳型であり、個別的な鋳造作業であるわけだが、管理の方は転調であり、刻一刻と変貌をくりかえす自己＝変形型の鋳造作業」(Deleuze 1990=1996: 294) なのであり、管理社会では「生涯教育が学校にとってかわり」、「何ひとつ終えることができない」のである (Deleuze 1990=1996: 295)。これを受けて仁平典宏は、管理社会が、「『規律訓練装置』たる『学校』が境界線を失い、他のシステムと混じり合っていくという事態」であり、「その混じり合う形象の中に浮かびあがってくるものこそ『生涯教育』である」と論じている (仁平 2009: 181)。つまり、社会化が子ども期における学校教育に限定されたものではなく、一生涯続くものとなるのである。

小倉は、ギデンズの再帰的近代化論を援用して、再帰的社会化という概念を提唱している (小倉 2001)。ギデンズは、諸個人の行為が社会構造を変化させ、社会構造が個人の諸行為を変化させるという循環による社会生活の再構成や再組織の過程を制度的再帰性と呼んでいる<sup>9</sup> (Giddens 1991=2005: 279; 中西 2013: 235)。小倉は、これら二つの再帰性を受けて、「歴史時間における社会のゆらぎ・相対化が、個人時間における行為者の反省を促し『生』の再編 (〈個人誌〉の再帰的構成) が始まる」とともに「そこで生成された意味が既存の社会制度に立ち返り、歴史時間における社会の再編を促していく」と指摘している (小倉 2001: 61)。つまり、社会構造の変化が、自己の再帰的再構成を促し、それがさらなる社会構造の変化へと結びつくという絶え間ない循環の中に、個人の社会化が組み入れられることになるのである。

これらの議論はいずれも、流動化した社会において個人が、環境が変化するたびにその都度、自らを社会化する必要が生じたことを論じている。この点については、「心」の教育との関係において、次のように位置づけられると考えられる。すなわち、生涯教育や再帰

---

<sup>8</sup> 心理主義化論では、森が、個々人が分散・移動するなかで自己コントロールに用いる心理学的知識が、管理社会と親和的であることを指摘している (森 2000: 167-9)。

<sup>9</sup> ギデンズ自身による制度的再帰性の定義は、「新しい知識と情報を行為の環境につねに組み入れることで行為の環境が再構成され、再組織されるというモダニティの再帰性」(Giddens 1991=2005: 279) である。また、再帰性の概念を整理した中西眞知子は、制度的再帰性を、「行為が構造に条件付けられつつ、構造に帰結をもたらすという行為と構造が相互に作用し合う再帰性」(中西 2013: 235) とまとめている。

的社会を可能にする「心」の能力の社会化こそが、「心」の教育の役割として位置づけられるのである。なぜなら、生涯教育や再帰的社会化のためには、現在 - 未来を志向する「心」のモニタリング・コントロールを必要とするが、その能力が子ども期のうちに社会化されなければ、その後の人生における生涯教育や再帰的社会化ができないからである。少なくとも大人の場合、自らの「心」を理解し、変化させていくような自己再帰性のもっていることとみなされるし、それが前提となって生涯教育や再帰的社会化が可能となっている。なぜなら、自己再帰的な「心」のモニタリングがおこなわれ、その「心」を変化させるための手段として生涯教育が選択されるし、そのプロセスと社会との相互連関こそが再帰的社会化だからである。一方、子どもの場合、その「心」に自己再帰性のもっていることとみなされていない。つまり、子どもは、自らの「心」を理解し、自らその「心」を変化させる能力をもっていないとみなされているのである<sup>10</sup>。その点で、生涯教育や再帰的社会化を可能にする自己再帰性のものである能力の社会化は、子ども期にこそおこなわれるものとして位置づけられるし、それが「心」の教育の重要な役割であると考えられるのである。

### 3.3 「心」の教育と「心」の理解

以上の検討をふまえると、個人化社会における「心」の教育において、大人が子どもの「心」を理解する重要性が強調されている理由を理解できる。これまでの議論では、「心」の能力について、「心」のモニタリング・コントロールと併記してきたが、ここでは「心」の理解が重要なので、モニタリングをそのまま理解と言い換え、コントロールについては省略して議論を進める<sup>11</sup>。

前章では、個人主義は「心」の尊重として現れ、自己 - 他者の関係を志向する「心」の理解によって実践されること、進歩主義は「心」の向上として現れ、現在 - 未来の関係を志向する「心」の理解によって実践されることが明らかになった。これは、大人と子どもの教育関係をめぐる道徳的行為にも当てはまる。すなわち、これらの道徳的行為を可能にする「心」の能力は、子どもが将来もつべき能力であるだけでなく、子どもを教育する大人が現にもっているべき能力でもあるのである。つまり、個人化社会の教育において大人は、子どもの「心」を尊重しつつ、子どもの「心」の向上を図らなければならないので

---

<sup>10</sup> この点については、第9章で詳述する。

<sup>11</sup> そもそも、どのように「心」をコントロールすべきかは、「心」がモニタリング（理解）されて初めて決定できるので、その点では「心」の理解の方がより重要であるとも言える。

ある。

本節での議論は、自己 - 他者、現在 - 未来という軸で整理することができる。すなわち、「心」の教育において、大人という「現在の自己」は、子どもという「現在の他者」の「心」を、将来、大人になったときの子どもという「未来の他者」像との関連で理解しなければならないのである。自己 - 他者の関係、すなわち共時的な大人 - 子どもの関係において大人は、子どもの「心」の理解を通じて子どもの「心」を尊重する必要がある。すなわち、大人は、子どもの「心」がもつ自己理解の能力の程度を理解し、それに応じて、子どもの「心」を尊重しなければならないのである。これは、本章の 3.1 で議論したとおりである。また、現在 - 未来の関係、すなわち通時的な子ども - 大人の関係において大人は、子どもの「心」の理解を通じて子どもの「心」を向上する必要がある。すなわち、大人は、子どもの「心」がもつ自己理解の能力の程度を理解し、それに応じて、子どもの「心」を向上しなければならないのである。これは、本章の 3.2 で議論したとおりである。いずれにしても、「心」の教育において、大人による子どもの「心」の理解は必要不可欠な実践として位置づけられるのである。

#### 4 個人化・「心」・教育

本章では、個人化社会における教育について理論的に考察することを目的として、デュルケムの教育論と子ども観の社会史の研究から教育について基本的な点を確認した上で、個人化と教育の関連について考察をおこなった。その結果、次の四点が明らかとなった。第一に、本論文が対象とする教育とは、全体社会が要求する一定の道徳的状态を子どもに発現させる共通的教育としての道徳教育である。第二に、個人化社会における「心」の教育では、民主的な手続きによる正当化が可能な範囲の権威関係の中で、大人による子どもの「心」の理解がおこなわれる。第三に、個人化社会における「心」の教育では、生涯教育や再帰的社会化を可能にする「心」の能力が社会化される。第四に、「心」の教育において、大人による子どもの「心」の理解は必要不可欠な実践である。

#### 5 第Ⅱ部へ向けて

以上で、本論文の本論文の理論編である第Ⅰ部は終了である。知識と社会の関係を探る知識社会学としての視点から、これまでの議論を簡単にまとめると、重要な点は次の四つとなる。第一に、本論文で扱う知識とは、犯罪の語られ方であり、それは道徳についての

知識を形成する集合表象としての概念である（第 2 章）。第二に、本論文が想定する知識と社会の関係は、モラル・パニックにおける犯罪の語られ方が、社会の道徳的境界を更新する機能をもつという関係である（第 3 章）。第三に、本論文が想定する社会は、「心」をめぐる犯罪の語られ方を生み出すような、個人化した社会である（第 4 章）。第四に、本論文が想定する教育とは、子どもの「心」をめぐる道徳的行為の能力の社会化を目的とした「心」の教育である（第 5 章）。

以上をふまえた上で、第Ⅱ部の分析編では、具体的に「第四の波」の少年犯罪報道における犯罪少年の語られ方について分析、考察していくことになる。

第 6 章では、新聞の少年犯罪報道と少年犯罪について基本的な事実を確認することを目的として、新聞の犯罪報道、少年犯罪報道の内容、少年犯罪の実態についてそれぞれ説明する。

第 7 章では、「第四の波」の少年犯罪において、なぜ「普通の子」が語られたのかを明らかにすることを目的として、「第三の波」と「第四の波」における「普通」の比較分析をおこない、道徳的境界の更新の視点から考察をおこなう。

第 8 章では、「第四の波」の少年犯罪において、なぜ発達障害が語られたのかを明らかにすることを目的として、戦後の少年犯罪報道における精神疾患についての記事の比較分析を行い、「心」をめぐる道徳的境界の更新の視点から考察をおこなう。

第 9 章では、「第四の波」の少年犯罪において、なぜ「心の闇」が語られたのかを明らかにすることを目的として、「心の闇」の語られ方を分析し、「心」をめぐる道徳的境界の更新の視点から考察をおこなう。

## 第Ⅱ部 「第四の波」の少年犯罪と「心」

## 第6章 戦後日本の少年犯罪報道と少年犯罪

### 1 少年犯罪報道と少年犯罪

本章の目的は、第Ⅱ部を始めるにあたって、新聞の少年犯罪報道と少年犯罪について基本的な事実を確認することである。そのために本章では、新聞の犯罪報道、少年犯罪報道の内容、少年犯罪の実態についてそれぞれ説明する。

本章では、おもに少年犯罪報道の内容と少年犯罪の実態について説明することに重点を置くが、その理由は次の二点である。第一に、ある逸脱の社会問題化がモラル・パニックであるというためには、第3章第4節で論じた不均衡さの条件、すなわち、じっさいの問題の程度に対して不釣り合いな社会的反応が見られるという点を確認する必要があるからである。第二に、知識社会学的な分析のために、犯罪の知識に影響を与える社会状況の説明変数として、犯罪の実態の変化ではなく、人びとの道徳的関心の変化に重点を置く必要性があるからである。

続く節では、新聞の犯罪報道について説明した上で、少年犯罪の戦後「第一の波」から「第三の波」までの少年犯罪報道の内容と少年犯罪の実態について、そして、少年犯罪の戦後「第四の波」の少年犯罪報道の内容と少年犯罪の実態について説明する。

### 2 新聞による犯罪報道

本節では、本論文の分析対象となる新聞の犯罪報道について説明する。以下では、第一に、現代の新聞報道の社会的位置づけについて、第二に、犯罪報道とニュース価値について、第三に、犯罪報道の人びとへの影響力について、それぞれ説明する。

#### 2.1 現代の新聞報道

新聞は、資料としての入手が困難なテレビのNHKニュースを除外すれば、本論文が依拠する機能主義的な知識社会学の視座にもっとも合致する性質を備えたメディアである。すなわち、全体社会での共有度が高く、かつ道徳に関する知識としての信頼性も高いのである。

まず、全体社会での共有度についてである。主要な新聞の発行部数は、『全国新聞ガイド』によると、2000年時点で、『読売新聞』が1022万部、『朝日新聞』が831万部、『毎



日新聞』が 399 万部となっている（藤竹編著 2005: 31）。各紙の読者率は、JGSS-2002<sup>1</sup>のデータによれば、『読売新聞』が 27.8%、『朝日新聞』が 22.5%、『毎日新聞』が 9.3%となっている（木村雅文 2008: 298）。なお、新聞の影響力の低下が危惧されるようになっているものの、JGSS-2002 によれば、ほぼ毎日、新聞を読む世帯は全世帯の 75.3%を維持している（木村雅文 2008: 296）。

次に信頼性についてである。「2008 年 メディアに関する全国世論調査」によると、各メディアの情報をどの程度信頼しているかを、全面的に信頼している場合は 100 点、まったく信頼していない場合は 0 点、普通の場合は 50 点として点数化したところ、NHK テレビが 74.0 点、新聞が 72.0 点、民放テレビが 65.4 点、ラジオが 63.6 点、インターネットが 58.0 点、雑誌が 48.2 点となっている（公益財団法人新聞通信調査会 2009: 28）。道徳に関する知識という点において信頼性はとても重要な要素である。というのも、信頼性の低い知識を、人びとは自らの道徳的行為の指針とはしないからである。

以上のように、現在の日本社会においても新聞は、全体社会での共有度が高く、かつ道徳に関する知識としての信頼性も高いメディアとしての存在感を保持しているのである。次は、具体的に新聞の犯罪報道の内容を左右するニュース価値について説明する。

## 2.2 犯罪報道とニュース価値

犯罪報道に関して確認すべきもっとも基本的な点としては、報道されやすい犯罪とそうでない犯罪があるという点がある。矢島正見は、1988 年の『朝日新聞』『読売新聞』朝刊・夕刊（東京版）に掲載されたすべての犯罪記事<sup>2</sup>と犯罪統計との比較から、統計上の犯罪件数に対する報道された犯罪件数の割合を算出している（矢島 1996: 295）。これによると、罪種別にみて割合の大きな順から、殺人の 14.1%、強盗の 6.9%、放火の 2.5%が報道されている。ここから明らかなように、いわゆる凶悪な犯罪ほど報道される割合が上がることになる。このような報道の割合にかかわるのが、優先的に報道されるべき事件の判断基準となるニュース価値である。

大庭は、新聞記者へのインタビューからニュース価値の高いと判断される犯罪の要素として、次の四つを指摘している（大庭 1988: 124-8）。それは第一に、多くの人びとが巻き

---

<sup>1</sup> 日本版総合的社会調査（Japanese General Social Surveys）のこと。

<sup>2</sup> ただし、道路交通法違反、交通関係業務上過失致死傷、汚職・贈収賄などの政治・経済犯罪、および外国での犯罪は除く。

込まれる可能性が高いという一般性、普遍性、第二に、犯罪事件の被害の大きさによる刺激性、衝撃性、第三に、事件とその時々との流行との関わりという流行事象との適合性、第四に、同種の犯罪事件の連続性に意味が見出されるという連続性、多発性である。これらのニュース価値の要素は、人びとの道徳的関心の引きやすさを反映していると考えれば容易に説明がつくものである。

まず、一点目の一般性、普遍性についてだが、本章で確認するように、じっさいにはニュースになるような凶悪犯罪に人びとが巻き込まれることはほとんどなく、本当に事件に一般性や普遍性がある場合は少ない。しかし、それにもかかわらず、人びとがある犯罪に一般性や普遍性を見出してしまうのは、その犯罪に関連する道徳に対して、普段から人びとが一般的、普遍的に関心をもっている状況があるからだと考えられる。本論文の関心に沿った例を示せば、じっさいの「普通の子」の犯罪は少ないが、「普通の子」の教育をめぐる道徳に普段から関心をもっている人びとは、「普通の子」の犯罪に対して敏感であり、そのような事件に一般性、普遍性を見出してしまうのである。

二点目の刺激性や衝撃性についてだが、これらの犯罪にニュース価値があるのは、もっとも極端な逸脱こそ、もっとも明確に道徳的境界を線引きできるからであると考えられる。

三点目の流行事象との適合性についてだが、流行事象は社会的に新しい生活様式であるため、それに関する道徳的境界が不鮮明な状態にあり、人びとの道徳的な関心を集めると考えられる。たとえば、インターネットが普及し始めた段階においては、インターネットの利用に関する道徳は不明確な状態にあり、インターネットに関する逸脱が人びとの注目を集めることになる。

四点目の連続性、多発性だが、このニュース価値の要素も、一般性、普遍性と同じく、ある犯罪に関連する道徳に対して人びとが関心をもっている状況があるからこそ、類似の事件が連続的、多発的に見出されてしまうと考えることができる。

以上のように、犯罪報道は人びとの道徳的関心の引きやすさを反映したニュース価値によって選別されたものであり、これが人びとの道徳に関する知識として利用されるのである。次は、犯罪報道がじっさいに人びとにおよぼす影響力について説明する。

### 2.3 犯罪報道の影響力

現代社会において、人びとが犯罪の情報を入手する手段はマス・メディアの犯罪報道以外にはほとんどない。じっさい、2004年に内閣府が行った『治安に関する世論調査』によ

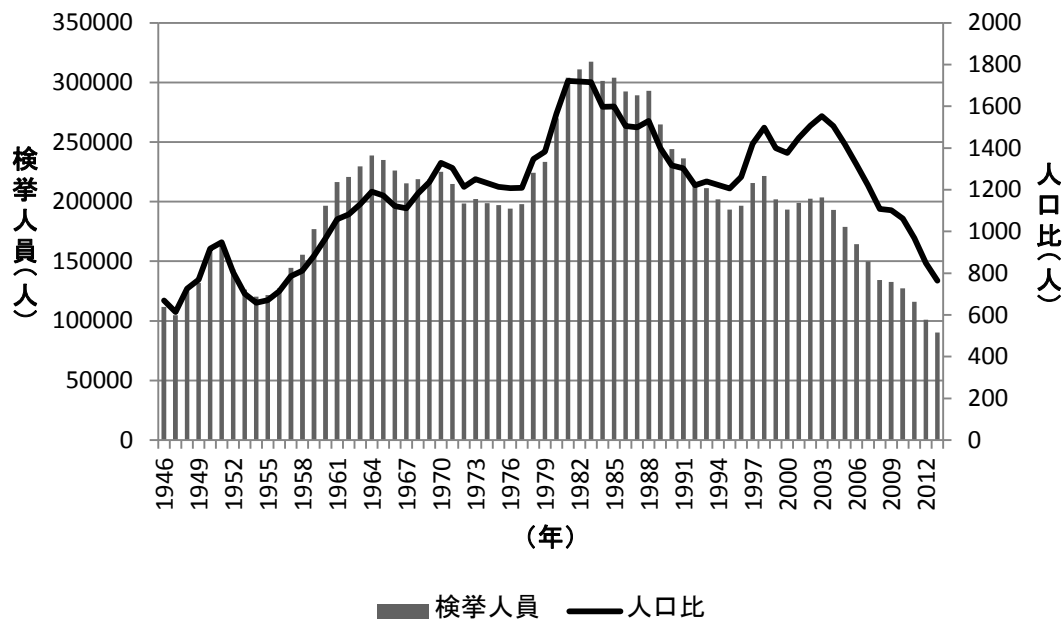
ると、「あなたが治安に関心を持ったきっかけは何ですか」（回答は複数選択）という質問に対して、「テレビや新聞でよく取り上げられるから」が83.9%であり、2位の「家族や友人との会話などで話題になったから」の30.0%を大きく引き離している。また、「あなたは、どのような方法で治安や犯罪に関する情報を入手していますか」（回答は複数選択）という質問に対して、「テレビ・ラジオ」が95.7%、「新聞」が80.1%となっている。

このようなマス・メディアの影響力を示す別の根拠として、少年犯罪報道の例をあげれば、人びとが、自分たちの周囲では非行がそれほど問題になっていないと感じているにもかかわらず、重大な犯罪・非行を社会的に問題であるとして指摘していることがある。内閣府が2005年に行った『少年非行等に関する世論調査』では、「実際にあなたの周囲で起こり問題となっていること」をあげてくださいという質問への回答と、「広く社会的にみて問題だと思うこと」をあげてくださいという質問への回答との間に著しい差がある（回答は複数選択）。「周囲で起こっている問題」として指摘されたものを多い順に並べてみれば、「特にない」（34.9%）、「喫煙や飲酒、深夜はいかいなどの不良行為」（21.9%）、「バイクや自転車などの乗り物盗」（20.5%）となっている一方、「社会的にみた問題」としては、「刃物などを使った殺傷事件」（56.0%）、「ささいなことに腹を立てて暴力を振るう」（46.1%）、「出会い系サイトやテレホンクラブなどを使った援助交際などの性的な非行」（43.7%）となっている。つまり、「少年による刃物事件」や「キレる少年」は社会的に問題だが、じっさいに周囲では「特にない」かあるいは軽微な非行しか問題になってはいないのである。じっさいに周囲で問題になっていない犯罪・非行が重大な社会問題として指摘されていることは、犯罪情報の入手経路として人びとのじっさいの経験による情報よりもマス・メディアによる情報の方が強い影響力を持っていることを示している。

以上の本節での議論は、次の三点にまとめられる。第一に、現在の日本社会においても新聞は、全体社会に共有される信頼性の高いメディアである。第二に、犯罪報道は人びとの道徳的関心の引きやすさを反映したニュース価値によって選別されている。第三に、人びとの犯罪に対するイメージは、犯罪報道の強い影響を受けている。以上の議論をふまえ、次節からは、じっさいの少年犯罪報道の内容と少年犯罪の実態について説明する、

### 3 「第一の波」から「第三の波」までの少年犯罪報道と少年犯罪

序章でも述べたように、戦後日本の少年刑法犯の検挙人員・人口比の推移は、大きく四つの山を描いている（図6-1）。これらはそれぞれ、1951年の検挙者数16万6433人を



出典) 法務省の『平成 26 年版 犯罪白書』「資料 3 - 1 少年・成人の刑法犯 検挙人員・人口比・少年比」より筆者が作成。

注) ①警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。②犯行時の年齢による。ただし、検挙時に 20 歳以上であった者は、成人として計上している。③触法少年の補導人員を含む。④1960 年以降は、自動車運転過失致死傷による触法少年を除く。⑤少年の「人口比」は、10 歳以上の少年人口 10 万人当たりの刑法犯検挙人員である。

図 6 - 1 少年刑法犯検挙人員・人口比の推移

ピークとする「第一の波」、1964 年の 23 万 8830 人をピークとする「第二の波」、1983 年の 31 万 7438 人をピークとする「第三の波」、1998 年の 22 万 1410 人をピークとする「第四の波」と呼ばれる。

本節では、「第一の波」から「第三の波」までの少年犯罪報道の内容と少年犯罪の実態を確認し、次節では、「第四の波」の少年犯罪報道の内容と少年犯罪の実態を確認する。

### 3.1 「第一の波」から「第三の波」までの少年犯罪報道

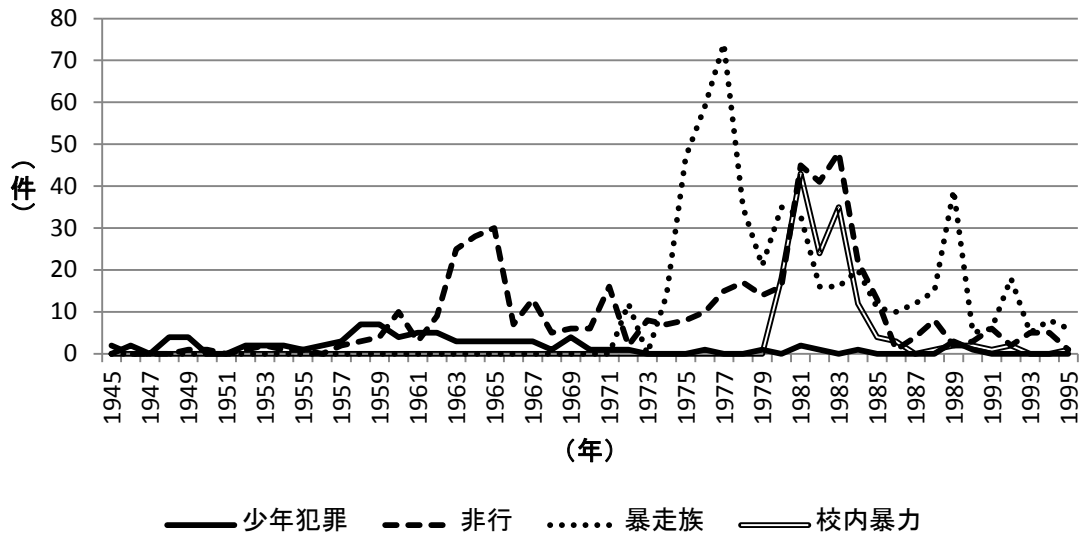
戦後の少年犯罪報道の歴史については、藤田英典(2001)、牧野(2006, 2008)、大庭(2010)が、それぞれ『朝日新聞』の報道の推移についてまとめている。藤田は、『朝日新聞戦後見出しデータベース 1945-1995』において、1945 年から 95 年までの青少年問題・教育問題

に関する見出しのキーワード検索を行い、その推移をまとめている（図 6 - 2）。牧野は、1945 年 8 月から 2007 年 12 月までの少年による殺人事件の記事を選定し、その推移をまとめている（図 6 - 3, 表 6 - 1）。大庭は、1949 年から 5 年おきに 2004 年までの少年事件の記事を収集し、その推移をまとめている（表 6 - 2）。本節では、これらを参照しながら、「第一の波」から「第三の波」までの少年犯罪報道の全体の傾向を把握する。

「第一の波」があった 1950 年代は、「父は戦死」「両親は死亡」というように、非行の背景として貧しい家庭環境を指摘する報道が典型的であった（大庭 2010: 161）。この頃の少年犯罪・非行に関する報道には、終戦直後の混乱の影響がまだ色濃く残っていると言える。

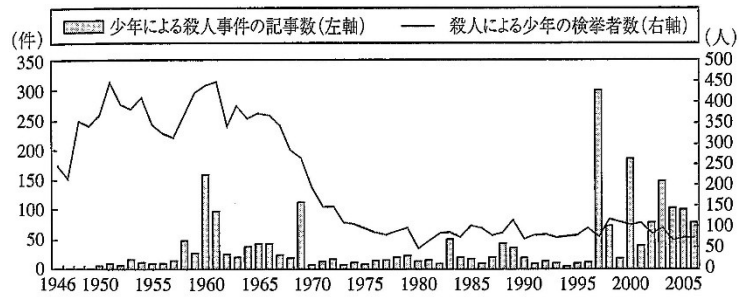
「第二の波」があった 1960 年代から、少年犯罪・非行に関する記事が目立って増大している。その特徴としてあげられるのは、第一に、貧困による非行だけではなく中流家庭の非行が取り上げられるようになってきたこと（大庭 2010: 161）、第二に、殺人のような凶悪犯罪においては、貧困や差別、都会への憧れと挫折といった恵まれない社会的環境の影響が語られていたことである（表 6 - 2）。

「第三の波」があった 1970 年代から 80 年代には、さらに少年非行に関する記事数が増大した。この当時の記事数の特徴は、他の時代と比較すると、少年非行に関する記事が非常に多いのに対して（図 6 - 2）、殺人などの凶悪犯罪に関する記事が少ないという点である（図 6 - 3, 表 6 - 2）。この当時の記事で目立つのは、「非行」「校内暴力」「暴走族」を見出しに含む記事である（図 6 - 2）。また、殺人事件の報道では、その背景として、学校でのいじめ、管理教育、受験戦争、家庭での放任や過保護による孤独感や抑圧が指摘されている（牧野 2006: 135-6）。いずれにしても、「第三の波」の少年非行や少年犯罪は、ほとんどが学校や家庭における教育の問題として語られていた。「第三の波」の少年非行は「遊び型」非行と呼ばれ、遊び感覚で万引きや自転車盗などをおこなう非行として特徴づけられていた。



出典) 藤田 (2001) 表 1 より項目を抜粋して筆者が作成 (藤田 2001: 83).

図 6 - 2 新聞報道における「青少年問題」「教育問題」の戦後の展開



出典) 牧野 (2008) 図 1・2 を転載 (牧野 2008: 11).

図 6 - 3 少年の殺人による検挙者数と殺人事件報道数の比較

表 6-1 それぞれの時期の主な事件（報道量の上位 5 位）

問題の所在	呼称	年	件数	期間	言及内容
社会 1945-1969	小松川女高生殺し	1958	35	9日	貧困家庭, 在日, 職場環境, 異常性格, 変質者, 二重人格
	京都・短銃強奪事件	1966	19	4日	社会のひずみ, 過密世帯, 精神異常
	連続ピストル射殺事件	1969	42	3日	上京就職少年, 都会の孤独, ゆがんだ欲求, 軽い理由, 無意味犯罪
	サレジオ高校首切り事件	1969	18	5日	異常ではない/異常性格だ
	正寿ちゃん誘拐事件	1969	33	3日	大都会の魔力, 家出少年, 中流家庭へ不満, 低学歴, 劣等感
家庭と学校 1970-1996	滋賀・中学生学友殺害	1978	14	9日	生命軽視, 放任と過保護, いじめ
	横浜・浮浪者殺傷事件	1983	14	14日	いじめの反転, 集団心理, 幼稚な心理
	大阪・同級生殺害事件	1984	8	11日	いじめ仕返し, 不安を見抜けない周囲
	目黒・両親殺害事件	1988	27	21日	家庭の期待重く, バッド・マザー, 幼稚, 自己顕示欲
	綾瀬・コンクリ詰め殺人	1989	23	22日	放任, 暴力団との関わり
「心の闇」 1997-	神戸・連続児童殺傷事件	1997	255	5ヶ月	ゲーム世代, ニュータウン, 学校への恨み, 学校化, 思春期の揺れ, 心の闇, 自己の存在感, 行為障害, 性障害
	佐賀・バスジャック事件	2000	79	35日	ネットの影響, 親への恨み, 神戸事件の影響, いじめ, 変身欲求と保護願望, 入院中, 心の闇, 障害
	岡山・バット殴打事件	2000	33	42日	母親を拒否, いじめ, 小説風日記
	長崎・幼児殺害事件	2003	96	3ヶ月	自己尊重感, 幼稚さ, 情緒不安定, 前兆行動, 心の闇, 普通の子の犯罪
	長崎・同級生殺害事件	2004	57	30日	ネットでトラブル, 前兆行動, 心の闇

出典) 牧野 (2006) 表 2 を転載 (牧野 2006: 135).

表 6 - 2 記事化された少年事件の件数と記事数の変化 (1949-2004)

	1949	1954	1959	1964	1969	1974	1979	1984	1989	1994	1999	2004
殺人	3 (3)	9 (9)	13 (26)	18 (56)	16 (79)	7 (9)	12 (39)	9 (19)	9 (25)	4 (7)	13 (22)	9 (121)
強盗	5 (5)	25 (25)	27 (27)	28 (33)	6 (6)	3 (3)	10 (15)	7 (7)	4 (4)	6 (18)	18 (20)	8 (8)
放火	0 0	4 (6)	5 (5)	5 (5)	1 (1)	1 (1)	5 (7)	4 (4)	0 0	1 (1)	1 (1)	0 0
傷害	0 0	7 (9)	11 (11)	19 (86)	1 (1)	2 (2)	8 (10)	11 (13)	2 (2)	8 (9)	9 (10)	14 (14)
窃盗	9 (9)	22 (22)	12 (12)	24 (24)	7 (7)	7 (7)	6 (6)	11 (11)	1 (1)	1 (3)	3 (3)	3 (3)
暴力行為	0 0	1 (1)	3 (4)	4 (5)	1 (1)	4 (4)	3 (3)	0 0	1 (1)	0 (2)	2 (2)	0 0
恐喝・脅迫	0 0	7 (7)	2 (2)	10 (10)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	0 0	2 (3)	1 (5)	5 (5)	4 (4)
一斉補導	1 (1)	1 (1)	9 (9)	9 (9)	0 0	2 (2)	0 (1)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
脱走	0 0	5 (14)	1 (1)	3 (5)	1 (1)	1 (1)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
その他	2 (2)	8 (9)	8 (8)	25 (27)	2 (2)	12 (19)	8 (8)	10 (10)	4 (4)	5 (13)	13 (16)	18 (30)
合計	22 (22)	89 (103)	91 (105)	145 (260)	36 (99)	40 (49)	54 (91)	52 (64)	23 (40)	26 (58)	64 (79)	56 (180)

出典) 大庭 (2010) 表 1 を転載 (大庭 2010: 158).

注) ①各年における左側の数字は事件の数, 右側の () 内の数字は記事の数を示す. 事件数と記事数の差異は, 1 件の事件について, 複数回の記事が掲載されたことを意味する. また, 記事数については, 1 つの見出しと記事から構成されるものを 1 つの記事として計上した. ②殺人には, 殺人未遂, 殺人予備, 強盗殺人を含め, 強盗には, 強盗, 強盗傷害, 強盗傷人を含めた. 傷害には傷害致死も含まれ, 恐喝には, 記事中「おどし」「ゆすり」と表現されているものも含めた.

### 3.2 「第一の波」から「第三の波」までの少年犯罪

「第一の波」から「第三の波」までの少年犯罪の実態については, 徳岡秀雄が少年側と統制側の相互作用の視点から, その動向についてまとめている (徳岡 1997: 104-25). ここでは, 徳岡の議論に依拠して, 「第一の波」から「第三の波」までの少年犯罪の実態を説明したい.

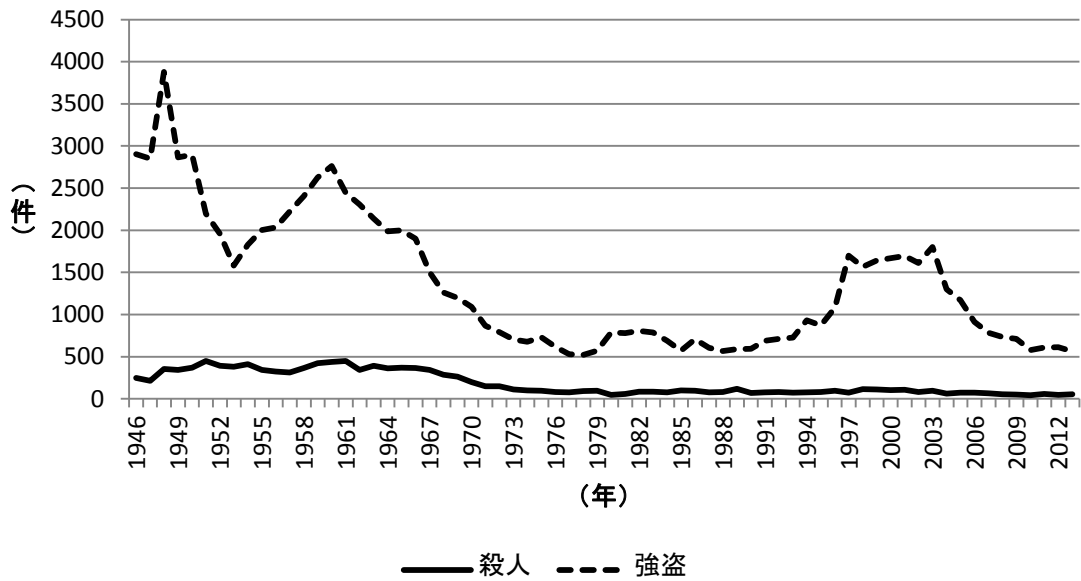
「第一の波」の少年犯罪の背景には戦後の混乱がある. それは, 当然のように少年犯罪を増大させた. しかし一方で, それは少年犯罪を取り締まる警察にも大きな影響を及ぼしたと考えられる. すなわち, 敗戦直後は警察力が極度に弱体化しており, 犯罪があつたとしてもその発覚率・検挙率は低かったのである. しかし, 1946 年には警察庁に少年犯罪課, 都道府県警察部に少年課 (係) が設置され, 1949 年には改正少年法が施行されて家庭裁判所が設置されるなど, 徐々に少年警察力が整備されてきた. そのため, 敗戦直後から 1951 年の第一のピークに向けて検挙者数が上昇したのは, 少年警察力の整備によって少年の検挙率が上昇したからであると考えられる. そして, 第一のピーク以後の検挙者数の減少は, 戦後の混乱が一応の集束に向かうにつれて, 少年を犯罪に駆り立てる要因が相対的に減少したことで, 少年犯罪が減少したものによると推定される.



「第二の波」が始まった要因は、警察側の事情としては、1950年代から青少年問題への関心が高まり、それを背景として少年警察体制が強化されたことがある。この当時、不良映画や不良出版物、青少年による凶器の所持などが社会問題化しており、1960年には、警察庁が少年警察活動要綱を制定実施し、1962年には、少年補導員制度を全国的に採用するなど、少年警察体制が強化された。少年側の事情としては、第一次ベビーブーム世代（1947～49年生まれ）が少年人口に参入してきたために、警察の統制網にかかる少年の絶対数が多くなったことに加え、少年の絶対数の増加のために教育現場や社会統制諸機関の対応が行き届かなくなり、実質的にも少年非行が増大して人口比が増加したと考えられる。「第二の波」における少年検挙者が、1964年の第二のピーク以降、減少した大きな要因となったのは、警察力が、暴力団や公安事件、大学紛争などの重要課題に注がれ、少年犯罪の摘発がおろそかになったためであると考えられる。さらにその後、第一次ベビーブーム世代が成人世代に移行する時期となり、実質的にも少年非行が減少したと考えられる。

「第三の波」が始まった要因は、警察側の事情としては、大学紛争が収拾するにつれて警察にゆとりができたため、再び少年の摘発に力を注ぐことができるようになり、少年の検挙率が高くなったことがある。また、少年警察力が回復しただけではなく、この時期には統制の拡大・強化も図られている。1968年には婦人補導員制度が全国的に整備され、1970年には全国警察署に少年事件選別主任者が設置され、1976年には警察庁保安部に少年課が設置されるなどしている。じっさい、この当時の少年刑法犯の検挙人員の増加は、その8割以上を占める万引きなどの窃盗と放置自転車やオートバイの乗り逃げなどの横領の増加であり、警察が軽微な非行でも徹底的に検挙・補導したことを示している。ただ、少年側の事情としても、じっさいに万引きが増加したと考えられる。いわゆる「遊び型非行」がそれにあたり、いたずらや面白半分の好奇心から敢行される一過性の、罪悪感の乏しい非行である。これに加え、第二次ベビーブーム世代（1971～73年生まれ）が触法年齢（14歳未満）に参入し始め、少年の絶対数が増加したことも影響している。この「第三の波」も、第二次ベビーブーム世代が触法・年少少年（14～15歳）世代を通過することで、ピークは過ぎたと考えられる。

戦後日本の凶悪犯罪（殺人・強盗）による検挙人員の推移は、敗戦から高度経済成長期までは多い状況が続いていたが、1970年代以降、低い水準で推移している（図6-4）。これは、高度経済成長を終えて日本社会の生活環境が大幅に改善したことによるものと見て間違いない。しかし、強盗は「第四の波」のあった1990年代後半から急増している。こ



出典 『平成 26 年版 犯罪白書』「資料 3 - 3 少年による刑法犯 検挙人員 (罪名別)」より筆者が作成。  
 注) ①警察庁の統計による。②犯行時の年齢による。ただし、検挙時に 20 歳以上であった者を除く。③  
 触法少年の補導人員を含む。

図 6 - 4 殺人・強盗の少年検挙人員の推移

の現象については次節で説明する。

## 4 「第四の波」の少年犯罪報道と少年犯罪

### 4.1 「第四の波」の少年犯罪報道

「第四の波」の少年犯罪報道の様相だが、少年による殺人事件の報道件数が目立って増大している (図 6 - 3, 表 6 - 2)。報道の中で少年犯罪の量的な変化として指摘されたのがその増加・凶悪化・低年齢化であり、質的な変化として指摘されたのが「普通の子」(あるいは「良い子」)の「いきなり型」犯罪の登場である。

少年犯罪が問題化するたびに報道で指摘されるのが、その増加・凶悪化・低年齢化である。1997 年に神戸連続児童殺傷事件が起きた際には、各新聞でも「凶悪、低年齢化が加速殺人、誘拐歯止めなく」(『毎日新聞』1997.6.29 朝刊, 3 面, 見出し)、「増える少年の殺人事件」(『朝日新聞』1997.6.29 朝刊, 1 面, 見出し)、「増加、悪質化する少年犯罪 刑法犯、昨年は 13 万人」(『読売新聞』1997.6.29 朝刊, 3 面, 見出し)といったように、少年犯罪の増加・凶悪化・低年齢化を報道している。そして、1997 年の 12 月 18 日には、

警察庁が1月から11月末までの犯罪情勢を発表し、少年補導が13万9867人となり前年同期に比べて14.5%増え、凶悪事件（殺人、強盗、放火、強姦）での摘発が2085人となり、16年ぶりに2千人台に乗ったことを明らかにし、「戦後第四の少年非行のピーク」を迎えたことを指摘している。これ以降、何かしらの事件や警察庁の発表のたびに少年犯罪の増加・凶悪化・低年齢化が繰り返し報道されることになった。

このような少年犯罪のイメージは社会一般にも受け入れられており、総理府が1998年に行った『青少年の非行等問題行動に関する世論調査』によれば、94.3%の人が少年非行の増加を指摘している（「かなり増えている」69.9%、「ある程度増えている」24.4%）。このような傾向はその後も続いており、2005年に内閣府が行った『少年非行問題等に関する世論調査』でも93.1%の人が少年非行の増加を指摘している（「かなり増えている」66.1%、「ある程度増えている」27.0%）。また、内閣府が2001年に行った『少年非行問題等に関する世論調査』では、以前より増えた少年非行のタイプとして「低年齢層による非行」が58.7%、「凶悪・粗暴化した非行」が53.2%指摘されている（回答は複数選択）。

「第四の波」の少年犯罪を特徴づける質的な変化としては、「普通の子」が突然重大な事件を起こす「いきなり型」犯罪が増加したことが指摘された。岡邊健と小林寿一によると、マス・メディアにおける「いきなり型」の初出は、1997年6月3日に警察庁が、非行対策として徹底検挙を重視する捜査強化路線への転換を打ち出した際に、「非行歴のない少年が突然悪質な事件を起こす『いきなり型』に実態が変容」（「薬物 強盗 援助交際 少年でも徹底検挙 警察庁が路線変更」、『毎日新聞』、1997.6.4朝刊、27面）したことを指摘したときに登場したものである（岡邊・小林 2005: 103）。「普通の子」の「いきなり型」の少年犯罪は、たとえば次のように語られている。

「いきなり型」犯行は万引きや自転車盗などいわゆる法違反の非行を体験しない少年たちが突然、凶悪犯罪に走る形を指す。過去、少年犯罪は、万引きなどの非行を繰り返しているうちに「徐々に罪悪感がなくなって」、重大事件を犯すパターンだった。

「いきなり型」は、これを根本から変える。（「'97～'98潮流 少年犯罪 戦後第4のピークへ」『読売新聞』1997.12.25朝刊、13面）

最近の少年犯罪には、命の尊さや他人の痛みに対する認識の欠如が目立っている。非行歴のない普通の少年たちが、いきなり重大犯罪に走る傾向も続いている。（「少年

法改正 規範意識を育てていくために（社説）『読売新聞』2000.11.29 朝刊，3面）

このように、「第四の波」の少年犯罪は、「万引きや自転車盗などいわゆる法違反の非行を体験しない少年たちが突然，凶悪犯罪に走る」，あるいは「非行歴のない普通の少年たちが，いきなり重大犯罪に走る」というように特徴づけられたのである。

また、「普通の子」の「いきなり型」犯罪は，社会的・外面的には問題が見られないため「心」の問題として語られやすい性質をもっていた（赤羽 2007；土井 2003：281-308）。「普通の子」の「心」の問題は，たとえば次のように語られている。

事件直後，彼について学校側は口をそろえて問題のない普通の生徒であったことを強調した。「普通の生徒」ってどんな生徒をさすのか。「普通の子」という枠にはめられた男子生徒は，確かに学校側がとくに問題視する生徒ではなかったのだろう。（中略）

「得意だった運動から遠ざかる原因となったひざの故障と，成績不振の末の学校嫌いが，心の中にストレスをふくらませていったのではないか」。そんなことも考えた。（「少年の『なぜ』おぼろげ 黒磯北中事件 家裁が決定 『注意で衝動的に』認める」『朝日新聞』1998.2.24 夕刊，15面）

まわりの関係者の話だと，少年はごく普通のというよりは，むしろ「いい子」と呼ばれる種類の子供だったようだ。有名大学を目指す特進コースに所属し，成績もトップクラスの優等生でもあった。（中略）

今回の少年も，運動部での熱心な活動や余裕のある受験勉強など表向きの姿とは別に，心の中に激しいストレスや問題を抱えていた可能性もある。まわりが，それに気づかなかっただけかも知れない。（「命への恐れを欠いた少年犯罪（社説）」『読売新聞』2000.5.4 朝刊，3面）

このように，これらの記事や社説では，「普通の子」や「いい子」の「心」の問題が指摘されている。また，「第四の波」の少年犯罪報道ににける犯罪少年の「心」の問題化の特徴として，第一に，「心」の医療化と，第二に，「心」の理解不能性への注目があげられる。

犯罪少年の「心」の医療化とは，「非医療的問題が通常は病気あるいは障害という観点から医療問題として定義され処理されるようになる過程」（Conrad & Schneider [1980]

1992=2003: 1) という医療化の定義をふまえば、少年犯罪の原因が医療問題として定義され処理されるようになる過程であり、具体的には、発達障害や行為障害<sup>3</sup>といった精神疾患が語られた。新聞報道では、たとえば「神戸連続殺傷 『重症の行為障害』と鑑定 家裁審判再開 少年を17日にも処分」(『読売新聞』1997.10.2 夕刊, 1面, 見出し), 「長崎・幼児誘拐殺人 直接要因, 特定できず 少年精神鑑定書 『軽度の発達障害』」(『毎日新聞』2003.9.24 朝刊, 31面, 見出し) などと語られた。

「心」の理解不能性とは、「心の闇」に代表されるものである。「心の闇」は、1997年の神戸連続児童殺傷事件の新聞報道において、「憎悪潜む “心の闇”」(『読売新聞』1997.6.29 朝刊, 3面, 見出し) として少年犯罪報道で初登場した言葉である。その後、「心の闇」は、たとえば、「僕を止めて17歳(上) メモ 深い心のやみつづる」(『朝日新聞』2000.6.7 夕刊, 14面, 見出し), 「心の闇解明, 難しく 付添人『少しずつ後悔の念』」(『毎日新聞』2003.9.30 朝刊, 30面, 見出し), 「同級生殺害・元担任 『心の闇あるなんて』」(『毎日新聞』2004.6.6 朝刊, 27面, 見出し) など、数多くの場面で語られるようになった言葉である。

以上、「第四の波」の少年犯罪報道における「普通の子」、発達障害、「心の闇」といった語られ方について、それがなぜ語られたのかを明らかにすることが本論文の目的である。これらの語られ方について、続く第7章から第9章でそれぞれ検討することになる。

続く節では、最後に、「第四の波」の少年犯罪報道の語られ方が、少年犯罪の実態の変化にもとづいたものではないことを確認する。

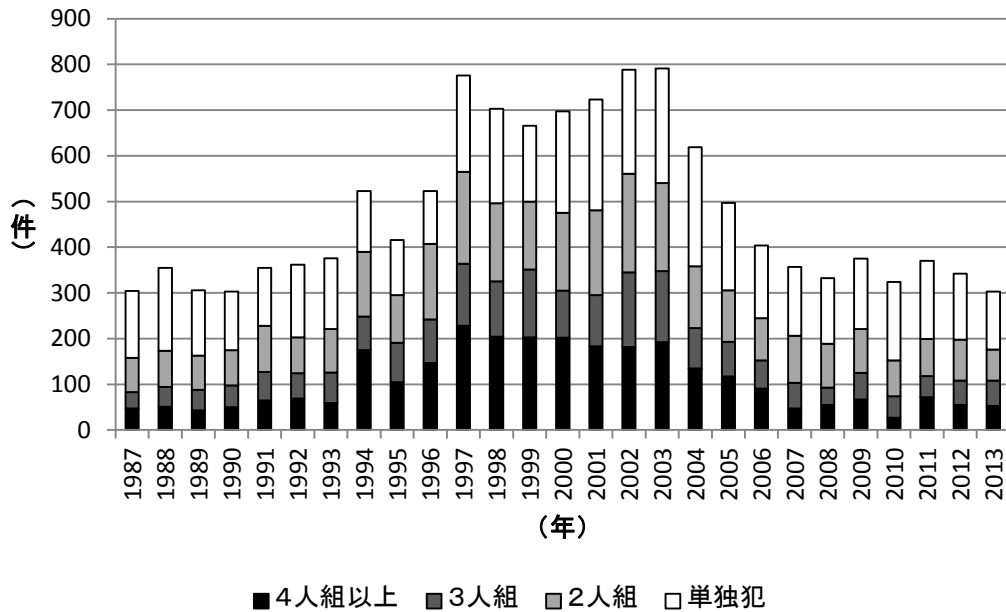
#### 4.2 「第四の波」の少年犯罪

ここでは、増加・凶悪化・低年齢化や「普通の子」の「いきなり型」犯罪が語られた「第四の波」の少年犯罪の実態を確認したい。

まず、「第四の波」における少年刑法犯検挙人員の増加は、「第三の波」と同様、ほとんどは窃盗などの軽微な非行による検挙者数の増減を反映しているだけであり、特に説明は加えない。むしろ、「第四の波」が社会問題化した背景として重要なのは、凶悪犯罪による少年刑法犯の検挙者数の増加である。凶悪犯罪の中でもっとも凶悪であると言える殺人

---

<sup>3</sup> 第8章で論じるように、行為障害は、1997年から2000年の間までは語られていたが、それ以後、ほとんど語られなくなってしまった精神疾患である。本論文では、行為障害についても、発達障害との比較のために分析の対象とする。



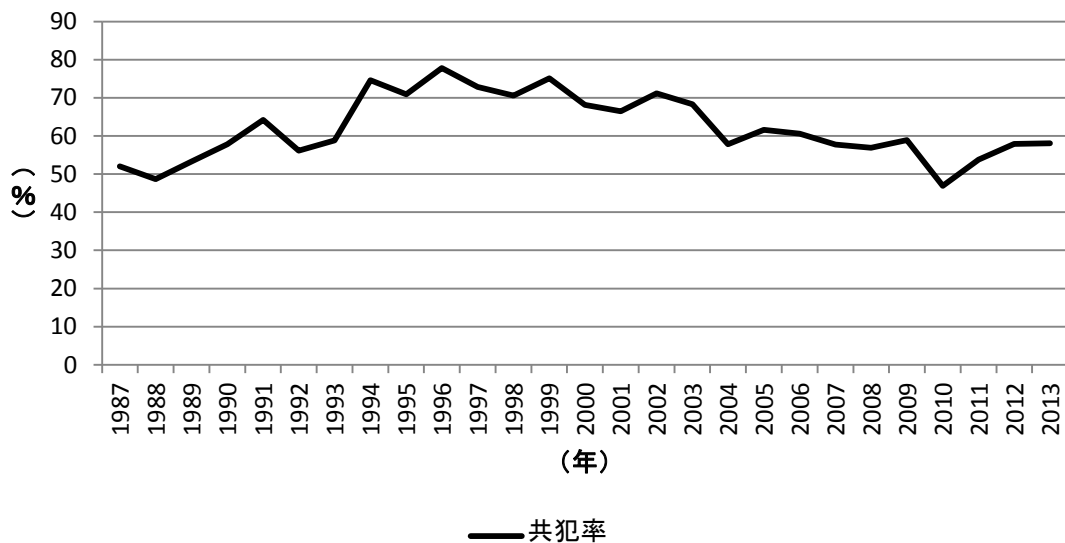
出典) 法務省の『平成 14 年版 犯罪白書』「5-2-3-3 図 共犯形態別検挙数及び共犯率の推移」(CD-ROM), 『平成 26 年版 犯罪白書』「3-1-1-7 図 少年のみによる一般刑法犯 検挙件数の共犯者別構成比(罪名別)」(Excel 形式のファイル) より筆者が作成。

注) ①警察庁の統計による。②検挙時の年齢による。③触法少年の補導件数は含まない。④捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。

図 6 - 5 少年のみによる強盗事件の共犯形態別検挙件数の推移

の検挙者数は図 6 - 4 で見たとおり低い水準で推移し続けているが、強盗の増加が目立っているのが「第四の波」の特徴である。

強盗の増加の原因としては、統制側の事情として強盗の適用拡大による検挙者数の増加が指摘されている。じっさい、少年の場合、恐喝と強盗、窃盗+傷害と強盗の境界は明確ではなく、引ったくりは窃盗だが、被害者が怪我をすれば強盗になるし(鮎川 2001: 28-39), 「おやじ狩り」は恐喝だが、「相手方の反抗を抑圧しうる」(大塚 1982: 180) 程度であれば強盗であるとされるようになる(河合 2004: 66)。じっさい、統計では「路上強盗」の急増が著しく、かつその 7 割が少年によって占められており、荒っぽい引ったくりが強盗に組み入れられたと考えることができる(河合 2004: 64)。また、図 6 - 5、図 6 - 6 を見ると、少年強盗の共犯事件検挙件数と共犯率が急増しており、大勢での「おやじ狩り」のような事件が強盗に組み入れられたことを裏付けている(河合 2004: 68)。じっさい、強



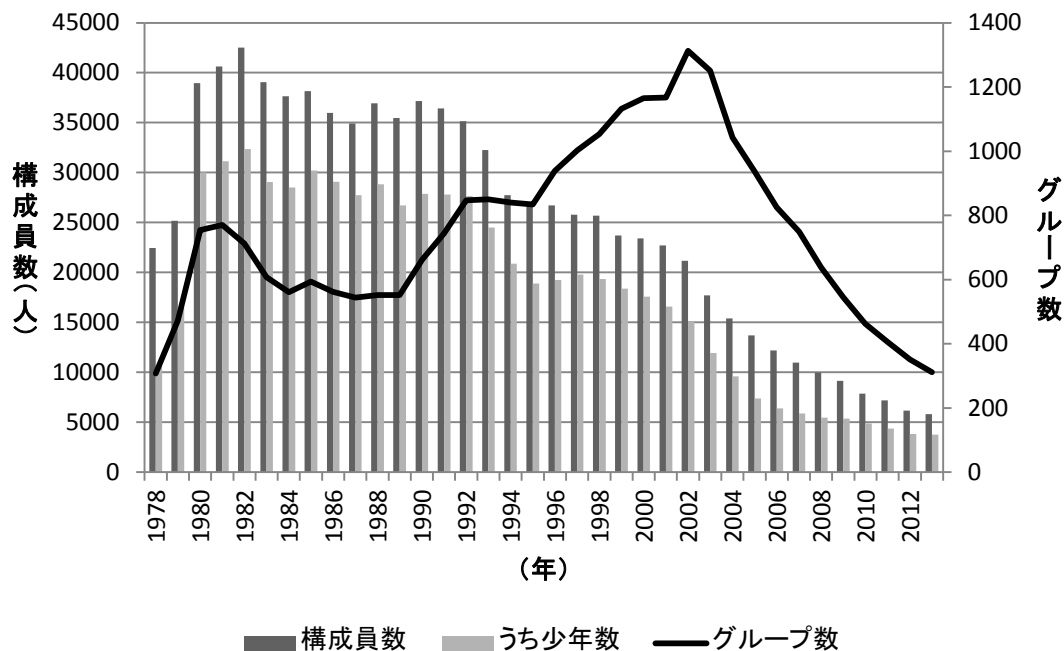
出典) 法務省の『平成 14 年版 犯罪白書』「5-2-3-3 図 共犯形態別検挙数及び共犯率の推移」(CD-ROM), 『平成 26 年版 犯罪白書』「3-1-1-7 図 少年のみによる一般刑法犯 検挙件数の共犯者別構成比 (罪名別)」(Excel 形式のファイル) より筆者が作成.

注) ①警察庁の統計による. ②検挙時の年齢による. ③触法少年の補導件数は含まない. ④捜査の結果, 犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く. ④「共犯率」とは, 少年事件について, 2 人以上でおこなわれた事件の比率である.

### 図 6 - 6 少年のみによる強盗事件の共犯率の推移

盗による検挙者数と強盗の共犯事件検挙件数が突然急上昇したのは 1997 年であり, その後はこれらの数値が横ばいを続けており, これは実数の増加とは異なる変化があったと考えたほうが自然である. この当時, 1996 年には「おやじ狩り」, 1997 年には神戸連続児童殺傷事件が話題となり, 少年犯罪への社会的注目が集まっていたことから, この頃に強盗の適用が拡大され, 警察が少年事件に人的資源を集中させたと考えることができる (河合 2004: 66).

しかし, 強盗の増加には統制側の事情だけでなく少年側の事情も考えられる. それは, 犯行の稚拙化である. 犯罪者側から見れば, 金銭目的ならば, 引ったくりの際に相手を転倒させたり, 強盗する際に被害者に怪我を負わせたりすることで強盗致傷になるのは「失敗」であり, 伝統的なカツアゲのように少人数で「金を貸してくれないか」と脅迫し, 金を速やかに奪って逃走することこそ「成功」である (河合 2004: 72). つまり, 被害者に



出典)『平成 26 年版 犯罪白書』「3-1-2-3 図 暴走族の構成員数・グループ数の推移」(Excel 形式のファイル)より筆者が作成。

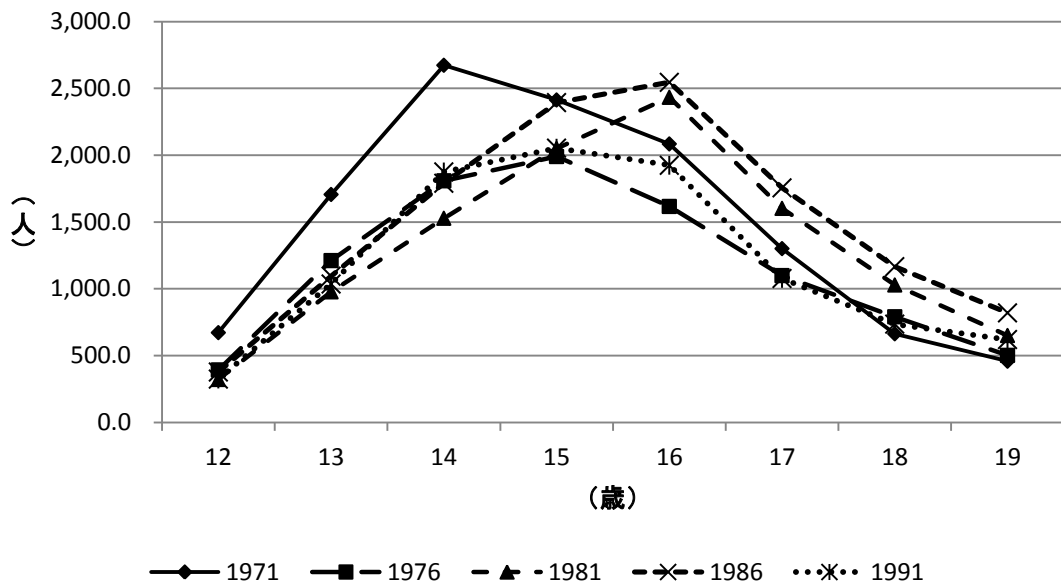
注)①警察庁交通局の資料による。②共同危険型暴走族(爆音を伴う暴走等を集団で行う暴走族をいう。)に限る。

図 6 - 7 暴走族の構成員数・グループ数の推移

怪我を負わず恐喝を成功させるのにもそれなりの技術が必要なのであり、それができなければ、その犯行が下手で稚拙であるということになる。また、この頃から、少年によるバイク盗に変化があり、停めてあるバイクではなく、走っているバイクを大勢で停めて奪うことがはやりだしたという(藤川 2002: 53-6)。持ち主に暴行を加えることに伴うリスクを避けて「安全」にバイクを盗み出すにも、始動キーを使わずに接点に細工してエンジンをかけるといった技術を学ばなければならないのであり、このようなバイク盗の変化もそういった犯罪技量の低下を示していると言える(土井 2003: 34)。恐喝にしてもバイク盗にしても、犯罪を成功させる技術を学習するには、その技術を継承していく非行サブカルチャーの存在が必要となる。非行サブカルチャーは、それを担う非行集団に加入することによって学ばれるものだが、その非行集団が衰退して成立しにくくなっていることが、犯行の稚拙化の背景にあると考えられる(土井 2003: 30-8)。

じっさいに、非行集団やその構成員がどの程度存在するかについては信頼できる統計が





出典)『平成 26 年版 犯罪白書』「3-1-1-3 図 非行少年率の推移」(Excel 形式のファイル)より筆者が作成。

注) ①警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。②犯行時の年齢による。ただし、検挙時に 20 歳以上であったものを除く。③「非行少年率」とは、それぞれの年齢の者 10 万人当たりの一般刑法犯検挙(補導)人員をいう。

図 6 - 8 非行少年率の推移

存在しないが、暴走族の構成員数やグループ数については警察で把握されており、この動向を見ることで、限定的に非行集団の歴史的推移を知ることができる(岡邊 2008: 74-5)。

図 6 - 7 は、共同危険型暴走族(二輪車や四輪車で公道を爆音暴走し、一般車両や歩行者に著しい危険や迷惑を及ぼしている暴走族)の構成員数・グループ数の推移である。暴走族の構成員数は 1982 年以来減少を続けており、グループ数も 2002 年をピークに減少している。グループの平均構成員数を算出してみると、1982 年までは 50 人以上、1983~89 年までは 60 人以上の構成員がいたが、91 年には 50 人、93 年には 40 人、96 年には 30 人をそれぞれ下回り、2001 年にはついに 20 人を切っている。そして現在は 15 人程度で推移している状況である。これは、暴走族が非行少年にとって魅力のないものとなったという事情はあるものの(浜井 2007: 150)、非行集団に加入する少年数が減ってきているのは確かである。河合幹雄が皮肉を込めて指摘するように、行き過ぎた個人主義が犯罪増加の背景にあるという語られ方とは逆に、行き過ぎた個人主義によって犯罪者集団が衰退し

たというのが現実なのである（河合 2004: 73-4）。

次に、少年犯罪の低年齢化のイメージについてだが、じっさいにはむしろ高年齢化している。図 6-8 は、ある年に生まれた少年が各年齢において非行少年となる率を算出した非行少年率をグラフ化したものである。これを見ると、1971 年生まれの少年は 14 歳に非行のピークが存在したが、1986 年生まれの少年では 16 歳に非行のピークが移っている。そして、各世代の 19 歳時の非行率を比較してみると、1971 年生まれから 1986 年生まれまで、世代が若くなるにつれて非行率が上がっているのがわかる<sup>4</sup>。つまり、年齢が上がっても非行から足を洗えない少年が増加したのである。浜井によれば、非行の高年齢化の背景には、地域の不良集団や暴走族、非行少年が 20 歳前後になると「そろそろ落ち着け」と無理やりにでも就職を斡旋する雇用の受け皿（左官、大工、解体工、運送など）が、若者の求人構造の変化によって減少したことが考えられるという（浜井 2007: 148-50）。

次に、「普通の子」による「いきなり型」犯罪について確認したい。岡邊・小林（2005）は、粗暴少年（強盗・暴行・傷害・恐喝）<sup>5</sup>における初犯者の比率を算出し、「いきなり型」犯罪の増減について検証している。これによると、初犯者率は強盗を中心に 1990 年代前半から半ばにかけて 10%前後増加し、強盗・暴行・恐喝は 1996 年、傷害は 1997 年にピークに達している。特に強盗は 1990 年には 37.1%であったものが、1996 年には 50%を超えている。しかし、いずれもピーク以降は漸減し 2003 年までには 80 年代と同じ水準まで下がっているという。先述した強盗に対する統制側や少年側の変化を考慮する必要もあるが、いずれにしても、「いきなり型」犯罪が問題化した 1997 年は、初犯者率がピークを迎えた直後なのである。そのため、じっさいには「第四の波」の期間に「いきなり型」犯罪が増加したのではなく、むしろ減少していったのである。また、粗暴少年の置かれた状況に目を向けると、実父率が低下し、怠業者の比率は変動がなく、怠業者・就労ができなかった者の比率は微増傾向にあり、家庭環境や社会的適応状況と非行の関係が弱まっているとは言えない。そして、複数回の非行歴を持つ者は、非行歴がない者よりも実父率が低く、虐待の経験が多く、学業不振者が多いと考えられる。そのため、「普通の子」の「いき

<sup>4</sup> ただし、1991 年生まれの少年では非行のピークが 15 歳になり、19 歳時の非行率も低下している。1991 年生まれの少年は、ほとんど「第四の波」が終わりかけた 2006 年に非行のピークを迎えた世代である。この現象については、ここで論じたのとは別の実態の変化があったことがうかがわれる。しかし、それについて考察することは、本論文で扱える範囲を超えるので、そういった事実があることを指摘するにとどめたい。

<sup>5</sup> 殺人が除外されているのは、検挙人員の実数が少なく、比率をとると上下の振れ幅が大きくなり、一定の方向性が見いだせないためである（岡邊・小林 2005: 106）。

なり型」犯罪が増加したとは言えないし、生育環境上のリスク要因を持つ者が、比較的軽微な非行から非行キャリアを積み重ねていき、徐々に非行を悪質化させていくという非行エスカレート型の非行発達モデルは今でも十分に有効であると考えられる。

以上のように、「第四の波」の少年犯罪報道で語られた増加・凶悪化・低年齢化、「普通の子」の「いきなり型」犯罪は、その実態を必ずしも反映しているわけではないことを確認した。そのため、「第四の波」の少年犯罪の語られ方は、少年犯罪の実態の変化ではなく、人びとの道徳的関心の変化に大きく左右されていると考えられる。

## 5 「第四の波」の少年犯罪報道の分析に向けて

本章では、新聞の少年犯罪報道と少年犯罪について基本的な事実を確認することを目的として、新聞の犯罪報道、少年犯罪報道の内容、少年犯罪の実態についてそれぞれ説明してきた。その結果、第一に、新聞による少年犯罪報道は、現代の日本社会においても、人びとのもつ犯罪のイメージの形成に対して強い影響力を持っていること、第二に、「第四の波」の少年犯罪報道では、「普通の子」による凶悪犯罪と、犯罪少年の「心」の問題が多く語られたこと、第三に、これらの少年犯罪の語られ方は、少年犯罪の実態の変化ではなく、人びとの道徳的関心の変化に左右されていると考えられることが明らかとなった。

次章からは、具体的に「第四の波」の少年犯罪報道における犯罪少年の語られ方について分析、考察していく。続く第7章では、「普通の子」について、第8章では、発達障害について、第9章では、「心の闇」について扱う。あらかじめ考察の道筋を示せば、これらの語られ方は、第4章で議論した心理主義化の社会的背景の諸側面と関連させて考察することが可能であると考えられる。すなわち、「普通の子」は個人化と、発達障害は「心」の尊重と、「心の闇」は「心」の向上と関連するものであり、それぞれ社会の道徳的境界の更新に伴って語られたと考えられるのである。

## 第7章 「普通の子」の誕生

### 1 「普通の子」という語られ方

本章の目的は、「第四の波」の少年犯罪において、なぜ「普通の子」が語られたのかを明らかにすることである。そのために本章では、「普通の子」の語られ方を、「第三の波」の少年非行における「普通の家庭」と比較分析し、道徳的境界の更新の視点から考察する。

前章では、「第四の波」の少年犯罪の特徴として、第一に、「普通の子」が突然凶悪な事件を起こすと語られたこと、第二に、「普通の子」による少年犯罪は「心」の問題として語られやすい性質をもったものであったことを確認した。ここで問題なのは、なぜ「普通の子」に人びとの注目が集まったのかという点である。この疑問に対して本章では、「心」をめぐる道徳的境界の更新のために「普通の子」が語られたと考えて議論を進める。前章の終わりで述べたように、「普通の子」は、日本社会の個人化に伴う中間集団からの解き放ちの過程と密接に関連していると考えられる。

ところで、ここで問題となってくるのが、「普通」とは何かという点である。この点について本章では、次の二つの方針で分析を進める。それは第一に、「普通」／「普通ではない」の区別を道徳への同調と逸脱の区別の語られ方の一つとして把握すること、第二に、「普通」の歴史的変化に着目することである。

第一の点についてだが、ある人が逸脱行為に及びそうか否かを判断する基準として「普通」／「普通ではない」の区別が用いられる場合、その人の様子や生活様式が道徳に同調的か逸脱的かという判断が常に伴っている。すなわち、様子や生活様式が「普通」の人は逸脱行為に及ばないはずである、あるいは様子や生活様式が「普通ではない」人は逸脱行為に及ぶはずであるという判断である。卑近な例で言えば、アニメオタクが犯罪者予備軍であるという見方は、アニメに依存した生活を送ることが「普通ではない」生活様式であるという判断を伴っている。つまり、「普通」／「普通ではない」の区別は、ある人の様子や生活様式に関する道徳的境界を基準としてなされるのである。

第二の点についてだが、「普通」という言葉は、1970年代から80年代の「第三の波」の少年非行の頃から「普通の家庭」として語られており、その用法は歴史的に変化している。そのため、「第三の波」の「普通の家庭」と「第四の波」の「普通の子」の語られ方を比較し、その共通点と相違点を明確にすれば、「普通」という言葉が語られるための一般的な社会的条件と、「普通の子」が語られる「第四の波」特有の社会状況とを明らかにすることができるだろう。

以上の点をふまえつつ、次節では、「普通」と道徳的境界の関係について理論的に考察する。

## 2 「普通」の逸脱者の登場と道徳的境界の更新

本節では、「普通」の逸脱者の登場について、道徳的境界の更新の視点から予備的な考察をおこなう。

後述するように、「普通」は、現在と過去とを対比する際に使われ、過去には何かしら「普通ではない」属性をもった子どもが犯罪を起こしていたが、現在では「普通」の属性をもった子どもが犯罪を起こすようになった、というように語られる。そして、「普通」の属性をもった子どもの犯罪・非行に対して、新しい道徳の必要性が主張され、道徳的境界の更新がなされるのである。ここで重要なのは、「普通」をめぐっては、「普通」／「普通ではない」を区別する旧来の道徳と、「普通」の内部に新たに引かれるべき新しい道徳の二つがあるという点である。この点に留意しつつ、ここでは、あらためて道徳的境界に関するデュルケムとエリクソンの議論を取り上げることから説明を始める。

まず、デュルケムは次のように述べている。

かりに聖人たちから成る一社会を、すなわち模範的で非のうちどころのない僧院を想像してみよう。いわゆる犯罪というものは、そこでは起こらないかもしれない。けれども、俗人たちには許容されるにちがいないさまざまな過ちが、そこでは、ふつうの法律違反が通常意識にたいしてよび起こすようなスキャンダルを生じることであろう。それゆえ、もしもこの社会が裁判と処罰の権力をもっているならば、それらの行為は、これによって犯罪的とされ、そのようなものとして扱われるにちがいない。

(RMS: 155)

この議論を受けて、エリクソンは次のように続けている。

さらにまた、同様のことはコミュニティがある時期から次の時期へと移行する変化についても言える。コミュニティがそのもっとも周辺の人びとを切り落とすことができるとしても——たとえば、彼らを世界の他の地方に追放したり、貨車何台分も処刑したとしても、コミュニティの逸脱の量が実際に減るとは考えられない。新参の違反

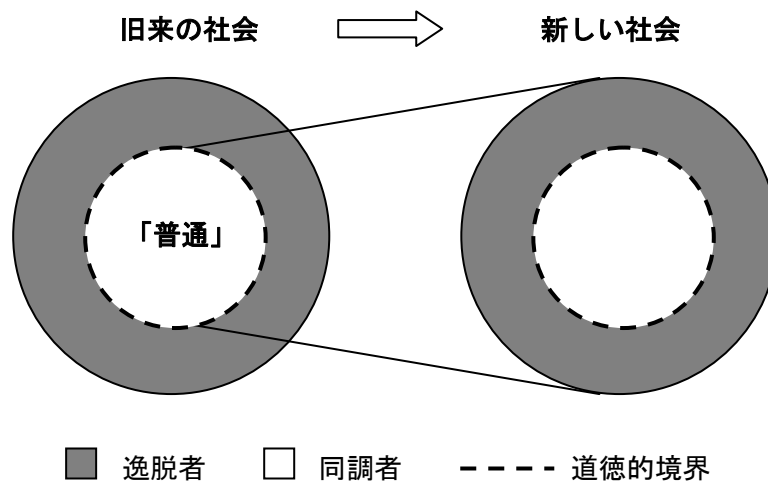


図 7-1 「普通」をめぐり逸脱の歴史的变化

者が追放された彼らの空白にやってくるのだ（イギリスがその植民地へ大規模な移送政策を行った時にそうだったように）。あるいは、統制の機関は新たな目的地に照準をあて、そこで行なわれる行動に関心をいだくようになる。（Erikson 1966=2014: 36）

これらの議論によると、逸脱者を排除した後でも逸脱がなくなる原因としては、第一に、別の逸脱者が侵入してくること、第二に、統制機関が別の逸脱者を見出すことの二通りがある<sup>1</sup>。前章で確認したように「普通の子」は第二の場合に該当するし、本章で確認するように「第三の波」の「普通の家」も同様である。そのため、ここでは、旧来の逸脱者が表舞台から退場した後、新しい道徳の登場に伴って、旧来の道徳に対して同調的だった「普通」の人びとを二分するように道徳的境界が引かれ、「普通」の逸脱者が見出されるようになる過程について説明する。この過程を単純に図式化すれば図 7-1 のようになる。

まず、左側の同心円は、旧来の社会において道徳的境界が内側の同調者と外側の逸脱者を二分していることを示している。ここで、旧来の道徳に対する同調者が「普通」と呼ば

<sup>1</sup> この議論からエリクソンは、「一つのコミュニティが会う逸脱の総量は時代をこえてかなり一定の傾向がある」（Erikson 1966=2014: 33）と主張しているが、その後の検証において実証されているものではない（宝月 2004: 154-7; Vold & Bernard [1958] 1985=1990: 174-9）。この点について、少なくとも、社会から逸脱がなくなるというデュルケムの主張と、逸脱の総量が一定であるというエリクソンの主張は峻別できるものであると考え、本章では前者のみを支持する。

れる人びとである。次に、何かしらの事情により、旧来の逸脱者が衰退した場合、右側の円のように「普通」の人びとのみによる新しい社会が形成される。しかし、右側の社会においても新たに、「普通」の人びとを同調者と逸脱者に二分するような道徳的境界が引かれることになる。すなわち、「普通ではない」人びとの逸脱の衰退に伴い、それまで社会の道徳的関心をひかなかった「普通」の人びとの行為が道徳的境界を引く対象として現れるのである。これは、道徳の鋭敏化の過程としても捉えられる。すなわち、「普通であれば十分」という旧来の道徳的規準に対して、「普通であることは必要だが、それで十分ではない」という形で、道徳的な十分条件が必要条件へと読み替えられ、旧来の道徳を受け継ぎつつ新しい道徳が重ねられるのである。

ここで注意すべき点は、以上のような歴史的変化は理念的なものであり、じっさいの社会において必ず成立するわけではないということである。そのため、あらかじめ結論を先取りすれば、次の二点が「普通」の語られる条件となる。

第一に、「普通」が社会一般で語られる場合、「普通」／「普通ではない」の区別が、社会全体で共有されていなければならないという点である。たとえば、階級社会や多文化社会のように社会全体が異なる価値の集団によって明確に切り分けられている場合、各々の集団には各々の「普通」があるため、社会全体で共通の「普通」を語ることは困難となる。

第二に、「普通」の人びとだけを二分する形で道徳的境界が引かれるためには、「普通ではない」人びとの逸脱が社会の関心を引かなくなるような形で衰退しなければならない。ここでいう衰退とは、じっさいに逸脱が衰退する場合もあれば、社会の道徳的関心の変化により逸脱への関心が衰退する場合もある。いずれにしても、「普通ではない」人びとへの社会的関心が衰退しなければ、残った「普通」の人びとだけに関心が集中して、それを二分するように道徳的境界が引かれることは困難になる。

以上の議論をふまえつつ、以下では「第三の波」の「普通の家庭」と「第四の波」の「普通の子」について比較分析をおこなう。

### 3 「第三の波」の「普通の家庭」の誕生

本節では、「第三の波」の少年犯罪報道における「普通の家庭」の語られ方について分析し、その社会的背景について考察する。

### 3.1 中流家庭・両親健在の「普通の家

あらかじめ整理しておくとして、「普通」には、子どもの様子を表すもの、子どもの所属する家庭の形態を表すもの、子どもの所属する階層を表すものの三種類の「普通」がある。「第三の波」における「普通」は、中流階層で両親健在の家庭の子どもを表す「普通」であった。

ところで、中流家庭の少年犯罪については、1960年代の「第二の波」の頃にもしばしば登場しており、さらにさかのぼれば、大正初期の書物や昭和初期の新聞報道でも見られたものである(鮎川 [1994] 2002: 83-5)。しかし、「第二の波」の頃は中流家庭が「普通」と称されることはなかった。「第三の波」との比較のために、「第二の波」の報道を確認すれば、たとえば次のようなものがある。

ことに「貧しいため」の犯罪が減り「遊ぶため」の犯罪がウナギのぼりにふえている。女性や友だちと遊ぶ金をつくるためなら手段を選ばないという傾向が強い。

このため貧しい家庭の子供より中流以上の家庭の子供が転落するケースが目立っている。(「犯罪少年が 20 万人も 非行白書 『貧しさ』より『遊ぶ金』 警察庁 防止を全国運動に」『毎日新聞』1960.12.29 夕刊, 7面)

“びんぼうは犯罪のもと、と、むかしからいわれましたが、この定説はもうそのまま通用しません。十年前には極貧(生活扶助家庭)や下流家庭(その日暮らし)の子が、検挙人員の半分以上をしめ、学者も貧困を非行原因として重くみていました。しかし、いまは逆です。三十九年の白書だと、検挙人員百人のうち極貧の子はわずかに三・四人で、下流四八・二人、中流(生活に余裕がある)四七・二人、上流(相当余裕がある)一・二人の割合でした。(「危険な子どもたち 非行化の周辺(1) 進歩と繁栄に誘因 距たる親子の考え方(家庭)」『朝日新聞』1965.12.7 朝刊, 11面)

このように、少なくとも1960年代までは、単に「中流以上の家庭」、「中流(生活に余裕がある)」とだけ言われており、それを「普通」と言い換えてはいなかった。

一方、1970年代以降の「第三の波」に入ってから、中流であることと両親が健在であることが「普通」と言い換えられるようになった。それはたとえば次のような報道である。



【子の心親知らず】非行少年の家庭環境は、貧困（三七・五％）親の欠損（二五・一％）が年々低下。普通の家庭の平凡な子供に非行多発の傾向が出てきた。（「非行少年 “遊び型” ふえ “ベビー化” 進む 警察庁が白書」『読売新聞』1972.12.26 朝刊，2面）

〈遊び型非行〉 万引きは窃盗七万六千九百三十六件の三九・三％。万引きで検挙された少年の中には、経済的に中流以上の家庭で育った普通少年がかなり含まれ、万引きのまん延化、一般化の傾向がみられる。（「万引きふえる 少年非行白書」『読売新聞』1974.12.28 夕刊，6面）

こういう非行少年の家庭をみると、親がいないとか、貧困などの影響がうすれ、ごく普通の家庭の少年の非行が多発していることが指摘できる。また、再犯率は約三割弱で、おおむね減少傾向にあって一過性の非行が多いこと、グループによる非行が多いことなども特徴である。（「少年非行の動向と問題点 社会環境の浄化に国民運動望む 仁平園雄（論壇）」『朝日新聞』1977.7.8 朝刊，5面）

このように、過去には「親がいないとか、貧困など」といった環境にいる「普通ではない子」が犯罪を起こしていたが、現在では中流家庭で両親健在の「普通の家庭」の子どもが犯罪を起こすと語られるようになったのである。

第6章の3.1でも確認したように、「第三の波」の少年非行は家族と学校の教育の教育問題として位置づけられるようになったが、これは「普通の家庭」についても同様である。それはたとえば次のような報道である。

この統計によると、非行少年の八割が学校の授業についていけない「落ちこぼれ」だという。しかも、十四歳をピークに中学生の年齢層に集中している。また、両親のそろった経済的に不自由のない普通の家庭の子どもも多い。こうした点から、非行が激増した責任の一部は、いまの中学校のありようにあるともいえそうだ。（「非行が増えたというけれど（社説）」『毎日新聞』1981.12.28 朝刊，5面）

経済的には豊かになり、物に不自由しない社会のなかで、盗みがふえている。ごく

ふつうの家庭の、ふつうの子どもが、『友だちがやっているから』とか『ほんのはずみ』で、そうした非行に走ってしまう。(中略)

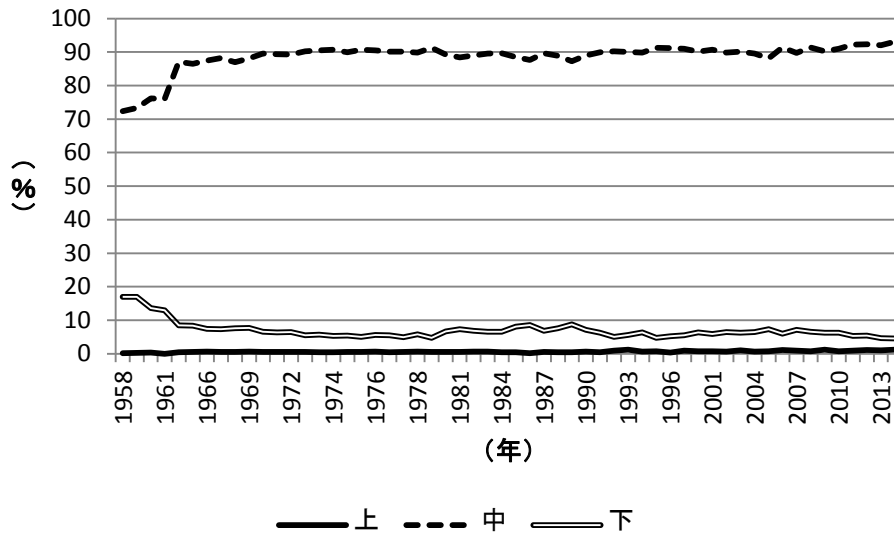
少年の規範意識が薄れて、良いことと悪いこととのけじめがゆるんでいる。甘やかされて、依存心が強く、がまんができない。核家族化、受験競争のひずみ、情報化など、少年を非行に走らせる要因が多い。(「少年非行はなぜ広がるのか(社説)」『朝日新聞』1982.7.18 朝刊, 5面)

このように、「普通の家庭」の子どもは、「いまの中学校のありよう」、「核家族化、受験競争のひずみ」といった家族と学校の問題として位置づけられて語られたのである。

### 3.2 「第三の波」の「普通の家庭」の社会的背景

この「第三の波」の「普通の家庭」が登場した社会的背景としては、大きく次の三つの要因を指摘することができる。それは中流意識の拡大、近代家族の拡大、学校教育の拡大である。

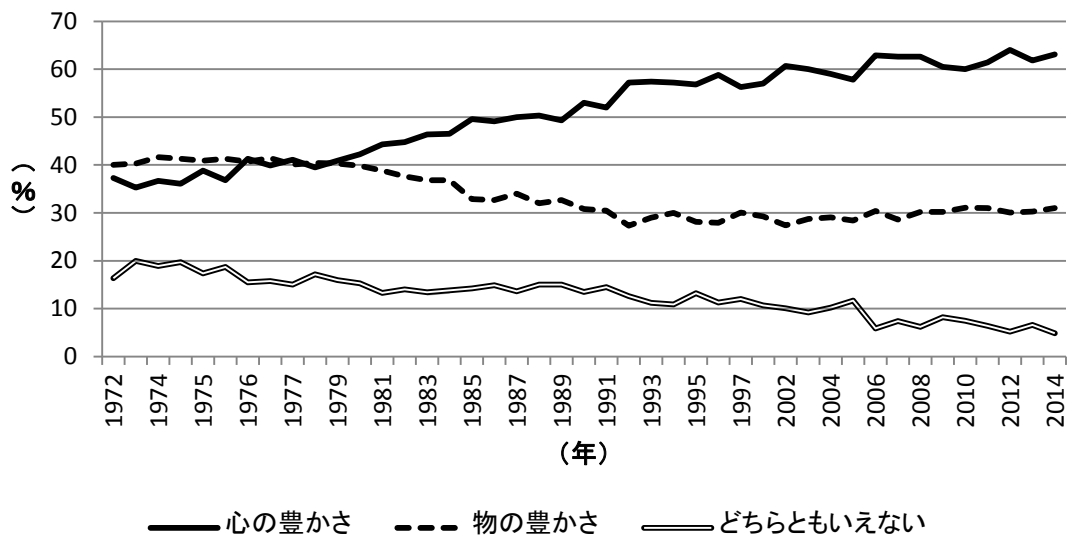
第一の点だが、周知のとおり、高度経済成長期を経て一億総中流とも呼ばれる社会が実現したのが1970年代である。じっさい、1970年代には、自らの生活程度を中だと感じる人が9割に達している(図7-2)。このように多くの人びとが中流意識をもったことに伴い、物質的な豊かさは人びとの関心の対象ではなくなってきた。じっさい、内閣府の『国民生活に関する世論調査』で、「物の豊かさ」と「心の豊かさ」のどちらが大切かという質問に対して、「心の豊かさ」が初めて「物の豊かさ」を上回ったのが1976年であり、1979年以降は「心の豊かさ」が完全に優位となっている(図7-3)。そのため、貧困による少年犯罪・非行は、もはや人びとの道徳的な関心の対象とはならなくなったのである。このように社会階層の違いを意識しなくなったことは、少年犯罪・非行問題を階層論ではなく世代論としてひとくくりに論じることを可能にした。古市憲寿は、若者論について論じる中で、中流意識が拡大することによって「階級」が消滅したという認識が広がり、1960年代後半から70年代にかけて「年齢以外、その多様性は問題とされない均質な集団」として「若者」が登場したと指摘している(古市2011:47-57)。同じことは少年犯罪・非行問題に関しても言える。つまり、「第三の波」の「普通の家庭」は、「少年」が、階層の違いを無視できる均質な集団として現れた結果、語られるようになったのである。



出典) 内閣府の『国民生活に関する世論調査』より筆者が作成.

注) ①1974~76年は1年に2度調査がおこなわれている. ②1998年と2000年には調査はおこなわれていない. ③1962~63年にはこの質問がされていない. ④「中」は「中の上」「中の中」「中の下」を合わせた数値である.

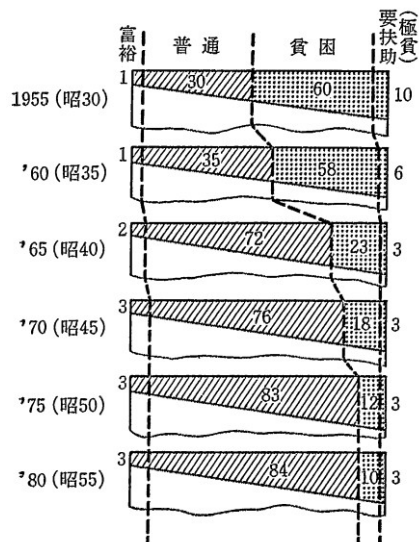
図7-2 生活の程度



出典) 内閣府の『国民生活に関する世論調査』より筆者が作成.

注) ①1974~76年は1年に2度調査がおこなわれている. ②1998年と2000年には調査はおこなわれていない. ③2001年にはこの質問項目はない.

図7-3 物の豊かさか、心の豊かさか



出典) 松本 (1984) 図 4 - 1 から転載 (松本 1984: 100).

図 7 - 4 家庭の生活程度と非行化の関係を理解するためのモデル

もう一つ、ここで重要な点は、中流意識の拡大が「普通ではない家庭」の少年による非行の見かけ上の衰退を伴っていたことである。すなわち、犯罪少年の多くが相対的に貧困な家庭の出身であるという事実は常に変わらないものの、社会全体の絶対的な生活水準が上がった結果、相対的に貧困な家庭までもが「普通」の生活水準であると判断されるようになったのである。松本良夫によれば、「社会全体の生活水準が低かった段階では、その時代としては中間的な位置にある家庭までもが、『貧困』と判定された」が、1965年以降になると、「生活水準の尺度上相対的には下のほうに属する家庭でも『普通』と判定されるようになってきた」のである (松本 1984: 100)。図 7 - 4 は、それを理解するためのモデルである。右側を底辺として左側に向けて狭まっていく台形は、非行者を出す家庭が社会全体から見て相対的に低い家庭に偏っていることを示しており、そのような状況は年代を経ても変わらず存在し続けている。一方、絶対的な生活水準を基準としたとき、「普通」と判定される範囲は年代を経て広がってきている。つまり、「非行者を出す家庭の幅が広がったのではなく、家庭の生活水準が『普通』と判定される範囲が広がったのである」(松本 1984: 100)。

第二の点と第三の点は、第 4 章で論じたように個人の近代的な中間集団への埋め込みと密接に関連している。山田昌弘は、高度経済成長の結果、職業領域における「企業の男性雇用の安定と収入増加」、家族領域における「サラリーマン—主婦型家族の安定と生活水準

の向上」, 教育領域における「学校教育の職業振り分け機能の成功と学歴上昇」が実現したと指摘している(山田 2004: 74-5). ここでとりわけ重要なのは, 近代家族と近代学校教育への埋め込みである. そして, これらの画一的な生活様式のうち, 中流家庭・両親健在という子どもの教育の担い手が「普通の家庭」として語られたのである.

まず, 第二の点だが, 高度経済成長期の中に「家族の戦後体制」(落合 [1994] 2004) や「教育する家族」(広田 1999) と呼ばれる家族が拡大した. ここで重要なのは, 家族が教育を担う中心的な場としての登場したという点である. 落合恵美子 ([1994] 2004: 49-76) の言う家族の戦後体制とは, サラリーマンと専業主婦による夫婦と 2, 3 人の子どもがいるという家族形態である. この家族の戦後体制は, 性別役割分業や家族成員相互の強い情緒的關係, 子ども中心主義などの近代家族<sup>2</sup>の特徴を備えた家族形態である(落合 [1994] 2004: 97-114). 広田は, 高度経済成長期の末頃までに社会全体に広がった「家庭こそが子どものしつけの中心的な場である」と考える家族を「教育する家族」と名づけたが(広田 1999), これが近代家族と重なることは間違いない. このような近代家族が拡大した大きな要因としては, 高度経済成長期における産業構造の変化があげられる.

広田によれば, 戦前期の日本社会において, 農村や漁村の家族では, 基本的な生活習慣の形成や行儀作法を教え込むといった意味でのしつけはほとんどおこなわれておらず, 家業の技能伝達といった労働のしつけがおもにおこなわれていた(広田 1999: 23-74). そして, 人間形成といった意味でのしつけは, 個々の家族が独自におこなうものではなく, 地域の共同体の習慣の中に埋め込まれて存在していたのであり, それはたとえば, 子ども組・若者組のような同年齢集団や親戚・隣人など周囲の人を含めた大きなネットワークの中でなされるものであった. また, 都市部においても, 都市の下層から庶民層においては, 家族という単位自体が不安定で流動的であり, 子どものしつけに注意を払うような経済的・時間的な余裕はなかったという. しかし, 高度経済成長期における産業構造の変化, とりわけ, 第一次産業従事者割合の減少がこの状態を一変させた. 集団就職によって農村から都市に向けて青少年が大量に流出し, 農村に残った人びとの間でも農業の兼業化が進行することになった. そのため, かつて残存していた地域共同体は解体へと向かい, 家業の継承も困難となり, 地域共同体としての「村」や家業継承の単位としての「家」ではなく,

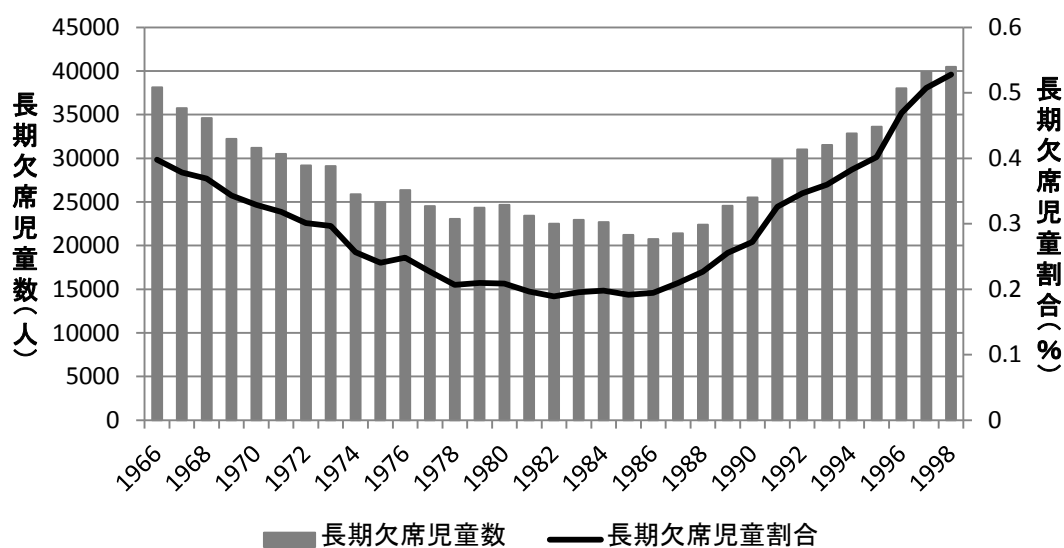
---

<sup>2</sup> 落合は, 近代家族を「19世紀型近代家族」と「20世紀型近代家族」を分けている(落合 [1994] 2004: 108-14). しかし, 少なくとも本論文では「19世紀型近代家族」を参照する必要はないので, ここではそのまま近代家族と呼ぶ.

個々の「家族」がしつけ・教育の重要な担い手として浮かび上がってきたのである。このようにして、農家や自営業者を中心とする社会から、サラリーマンと専業主婦の組み合わせを中心とする社会に変わり、家族の戦後体制が確立したのである（落合 [1994] 2004: 12-76）。

第三の点だが、高度経済成長期の中に学校教育が拡大し、「学校化社会」（上野 2002）とも呼ばれるような状況が出現した。学校教育の拡大は広範に及び、まず、義務教育年齢にあるほとんどの子どもが小中学校に通うのが当たり前となった。図 7-5、図 7-6 は、小学生の長期欠席児童数・割合の推移、中学生の長期欠席生徒数・割合の推移であるが、高度経済成長期を通じて長期欠席者数・割合が減少を続け、1970 年代から 80 年代の間、低い状態を保っていたことがわかる。また、高度経済成長期の間には高等教育も拡大しており、特に高校進学率は 1974 年には 9 割に達している（図 7-7）。

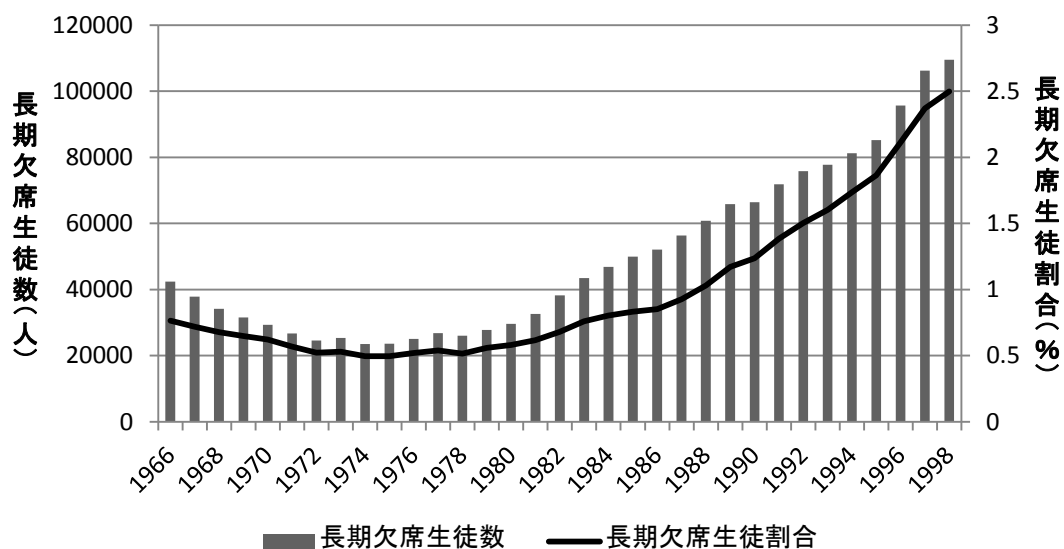
以上をまとめると、「第三の波」における「普通の家庭」の少年非行への人びとの関心は、高度経済成長期によって形成された社会構造を背景とするものであることがわかる。すなわち、一億総中流とも言われる人びとの社会意識上での平等化の進行とともに、近代家族と近代学校教育という近代的な中間集団へと多くの人びとが埋め込まれたことを意味しているのである。これらの点を道徳的境界の更新の視点から捉え直せば、「普通の家庭」が語られた社会的背景は次の二点にまとめられる。第一に、「第二の波」まで「普通ではない家庭」とされていた貧困家庭や両親健在ではない家庭の子どもによる少年非行が、高度経済成長期における中流意識の拡大と近代家族の拡大により人びとの道徳的関心を引かなくなって表舞台から退場した。そのため第二に、新しい道徳的境界が、「普通の家庭」の人びとを二分するように引かれることになり、「普通の家庭」の子どもによる少年非行が見出されるようになったのである。



出典) 文部科学省の『学校基本調査報告書』各年版より筆者が作成.

注) ①長期欠席児童とは、年度間に通産 50 日以上欠席した児童を言う。②長期欠席児童割合とは、全児童数に占める長期欠席児童数の割合 (%) のことを指す。

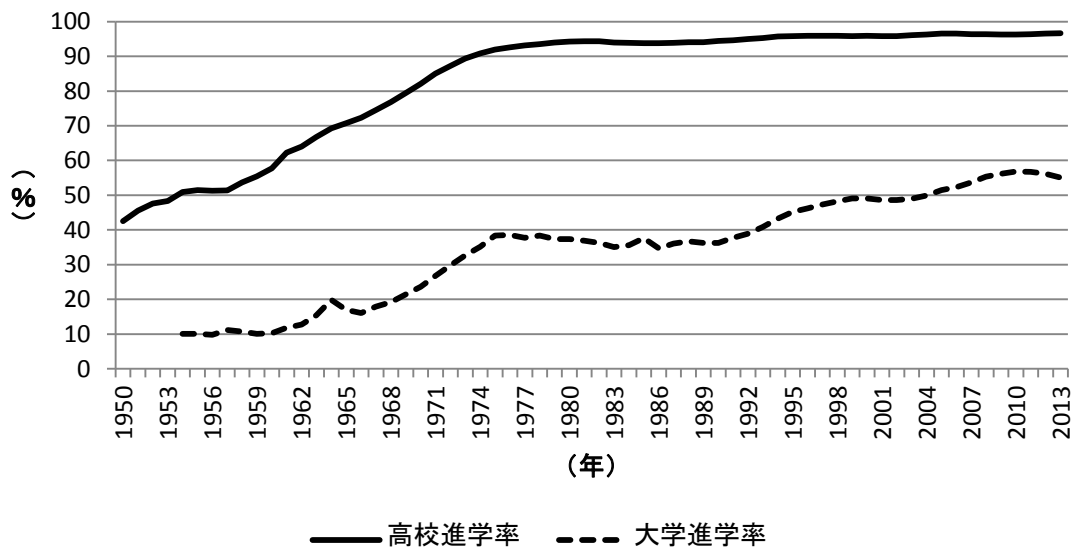
図 7 - 5 小学生の長期欠席児童数・割合の推移



出典) 文部科学省の『学校基本調査報告書』各年版より筆者が作成.

注) ①長期欠席生徒とは、年度間に通産 50 日以上欠席した児童を言う。②長期欠席生徒割合とは、全生徒数に占める長期欠席生徒数の割合 (%) のことを指す。

図 7 - 6 中学生の長期欠席生徒数・割合の推移



出典) 文部科学省の『文部科学統計要覧 (平成 26 年版)』「就学率・進学率」より筆者が作成.

図 7 - 7 高校・大学進学率の推移

#### 4 「第四の波」における「普通の子」の誕生

本節では、「第四の波」の少年犯罪報道における「普通の子」の語られ方について分析し、その社会的背景について考察する。

##### 4.1 非行歴・問題行動のない「普通の子」

「第四の波」の「普通の子」が指している「普通」とは、非行歴や問題行動がない子ども様子を表しているものである。それはたとえば次のような報道である。

栃木県黒磯市の中学校で女性教師を刺し殺した十三歳の生徒は、学校から見ると「ごく普通」の生徒だったという。その少年が「カッコよかったので」ナイフを持ち、遅刻をしかられて「カッとなって」教師を刺した。子どもがむかつき、ささいなきっかけで突然キレて暴力をふるう、一九八〇年代とは違う「新しい荒れ」は、いま全国の学校に広がっている。(『普通の子』キレて凶行 遅刻注意され『ざけんじゃねえ』 栃木の教師刺殺事件『朝日新聞』1998.1.29 朝刊, 35 面)

最近の少年犯罪には、命の尊さや他人の痛みに対する認識の欠如が目立っている。



非行歴のない普通の少年たちが、いきなり重大犯罪に走る傾向も続いている。（「少年法改正 規範意識を育てていくために（社説）」『読売新聞』2000.11.29 朝刊，3面）

「非行少年ではない。いたって普通。だから、いつ、どこで起きてもおかしくない。戸惑いは大きい」。M 課長も、学校に落ち度はなかったのか、自問している。（「12歳長崎事件の衝撃（上） 『対応分からぬ』教師 補導後、心理士の言葉に耳傾け…何か落ち度は…自問」『朝日新聞』2003.7.11 朝刊，39面）

ここでは、「非行歴のない普通の少年」，「非行少年ではない。いたって普通」というように語られ、それが「一九八〇年代とは違う『新しい荒れ』」と表現されている。ここで、「普通ではない」と比較されている非行少年の凶悪犯罪は、次のようなものであると考えられる。たとえば、横浜浮浪者殺害事件<sup>3</sup>（1983年）では次のように報道されている。

十四日までに逮捕、送検された少年は、市立中二，三年生五人（十四，十五歳），市立定時制高一年生一人（十六歳），無職少年四人（いずれも十六歳）。このうち，実父母がいるのは五人，継父母家庭が三人，残る二人は父か母の片親だった。（中略）

浮浪者襲撃について少年の一人は「金がかからないうえ，スリルがあっっておもしろかった」と供述したが，遊び型非行のエスカレートぶりを語って余りある。一連の事件は家庭からも学校からも疎外された孤独な少年たちが，同じ境遇の仲間と知り合い，自分たちの楽しみを追って突っ走った果ての惨劇——と指摘する捜査員もいる。（「浮浪者殺傷少年たちの家庭 親の身勝手から荒廃」『読売新聞』1983.2.15 朝刊，9面）

また，女子校生コンクリート詰め殺人事件<sup>4</sup>（1989年）では次のように報道されている。

五人はそろってカギっ子だった。主犯格の A と監禁・殺害現場に住む都立高三年 E（一七），無職 C（一六）兄弟は両親が共働き。同 B（一七）は両親が別居中，同 D（一七）は離婚しており，ともに母子家庭だった。C が小学校卒業のとき「勉強にス

---

<sup>3</sup> 1983年1月から2月にかけて，神奈川県横浜市で野宿者が襲撃され，3人が死亡，13人が怪我をした事件である。中学生を含む少年10人が逮捕された。

<sup>4</sup> 1989年11月から1月にかけて，少年5人が女子高生を一ヶ月以上監禁したうえ殺害し，その遺体をドラム缶にコンクリート詰めして遺棄した事件である。

ポーツにガンバロウ」と書いていたように、五人とも小学生まで全く普通の子だったが、中学に入るころから、寂しさを紛らわすため深夜まで外出するようになった。綾瀬駅前のゲーム店などに出入り、似た境遇の仲間とグループを組む。親の帰宅が遅い家に集まって騒ぐうちに喫煙、飲酒を覚え、中学二年のころから“つっぱり”と呼ばれて煙たがられた。（「少年“寂しかった家庭” カギっ子▶夜遊び▶高校中退▶非行…」『読売新聞』1989.4.7 夕刊，19 面）

このように、1980 年代の凶悪犯罪では、「家庭からも学校からも疎外された孤独な少年たちが、同じ境遇の仲間と知り合い、自分たちの楽しみを追って突っ走った果ての惨劇」、  
「親の帰宅が遅い家に集まって騒ぐうちに喫煙、飲酒を覚え、中学二年のころから“つっぱり”と呼ばれて煙たがられた」というように、家庭や学校から疎外された非行少年の集団が起すイメージが強かった。これに対して、「第四の波」の「普通の子」は、普段の問題行動もなく単独犯で「いきなり」凶悪犯罪を起こすものであると語られたのである。

#### 4.2 「普通の子」の「心」

前章の 4.2 でも述べたように、この「普通の子」の凶悪犯罪は、社会的・外面的には問題が見られないため「心」の問題として語られやすい特徴をもっていた（赤羽 2007; 土井 2003: 281-308）。そのため、家族や学校は、「普通の子」の「心」の問題を見逃したことを非難されるようになった。前章の 4.2 で紹介した記事のほかにも、たとえば次のような報道がある。

わたくしたち大人は、なにかとてつもなく大きなものを見落としているのではないだろうか。いや、見ようとしていない、といった方がいいのかもしれない。（中略）

「普通の子」が突然「キレル」という現象は、いま学校や家庭で深刻な問題になっている。（中略）

子どもたちが何にむかっているのか。教師でも親でもいい。大人がひとりの人間としてきちんと向き合わなければ、見えないものがあるにちがいない。

自分を十分表現できることばを、まだ持ち合わせていない年頃だ。その心を理解する責務は、大人の側にある。（「子どもの心の奥底には（社説）」『朝日新聞』1998.1.30 朝刊，5 面）

一見「普通」に見える 11 歳の女の子と、事件の凄惨（せいさん）な手口。家裁は 3 カ月に及ぶ審判手続きでそのギャップを埋める原因を求め、女兒の内面に迫った。

一方で今回の決定は、一見「普通」に見えても、重大な問題を抱えている子どもがいる可能性を明らかにした。女兒は成績が優秀で生活態度も問題がないとされ、付添い人も当初は「コミュニケーション能力に問題はない」とみていた。大勢の「普通の子」の中に埋もれた本当に問題を抱える子どもを、学校や家庭はどう発見し、どう対処するのか。私たちは重い課題を投げかけられた。（「内面に迫った精神鑑定（解説）」『朝日新聞』2004.9.16 朝刊，1 面）

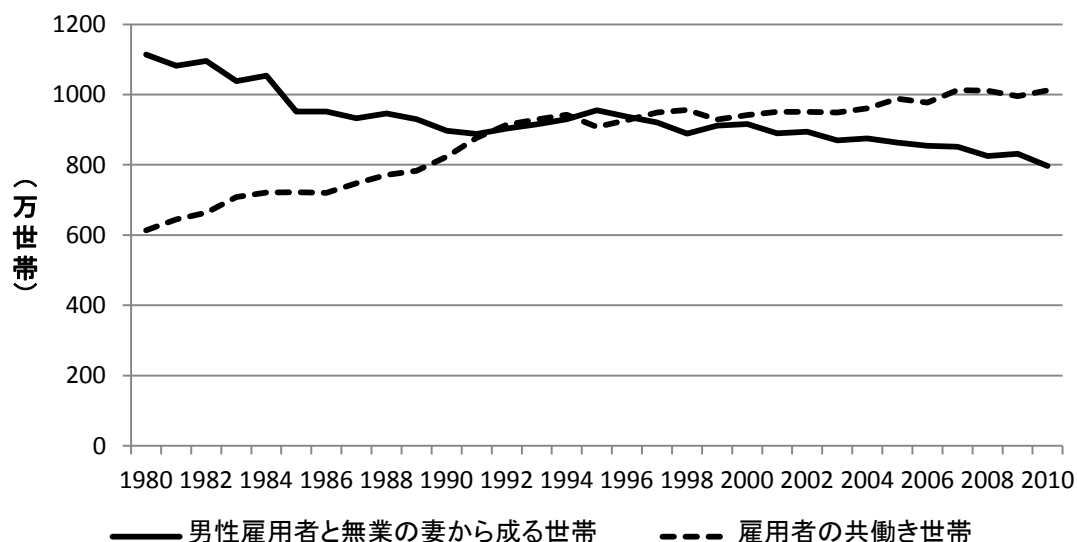
ここでは、「自分を十分表現できることばを、まだ持ち合わせていない年頃だ。その心を理解する責務は、大人の側にある」、「大勢の『普通の子』の中に埋もれた本当に問題を抱える子どもを、学校や家庭はどう発見し、どう対処するのか。私たちは重い課題を投げかけられた」と語られている。このように、「第四の波」の「普通の子」においては、「心」に問題を抱えた子どもと、それを発見できない大人という構図がしばしば報道されるようになったのである。

#### 4.3 「第三の波」の「普通の家庭」から「第四の波」の「普通の子」へ

ここでは、この「第四の波」の「普通の子」が語られるようになった社会的背景について、「第三の波」とも比較しつつ考察を加えたい。

まず、「第三の波」と「第四の波」の「普通」の語られ方の共通点として指摘できることとしては、第一に、中流意識の拡大によって人びとが社会階層の違いを無視できる社会状態であるという点、第二に、旧来の少年犯罪・非行の衰退が人びとに認識されている点である。

第一の点だが、「普通の子」の「普通」は、中流家庭を積極的に指し示したものではないが、記事において社会階層への言及自体がなく、中流家庭であることを自明視したものであることは確かである。じっさい、図 7-2 を見ると、多くの人びとが中流意識をもっている状態は 2000 年代まで継続しているので、「第四の波」において中流は、もはや言及するまでもないほど普通だったと考えられる。



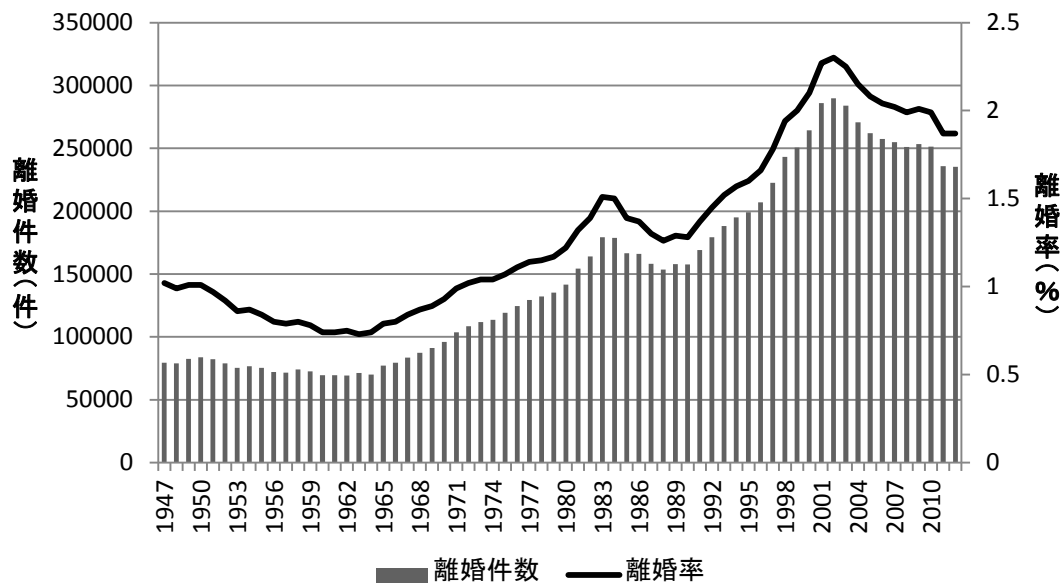
出典) 内閣府の『男女共同参画白書 平成 26 年版』「1-2-8 図 共働き等世帯数の推移」(CSV ファイル)より筆者が作成.

注) ①1980 年から 2001 年は総務省「労働力調査特別調査」(各年 2 月. ただし, 1980 年から 1982 年は各年 3 月), 2002 年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは, 調査方法, 調査月等が相違することから, 時系列比較には注意を要する. ②「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは, 夫が非農林業雇用者で, 妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯. ③「雇用者の共働き世帯」とは, 夫婦ともに非農林業雇用者の世帯.

図 7 - 8 共働き等世帯数の推移

第二の点だが, 「第三の波」において「普通ではない」貧困家庭の少年非行の衰退が人びとに認識されていたように, 「第四の波」において「普通ではない」非行歴や問題行動のある少年犯罪の衰退が人びとに認識されている. 後述するように, その社会的背景には, 近代家族や近代学校教育, そして, それらに対して真っ向から対立する非行集団への人びとの道徳的関心の衰退もあっただろうが, それだけではなく, 第 6 章の 4.2 で確認したように, 実態としても非行集団の衰退が著しいことが考えられる.

次に, 「第三の波」と「第四の波」の「普通」の語られ方の相違点として指摘できることとしては, 「普通」の意味とその社会問題としての位置づけがまったく異なっていることを指摘できる. すなわち, 家族や学校の問題から「心」の問題へと少年犯罪の位置づけが変化したのである. その位置づけの変化の社会的背景としては, 「普通」と「普通ではない」を区別する基準が変化したことがあげられる. すなわち, 「第三の波」において「普通」で



出典) 厚生労働省の『平成 24 年 人口動態統計』「表 3.2 年次別にみた人口動態総覧」より筆者が作成.

注) ①「離婚率」は人口 1000 人当たりの離婚件数の比率である.

図 7 - 9 離婚件数と離婚率の推移

あるとされた家族や学校などの中間集団が解体を始め、その道徳的な拘束力が弱まったのである。

たとえば、「第三の波」において「普通」だった両親健在というイメージについてだが、「第三の波」においては両親健在であることが「普通」とされていたものの、「第四の波」の「普通」の意味に家族形態はまったく含まれていない。この社会的背景として考えられるのが、サラリーマン—主婦—子どもという家族の戦後体制が不安定化し、家族形態が多様化したことである（落合 [1994] 2004; 山田 2004）。じっさい、本章の 3.1 で見た横浜浮浪者殺害事件（1983 年）や女子校生コンクリート詰め殺人事件（1989 年）の報道では、「カギっ子」や「共働き」であることが「普通ではない」家族の状態として非難の口調で語られていたが、もはやこのような非難はできなくなっている。図 7 - 8 は共働き等世帯数の推移、図 7 - 9 は離婚数と離婚率の推移であるが、夫婦共働きも離婚も増加したため、サラリーマンと主婦の組み合わせによる家族はもはや普通ではなくなりつつある。つまり、家族形態では「普通」と「普通ではない」の区別ができなくなったのである。

また、「第三の波」と「第四の波」では、「普通の子」の少年犯罪・非行に対する学校教育の位置づけも、問題の原因としての学校から「心」の問題を発見できない学校へと変化

している。これは、学校教育のもつ子どもへの道徳的な強制力の衰退が大きな要因となっているように考えられる（広田 1999: 113-48）。すなわち、学校が子どもを囲い込む力が弱まったために、少年犯罪・非行が学校問題に還元されることも少なくなったのである。このような流れは、たとえば、長期欠席児童・生徒の増加や管理教育批判の問題として現れている。まず、小学生の長期欠席児童数・割合の推移と中学生の長期欠席生徒数・割合の推移（図 7-5、図 7-6）を見ると、長期欠席者数・割合が 1980 年代以降に増加していることがわかる。この現象について滝川一廣は、子どもが理屈抜きに通わなくてはならない場所としての学校の絶対性や聖性が、近代化の達成によって衰退を始めたと位置づけている（滝川 1994）。また、管理教育批判が盛り上がってきたのも 1980 年代からである。1980 年代後半から体罰や校則に関する報道が増加しており（藤田 2001: 83）。学校が子どもを過剰に統制すること自体が批判されるようになったのである。

以上のように、「第四の波」においては、「第三の波」では「普通」とされていた特定の生活様式をもはや「普通」とは指し示せなくなっている。これは先述した「企業の男性雇用の安定と収入増加」、「サラリーマン - 主婦型家族の安定と生活水準の向上」、「学校教育の職業振り分け機能の成功と学歴上昇」（山田 2004: 74-5）といった社会構造の解体とも関連づけられる。

このような社会的変化は他方で、個人化の進行や、それに伴った心理主義化の進行とも関連づけられる。じっさい、「第三の波」と「第四の波」の間には、人びとの「心の豊かさ」への関心がさらに上昇を続け（図 7-3）、それに伴って教育目標も「心」を重視する方向へと変化したのである。

現在の「心の教育」へとつながる教育政策の歴史的な脈をたどれば、1980 年代半ばからの個性化教育の流れがある（土井 2003: 169-96）。この個性化教育が明確に打ち出されたのが 1985 年の臨時教育審議会の第一次答申である。この答申では「個性重視の原則」が明示され、そこでは、「今次教育改革においてもっとも重要なことは、これまでの我が国の教育の根深い病弊である画一性、硬直性、閉鎖性、非国際性を打破して、個人の尊厳、個性の尊重、自由・自立、自己責任の原則、すなわち個性重視の原則を確立することである」と述べられている。この個性尊重の流れは、その後、より個人の主体性というものを強調した「生きる力」の提唱へとつながっていく。「生きる力」は、1996 年の第 15 期中央教育審議会の第一次答申で提唱されたものであり、そこでは、「我々はこれからの子供たちに必要となるのは、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、

主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であると考へた」と述べられている。このように、教育政策において個人の個性や主体性が強調されるようになった延長線上に、画一性の回避や自分らしさの実現、個性の発見といった意味が含まれる「心の教育」がある（土井 2003: 173）。

この「心の教育」への関心の高まりは、1980年代以降の教育問題の流れにも反映している。たとえば、1980年代後半から1990年代前半にかけて社会問題化したいじめや不登校は、「第四の波」の少年犯罪に先行してすでに「心」の問題として語られるようになっていく（伊藤 1996; 加野 2001）。そして、これらの問題への対策として、1995年度にはスクールカウンセラー活用調査研究委託事業がスタートしているのである。

いずれにしても、「第四の波」の少年犯罪が社会問題化するまでの間に、個性や主体性などを備えた自律的な「心」が教育目標として重視されるようになってきたのであり（本田 2005: 39-74; 山田 2007: 120-84）、1997年に中央教育審議会に諮問された「心の教育」はそのような傾向の一つの到達点だったのである。

## 5 道徳的境界の更新と「普通の子」

本節では、これまで議論を受けて、「普通の子」がなぜ語られたのかを道徳的境界の更新の視点から考察する。

まず、「普通」が語られる一般的な社会的条件についてだが、本章の第2節であらかじめ指摘しておいたとおり、次の二点であると考えられる。第一の点は、「普通」／「普通ではない」の区別が、社会全体で共有されていなければならないことである。これは、人びとの中流意識が拡大することによって階層の違いが意識されなくなり、少年が、階層の違いを無視できる均質な集団として現れた結果として成立したものである。すなわち、少年全体を一つの集団として指し示すことができるようになったことで、単一の基準に基づく「普通」／「普通ではない」で少年を分類し、語る事が可能になったのである。

第二の点は、「普通」の人びとだけを二分する形で道徳的境界が引かれるためには、「普通ではない」人々の逸脱が社会の関心を引かなくなるような形で衰退しなければならないということである。「第三の波」の場合は、中流意識の拡大や近代家族の拡大によって貧困家庭や両親健在ではない「普通ではない家庭」の少年非行に対する人びとの道徳的関心が衰退するとともに、社会全体の生活水準の上昇によって「普通ではない家庭」の少年非行

が見かけ上、衰退したのである。「第四の波」の場合は、近代家族や近代学校教育などの集団への人びとの道徳的関心の衰退とともに、それに対して真っ向から対立する「普通ではない子」の非行集団への関心が衰退し、また同時に、じっさいに「普通ではない子」の非行集団の衰退も生じたのである。

ここであらためて、どのような逸脱が、道徳的境界の更新のために注目されるのかを確認して、「普通の子」と「心」の関連について明らかにしたい。まず、第3章で論じたように、モラル・パニックを引き起こす逸脱の性質として望ましいのは、いまだ境界が不鮮明な新しい道徳と関連する逸脱である。さらに、第6章の2.2で論じたように、ニュース価値として指摘した刺激性や衝撃性も考慮すれば、その中でもっとも極端な逸脱こそが、道徳的境界を明確に線引きできる逸脱として人びとに注目されることになる。そう考えると、「第四の波」の場合、新しい道徳とは個々人の「心」のあり様を重視するものであり、その中でもっとも極端に逸脱している犯罪が「普通の子」による凶悪犯罪であったと理解できる。つまり、人びとの道徳的関心が「心」に集中したからこそ、「心」以外の問題の側面を見出すことができない、すなわち「心」だけが極端に逸脱した「普通の子」の犯罪がモラル・パニックの対象となったのである。そのため、犯罪少年が「普通の子」だったから、人びとの道徳的関心がその「心」に向かったのではない。その逆なのである。

より詳しく言えば、次の二点が道徳的境界の更新において「普通の子」が語られた社会的意味であると考えられる。それは第一に、「普通の子」が語られることで、旧来の道徳的規準だけでは不十分であることが明確に宣言される点がある。すなわち、「普通の子であれば十分」という旧来の道徳的規準に対して、「普通の子であることは必要だが、それで十分ではない」という形で、道徳的な十分条件が必要条件へと読み替えられ、旧来の道徳を受け継ぎつつも、「心」をめぐる新しい道徳が重ねられるのである。第二に、「普通の子」は、道徳的境界を引くことで明確に区別されるべき逸脱した「心」を明白に浮き立たせる点がある。すなわち、「心」以外の問題を見出せない「普通の子」は、逸脱した「心」という図を浮き上がらせるための背景となる地としてもっとも有用だったと考えられるのである。

## 6 「普通の子」の「心」の分析に向けて

本章では、「第四の波」の少年犯罪において、なぜ「普通の子」が語られたのかを明らかにすることを目的として、「第三の波」と「第四の波」における「普通」の比較分析をおこない、道徳的境界の更新の視点から考察してきた。その結果、次の三点が明らかになった。



第一に、「普通」が語られるためには、「普通」／「普通ではない」の区別が、社会全体で共有されていなければならないという条件、および「普通ではない」人々の逸脱が社会の関心を引かなくなるような形で衰退しなければならないという条件が満たされている必要がある。第二に、「第四の波」の「普通の子」は、人びとの中流意識の拡大により、少年が、階層の違いを無視できる均質な集団として現れたこと、および「普通ではない子」の非行集団への人びとの道徳的関心の衰退と、じっさいの非行集団の衰退が生じたことにより、上記の条件を満たしたために語られた。第三に、「第四の波」の「普通の子」は、「心」に道徳的境界を引くためにもっとも有用な逸脱者だったと言える。

次章からは、具体的に「普通の子」の「心」の内容の分析を行っていく。すなわち、「普通の子」の「心」の語られ方に対して、どのようにして「心」に道徳的境界が引かれたのかという視点からアプローチしていく。次章では、「第四の波」の少年犯罪においてもっとも目立った「心」の語られ方の一つである発達障害について検証する。これまで何度か予告してきたように、発達障害は、相互行為における「心」の尊重をめぐる逸脱であり、それに関する道徳的境界の更新がなされたと理解できる。

## 第8章 少年犯罪と発達障害の語られ方

### 1 犯罪少年の発達障害への注目

本章の目的は、「第四の波」の少年犯罪において、なぜ発達障害が語られたのかを明らかにすることである。そのために本章では、戦後の少年犯罪報道における精神疾患についての記事を比較分析し、「心」をめぐる道徳的境界の更新の視点から考察をおこなう。

前章では、個人化社会において「心」に道徳的境界を引くために「普通の子」に注目が集まったことを明らかにした。本章と次章では、具体的な「心」の語られ方について明らかにするために、どのように「心」をめぐる道徳的境界が更新されたのかを明らかにする。

「第四の波」の少年犯罪報道において特徴的だったのは、少年の精神疾患に大きな注目が集まったことである。その中でも発達障害は、少年犯罪報道が大きな一つのきっかけとなって知られるようになったものである。たとえば、「関係者の話を総合すると、鑑定で明らかにされた軽度の発達障害は、他人への共感性の欠如▽想像力の欠如▽強いこだわり傾向——などの特徴がある」（「長崎・幼児誘拐殺人 直接要因、特定できず 少年精神鑑定書 『軽度の発達障害』『毎日新聞』2003.9.24 朝刊，31面）というように報道されている。このような少年の精神疾患への関心の増大からは、1990年代以降の日本における少年犯罪の医療化の進行を指摘できる。

しかし、戦後の少年犯罪報道の全体を見通してみると、語られた精神疾患は発達障害だけではない。一時的とはいえ「第四の波」では行為障害にも注目が集まっているし、さらに歴史をさかのぼれば他にも様々な精神疾患が語られていた。じっさい、過去の少年犯罪の新聞報道を見ると、終戦から1970年代までは少年の精神障害や知的障害がしばしば言及されていた（大庭 2010: 160）。そのため、なぜ発達障害が語られたのかを明らかにするためには、少年犯罪報道において語られた精神疾患の全体に視野を広げて、なぜ他の精神疾患ではなく、他ならぬ発達障害が語られたのかということについて明らかにしなければならないのである。そこで本章では、「第四の波」の少年犯罪だけでなく、戦後から現在までの少年犯罪と精神疾患の関係の語られ方を歴史的に比較し、その共通点や相違点を明らかにする。

結論をあらかじめ述べれば、発達障害とは、個人化社会において必須となった「心」の能力のうち、自己や他者の「心」の状態のモニタリングにもとづいた自己コントロールの障害として位置づけられるものである。

なお、本章で言及する精神疾患の名称は、分析資料の歴史性を考慮して、その当時の名

表 8 - 1 『朝日新聞』において見出しに精神疾患の名称を用いた少年事件の記事数の推移

	精神分裂 分裂病 分裂症	精神病質 変質	精神薄弱 精薄	ノイローゼ	行為障害	発達障害
50年代	0	5	2	0	0	0
60年代	3	9	1	4	0	0
70年代	0	0	0	2	0	0
80年代	0	0	0	0	0	0
90年代	0	0	0	0	1	1
00年代	0	0	0	0	2	1

称に従っている。

## 2 少年犯罪と精神疾患の関係

本節では、分析に入る前に、少年犯罪と精神疾患との関係について、その少年犯罪報道での様相と理論的な位置づけに着目して若干の整理をおこなう。

まず、精神疾患に言及のある少年犯罪報道の動向について簡単に確認する。表 8 - 1 は、『朝日新聞』の報道において見出しに何らかの精神疾患の名称を用いた少年事件報道<sup>1</sup>の件数を年代別にカウントしたものである<sup>2</sup>。なお、1940年代は該当する記事がないため表から除外してある。

1950年代から1970年代までに少年犯罪報道で語られていた主な精神疾患には、精神分

<sup>1</sup> ここで言う少年事件報道とは、犯罪行為の主体が未成年であると言及されている事件の発生、捜査、逮捕、起訴、裁判に関する記事である。識者の発言は事件報道に伴う解説やコメントとして掲載されているものは含めている。事件報道以外での識者や記者の発言や社説は除外してある。

<sup>2</sup> 朝日新聞社のデータベース「聞蔵Ⅱビジュアル」において、精神疾患の名称を対象とした記事検索をおこない、出てきた記事の中から注 1 の基準に当てはまる少年事件報道をカウントした。検索条件は、1945年から1984年までは『朝日新聞縮刷版』の「東京」「見出し」、1985年から2009年までは『朝日新聞』の「見出し」「本紙」「東京本社」で検索した。検索条件を合わせるため、『朝日新聞縮刷版』で出てきた地方面の記事は除外した。なお、同じ検索条件で新聞記事を通時代的に把握するため、検索条件を限定したので、カウントされた件数はかなり少なくなっている。

裂病，精神病質（変質とも呼ばれていた），精神薄弱，ノイローゼがある．これらの精神疾患は，1950年代から徐々に語られ始め，1960年代にそのピークを迎えている．その後，ノイローゼのみが1970年代まで語られていたが，他の精神疾患は1960年代のうちに語られなくなった．そして，1980年代には，少年の精神疾患が語られなくなった空白の時期が出現している．その空白の時期を経て後，1990年代から行為障害と発達障害が語られるようになった．

以上の精神疾患について整理すると，少年犯罪と関連づけられる精神疾患は三種類に分類できる．第一に，精神分裂病や精神病質のような重篤な精神疾患がある．後述するように行為障害も精神病質の後継の概念である．これらは歴史的には，いわゆる「狂気」とみなされてきた精神疾患であり（Foucault 1972=1975），患者が精神病院に監禁され，社会から排除されてきたものである．第二に，ノイローゼのような大衆的な精神疾患がある．ノイローゼは，神経衰弱や心身症，うつ病といった精神疾患と同じく一般人にもなりうる精神疾患として流行したものである（佐藤 2012）．歴史的には監禁や排除とのかかわりは薄い．第三に，精神薄弱や発達障害のような障害児教育の文脈に属する精神疾患がある．障害児教育は，障害児の教育への包摂として肯定的に評価されることもあった一方，障害児の通常教育からの排除として批判されることもあり，両義的な性質をもったものであった（古川 2011）．

次に，少年犯罪と精神疾患の関係について理論的に整理する．逸脱は，逸脱者の統制方法によって大きく三つに類型化できる．それは，処罰の対象となる犯罪，教育の対象となる少年非行，治療の対象となる病気である（赤羽 2007: 105-7）．ここでは，犯罪と病気の区別と少年非行と病気の区別について説明する．

まず，犯罪と病気の区別だが，逸脱の医療化論では，逸脱が意図的なものとみなされれば犯罪と定義され，意図的でないとみなされれば病気と定義される傾向があると指摘されている<sup>3</sup>（Aubert & Messinger 1958; Conrad & Schneider [1980] 1992=2003: 61; Parsons 1951=1974: 424-75）．これは，近代刑法の原則とも重なる考え方であり，ある逸脱が犯罪として処罰されるためには，それが自由意志によってなされた行為でなければならないというものである．しかし，この発想は自由意志を備えているとされる大人の逸脱には当て

---

<sup>3</sup> コンラッドとシュナイダーが指摘しているように，デュルケムが生きた当時は，現代ほど医療が威信をもっておらず，犯罪の医療化も予測されていなかった（Conrad & Schneider [1980] 1992=2003: 62-3）．そのため，デュルケムの議論においては，犯罪と医療に関する考察がほとんど見られない．

はまるが、そもそも自由意志を十分に備えているとはみなされない子どもの逸脱の場合は当てはまらない。

次に、少年非行と病気の区別だが、教育と医療の決定的な差異の一つとなるのが社会化という要素の有無である（赤羽 2007: 105-7）。すなわち、教育的な領域では、逸脱の原因は、逸脱者が十分に社会化されておらず道徳を学習していないため、あるいは不適切な社会化によって逸脱的な道徳を学習してしまったためと解釈され、逸脱者は正しい道徳の社会化によって矯正されるのである。一方、医療的な領域では、逸脱の原因は、逸脱者の病気として解釈され、逸脱者は治療によって矯正されるのである。

最後に、以上の点を道徳的境界の更新の視点に位置づける。ここで重要な点は、道徳的境界の更新は、逸脱者の統制をめぐる制度の更新を伴うという点である。すなわち、新しい逸脱の登場に伴って、新しい逸脱者を統制する新しい制度が設立されたり、既存の制度が再編されたりするのである。本章で特に重要になるのは教育と医療の関係である。先に少年非行と病気の区別を明確にしたが、じっさいの制度の運用において教育と医療は必ずしも明確に切り分けられているわけではない。そのため、新しい逸脱者の登場は、その矯正をめぐる教育と医療の関係をどのように再編すべきかも含めて、逸脱をめぐる議論を活発化させるのである。

### **3 終戦から 1970 年代までの少年犯罪と精神疾患**

#### **3.1 終戦から 1970 年代までの少年犯罪と精神疾患の関係**

終戦から 1970 年代までに少年の精神疾患として指摘された精神分裂病、精神病質、精神薄弱、ノイローゼの語られ方の特徴としては、少年の精神疾患が、少年犯罪の問題の中で目立たない位置づけにあったという点がある。その理由は個々の精神疾患によって違うが、精神分裂病と精神病質はほとんど精神医療の問題としてのみ扱われ、精神薄弱は障害児教育の問題として扱われ、ノイローゼはほとんど教育の問題としてのみ扱われていたためである。以下で、それぞれの精神疾患について概説する。

#### **3.2 精神分裂病**

精神分裂病は「独言、被害妄想、追跡妄想、誇大妄想とともに幻視、幻聴、そのほかの症状」（「家庭内での精神衛生 親の態度こそ大切（婦人）」『読売新聞』1957.11.12 朝刊、5 面）によって特徴づけられる精神疾患である。

精神分裂病は、後述する精神病質とともに 1950 年代から 60 年代にかけて社会問題化した。当時は、精神病院で入院治療を受けずに一般社会で暮らしている精神障害者の存在が「野放しの精神障害者」として問題視され、精神障害者を精神病院に隔離する対策の必要性が盛んに主張された。それはたとえば「野放しの異常者 国をあげて対策を」（『毎日新聞』1964.3.24 夕刊，7 面）といったものである。じっさい、後で図 8-1 にて確認するように、この当時は精神病院の数が急増しており、1950 年には 100 を超えていなかったものが 60 年代の間に 1000 を超すほどの急激な増加であった（芹沢 2005: 189）。

精神分裂病について言及された少年事件としては、ライシャワー大使刺傷事件<sup>4</sup>（1964 年）と京都主婦射殺事件<sup>5</sup>（1966 年）が有名である。しかし、少年犯罪と精神分裂病は、あまり関連づけて語られなかった。その理由としては次の二つが考えられる。第一に、犯罪が少年によっておこなわれたことよりも、精神障害者によっておこなわれたということの方が問題として大きく扱われており、少年犯罪であることがほとんど注目されていなかった。第二に、犯罪との関連が強く指摘されたのは後述する精神病質の方であり、精神分裂病は、精神障害者の犯罪をめぐる問題において必ずしも大きな比重を占めるものではなかった。そのため、精神分裂病に関する説明はこの程度にとどめ、精神病質の説明に移る。

### 3.3 精神病質と変質少年

精神病質とは「性格異常のために自分自身が悩んだり、社会を悩ませたりする人。」（「精神病質（ニュースのカギ）」『朝日新聞』1966.2.16 朝刊，5 面）に付与される病名であり、具体的には「変ってる、気が小さい、気むずかしい、気分が変り易い、狂信的だ、バクハツ的に怒る、つめたい、意志が弱い……いってみれば、たいいていの人にある性質ですが、『精神病質』者はこれが、極端な、またとくに目立って、気が小さいといった場合」（『変質者』とは？ 井村恒郎氏（国立精神衛生研究所員）に聞く（家庭）」『朝日新聞』1954.4.26 夕刊，2 面）のことを指す。つまり、精神病質とは、性格の極端さのために自分や他人が悩む症状につけられた病名である。なお、この当時、精神病質は一般的に変質とも呼ばれ、精神病質者の俗称として変質者が用いられていた<sup>6</sup>。

<sup>4</sup> 1964 年 3 月 24 日，19 歳の少年がライシャワー米大使を刺傷した事件である。

<sup>5</sup> 1966 年 2 月 13 日，17 歳少年が警官から奪ったピストルで主婦二人を射殺した事件である。

<sup>6</sup> たとえば、精神病質については次のように紹介されている。「精神病質（これが俗に変質者と呼ばれています）」（『変質者』とは？ 井村恒郎氏（国立精神衛生研究所員）に聞く

精神病質は、精神障害者の犯罪をめぐる問題において、もっとも危険視された精神疾患である。その理由は、精神病質者が犯罪を繰り返すことが多く、発見も困難であるという点である。それはたとえば次のように語られている。

精神障害者の中で、社会的に一番危険なのは変質者、精神病理学でいう精神病質者である。精神病患者のように人格がくずれていないし、精薄のように知能が低くないので、外見は正常人と変わらない。事件を起こして、はじめて性格の片寄りが発見されることが多い。しかも累犯率は非常に高い。（「変質者の犯罪シーズン（社説）」『読売新聞』1964.3.24 朝刊，1面）

精神病者が犯罪を犯す率は普通人よりかえって少ない。しかし精神病質者は、しばしば犯罪者になり、しかも罪を重ねることが多く、特別少年院では五割が精神病質だった、という報告もある。（「精神病質（ニュースのカギ）」『朝日新聞』1966.2.16 朝刊，5面）

このように、精神病質は「罪を重ねることが多く」「外見は正常人と変わらない」と語られている。そのため、たとえば「精神病質者と診断されたら強制的に隔離し、治療する」（「ここに問題があった 米大使刺傷事件の教訓」『毎日新聞』1964.3.25 朝刊，14面）といったように、犯罪の予防を目的とした隔離の必要性が盛んに主張された。

少年犯罪との関係では、精神分裂病と同じく、少年の犯罪というより精神障害者の犯罪という文脈で扱われることが多かった。しかし、「変質少年」による犯罪が報道される中で、精神病質に言及した少年犯罪の記事がいくつかある。

変質少年の犯罪は、通り魔や放火、性犯罪の報道でその姿を見ることができる。それはたとえば、「練馬の放火犯捕わる 騒ぎを楽しむ変質少年」（『朝日新聞』1959.2.14 朝刊，11面）、「変質少年を逮捕 Yちゃん事件」（『朝日新聞』1960.11.26 朝刊，11面）といった報道や、杉並通り魔事件<sup>7</sup>（1963～64年）における「また変質少年か 練馬 雑木林で遊ぶ坊やを切る」（『毎日新聞』1964.5.3 夕刊，7面）といった報道である。また、精神分

---

（家庭）」『朝日新聞』1954.4.26 夕刊，2面）。

<sup>7</sup> 1963年3月14日から1964年10月10日まで、少年を襲う傷害事件が11件連続して起きた事件である。1964年12月26日、17歳の高校2年生男子生徒が逮捕された。

裂病が言及された京都主婦射殺事件（1966年）でも、精神病質としての少年の入院歴が報じられている。精神病質と少年犯罪の関係について、杉並通り魔事件（1963～64年）を扱った記事では、次のように解説されている。

まともな「非行少年」よりは、はるかに見分けにくい「孤独な非行少年」はAだけではない。昨年、東京鑑別所にきた非行少年六千六百八十人中、四・三％は精神病質者と診断された。病質者は、ある条件の下では「アッ」というようなひどい犯罪を起す。だが、彼らが罪を犯す前に、群集の中のAをみつけて積極的に治療する、という対策は、まだないのだ。（「非行を追う（12） 通り魔少年」『朝日新聞』1965.4.12夕刊、8面）

このように、変質少年は「『アッ』というようなひどい犯罪を起す」「孤独な非行少年」と語られている。後述するように、このような変質少年の特徴は、1990年代以降に社会問題化した「普通の子」の犯罪と重なる部分が多い。

また、後述する行為障害に関係する点として確認しておきたいのが、精神病質の原因論の変化である。それは、精神病質の原因として遺伝だけではなく幼児期の環境の影響が指摘され始めたという点である。たとえば、変質者についての解説では次のように語られている。

◇遺伝か環境か—これもむずかしい問題で、遺伝説が強いのですが、アメリカなどでは幼児、とくに一歳から五歳ぐらいまでの生活環境によって、そういう精神病質が生まれるという新しい考え方をしている人も出ています。（『変質者』とは？ 井村恒郎氏（国立精神衛生研究所員）に聞く（家庭）」『朝日新聞』1954.4.26夕刊、2面）

また、少年非行と精神病質との関連を扱った記事では次のように語られている。

しかし、一つ注目していいのは、この十年くらい前までは、精神病質が先天的な「変質」と見られていたのに、児童精神医学の発達につれて、幼児期の悪循環によっても起こりうる、という説が強くなっていることだ。（「家庭と非行少年（8） 板の間かせぎ4回目」『読売新聞』1966.2.25朝刊、8面）



このように、幼児期の環境によって精神病質になるという議論が紹介され始めたのである。後述するように、行為障害は環境的な原因を含み込んだ精神病質の後継概念とみなせる精神疾患である。

### 3.4 精神薄弱

精神薄弱は次のように紹介されている。「知能指数でいえば、八十以上が正常とされ、八十一七十を境界線児とよぶ。この境界線児—外見的にはちょっと頭の悪い程度のもの—の一部を含め、ふつう七十以下のものが精薄児」（「救われるか？光りなき子ら 特殊学級のあり方（婦人）」『読売新聞』1953.9.21 朝刊，5面）である。

精神薄弱は、1950年代から60年代にかけて社会問題化した。当時は、精神薄弱児のための教育施設の不足が問題視され、その充実の必要性が主張された。それはたとえば「普通児の就学率は九九・七％と世界に誇る普及ぶりなのに、精薄児は逆に九八％が放ったらかし、と関係者は嘆いています」（「精薄児を見すてないで 第6回『手をつなぐ親の会の全国大会』から（婦人）」『読売新聞』1957.11.26 朝刊，5面）というような報道である。じっさい、この当時は、精神薄弱児の教育に対する取り組みが盛んになった時期であり、特殊学級や養護学校の増設が進められ、1960年には精神薄弱者福祉法が施行されるなどしている（杉田 1973）。

少年犯罪の報道としては、あまり数は多くないものの、たとえば「連続五件の放火 葛飾区で精神薄弱の少年」（『朝日新聞』1959.4.26 夕刊，3面）、「殺してこうり詰め 学童にからかわれた精薄少年」（『読売新聞』1963.5.29 朝刊，10面）などがある。精神薄弱と少年犯罪の関連については、おもに障害児教育の問題の文脈で語られていた。それはたとえば次のような報道である。

普通の子どもについていけない精薄児の大部分は一般学級に放置してあるわけで、学業に興味がないため犯罪をおこす精薄児も多く、昨年六月の中央青少年問題協議会の調査によれば、救護院、少年院、少年刑務所に収容されている八千八百九十四人のうち四一％の三千六百四十六人の多数にのぼっている。（「特殊学級に四年計画 来年度予算一億五千万円を要求」『読売新聞』1953.10.6 朝刊，8面）

このように、精神薄弱児による犯罪は、特殊学級の不足に起因するものとして語られていたのである。

精神薄弱のように障害児教育の文脈で社会問題化した子どもの精神疾患としては、1960年代から注目されるようになった自閉症、1990年代から注目されるようになった発達障害が、その後の歴史的な系譜として連なっている。後述するように、この点は、1990年代以降の発達障害と少年犯罪との関係を見る上で重要である。

### 3.5 ノイローゼ

ノイローゼは次のように紹介されている。「感情の不安、緊張などから、頭やからだのいろんな症状がおこるのを神経症（ノイローゼ）とっている。ヒステリー、神経衰弱、強迫神経症などがこれにあたる」（「精神病も化学療法時代 二つの新薬が出現」『朝日新聞』1955.6.13 朝刊，3面）。

ノイローゼは、1950年代後半から70年代にかけて社会問題化した精神疾患である。ノイローゼは、一般人でもなりうる身近な精神疾患とされ、職場、家庭、学校などあらゆる場においてノイローゼ患者が見出されることになった（近森 1999; 佐藤 2007）。

少年犯罪との関係では、「受験ノイローゼ」による学生の犯罪がいくつも報道された。それはたとえば「熊本で高校生が強盗 受験ノイローゼ、睡眠薬のみすぎ」（『毎日新聞』1966.8.24 夕刊，7面）、「派出所へ火炎ビン 受験ノイローゼ高校生」（『読売新聞』1968.7.9 夕刊，11面）、「高校生が親友刺殺 山形 受験ノイローゼ？」（『毎日新聞』1976.8.23 夕刊，8面）などである<sup>8</sup>。

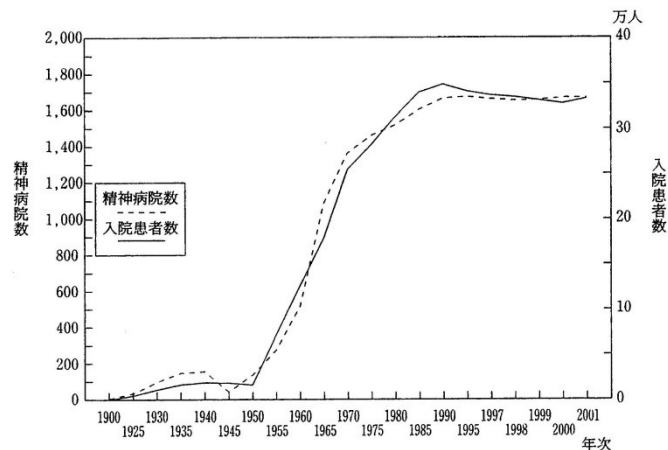
このように、受験ノイローゼによる少年犯罪が多く報道されているにもかかわらず、ノイローゼは、少年犯罪報道の歴史を論じる際に今まであまり論じられてこなかった。その理由としては次の二つが考えられる。

第一に、「受験」ノイローゼと言うように、ノイローゼは受験をめぐる問題に伴って語られており、要するに受験問題の一部であったという点がある。じっさい、1960年代前半に団塊世代が高等教育機関への受験を控えるようになった頃から「受験戦争」が社会問題化し始めている（佐藤 2007: 186-7）。

第二に、ノイローゼは精神分裂病、精神病質とは違い精神病院への収容を必ずしも必要とせず、その治療も必ずしも専門家に任せる必要があるとは語られなかった点がある。た

---

<sup>8</sup> 管見の限り、ノイローゼの言及された少年事件は27件に及ぶ。



出典) 芹沢 (2005) の図を転載 (芹沢 2005: 189)。

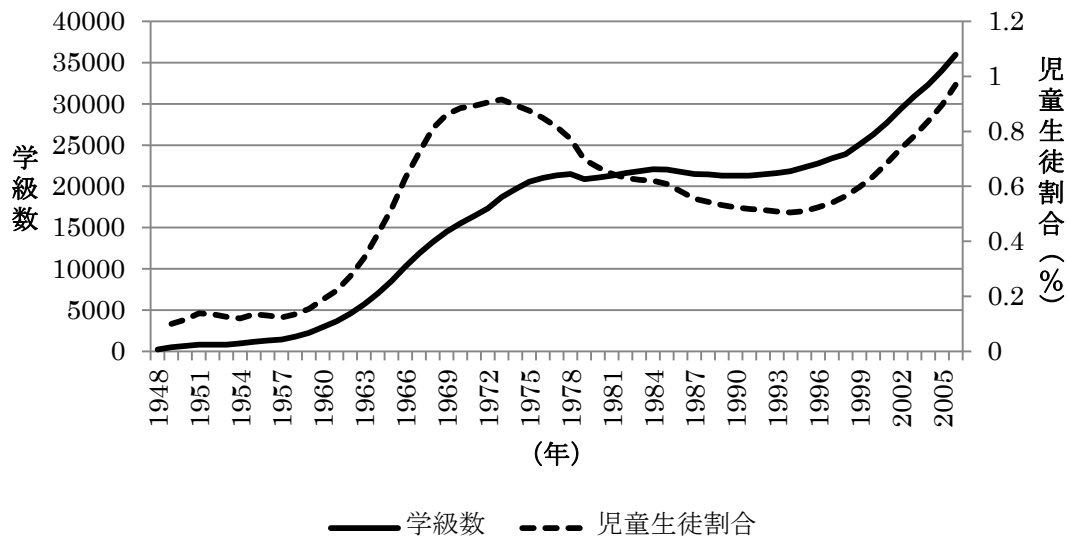
図 8-1 わが国の精神病院数と入院患者数の推移

たとえば、受験ノイローゼの対処法については「家族ぐるみで根本的に生活態度を見なおす工夫が大切です」(「ノイローゼのすべて (7) 受験⑤」『朝日新聞』1964.11.26 朝刊, 11面) というように語られており、日常生活の改善によって治療可能な精神疾患と語られていたのである。

### 3.6 終戦から 1970 年代までの精神疾患の社会的背景

ここでは、以上の分析をふまえて、終戦から 1970 年代までの精神疾患の社会的背景について考察する。

まず、精神分裂病と精神病質だが、これらの精神疾患は、患者を収容する精神病院の不足が戦前から問題視されており、1919 年の精神病院法の制定など精神病院の設置の法的整備が進められてきたものの、じっさいに精神病院の数が急増したのは戦後になってからであった (兵頭 2008; 芹沢 2005)。図 8-1 は、精神病院数と入院患者数の推移だが、1950 年代から 60 年代には、急激にこれらの数値が増加している。同じく精神薄弱も、戦前には民間での取り組みがあったものの、公的な教育支援が本格化したのは戦後になってからであった (中村・荒川編 2003: 107-54; 杉田 1973)。図 8-2 は、特殊学級数と全児童生徒数に占める特殊学級在籍児童生徒数の割合の推移だが、これらの数値も 1960 年代から急激に増加している。これらの精神疾患は、いずれも戦後の復興の過程で施設不足が一気に社会問題化し、その解決が図られたものである。また、ノイローゼは、一般の人びとが生活の向上を目指して緊張を強いられる高度経済成長を背景として社会問題化したもので



出典) 文部科学省の『特別支援教育資料 (平成 18 年度)』「4 (4) 特殊学級数及び特殊学級在籍児童生徒数の推移—国・公・私立計—」([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/013/021.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/013/021.htm)), および文部科学省の『学校基本調査報告書』各年版より筆者が作成.

**図 8 - 2 特殊学級数および全児童生徒数に占める特殊学級在籍児童生徒数の割合の推移**

あり (近森 1999; 佐藤 2012), それを受験競争という学校教育の場面で現れたものである. 以上のように, 終戦から 1970 年代までの精神疾患は, 精神病院, 養護学校・特殊学級, 学校というそれぞれの場の問題として位置づけられていたのである.

これまでの分析で示唆したように, 1970 年代までの精神疾患の中で, 「第四の波」との歴史的な連続性が認められる精神疾患としては, 精神病質と精神薄弱がある. 精神病質と行為障害は概念としての連続性があり, 精神薄弱と発達障害は障害児教育問題の系譜における連続性がある. しかし, このような連続性があるにもかかわらず, これらの精神疾患は 1970 年代から 90 年代前半までの間, 言及されることがなかった. その社会的背景としては次の三つが考えられる.

第一に, これらの精神疾患が問題化した背景にあった精神病院や養護学校・特殊学級のような施設不足の問題が, 高度経済成長期に改善していったことがある. これは先にあげた図 8 - 1 と図 8 - 2 のとおりである.

第二に, 第 7 章の 3.2 で指摘したように, 終戦から 1970 年代までの間の高校進学率の上昇や小中学校の長期欠席児童・生徒の減少などに示される学校教育の拡大, 子どものしつけを家庭でおこなうという家庭教育の拡大を背景として, 少年犯罪が学校や家庭におけ

る教育の問題として語られるようになったことである。

第三に、1970年代から80年代までの「第三の波」の少年非行がそうであるように、この頃の少年犯罪は、校内暴力や暴走族など非行集団の影響が指摘されるものが多く、精神疾患の影響が指摘されにくかったことである。ここで、あらかじめ終戦から1970年代までの精神疾患と「第四の波」の精神疾患との共通点を指摘しておけば、精神疾患の影響が言及される少年犯罪のほとんどが単独犯であり、非行集団の影響が指摘されなかったという点がある（赤羽 2007: 113; 土井 2003: 281-308）。これは、犯罪の原因として非行集団からの逸脱的な道徳の社会化の影響が指摘できないため、精神疾患の影響が指摘されやすいからだと考えられる。

ここで、第2章の2.2で検討した排除型社会論との関連で、精神疾患と排除の問題に少し言及しておきたい。これまでの議論から次の二点が指摘できる。第一に、犯罪との関連で精神疾患が語られることと、その排除が要求されることとの関係は、精神疾患の種類によって違いがある。本節で見たように、精神分裂病と精神病質のように排除が要求される精神疾患もあれば、ノイローゼのようにそうでない精神疾患もあり、精神疾患と排除が必ず結びつくとは言えない。第二に、犯罪との関連で精神疾患が語られなかったからといって、必ずしも排除がなかったとは言えない。先にあげた図8-1と図8-2を見ればわかるように、精神分裂病や精神病質、精神薄弱が語られなくなった1970年代以降は、精神病院や特殊学級のような施設の整備が高止まりした時期にあたり、それを排除とみなすのであれば、1950～60年代よりも排除的な時期であったと言える。この点は、逸脱が多く語られるのがあくまで道徳的境界の明確化のためであると考えれば説明できる。すなわち、境界の明確化の過程においてこそ逸脱は多く語られるのであって、逆に言えば、そもそも境界が引かれていない場合や、すでに境界が明確に引かれてしまった場合には、逸脱は語られなくなるのである。

## 4 「第四の波」の少年犯罪と精神疾患

### 4.1 「第四の波」の少年犯罪と精神疾患の関係

「第四の波」において少年の精神疾患として指摘された行為障害と発達障害の語られ方の特徴としては、少年の精神疾患が、少年犯罪の問題として大きく取り上げられ、医療問題と教育問題の境界に位置づけられるようになった点がある（赤羽 2007; 木村祐子 2008）。この理由としては、第一に、「普通の子」による少年犯罪が社会問題化したことと、

第二に、教育問題までも包含する精神疾患として行為障害と発達障害の概念が登場したことが考えられる。以下で、それぞれの精神疾患について細かく見ていく。

## 4.2 行為障害

行為障害とは「米国精神医学会の『精神疾患の診断統計マニュアル』によると、他人の人権や年齢相応の社会規範を反復して侵害する行動形態で、十五項目の行動基準のうち、過去一年間に三つ以上、過去半年に少なくとも一つが当てはまるときに診断される。通常、幼児や小児、青年期に初めて診断される精神障害。攻撃的で盗みや傷害などの法律違反の行動がよく見られ、信頼感や誠実さに欠けることが多い『反社会性人格障害』の小児期の兆候ともされる」（「神戸の児童殺傷 容疑の中 3『行為障害』『朝日新聞』1997.9.30 朝刊、1面）ものである。ここで、行為障害について二つ説明を加える。

まず、行為障害は、反社会性人格障害との関連を指摘されているように、人格障害の類縁の概念である。人格障害は次のように紹介されている。『『人格の偏り』は、行動や対人関係、思考が、本人や周囲が悩むほど極端な場合を指す。分裂病などの病気とは区別され、『人格障害』とも称される」（「少年の精神鑑定 続発する凶悪事件」『毎日新聞』2000.6.4 朝刊、3面）。すなわち、人格障害とは、自分や他人を悩ます極端な性格の偏りである。これは、先述した精神病質の定義とほぼ重なっていることからわかるように、歴史的には変質や精神病質の後継の概念である<sup>9</sup>。

とはいえ、行為障害は、人格障害とは区別されている概念でもある。その理由は、「特に『人格障害』については、発達段階にある少年の場合は見極めるのが困難だというのが共通認識。日本の臨床でも用いられるアメリカ精神医学会の診断基準は、「反社会性人格障害」の診断対象から十八歳未満の未成年者を除外している」<sup>10</sup>（『『心の闇』解明どこまで 神戸の中 3 家裁送致』『朝日新聞』1997.7.26 朝刊、31面）からである。つまり、未成年は人格が未発達であるため、人格障害とは診断できないとされているのである。

少年犯罪との関連では、神戸連続児童殺傷事件（1997年）、西鉄バスジャック事件（2000年）、大分一家六人殺傷事件（2000年）において少年の行為障害が指摘されている。しかし、行為障害は、発達障害が注目を集めるようになった2000年以降、犯罪報道では目立

---

<sup>9</sup> じっさい、人格障害について、「問題は、古くは『変質者』、今は『反社会性人格障害』と呼ばれるタイプが、子供の間にも増えていることだ」（「少年犯罪凶悪化、米の場合 成人並み扱いへ（解説と提言）」『読売新聞』1997.7.15 朝刊、29面）と紹介されている。

<sup>10</sup> 花田雅憲・近畿大学医学部教授（所属は記事による。以下同様）のコメント。

たなくなっていくた。

行為障害が、少年犯罪を解釈する用語として登場した理由としては次の二つが考えられる。第一に、行為障害が、未成年のための精神疾患の概念として登場したことである。この背景には、先述したように、環境的あるいは教育的な要因を含みこむようになった精神病質の原因論の変化があると考えられる。第二に、以前であれば精神病質と解釈されたタイプの少年犯罪が大きく社会問題化したことがある。「第四の波」の少年犯罪を特徴づける「普通の子」の「いきなり型」犯罪は、たとえば「外見は正常人と変わらない」「『アッ』というようなひどい犯罪を起す」というような精神病質者の犯罪の特徴とほぼ一致している。

行為障害と少年犯罪の関係については二通りの捉え方があり、行為障害がそのまま非行を意味している場合もあれば、非行に影響を与える障害とされている場合もある（木村祐子 2008: 233-4）。記事では、時期によって違いが見られ、神戸連続児童殺傷事件（1997年）の時には、「最終的な鑑定書は、少年は小学校低学年ごろから人間・動物への虐待を繰り返す『行為障害』が始まり、症状が次第に悪化、犯行に及んだ、との診断に沿う趣旨とみられる」（「神戸の小学生連続殺傷事件 17 日にも処分決定」『毎日新聞』1997.10.2 夕刊, 1 面）というように、行為障害を非行とは違う障害として紹介していたものが多かったが、大分一家六人殺傷事件（2000年）の時には、「『行為障害』は狭義の精神病ではなく、『非行』の医学用語」（『重症行為障害判断能力あり』 6人殺傷少年の鑑定」『朝日新聞』2000.12.5 夕刊, 15 面）というように、行為障害と非行を同一のものとして紹介する記事も見られるようになった。

このように、行為障害が障害とも非行とも言えてしまう概念として紹介された理由としては、次の二つが考えられる。それは第一に、行為障害の診断基準が非行と重なっていることである（木村祐子 2008: 233-4）。それはたとえば次のような報道である。

行為障害は、「反復的で持続する反社会的、攻撃的、反抗的行動パターン」で、軽度の場合には「繰り返し学校をさぼる」程度だが、重度になると「傷害や強盗を引き起こす」ものとなる。（「心の闇に『行為障害』 神戸事件の少年」『読売新聞』1997.10.2 夕刊, 19 面）

ここで指摘される「繰り返し学校をさぼる」や「傷害や強盗を引き起こす」は、そのま

ま非行と重なる行為である。

第二に、行為障害の原因として非行と同様に環境の影響が指摘されることがある。それはたとえば次のような報道である。

不満足な家庭環境や学校での失敗等が関連して人格発達段階で何らかの障害が起こるケースが多いが、鑑定では該当する原因は見当たらなかったとしている模様だ。(「神戸連続殺傷 『重症の行為障害』と鑑定」『読売新聞』1997.10.2 夕刊, 1面)

このように、「不満足な家庭環境や学校での失敗等が関連して」いるのも、そのまま非行と重なっている点である。

しかし、行為障害には、少年非行とは完全に重ならない部分もある。それは、行為障害とされる少年の犯行が単独犯であり、非行集団の影響が指摘されない点である。この点で、杉並通り魔事件(1963～64年)の際に言われた「孤独な非行少年」(「非行を追う(12) 通り魔少年」『朝日新聞』1965.4.12 夕刊, 8面)という表現は、行為障害の内実をうまく言い表していると言える。

#### 4.3 発達障害

発達障害は次のように紹介されている。「発達障害は先天性の脳の機能障害といわれる。自閉症児は親と目を合わせたがらないなど、身近な人ともうまくコミュニケーションできず、興味や関心が非常に偏っているなどの特徴がある。算数や漢字など特定の分野だけでできないLDや、相手の反応を確かめずに行動してトラブルを生じやすいADHDなど、いずれも外見からは障害の存在が分かりにくく、本人も『なぜ意思疎通が出来ないのか』と悩み、孤立している人が多い」(「発達障害ようやく光 支援法成立(クローズアップ2005)」『毎日新聞』2005.1.9 朝刊, 3面)。発達障害には、知的障害(以前の精神薄弱)、広汎性発達障害(あるいは自閉症スペクトラム)、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)などがある。ここでは最初に、精神薄弱との関連もあるので、発達障害が登場するまでの歴史を振り返ってみたい。

発達障害が登場するまでの経緯として重要なのは、第一に、精神薄弱のような知能の障害ではなく、社会性の障害としての自閉症が登場したこと、第二に、精神薄弱や自閉症などが脳の機能障害を原因とする障害として発達障害の概念に包括されたことである。



自閉症が新聞で紹介されるようになったのは 1960 年代からであり、それから、子どもの精神疾患として継続的に注目を集めるようになった。記事によれば、「自閉症となると、その子のまわりのつながりは、ぷつぷつ断ち切られる。まわりの変化に応じなくなって勝手な言動をとる。母親にさえ答えず、母親を見る目も、木や石を見る目と変わらない。どこかよその世界へ行ってしまったという感じだ」（「幼児自閉症 子どもの分裂病（科学特集）」『朝日新聞』1961.8.14 夕刊，5 面）という。当時は、一見、精神薄弱のようにも見えるが、それとは違う精神疾患の存在が目新しく受け止められたようで、たとえば「精薄とは違う自閉症 特異才能も示す（生活と相談）」（『読売新聞』1965.3.15 夕刊，3 面）という記事のように、精神薄弱と対比されて紹介されることが多かった。

発達障害が少しずつ新聞で紹介されるようになってきたのは、1980 年代後半からである。記事によれば「『発達障害』とは、脳の機能に関係した神経系，筋肉，感覚器官などの障害によるもので、脳性マヒ，知恵遅れ，てんかん，学習障害，行動異常，言語障害，自閉症などコミュニケーション障害などが含まれる」（「発達障害児の専門施設を 教育・訓練の充実必要」『朝日新聞』1986.1.16 夕刊，4 面）ものであるという。ここからは、精神薄弱や自閉症だけでなく様々な障害が発達障害の中に包括されるようになったことがわかる。

発達障害が大きな注目を集めることになったのは、2000 年に殺人事件で少年の発達障害が指摘されて以降のことである。たとえば、豊川主婦殺害事件（2000 年），長崎男児誘拐殺害事件（2003 年）では少年のアスペルガー症候群が指摘され，寝屋川教職員殺傷事件（2005 年），奈良母子放火殺害事件（2006 年）では少年の広汎性発達障害が指摘された。なお、「広汎性発達障害は自閉症を中心とする発達障害」であり、「生来的な脳の機能異常により，対人関係，コミュニケーション，想像力の三つの領域に障害を持ち，知的な遅れと幼児期の言葉の発達の遅れがない場合に『アスペルガー症候群』と診断される」（「長崎事件 アスペルガー症候群に理解を 中京大学助教授（臨床心理学） 辻井正次（私の視点）」『朝日新聞』2003.10.15 朝刊，14 面）ものである。つまり，自閉症の症状を核とする発達障害が広汎性発達障害であり，アスペルガー症候群はその一種である。

発達障害が，少年犯罪を解釈する用語として登場した背景としては次の二つが考えられる。第一に，先述したとおり，1950 年代から注目を集めた精神薄弱，1960 年代から注目を集めた自閉症という歴史的な流れの中で，子どもの器質的な精神疾患を包括的に捉えるカテゴリーとして発達障害が現われたことである。第二に，行為障害と同様，「普通の子」の犯罪が社会問題化したことがある。これにより，「外見からは障害の存在が分かりにくく」

(「発達障害ようやく光 支援法成立(「クローズアップ 2005)」『毎日新聞』2005.1.9 朝刊, 3面)いとされる発達障害が、「普通の子」とともに社会問題化したと考えられる。

広汎性発達障害と少年犯罪との関連だが、直接的な因果関係は基本的に否定されるものの、障害によって生じた社会関係の困難や、それに対する周囲の配慮の不足が犯罪の背景にあると語られることが多い。それはたとえば次のような報道である。

少年の成長過程の「異変」を長崎家裁決定はいくつも指摘した。家庭や学校関係者の目にも、それは映っていたが、誰も重く受け止めなかった。決定は「問題意識を共有できず、障害を認識して指導にあたることができなかった」と周囲の責任も指摘している。

決定や関係者によると、少年は幼少期、お尻を床につけないと階段を降りられないほどだったという。筋肉の発達の遅れが原因で、これは脳の障害によるものだったとみられている。小学校に入っても、簡単な図形すら描けなかった。「僕は障害者だった」。鑑別所に収容中、少年は自らをこう振り返った。

だが、言語の発達に遅れがなかったことなどから、幼児期に幾度かの健診でも問題は見逃された。小学校では落ち着きが極端になかったものの、国語、算数など主要教科の成績が良かったため、運動ができない、絵が描けないなどの症状は特に問題視されなかったという。

少年は、そんな自分を「不器用」と思いこんでいた。教師や同級生は持久走などの際、ふだん走るのを苦手としていた少年が頑張る姿勢を見せると、激励や感嘆の言葉を贈ったという。

しかし、専門家は、「障害を持った子の場合にはそんな周囲の励ましが、かえって精神的な負担になるものだ。早い時期に障害を発見して療育<sup>11</sup>を受けさせるべきだった」と指摘する。勉強ができれば、それでよい。そんな教育現場の学力重視の姿勢が人の目を曇らせたといえる。多くの関係者は事件を重い教訓として受けとめなければならない。(「見逃された障害 『学力重視』判断曇らす 解説」『読売新聞』2003.9.30 朝刊, 39面)

付添人によると、少女の精神鑑定結果は、「発達障害により、心身耗弱には至らない

---

<sup>11</sup> 教育と治療を合わせた言葉である。

ものの、責任能力は減退している」とされていた。小学校高学年から中学校にかけて、いじめなどで心に障害を負い、自分の殻に閉じこもり、周囲を受け止められなくなり、対人関係で人間不信に陥ったという。（「タリウム事件 『きずな取り戻したい』 論 ず父に『僕がやった』』『読売新聞』2006.5.1 夕刊，15 面）

横田裁判長は、広汎性発達障害と犯行との関連性について「少年は障害に起因する対人関係の困難さから、幼少時から被害感情を募らせ、『刺す』という加害空想を持っていたが、少年なりに社会に適応しようとしてかえってストレスを受けるようになった。やがて『うつろな気分』を生じさせ、『刺す』ことに固執するようになり、障害の特徴である強迫的なこだわりもあって犯行に及んだ」と認定した。

一方、障害そのものは「犯罪と当然に結びつくものではなく、多くの人が健全な社会人として生活している」と指摘し、殺意や責任能力を認定した。（「寝屋川教職員殺傷 少年に懲役 12 年 大阪地裁 障害『くむべき事情』』『読売新聞』2006.10.19 夕刊，1 面）

このように、広汎性発達障害について記事では、「犯罪と当然に結びつくものではない」とされた一方、「障害に起因する対人関係の困難さ」や「対人関係で人間不信に陥った」ことなどが犯罪の背景として指摘されている。そして、「問題意識を共有できず、障害を認識して指導にあたることができなかった」周囲の教育的な責任が問われているのである。

## 5 発達障害と「心」の尊重

ここでは節をあらためて、「第四の波」の精神疾患の社会的背景について考察する。

### 5.1 行為障害と発達障害

「第四の波」において行為障害と発達障害が語られるようになったのは、「普通の子」の「いきなり型」犯罪のように精神疾患が指摘されやすい単独犯の少年犯罪が社会問題化したのに伴って、歴史的変化を遂げたいくつかの精神疾患の概念が語られやすくなったからであると考えられる。すなわち、行為障害が非行までを包含する精神病質の後継概念として登場し、発達障害が精神薄弱や自閉症などを包含する幅広い概念として登場したという精神疾患の概念の変化があったのである。

これらの精神疾患のうち、「第四の波」の少年犯罪を特徴づける精神疾患として特に注目されるのは発達障害である。なぜなら、発達障害は 2004 年の発達障害者支援法の制定など様々な施策に結びつき、概念としても一般に定着するに至ったからである。一方で、行為障害は、従来から「いきなり型」のような犯罪を説明するための用語であった精神病質の系統を引いており、必ずしも「第四の波」特有の精神疾患とは言い難いし、そもそも 2000 年以降、ほとんど語られなくなってしまった。では、なぜ行為障害は語られなくなったのだろうか。本論文の視点から考察するのであれば、道徳的境界を更新するための言語的資源として有用ではなかったというのが解答となる。つまり、道徳的境界の更新にとって有用な精神疾患の概念は、「心」をめぐる新しい道徳と対照をなす逸脱の概念でなければならぬが、単に単独犯の非行的な人格を示すだけの行為障害ではそのような有用性はなかったと考えられる。そのため次節では、行為障害を除外し、発達障害にのみ焦点を合わせて、少年犯罪の医療化の特徴とその社会的背景について考察したい。

## 5.2 発達障害と能力観の変化

ここでは、教育とのかかわりがあった精神疾患との比較を通じて、発達障害の特徴について考察する。

本章の 3.6 で指摘したように、終戦から 1970 年代までに教育とのかかわりがあった精神疾患であるノイローゼと精神薄弱は、いずれも学力をめぐる精神疾患であった。すなわち、ノイローゼは学力達成への圧力という教育環境による精神疾患、精神薄弱は学力の低さによって定義される精神疾患である。それに対して発達障害、とりわけ広汎性発達障害は、対人関係やコミュニケーションなどの社会性の障害である。この中でも、障害児教育の問題の系譜における精神薄弱から発達障害へという変化に着目すると、これは本田が指摘する「近代型能力」と「ポスト近代型能力」の対比を反映していると考えられる（本田 2005: 22-3）。第 4 章の 3.3 で述べたように、「近代型能力」とは、おもに標準化された知識内容の習得度や知的操作の速度などの「基礎学力」としての能力であり、組織的・対人的な側面としては、同質性の高い集団に対する協調性が期待されるものである。一方、「ポスト近代型能力」とは、意欲や創造性などの「生きる力」としての能力であり、組織的・対人的な側面では、多様な個人間でのネットワーク形成や、他者をリソースとして活用できるスキルが重要になるという。これをふまえると、終戦から 1970 年代までの精神疾患から「第四の波」の精神疾患への変化は、「近代型能力」である学力の障害として

の精神薄弱から、「ポスト近代型能力」である対人能力やコミュニケーション能力の障害としての広汎性発達障害への人びとの関心の変化を反映していると考えられる<sup>12</sup>。

### 5.3 少年犯罪と「心」の尊重

当然ながら、以上の議論は、第4章で論じた個人化社会における「心」の尊重の問題として位置づけることができる。なぜなら、対人能力やコミュニケーション能力は、「心」の尊重をめぐる基本的な能力だからである。ここで重要なのは、じっさいに広汎性発達障害が少年犯罪の原因だったかどうかではなく<sup>13</sup>、広汎性発達障害のもつ性質が、道徳的境界の更新をめぐる人びとの道徳的関心の焦点として機能している点である。つまり、犯罪少年が広汎性発達障害だったから、それが人びとの注目を浴びたのではなく、新しい道徳と逸脱の形成に伴い、その逸脱の性質をより反映している精神疾患だからこそ、広汎性発達障害が注目を浴びたのである。ここでも、第4章の4.2にならって、便宜的に、他者の「心」の尊重と自己の「心」の尊重に分けて説明する。

まず、他者の「心」の尊重についてだが、対人能力やコミュニケーション能力などの問題は、広汎性発達障害が診断された少年犯罪だけではなく、「第四の波」では一般的に見出されてきたものである。たとえば、西鉄バスジャック事件（2000年）では、『対人関係のつたなさ』や『仮想現実にくれる性向』は、一部の少年だけの問題ではあるまい（「少年の心の解明を待とう（社説）」『朝日新聞』2000.6.6朝刊、2面）と指摘され、佐世保同級生殺害事件（2004年）では、「他者の視点に立ってその感情や考えを想像し共感する力や、他者との間に親密な関係を作る力が育っていない」ことや「会話によるコミュニケーションでは、文脈理解等の不器用さが際だち、発話者の意図を理解して返答したり、自分の気持ちをうまく表現することができなかった」ことなどの問題が指摘されている<sup>14</sup>（「佐世保

---

<sup>12</sup> たとえば、高岡健は、発達障害が人びとに見出されるようになった社会的背景として、「第3次産業を中心とする別の時代になって、かつての重化学工業の時代だったら必ずしもはじかれずにすんだ人が、はじかれるようになってきている」（村瀬・田中・松本・高岡2008: 22）と指摘している。

<sup>13</sup> 小林によると、統計上、広汎性発達障害をもつ者の非行発生率が一般のそれよりも高いとは考えられていないが、注意欠陥多動性障害（ADHD）と学習障害（LD）は非行のリスク要因であると考えられ、統計的には多少高くなる（小林2008）。ただし、発達障害の特性だけではなく、保護者など周囲の者の対応が適切ではないために非行が発生することも考えられ、障害と非行とが当然に結びつくものではないという。

<sup>14</sup> なお、佐世保同級生殺害事件の加害女兒に関しては、精神鑑定においては認められなかったものの、広汎性発達障害だったのではないかと指摘がいくつかある。たとえば、杉

小6事件 最終審判決定(要旨)』『朝日新聞』2004.9.16朝刊, 37面; 「同級生殺害 加害女兒への処遇理由要旨」『毎日新聞』2004.9.16朝刊, 9面; 「佐世保・小6事件 家裁支部の決定要旨」『読売新聞』2004.9.16朝刊, 6面)。

次に、自己の「心」の尊重についてだが、広汎性発達障害の場合、障害そのものではなく、障害による自尊心の低下と犯罪が関連づけられることが多い。第4章の4.2でも指摘したように、少年犯罪は、自己の「心」を尊重できなくなった子どもによって起こされると主張されるようになったが(牧野 2006: 138; 山田 2007: 120-41)、広汎性発達障害はその代表例の一つなのである。たとえば、4.3で紹介した「少年は障害に起因する対人関係の困難さから、幼少時から被害感情を募らせ、『刺す』という加害空想を持っていたが、少年なりに社会に適応しようとしてかえってストレスを受けるようになった。」(「寝屋川教職員殺傷 少年に懲役12年 大阪地裁 障害『くむべき事情』」『読売新聞』2006.10.19夕刊, 1面)といった指摘や、「対人関係の発達障害があると、幼いころから空想癖が強い。最初は童話的でも、思春期にいじめなどに遭って劣等感が深まると、空想が殺人など残虐性を帯び、計画性も高くなる」<sup>15</sup>(「17歳の落差 緊急報告(下) 人間関係つくれず、妄想から犯罪へ」『朝日新聞』2000.5.9朝刊, 30面)といった指摘は、広汎性発達障害の子どもが、被害感情や劣等感などをもって自尊心を低下させやすいことが主張されていると言える。

## 6 発達障害と「第四の波」の少年犯罪

本章では、「第四の波」の少年犯罪において、なぜ発達障害が語られたのかを明らかにすることを目的として、戦後の少年犯罪報道における精神疾患についての記事の比較分析をおこない、「心」をめぐる道徳的境界の更新の視点から考察をおこなった。その結果、次の二点が明らかになった。第一に、発達障害、とりわけ広汎性発達障害は、個人化社会における「心」の尊重の基本的な能力である対人能力やコミュニケーション能力の障害として語られた。第二に、広汎性発達障害は、他者や自己の「心」の尊重をめぐる人びとの道徳的関心の焦点として機能した。

次章では、発達障害と並んで「第四の波」の少年犯罪報道で多く語られた「心」の語ら

---

山登志郎(2007: 102-3)は、アスペルガー症候群およびその類縁の発達障害の少年事件として同事件をあげているし、草薙厚子(2005)は、加害女兒がアスペルガー症候群と診断されていたとの見解を示している。

<sup>15</sup> 降旗志郎・元長野県立こども病院勤務のコメント。

れ方である「心の闇」を検証する。これまで何度か予告してきたように、「心の闇」は、自己変容における「心」の向上をめぐる逸脱であり、それに関する道徳的境界の更新がなされたと理解できる。

## 第9章 「心の闇」はなぜ語られたのか

### 1 「心」の理解と「心の闇」の理解不能性

本章の目的は、「第四の波」の少年犯罪において、なぜ「心の闇」が語られたのかを明らかにすることである。そのために本章では、「心の闇」の語られ方を分析し、「心」をめぐる道徳的境界の更新の視点から考察をおこなう。

第6章の4.2でも述べたように、「心の闇」は、1997年の神戸連続児童殺傷事件の新聞報道において、「憎悪潜む「心の闇」」（『読売新聞』1997.6.29朝刊、3面、見出し）として少年犯罪報道で初登場した言葉である。この「心の闇」の語られ方には、一つ特徴的な点がある。それは、「心の闇」が、一方で理解すべきものとして語られながら、他方でどれだけ努力しても理解できないものとしても語られたという点である。たとえば、事件直後には、「まず必要なのは、非行事実の確認と、少年の『心の闇』の解明だ」（「問われる家裁の存在意義（社説）」『毎日新聞』1997.7.26朝刊、5面）と語られ、その解明に期待がよせられる一方で、加害少年の処遇決定が出た後には、「『心の闇』なお遠くに 国民の不安、消えず」（『毎日新聞』1997.10.18朝刊、3面、見出し）と語られ、その解明の不十分さに対する不満が表明されている。このような報道は事件が起こるたびに繰り返されたが、結局、「心の闇」が解明されたと言われることはなかった（牧野 2008: 16-8）。つまり、「心の闇」は、少年の「心」を理解したいという人びとの欲望を裏切り続けるものとして語られたのである。ここで問題なのは、第一に、なぜ「心」を理解しなければならないのかという点と、第二に、なぜ「心の闇」は理解できないのかという点である。

第一の点については、第4章で論じたように、個人化社会において自己の「心」のモニタリングが必須となったことと関連していると考えられる。これは教育的領域において、子どもが自らの「心」を理解できるようにするだけでなく、それがまだ十分にできない子どもに対して、親や教師といった大人が子どもの「心」を理解することを通して教育するという点も含まれる。そしてじっさい、1990年代以降、教育において子どもの「心」の理解は、その重要性を増してきたのである（酒井 1997）。

第二の点だが、なぜ「心の闇」が理解できないのかを明らかにする鍵となるのは、人びとの「心の闇」の理解への欲望が、ときにアノミー的な側面を見せたという点である。アノミーとは、周知のとおり、満足できない欲望の昂進によって特徴づけられる社会現象である。デュルケムは、アノミーについて次のように記述している。「激しくかきたてられる渴望は、獲得された成果がなんであろうと、つねにそれをふみこえてしまう。（中略）した



がって、渴望を充たすものがないまま、その心の苛だちは、それ自体やすらぎもなく永久につづく」(SU: 311-2)。ここに、少年の「心の闇」を理解したいという渴望を当てはめてみれば、少年犯罪報道で見られた「少年の『心の闇』を理解したいが(激しくかきたてられる渴望)、どのような『心の闇』の説明をされても(獲得された成果がなんであろうと)、いつになっても納得ができない(つねにそれをふみこえてしまう)」という不満を表現できることがわかる。

そこで本章では、「心の闇」が語られた背景に、「心」の向上を志向する「心」のモニタリングと、それにかかわる一種のアノミーが存在したと考えることによって議論を進めていく。これらの二つの側面に共通すると考えられるのは、「心」に作用する進歩主義的な道德の存在である。すなわち、個人化社会において進歩の追求は「心」の向上として現れ、それを目的とした「心」のモニタリングがなされるし、本章で詳述するように、アノミーもまた進歩主義の道德と表裏一体の関係にある現象なのである(SU: 463-4)。

以上の視点をふまえつつ、本章では、少年犯罪報道における「心の闇」や「心」の理解をめぐる語られ方を分析資料として用いながら、「心の闇」が語られた社会的背景について考察していく。

## 2 逸脱としての「心の闇」と進歩主義

本節では、分析に入る前に、逸脱としての「心の闇」と進歩主義の関係について理論的な考察をおこなう。そのために本節では、第4章の4.3で議論した「心」の向上の議論と、デュルケムのアノミー論について、進歩主義の道德との関係から説明する。

### 2.1 逸脱としての「心の闇」

まず、分析に入る前に、「心の闇」の逸脱性について理論的に位置づけたい。詳しくは本章の3.2で述べるが、「心の闇」とは、「心」の中にある理解不能で危険な状態のことを指す言葉である。それをふまえつつ、ここでは、なぜ「心」を理解しなければならないのか、そしてなぜ「心の闇」が逸脱として捉えられるのかについて理論的に説明する。

最初に、第4章の4.3の議論を要約すれば次のようになる。個人化社会において、進歩主義は「心」の向上として現れ、それは、個々人の行為の水準では、自らの現在の「心」の状態や未来の理想の「心」の状態のモニタリングにもとづいた自己コントロールによっておこなわれる。すなわち、個人化社会において個々人は、自らで自らを観察し、自らで

自らを変化させる自己再帰的な「心」の向上を、道徳的行為として求められるようになったのである。以上の要約で明らかのように、少なくとも自らの「心」を向上させようとするかぎりにおいて、個々人にとって「心」は理解しなければならない対象ということになる。

この点をふまえると、「心の闇」は、自己再帰的な「心」の逸脱として位置づけることができる。すなわち、犯罪の原因となるような危険な状態でありつつも、理解できないがゆえにその改善を拒む「心の闇」は、自己再帰的な「心」の向上をもっとも阻害する逸脱的な「心」の状態として人びとに捉えられるのである。ここで重要なのは、次の二点である。第一に、自らの「心」の理解を通じた「心」の問題の発見と改善も、自己再帰的な「心」の向上の過程として捉えられる点である。すなわち、普通の「心」の状態をより良い状態へと変化させることも、悪い「心」の状態を普通の状態へと変化させることも、「心」の向上という同様の志向をもった行為とみなせるのである。第二に、理解できない「心」の状態は、それ自体が逸脱とみなされうるものである。なぜなら、それは自己再帰的な「心」の理解の失調とみなせるからである。

しかし、ではなぜ「心の闇」は理解できないのだろうか。それを説明するために必要な議論がアノミー論である。

## 2.2 アノミーと進歩主義

アノミーとは、欲望の無規制状態のことである (SU: 292-344)。アノミーの発生を説明する上で重要なのは次の二点である。それは第一に、アノミーが欲望をめぐる二つの道徳の関係によって生じるという点と、第二に、アノミーが近代社会を維持する上で有益であるという点である。

第一の点だが、アノミーは、欲望を規制する道徳と欲望を解放する道徳という二つの道徳の関係によって生じるものである (宮島 1977: 193-245; Poggi 1972=1986: 179-97)。

まず、あらゆる社会には、人々の欲望を規制する道徳が存在する。すなわち、「社会の各階級が正当に追求することのできる快適さの限度を、比較的厳密に定めた実際の規定が存在する」(SU: 305) のである。そして、「この圧力のもとでは、各個人は、自分の生活領域のうちにあつて、自分自身の欲望のおよびうる限界点をそれとなく感じとり、それ以上の欲望をいだかないものであり、「情念に一つの目標と限界が画される」(SU: 306) ことになる。

一方、近代社会においては、人々の欲望を解放する道徳が存在する。それが進歩主義である。すなわち、近代社会は、「ともかく進歩を、それも可能なかぎり急速な進歩を強調する説が、一つの信仰箇条となってしまった」社会なのであり、「たえず休みなく、不確実な目的に向かって前進し、永久に満たされずにいるのが人間の本性なのだ」という信念が生じることになるのである (SU: 317)。

つまり、一方で「この程度で満足すべきである」という欲望を規制する道徳があり、他方でこの道徳を否定する「この程度で満足すべきではない」という欲望を解放する道徳がある。そして、欲望を解放する道徳が全面化することで、欲望を規制する道徳が無効化すると、「あらゆるものを渴望するが、しかし充たされることがない」という「無限性の病」(SU: 337)、すなわち、アノミーが生じることになる。

第二の点だが、ある程度のアノミーは近代社会が進歩を続ける上で有益な側面をもっている。なぜなら、近代社会が進歩を続けるためには、現状に満足しないことが必要だからである。つまり、「進歩のすみやかな、また、すみやかでなければならない民族においては、個人を抑制している規制も十分に柔軟で、順応性が高くなければならない」(SU: 464)のである。そして、進歩のために欲望の規制が弱められる以上、アノミーも必然的に生じることになる。「したがって、およそあらゆる進歩と完全性の道徳は、ある程度のアノミーと不可分の関係にある」(SU: 464)のである。要するに、アノミーは、進歩主義によって発生する以上、進歩主義と表裏一体の関係にあるのである。

### 2.3 「心の闇」と「心」の向上

以上をふまえ、本章の理論的仮説を述べれば、次のようになる。それは、「心」の理解を通じた「心」の向上が、「この程度で満足すべきではない」という進歩主義の命題のもとになされる場合、「心の闇」が理解すべきものであると同時に、理解できないものとしても語られる、というものである。すなわち、「心の闇」は、「この程度の『心』の理解で満足すべきではない」限りにおいて、理解すべき「心」の領域として語られ続けると同時に、どれだけ理解が進んでもなお理解できない「心」の領域としても語られ続けることになるのである。

ところで、ジャンフランコ・ポッジの指摘するように、分化が進行した社会においては、進歩主義も齊一的に適用されるわけではなく、道徳が弱体で効力を欠いている社会的領域もあれば、優越し非常に強力に支持されている社会的領域もあると考えられる (Poggi

1972=1986: 191). また、そのような道徳の強弱は個々の時期によっても異なるだろう。そのため、本章で論証すべき課題は次の点となる。それは、子どもの「心」の理解が、進歩主義の支持される社会的な領域や時期においてなされ、その中でこそ「心の闇」が語られることを示すことである。

### 3 「心の闇」の語られ方

本節では、「心の闇」が語られた社会的背景について考察する前に、「心の闇」の語られ方の基本的な特徴を確認したい。

#### 3.1 「心の闇」の登場

「心の闇」は、もともと新聞報道において映画・演劇・文学などの芸術を紹介する際に用いられていた。しかし、オウム真理教の関連事件の裁判報道において、「麻原被告自身の心の闇」（『麻原公判』に何をみるか（社説）『朝日新聞』1996.4.25 朝刊，5面）というように用いられて以降、事件報道でも使われるようになった。そして、1997年の神戸連続児童殺傷事件以降、少年犯罪報道において頻繁に用いられることになったのである<sup>1</sup>（牧野2008: 15）。

なお、「心の闇」は、今でも芸術を紹介する際に用いられており、たとえば、「ひょうご舞台芸術 仲良し夫婦，心の闇描く」（『朝日新聞』2004.5.5 朝刊，27面，見出し）というように、大人の「心の闇」も多く見られる。しかし、積極的に統制すべき対象として語られるのは子どもの「心の闇」だけである。この点については本章の3.3と3.4で確認すると、まずは「心の闇」の内容を確認したい。

少年犯罪報道における「心の闇」の語られ方の特徴は、次の三つにまとめられる。第一に、「心の闇」は、「心」の中にある理解不能で危険な状態として語られている。第二に、「心の闇」は多くの子どもがもっている可能性があるものと語られている。第三に、「心の

---

<sup>1</sup> 朝日新聞社のデータベース『聞蔵Ⅱビジュアル』の詳細検索を使用し、「見出しと本文」，「本紙」，「東京本社」に条件を絞って、検索が可能な1984年から2010年までの「心の闇」をキーワードとする『朝日新聞』の記事を検索した。この結果、89年に2件，90年に1件，91年に2件，92年に1件，93年に1件，94年に1件，95年に5件，96年に5件，97年に15件，98年に5件，99年に12件，00年に15件，01年に10件，02年に17件，03年に15件，04年に16件，05年に16件，06年に16件，07年に20件，08年に11件，09年に15件，10年に19件の記事がヒットした。掲載された面名を見ると、多い順に「読書」33件，「芸能」25件，「社会」20件，「オピニオン」17件，「総合」16件，「文化」16件となっており，「心の闇」は芸術を紹介する際にも多く用いられている。

闇」は、「子ども」の「心」の中にあることによって問題化するものである。それぞれ説明したい。

### 3.2 「心の闇」の内容

第一の点だが、「心の闇」とは、「心」の中にある理解不能で危険な状態のことを指す言葉である。まず、「心の闇」の理解不能性は、次のように報道されている。

なぜJ君をねらったのか、なぜ頭部を切断しなければならなかったのか——捜査本部の調べにも少年ははっきりとした動機を話していない。「心の闇（やみ）」は深い。（「14歳『心の闇』 緊急報告 児童殺害（上） 大人に見せない別の顔」『朝日新聞』1997.6.30 朝刊，39面）

「（体重が）重い」「ぶりっ子」と中傷されたことがなぜ、首を切るという行為に結びつくのか——。犯行と動機の落差。女兒の「心の闇」に分け入る作業はこれからだ。（「佐世保・小6事件1週間 消えぬ『なぜ?』 犯行と動機 大きな落差」『読売新聞』2004.6.8 夕刊，15面）

ここで、頻繁に「なぜ」が語られることからわかるように、「心の闇」は理解不能な「心」の状態を指し示している。

また、「心の闇」は、犯罪の原因であるとされるため、何かしらの危険性をもったものとしても語られている。「心の闇」の内容として推測されるものは、個々の事件の性質によってまったく違うが、たとえば、「人を殺せ 人を殺せ」（「僕を止めて17歳（上） メモ 深い心のやみつづる」『朝日新聞』2000.6.7 夕刊，14面）といった殺意から、「心の闇に『行為障害』 鑑定で『性障害』も」（『読売新聞』1997.10.2 夕刊，19面，見出し）といった精神疾患、「思春期特有の心身の不安定さ，学習意欲の減退，たまるストレス」（『感情制御できず犯行』 裁判官の問いに涙 重大さ，なお理解不十分」（『読売新聞』1998.2.24 夕刊，19面）などがあげられる。

### 3.3 「心の闇」と「普通の子」

第二の点だが、「心の闇」は多くの子どもがもっている可能性があるとする。その理由

は、「第四の波」の少年犯罪が「普通の子」による「いきなり型」犯罪と特徴づけられており、「普通の子」が「心の闇」をもっていると語られるからである。それはたとえば次のような報道や特集記事に表れている。

近所で評判の明るい子供が、なぜ突然、凶行に走ったのか。またもや起きた「17歳」の暴走。見通せない少年の心のやみに関係者は頭を抱えた。（「殴られ主婦死亡 17歳 長男不明 直前、学校で 殴打事件」『毎日新聞』2000.6.22 朝刊，31面）

近年、動機の不可解な事件が目立ち、事件を起こす子どもたちの「心の闇」は確実に深くなっている。

三年前、家裁で扱った少年の重大事件を調べたところ、普段はおとなしく、問題がなさそうに見える子の犯罪が少なくなかった。<sup>2</sup>（「検証 少年犯罪（6） 専門家 2人の考え」『読売新聞』2004.9.28 朝刊，38面）

このように、「心の闇」をもった少年は、「近所で評判の明るい子供」や「普段はおとなしく、問題がなさそうに見える子」のように、外面的には問題のない子どもとして語られている。その結果、多くの子どもが「心の闇」をもっているという主張に結びつくことになる。それはたとえば次のような専門家のコメントや投書の意見に表れている。

汐見<sup>3</sup> 親や学校の期待に適応しているものの、心の皮をむくと、本人でも分からない暗さや闇（やみ）を持っている子がかかりいる。（「なぜ荒れる子供たち 専門家座談会」『朝日新聞』1998.2.25 朝刊，29面）

なぜ家庭や学校は、殺人に至る前にその少年の心の闇に気付くことができなかったのだろうか。心の闇は誰にでもあるだろう。それらがゆがんだ形となって表に出始めた時、誰かが気付いてやってほしかったと思う。（「幼児殺害事件で子育て考え直す（気流）」『読売新聞』2003.7.17 朝刊，15面）

---

<sup>2</sup> 原口幹雄・家庭問題情報センター専務理事（所属は記事による。以下同様）のコメント。

<sup>3</sup> 汐見稔幸・東大大学院教育学研究科助教授。

このように、「心の闇」をもっている子どもは「かなりいる」、さらには、「心の闇は誰にでもある」と主張されるようにまでなったのである。

### 3.4 「心の闇」と子ども観

第三の点だが、「心の闇」は「子ども」の「心」の中にあることによって問題化する。その理由は、「心の闇」をもった子どもは、近代の子ども観から見て、未熟な存在としてイメージされてしまうからである。ニール・ポストマンによると、子どもは、大人による教育によって論理的思考が拡張され、精神的肉体的衝動をおさえる自制心の能力を身につけなければならない存在である (Postman 1982=2001: 96)。ここで、「心の闇」をもった子どもは、論理的思考や自制心の能力をもっていない存在として語られ、教育的介入の対象となるのである。これは、具体的には次のように語られた。

まず、「心の闇」の理解不能性は、しばしば子どもの論理的思考能力の低さに起因するものとして語られた。それはたとえば次のように報道されている。

A 少年の心の闇は、どこまで解明できたのだろうか。

B 犯行メモの記述には驚いた。通り魔事件は「聖なる実験」で、男児殺害は「アングリの儀式」だという。調べに対して少年は「殺したいから殺した」などの供述を繰り返していたというが、彼自身、動機について説明できないのではないか。（「記者座談会」『朝日新聞』1997.7.26 朝刊，2面）

長崎県佐世保市の大久保小六年，M・Sさんを殺害した同級生の女児の精神鑑定が十四日，決まった。しかし，その心の闇に挑む精神鑑定には，子どもゆえの壁が立ちあがる。（中略）

小学生は自己表現や自己分析が未熟なため，鑑定人の問診に対し，十分な受け答えができないことが予想される。<sup>4</sup>（「心の闇 幼さの壁 専門家ら難航予想」『読売新聞』2004.6.15 朝刊，39面）

このように、「心の闇」が理解不能なのは，子どもの「自己表現や自己分析が未熟」であるため，自分自身でも「動機について説明できない」からであると語られている。

---

<sup>4</sup> 作田明・聖学院大講師への取材にもとづく記事。

また、「心の闇」の危険性は、しばしば子どもの自制心の能力が欠如しているために犯罪への衝動をおさえられないことに起因するものとして語られている。これは、とりわけ「心の闇」と「衝動」という言葉の相性の良さでわかる。それはたとえば次のような解説や本社説の記事に表れている。

家裁の決定要旨は、生徒が中学校入学後、心身の不安定さ、学習意欲の減退などから、ストレスがたまり、それを抑えることができない状況にあった——と衝動的に凶行に及ぶまでの「心の闇」の一部に言及した。ただ、学校や家庭が生徒をどうとらえていたかは明確にされず、教訓を得るには、物足りないものとなった。（「女教師刺殺の中学生、救護院に（解説）」『読売新聞』1998.2.25 朝刊，17面）

初めて経験する自分の中の衝動や欲望、初めて知る大人の世界の現実と理想、そして明るさや楽しさを競い合う消費社会の舞台裏の影の部分をも目の当たりにする。少年少女らの「心の闇」とは、そうした個々それぞれの体験の中で生まれる他人にはうかがい知れない心の現実である。ほんの一步誤ればそれは大人を理解を超えた非行や犯罪として噴出する。（「'03 夏視点 12歳の『闇』 ひとごとではない大人はみな当事者 論説委員 柳川時夫（社説）」『毎日新聞』2003.7.28 朝刊，5面）

このように、「衝動的に凶行に及ぶまでの『心の闇』」や、「少年少女らの『心の闇』」の背景にある「初めて経験する自分の中の衝動や欲望」が語られたのである。

#### 4 「心」・教育・進歩主義

本節では、「心の闇」についての議論をひとまず休み、少年犯罪において「心の闇」が語られた社会的文脈として、「心」と教育の関係について議論したい。なぜなら、本章の仮説どおり「心の闇」が「この程度の『心』の理解で満足すべきではない」という進歩主義的な道徳の産物であるとすれば、その背景には必ず進歩主義の浸透した社会的状況が見出せるはずだからである。

ここで確認したいのは次の二点である。それは第一に、青少年問題が「心」の教育の問題として語られるようになった過程とその社会的背景、第二に、「心」の教育と進歩主義の道徳の関係である。



#### 4.1 少年犯罪における「心」と教育の関係

最初に、基本的な事実として確認しておきたいのは、「心の闇」が語られた「第四の波」の少年犯罪があったからこそ「心」の教育が求められるようになったのではなく、「心」の教育が求められていく過程で「心の闇」が語られるようになったという点である<sup>5</sup>。ここでは次の三点を確認したい。それは第一に、第6章で確認した少年犯罪報道の歴史的過程とも重なるが、青少年問題が「心」の問題として語られるようになった点、第二に、第7章でも確認したように、教育が「心」を重視するようになった点、第三に、それらの背景に「心」の豊かさに対する人々の欲望の高まりがある点である。

第6章で確認したように、青少年問題は、終戦から1960年代まで、貧困・差別・生存競争といった経済・福祉問題として語られていたが、1970年代以降、教育問題として語られるようになった。この当時は、受験競争などの構造的な問題の観点から学校教育や家庭教育が問題視されていた（伊藤 1996: 21-3; 牧野 2006: 135-6）。このように教育問題として語られるようになった青少年問題が、もっぱら「心」の教育の問題として語られるようになったのが1980年代後半からである。まず、いじめや不登校が「心」の問題として語られるようになり（伊藤 1996; 加野 2001）、それに続いて「第四の波」の少年犯罪が社会問題化したのである。

このような変化と並行して、「心」は教育の対象として重視されるようになってきた。1980年代に入ってから児童生徒の心の理解のために教師にカウンセリング・マインドが求められるようになり（酒井 1997）、1995年度からはスクールカウンセラー活用調査研究委託事業がスタートしている。そして、これらの動きに続いて1998年6月には、第16期中央教育審議会の答申、『新しい時代を拓く心を育てるために——次世代を育てる心を失う危機』（いわゆる『心の教育』）が出されている。

このような変化の社会的背景としては、消費社会への移行にともない「心」を重視する傾向が強まり（森 2000; 山田 2007）、「心」の豊かさの向上が社会の進歩の目標となったことが指摘できる<sup>6</sup>（土井 2003: 130-68）。これを示す具体的な事実としては、第7章の図

<sup>5</sup> じっさい、神戸連続児童殺傷事件の以前にも類似の凶悪な少年事件は数多く起きているが（牧野 2008: 7-13）、その当時は「心の闇」が語られることはなかった。

<sup>6</sup> 「心」が進歩の目標となったことは、デュルケムが進歩主義とともに近代社会で優越する規範として指摘した個人主義とも強く関連している（SU: 247-59, 463-7）。つまり、「心」は、進歩主義だけでなく、個性の発達という個人主義の目標の対象としても重要なものと

7-3 で示したように、1972 年以来続いている内閣府の『国民生活に関する世論調査』において、「物の豊かさ」と「心の豊かさ」のどちらが大切かという質問において、「心」が今まで上昇を続けていることがあげられる。

以上の議論をまとめると、「第四の波」の少年犯罪は、「心」の豊かさの向上が社会の進歩の目標となり、教育が「心」を重視するようになっていく過程で、その理想に反し改善すべき現実として人々に見出されたと言える。それは、「いま子どもたちが直面している現実には、『豊かな心』をやせ細らせることの方が多いのではないか」（「子どもたちに時間を（社説）」『朝日新聞』1997.8.6 朝刊、5 面）という社説の意見にも表れている。

#### 4.2 「心」の教育と進歩主義

デュルケムは、進歩主義が浸透し、アノミーが慢性的状態にある社会的領域として商工業の世界を指摘しているが（SU: 313-20）、その商工業の世界に労働者を送りこむ教育の世界については指摘しなかった。しかし、教育は、間違いなく進歩主義の浸透した社会的領域である。なぜなら、子どもは、未来の理想の社会秩序を象徴する存在であり（元森 2009a: 52-112; 村上 1985: 37-9）、教育は本来的に未来志向の営みだからである。教育における進歩主義とは、大人へと向けた子どもの成長と、社会の進歩に合わせた教育制度の改革という二つの意味において、持続的な向上を義務づけられ、安易な満足を禁止されていることを意味する。

子どもの「心」の理解と教育における進歩主義との組み合わせによって、少年犯罪報道では、子どもの「心」の理解が、次の二点において進歩主義の道徳をともなって語られている。それは第一に、子どもの成長という水準において、大人は子どもの「心」を理解する努力を続ける必要があるという主張であり、第二に、教育制度の改革という水準において、大人は子どもの「心」を理解する方法を改善する努力を続ける必要があるという主張である。

第一の点だが、子どもの「心」を理解したと安易に満足している大人が批判され、子どもの「心」に持続的に関わるのが勧められた。それはたとえば、第 7 章の 4.2 でも紹介した社説の意見などに表れている。

---

わたくしたち大人は、なにかとてつもなく大きなものを見落としているのではない  
して姿を現したと考えられるのである（土井 2003: 117-24）。

だろうか。いや、見ようとしていない、といった方がいいのかもしれない。(中略)

自分を十分表現できることばを、まだ持ち合わせていない年頃だ。その心を理解する責務は、大人の側にある。(「子どもの心の奥底には(社説)」『朝日新聞』1998.1.30朝刊, 5面)

子供を「いい子」と評価する物差しとは、いったい何だろう。受験万能の学校教育の中で、成績がよく、問題を起こさないおとなしい子供が無条件で「いい子」とされてきた傾向が強い。

まわりの大人たちは、その物差しにすっかり安住し、多くのものを見落としてきたように思う。成績が良くなくても、やさしく温かい心の子供もいる。逆に、優等生がいきなり問題を起こすケースもある。(「命への恐れを欠いた少年犯罪(社説)」『読売新聞』2000.5.4朝刊, 3面)

このように、子どもの「心を理解する責務」がある大人が「すっかり安住し、多くのものを見落としてきた」ことが批判されている。そのため、「本気でわが子と向き合い、互いに心を開いて話し合える機会と場を作ることも必要だろう」(「先生を刺した事件を考える(社説)」『読売新聞』1998.1.30朝刊, 3面)、「思春期の子供たちの微妙な心の変化を知り、サインに気づいてやるためには、家庭でも教育現場でも、子供とのコミュニケーションが欠かせない」(「女教師刺殺の中学生, 救護院に(解説)」『読売新聞』1998.2.25朝刊, 17面)といった子どもの「心」への持続的な関わりを求められたのである。

第二の点だが、子どもの「心」を理解する方法を改善していく必要が主張された。それはたとえば、次の社説の意見などに表れている。

閉ざされようとする心をいかに開かせるか、非現実の世界に入り込もうとする人をいかに現実に戻すか。家庭、学校、地域、そして社会全体で考え、悩むべきテーマである。(「逮捕で始まる衝撃とナゾ(社説)」『毎日新聞』1997.6.29朝刊, 5面)

少年の心に生まれる暴力や犯罪への衝動。それを社会がどう察知するのか。起きてしまった悲劇をどう検証し、再発防止に役立てるのか。長崎事件が投げかけた課題は重い。(「長崎事件 暴発の深層(5) 抑止へ地域、親に役割」『読売新聞』2003.7.21

朝刊, 34 面)

このように、子どもの「心」を理解する方法を改善すべく努力する必要性が強調されたのである。

以上のように、子どもの「心」の持続的な理解の必要性を主張することは、子どもの成長や教育制度の改革の上では重要なことであると言える。しかし、それが強調され過ぎた場合、子どもは大人の理解を拒むものとしてその姿を現すことになる。次の被害者遺族の手記は、そのような状況を表している。

子どものすべては理解できないと分かったうえで、理解する努力を続けてください。それぞれの家がそれぞれのやり方で(『これからの半生, 本当の審判』 同級生殺害 処分決定 被害者の父切々 女兒, 裁判長の前で涙)『毎日新聞』2004.9.16 朝刊, 31 面; 「M さん亡き娘へ手紙 S ちゃん. 苦しんでいたんだね… これからの半生が本当の審判です」『朝日新聞』2004.9.16 朝刊, 38 面; 「M さんの父・K さんの手記 (全文)」『読売新聞』2004.9.16 朝刊, 38 面)。

このように、「理解する努力を続け」る上で、「子どものすべては理解できない」ことが当然の前提として語られることになったのである。これは、そのまま「心の闇」につながる表現であり、次節では「心の闇」の議論に戻って、この点を確認したい。

## 5 「心の闇」と「心」の向上

本節では、「心の闇」が、「この程度の『心』の理解で満足すべきではない」ものとして現れる語り方であることを論じたい。そのために本節では、第一に、ロバート・K・マーソンの社会問題論を参照することで、デュルケムのアノミー論では論じられていなかった部分を補足的に考察した上で、第二に、進歩主義の道徳にもとづいた「心」の理解の延長線上に「心の闇」が語られたことを示したい。また最後に、「心の闇」をめぐる動きが、子どもの「心」へと向けた様々な対策へと結びついたことにも触れる。

## 5.1 逸脱と進歩主義

デュルケムは、犯罪が道德意識の進化に有益な役割を演じることを指摘したが<sup>7</sup> (RMS: 158-60), 犯罪と進歩主義との関係についてはとくに議論しなかった。しかし、マートンが、自身のアノミー論とは別の文脈において、進歩主義と逸脱の関係について議論している (Merton [1961] 1966=1969)。ここで重要なのは次の二点である。それは第一に、進歩主義が、理想に反する現実に対する人々の敏感さを生むという点、そのため第二に、人々が理想に反する現実を常に見出してしまふ事態が生じるという点である。

マートンは、「積極的に死亡率を減じていながら、それでもなお死亡率が『高すぎる』と見なし、予防できなかつた病気を抑制し、瀰漫する貧困を駆逐するなど、現にその問題の多くを処理している活動主義の社会」(Merton [1961] 1966=1969: 434) について議論している。ここでマートンの言う活動主義が、進歩主義と重なることは間違いない。これによると、災厄を不可避なものとして甘受してしまふ宿命論的<sup>8</sup>な社会に対して、「満足することを知らない活動的な社会は今後ますます多くの顕在的な問題をもつことになる」という。なぜなら、「この社会の喜びとは自分たちの欲しているものと自分たちが現にもっているものとの喰い違いに注意を集中しているだけでなく、進んでこの喰い違いを何とかしようと努めているからである」。つまり、進歩主義のもとで人々は、理想に反する現実に対して意識を集中しているため、次々とそれが見出されてしまふ事態が生じるのである。「この程度で満足すべきではない」という進歩主義の道德に従った結果、不満な現実ばかりが見出される事態が過度に生じるのであれば、それはアノミー状態の現れと見なせるだろう。このマートンの議論は、犯罪を含む社会問題だけでなく、進歩主義によって見出されるすべての理想と現実の喰い違いについて当てはまる。

## 5.2 「心の闇」と進歩主義の道德

このマートンの議論と、本章の 4.2 で確認した子どもの「心」の持続的な理解の必要性とを合わせて考察すると、次の点が指摘できる。それは、子どもの「心」を理想的な状態へと向上させるために「心」を理解し続ける必要が強調された場合、「心」の理解できない

---

<sup>7</sup> デュルケムは、既成秩序にとっては犯罪者とみなされる人物が、新しい秩序を作り出す改革者となる場合について指摘している (RMS: 158-60)。

<sup>8</sup> デュルケムも、進歩主義に対立するものとして宿命論について論じている (SU: 530)。そこでは、欲望の無規制状態によって生じるアノミー的自殺に対して、欲望の過度の規制によって生じる宿命的自殺の存在を指摘している。

領域を、理想に反する現実として常に見出す志向を生むという点である。そして、「心の闇」とは、子どもの「心」の中にある理想に反する現実として見出されたものであり、「心」を持続的に向上させる必要性が強調される限りにおいて、語られ続けることになるのである。ここで言う理想に反する現実には、次の二重の意味がある。本章の第3節をふまえれば、「心の闇」は、「心」の中にある解決すべき犯罪の原因であるとともに、成長すべき子どもの未熟さの二つを表現しているのである<sup>9</sup>。

本章の2.2で、「心の闇」が語られることを促進する命題を、「この程度の『心』の理解で満足すべきではない」とまとめたが、それは具体的に次のような主張となって表れている。それは第一に、子どもの成長という水準において、「心の闇」がないと思ってはならないという主張、第二に、教育制度の改革という水準において、「心の闇」について考え続けなければならないという主張である。

第一の点であるが、「心の闇」は、ないと思ってはならないものであると主張されている。本章の3.3で紹介した「心の闇は誰にでもある」という主張は、「『心の闇』がないと思ってはならない」ことが強調された結果、語られたものであると解釈できる。それはたとえば次のような社説の意見に表れている。

「心の闇」という簡便な言葉で素通りしては、Sちゃんの悲劇はいつかまた現実になるだろう。家庭が、学校が、社会が、気配を察する五感を取り戻し、いまそこにある闇を照らすしかない。（『編集手帳』『読売新聞』2003.7.10 朝刊，1面）

少年犯罪について、個々の実態に即した対策が必要なのはもちろんだ。また非行の兆候には親や学校、警察など関係者が連携をとって敏感に対処すべきは当然である。が同時に、どんな対策の光もとどかない不可解な闇が少年少女すべての心の内にあることも忘れてはならない。（'03夏視点 12歳の『闇』ひとごとではない大人はみな当事者 論説委員 柳川時夫（社説）『毎日新聞』2003.7.28 朝刊，5面）

このように主張される結果、少年犯罪の発生は、「心の闇」がないと思っただけであるとされ、そう思っただけとされる人々が非難の対象となる。それはたとえば次のような報道であ

---

<sup>9</sup> 村上は、少年非行が、「犯罪」問題としての側面と「子ども」問題の二重の側面をもってしていると指摘している（村上 1985: 37-9）。

る.

「学力はトップクラスでおとなしい性格」「事件後もいつもと全く変わらぬ様子だった」。事件の予兆を感じとれなかったことに、教師らはより大きな衝撃を隠せなかった。少年が抱えていた「心の闇」に、学校や関係機関は気づけなかった。（「学校，兆候見抜けず 男児殺害で 12 歳補導 難しい『性癖』の扱い カウンセラー配置進むが」、『毎日新聞』，2003.7.10 朝刊，3 面）

学校は 2 人の少女を救えなかったのか。長崎県佐世保市の小 6 同級生殺害事件で、加害者の女兒（11）を 5 年生の時に担任した女性教師が初めて毎日新聞の取材に応じた。「子供たちの心に闇があるとは思ってもいなかった」。クラスがバラバラになる中で、荒れていく女兒のサインに気づけなかった。（「同級生殺害・元担任 『心の闇あるなんて』」『毎日新聞』2004.6.6 朝刊，27 面）

このように、「心の闇」がないと思うことは、子どもの「心」を理解し続けるという大人の義務を果たさないものとして非難されることになるのである。

第二の点であるが、「心の闇」は、社会全体で考え続けるべき問題として語られている。これは、加害少年の処遇決定が報道される際に繰り返し主張されているものである。それはたとえば次のように報道されている。

男子生徒の「心の闇（やみ）」にどこまで迫れるか、が注目されていた神戸家裁の審判が十七日終わった。

一連の犯行に及んだ動機や原因を、どこまで解き明かすことができたのか。（中略）しかし、なお解明しきれない「闇」は残った。それは「酒鬼薔薇聖徒」を生み出した社会全体が今後も背負わざるをえない課題でもある。（「心の闇，みえぬまま 事件への過程 審理どこまで」『朝日新聞』1997.10.18 朝刊，2 面）

少年犯罪，特に 17 歳による事件が続発した世紀末。少年たちの心にひそむ闇に社会がどう立ち向かうのか。その答えは出ていない。（「少年『頑張ってくる』 豊川主婦殺害 17 歳処分決定 結果にうなずき 裁判官に頭下げる」『毎日新聞』2000.12.26

夕刊, 9面)

このように、「心」を理解する努力を続けなければならない以上、「心の闇」は、「社会がどう立ち向かうのか. その答えは出ておらず、「今後も背負わざるをえない課題」として語られ続けることになるのである.

### 5.3 子どもの「心」へ向けた対策

以上のような、「この程度の『心』の理解で満足すべきではない」状況は、少年犯罪対策として、短期的な対策としては犯罪に結びつく前に子どもの「心の闇」の存在を察知することや、長期的な対策としては「心の闇」を抱えないような教育方法を探るなど、様々な対策が示されることになる。たとえば、2000年から2001年には、犯罪少年の背景や犯罪の前兆、犯罪少年の家族の特徴に着目した事例調査がおこなわれて、その結果が報告されるようになり、社会の注目を集めている。

2000年12月21日には、警察庁生活安全局少年課・科学警察研究所防犯少年部が、『最近の少年による特異・凶悪事件の前兆等に関する緊急調査報告書』という報告書を公表している<sup>10</sup>。事件報道では、「そのたび、少年たちの『心の闇』が問題になるが、本当に事件を起こした少年たちに、その“兆候”はなかったのだろうか」（「少年事件 親の責任で要因を摘め 最悪の事態回避出来る（記者の目）」『毎日新聞』2000.6.30 朝刊, 4面）としばしば指摘されたが、この調査結果は、まさしくその少年犯罪の前兆について明らかにしたものであった。この内容は、次のように報じられている。

注目されるのは犯罪に走る前の前兆行動。いきなり型で十四人に、非行型では八人全員に見られ、いきなり型の十四人のうち、五人は計画メモや予告文を書くなどの犯行準備をしており、十二人は友人や家族にほのめかしたり、周囲への相談などの形で悩みを訴えたりしていた。（「少年犯罪 9割に前兆 重大22事件 警察庁が分析」『読売新聞』2000.12.22 朝刊, 1面）

---

<sup>10</sup> この調査対象となったのは1998年1月から2000年5月までの間に発生し、社会に大きな衝撃を与えた特異・凶悪事件のうち22事件（少年25人）である。調査では、対象となった犯行以前に検挙・補導されたことのない17人をA群（「いきなり型」）、検挙・補導されたことのある8人をB群（「非行エスカレート型」）として分析を進めている。



このように、「計画メモや予告文を書く」「友人や家族にほのめかしたり、周囲への相談など」が少年犯罪の前兆として語られたのである。

さらに、この調査に続いて、2001年4月4日には、家庭裁判所調査官研修所が『重大少年事件の実証的研究』という報告書を公表している<sup>11</sup>。この調査結果では、犯罪少年の家庭環境がいくつか示されており、新聞では、子どもが「心の闇」を抱えてしまう親の態度について、次のように報じられている。

#### ★過大評価

子を大切に育てるあまりに、親が悪い面を見ない傾向がみられた。(中略)

親が子供の素質に目を奪われ、少年はありのままの自分を出せず「よい子」を演じ続けた。親が自分に都合のいい面しか見ないと、子供は親に素顔を出せなくなり、心の中にヤミを育ててしまうという。(『少年事件研究 シグナル見逃し 子の立場理解せぬ親』『毎日新聞』2001.4.5朝刊, 31面)

このように、親による子どもの過大評価が、子どもが「心の闇」を抱えてしまう家庭環境として語られたのである。

たしかに、本章の第1節でも述べたように、「心の闇」が解明されたとされることは最終的にはなかったものの、その解明へと向けた努力が、子どもの「心」へ向けた少年犯罪対策の原動力となったのである。

## 6 「心の闇」と「第四の波」の少年犯罪

本章では、「第四の波」の少年犯罪において、なぜ「心の闇」が語られたのかを明らかにすることを目的として、「心の闇」の語られ方を分析し、「心」をめぐる道徳的境界の更新の視点から考察をおこなった。その結果、次の三点が明らかになった。第一に、「心の闇」は、自己再帰的な「心」の向上をめぐる逸脱として捉えられるものである。第二に、「心の闇」は、「この程度の『心』の理解で満足すべきではない」という進歩主義の道徳を背景として語られるものである。第三に、「この程度の『心』の理解で満足すべきではない」状況は、子どもの成長と教育制度の改革という進歩主義の営みのために、大人が子どもの「心」

---

<sup>11</sup> この調査対象となったのは家庭裁判所が2000年度に扱った少年による殺人事件及び傷害致死事件(重大事件)である。

を理解し続ける必要のある現代の教育的領域において、もっとも顕著に現れる。

続く終章では、これまでの議論を振り返り、本論文の結論を述べる。

## 終章

### 1 「第四の波」の少年犯罪と「心」

本論文の目的は、1990年代後半から2000年代中頃まで大きく社会問題化した戦後「第四の波」の少年犯罪を対象として、どのように、そしてなぜ犯罪少年の「心」が語られたのかを明らかにすることであった。本章では、最後に今までの議論を振り返り、本論文の結論を述べる。

### 2 各章のまとめ

ここではまず、これまでの本論文の議論をまとめたい。

第I部の最初の章である第1章では、「第四の波」の少年犯罪報道における犯罪少年の「心」の語られ方について分析していく上で、本論文で検討すべき理論的視点を提示することを目的として、先行研究の知見を検討し、その到達点と問題点を明らかにした。その結果、次の四点の課題が浮上した。第一の課題は、本論文の視点である知識社会学について、デュルケム社会学の体系の中で理論的・方法的に明確な位置づけをおこなうことである。第二の課題は、モラル・パニックについて、デュルケムの犯罪論との関連から理論的に整理することである。第三の課題は、心理主義化について、デュルケムの近代社会論との関連から理論的に整理することである。第四の課題は、個人化と教育の関連について、理論的に整理することである。以上の課題について、第I部の第2章から第5章まで、それぞれ論じた。

第2章では、本論文が依拠する知識社会学の視点と、研究対象である犯罪報道について説明し、本論文における知識について社会学的に位置づけることを目的として、第一に、デュルケム社会学における知識と道徳の関係について概説し、第二に、近代社会とメディア、犯罪報道の関係について論じた。ここで明らかになったのは次の三点である。第一に、知識とは集合表象であり、本論文における「語られ方」とは、概念としての集合表象のことを言う。第二に、全体社会の人びとに共有される犯罪についての知識は、社会の道徳的統合を維持・存続させる機能がある。第三に、近代社会は、犯罪報道によって、道徳についての集合表象を更新し続けることで社会の道徳的統合を維持・存続させる社会である。

第3章では、モラル・パニックの機能について理論的に明らかにすることを目的として、デュルケムの犯罪論、エリクソンの犯罪論、コーエンのモラル・パニック論を参照して、モラル・パニックについて理論的に整理した。その結果、モラル・パニックには社会の道

徳的境界を更新する機能があり、新しい逸脱に対するモラル・パニックは、新しい道德の形成に伴って生じるものであることを明らかになった。

第4章では、「心」が人びとの道德的な対象となった社会的背景について、理論的に考察することを目的として、デュルケムによる近代社会の道德論と個人化論の視点から心理主義化論の知見を再構成する作業をおこなった。その結果、個人化社会においては、第一に、中間集団から解き放たれた個人主義と進歩主義が人びとに内面化されること、第二に、個人主義は「心」の尊重として、進歩主義は「心」の向上として現れること、第三に、個人主義的な行為は、自己-他者の関係を志向する「心」のモニタリング・コントロールによって、進歩主義的な行為は、現在-未来の関係を志向する「心」のモニタリング・コントロールによって実践されることが明らかになった。

第5章では、個人化社会における教育について理論的に考察することを目的として、デュルケムの教育論と子ども観の社会史の研究から教育について基本的な点を確認した上で、個人化と教育の関連について考察をおこなった。その結果、次の四点が明らかとなった。第一に、本論文が対象とする教育とは、全体社会が要求する一定の道德的状态を子どもに発現させる共通的教育としての道德教育である。第二に、個人化社会における「心」の教育では、民主的な手続きによる正当化が可能な範囲の権威関係の中で、大人による子どもの「心」の理解がおこなわれる。第三に、個人化社会における「心」の教育では、生涯教育や再帰的社会化を可能にする「心」の能力が社会化される。第四に、「心」の教育において、大人による子どもの「心」の理解は必要不可欠な実践である。

第II部の最初の章である第6章では、新聞の少年犯罪報道と少年犯罪について基本的な事実を確認することを目的として、新聞の犯罪報道、少年犯罪報道の内容、少年犯罪の実態についてそれぞれ説明した。その結果、第一に、新聞による少年犯罪報道は、現代の日本社会においても、人びとのもつ犯罪のイメージの形成に対して強い影響力を持っていること、第二に、「第四の波」の少年犯罪報道では、「普通の子」による凶悪犯罪と、犯罪少年の「心」の問題が多く語られたこと、第三に、これらの少年犯罪の語られ方は、少年犯罪の実態の変化ではなく、人びとの道德的関心の変化に左右されていると考えられることが明らかとなった。

第7章では、「第四の波」の少年犯罪において、なぜ「普通の子」が語られたのかを明らかにすることを目的として、「普通の子」の語られ方を、「第三の波」の少年非行における「普通の家庭」と比較分析し、道德的境界の更新の視点から考察した。その結果、次の

三点が明らかになった。第一に、「普通」が語られるためには、「普通」／「普通ではない」の区別が、社会全体で共有されていなければならないという条件、および「普通ではない」逸脱者が人びとの関心を引かなくなるような形で衰退しなければならないという条件が満たされている必要がある。第二に、「第四の波」の「普通の子」は、人びとの中流意識の拡大により、少年が、階層の違いを無視できる均質な集団として現れたこと、および「普通ではない子」の非行集団への人びとの道徳的関心の衰退と、じっさいの非行集団の衰退が生じたことにより、上記の条件を満たしたために語られた。第三に、「第四の波」の「普通の子」は、「心」に道徳的境界を引くためにもっとも有用な逸脱者だったと言える。

第 8 章では、「第四の波」の少年犯罪において、なぜ発達障害が語られたのかを明らかにすることを目的として、戦後の少年犯罪報道における精神疾患についての記事の比較分析をおこない、「心」をめぐる道徳的境界の更新の視点から考察をおこなった。その結果、次の二点が明らかになった。第一に、発達障害、とりわけ広汎性発達障害は、個人化社会における「心」の尊重の基本的な能力である対人能力やコミュニケーション能力の障害として語られた。第二に、広汎性発達障害は、他者や自己の「心」の尊重をめぐる人びとの道徳的関心の焦点として機能した。

第 9 章では、「第四の波」の少年犯罪において、なぜ「心の闇」が語られたのかを明らかにすることを目的として、「心の闇」の語られ方を分析し、「心」をめぐる道徳的境界の更新の視点から考察をおこなった。その結果、次の三点が明らかになった。第一に、「心の闇」は、自己再帰的な「心」の向上をめぐる逸脱として捉えられるものである。第二に、「心の闇」は、「この程度の『心』の理解で満足すべきではない」という進歩主義の道徳を背景として語られるものである。第三に、「この程度の『心』の理解で満足すべきではない」状況は、子どもの成長と教育制度の改革という進歩主義の営みのために、大人が子どもの「心」を理解し続ける必要のある現代の教育的領域において、もっとも顕著に現れる。

最後に、以上の議論をまとめて、本論文の結論を述べる。

### 3 結論

本論文の主張を要約すれば、「第四の波」の犯罪少年の「心」の語られ方を規定していたものは、個人化社会において必須となった「心」をめぐる道徳的能力と、それに伴う社会の再編成であった、ということになる。ここでは、機能主義的な知識社会学の視点から、本論文の知見を結論としてまとめる。

犯罪少年の「心」に関する知識は、道徳に対して逸脱的な「心」についての知識であり、それは人びとにとって、同調的な「心」と逸脱的な「心」とを区別する道徳的境界を引くための資源となる。個人化社会において子どもに社会化されるべき道徳的能力とは、中間集団から解き放たれた個人主義を背景とした相互行為の水準における「心」の尊重の能力と、中間集団から解き放たれた進歩主義を背景とした自己変容の水準における「心」の向上の能力である。

ところで、子どもの「心」に道徳的境界を引くためには、その社会の人びとが共通して関心を向けることができる子ども像が必要となる。なぜなら、そのような子ども像がなければ、どのような子どもの「心」に道徳的境界を引けばよいかわからないからである。「第四の波」の場合、それが「普通の子」であった。「普通の子」が語られたのは、社会階層の違いを無視して青少年問題を語るができる総中流の社会意識が維持される一方、近代学校教育や近代家族などの産業社会的な中間集団の道徳的拘束力が弱化している中で、子どもの「心」に道徳的境界を引くためにもっとも有効な資源であったからである。すなわち、非行歴・問題行動のない「普通の子」にある逸脱した「心」という極端な逸脱は、人びとの道徳的関心の中心となりやすいものであったのである。

子どもの「心」に引かれた道徳的境界は、「心」の尊重をめぐる能力とその逸脱、そして「心」の向上をめぐる能力とその逸脱の間に引かれたものであった。「心」の尊重をめぐる能力の逸脱は、広汎性発達障害として語られ、「心」の向上をめぐる逸脱は「心の闇」として語られた。ところで、道徳的境界は子どもの「心」にのみ引かれるのではない。子どもの「心」をめぐるのは、大人と子どもの教育的な相互行為の水準においても、道徳的に望ましい、あるいは望ましくないふるまいの境界が引かれることになる。すでに幾度となく指摘したように、教育的な相互行為においては大人が子どもの「心」を理解することの重要性が強調されることに伴い、逆にそうしないことの不適切さが強調されるようになったのである。

ここでデュルケムの道徳教育論に引き寄せて考察するのであれば、「心」の理解とは、デュルケムの言う「意志の自律性」と関連させることができるだろう。デュルケムは、道徳教育について議論する中で、道徳的行為を可能にする知性として意志の自律性について論じている<sup>1 2</sup> (EM: 193-223)。デュルケムによると、個人にとって道徳は、自ら作り出し、

---

<sup>1</sup> デュルケムは、子どもに教育すべき道徳の三要素として、「規律の精神」「集団への愛着」「意志の自律性」を指摘している (EM)。しかし、後の議論において道徳は二要素となり、

能動的に働きかけるといふより、社会から与えられ、受動的に働きかけられているものであると指摘している (EM: 194)。その中で、個人の意志の自律性を確保するためには、道徳に受動的に服従するのではなく、道徳の存在理由を理解した上で、能動的に規則を欲する必要があるという (EM: 205-17)。そして、そのために、「われわれは自己の行為の理由についてできる限り明確で、かつ完全な意識をもたなければならない」のであり、「道徳を理解する知性」が必要なのであると主張している (EM: 214)。

このデュルケムの議論は、第4章で論じたように、産業社会的な人間観にもとづいたものであると考えられる。すなわち、社会から与えられた道徳を理解することによって自律性を獲得する個人とは、社会的な役割や目標を内面化することで自己を形成する産業社会の個人観にもとづいたものなのである。しかし、現代の個人化社会の個人は、中間集団に準拠した道徳を理解することによって自律的に行為するのではなく、「心」に準拠した道徳を理解することによって自律的に行為する。つまり、「心」こそが道徳の準拠点である以上、個人化社会の個人にとって「道徳を理解する知性」とは、『心』を理解する知性に他ならないのである。そして、この「心」を理解する知性は、個人が意志の自律性を保つために、子どもが将来もつべきものとしても、大人が現にもっているべきものとしても強調されたのである。

また、犯罪少年の「心」が語られたことは、制度的な水準において教育の再編成を伴うものでもあった。広汎性発達障害をめぐっては、教育と医療という二つの領域の関係が再編成され、「心の闇」をめぐっては、前兆の把握などの対策へと結びついたのである。第3章で論じたように、モラル・パニックは、従来の社会の道徳が不鮮明になり、新たに道徳を明確化する必要が生じたために、その道徳に関連する逸脱が人びとの非難の対象として見出されて起こるものである。そのため、「第四の波」のモラル・パニックでは、社会の個人化に伴い、新たに「心」の教育に関する道徳を明確化するために、「心」に問題を抱えた犯罪少年が見出されたのである。そして、日本社会は、それらの犯罪少年の存在を媒介とすることで、「心」の教育に関する道徳の明確化のみならず、それに伴う「心」の教育の制

---

「規律の精神」が義務、「集団への愛着」が善へと修正されたが (SP: 53-89)、「意志の自律性」の議論はなくなってしまった。デュルケムの道徳論は、時期によって内容が変化しているため。本論文の内容に沿って適宜、解釈している。

<sup>2</sup> 意志の自律性と現代教育との関連については、ジェフリー・ウォルフオード／ウィリアム・S・F・ピカリング編 (Walford & Pickering eds. 1998=2003) 所収のいくつかの論考を参照のこと。

度的な再編成までも成し遂げたのである。

本論文では、ある犯罪が語られることがその社会にとって機能的であることを理論的な中心軸として議論を進めてきた。これは逆に言えば、ある犯罪が語られなくなった場合、その犯罪の語られ方はその社会にとって不要になったということでもある。「第四の波」の場合、その報道は 2000 年代後半には減少し、もはや以前ほどには語られなくなった（赤羽 2014）。そして、教育問題においては子どもの貧困や教育格差が語られるようになり、もはや「心」に問題を抱えた「普通の子」という語られ方は、人口に膾炙することもなくなった。これは、様々な少年犯罪対策を施した結果、「第四の波」の少年犯罪が解決したなどということを意味するわけではない。第 6 章で確認したように、少年による凶悪犯罪は、「第四の波」のモラル・パニックが始まる前から終わった後に至るまで、低い水準を維持し続けており、モラル・パニックと少年犯罪の現状とは無関係だからである。そのため、「第四の波」のモラル・パニックの終焉とは、単に現在の日本社会が、子どもの「心」の教育をめぐる道徳的境界を引くための資源として、「第四の波」の少年犯罪を必要としなくなっただけのことなのである。



## 資料

### 少年犯罪関連年表（1997年～2010年）

<b>1997年</b>	
2月10日	兵庫県神戸市の路上で、小学6年生の女子児童2人がハンマーで殴られる事件が起こる。【神戸連続児童殺傷事件】
3月16日	兵庫県神戸市の路上で、小学4年生の女子児童（10歳）が頭部をハンマーで殴られ死亡する事件と、小学3年生の女子児童（9歳）が腹部を小刀で刺される事件が起こる。【神戸連続児童殺傷事件】
5月27日	兵庫県神戸市の市立友が丘中学校の正門前で、小学校6年生（11歳）の男子児童の切断された頭部が発見される。【神戸連続児童殺傷事件】
6月3日	警察庁が「いきなり型」の少年非行が目立つことを指摘し、有害環境除去路線から捜査強化路線への転換を打ち出す。
6月28日	神戸連続児童殺傷事件で、中学3年生（14歳）の男子生徒が、殺人・死体遺棄の疑いで逮捕される。【神戸連続児童殺傷事件】
8月4日	文部省が中央教育審議会に「幼児期からの心の教育の在り方について」の諮問をおこなう。
12月18日	警察庁が1997年の1月から11月末までの犯罪情勢を発表し、その中で少年犯罪が「戦後第4の少年非行のピークを迎えた」ことを発表する。
<b>1998年</b>	
1月8日	大阪府堺市の路上で、無職の少年（19歳）が、包丁で3人を襲い、

	幼稚園児（5歳）が死亡し、その母親（35歳）と高校1年生の女子生徒（15歳）が重傷を負うという事件が起こる。
1月28日	栃木県黒磯市の中学校内で、中学1年生の男子生徒（13歳）が、教諭（26歳）を刺殺するという事件が起こる。【黒磯教師刺殺事件】
2月2日	東京都江東区亀戸の路上で、中学3年生の男子生徒（15歳）が、短銃を奪うために警官（54歳）をナイフで襲う事件が起こる。
6月30日	文部省の中央教育審議会は、「幼児期からの心の教育の在り方について」の諮問に対する答申として『新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機—』を提言する。
<b>1999年</b>	
1月21日	新潟県小千谷市の住宅で、高校2年生の男子生徒（17歳）が、農業の女性（71歳）を金づちで殴って殺害する事件が起こる。
<b>2000年</b>	
5月1日	愛知県豊川市の住宅で、高校3年生の男子生徒（17歳）が、主婦の女性（65歳）を殺害する事件が起こる。【豊川主婦殺害事件】
5月3日	少年（17歳）が、佐賀を出た西日本鉄道高速バスを乗っ取り、人質となった乗客3人を牛刀で切りつけ、女性（68歳）を死亡させ、2人に重傷を負わせる事件が起こる。【西鉄バスジャック事件】
6月21日	岡山県邑久郡の県立高校で、高校3年生の男子生徒（17歳）が、校内において下級生をバットで殴り重軽傷を負わせた後、自宅において母親（42歳）を撲殺する事件が起こる。

8月14日	大分県野津町の住宅で、高校1年生の男子生徒（15歳）が、農業の男性（65歳）一家6人を襲い、妻（66歳）、葬祭会社事務員の長女（41歳）、長女の長男（13歳）を殺害し、他3人を負傷させる事件が起こる。【大分一家六人殺傷事件】
11月28日	改正少年法が成立する。主な改正の内容は、①刑事処分が可能な年齢を16歳以上から14歳以上に引き下げること、②犯行時16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件については、原則として検察官に送致する制度（原則逆送制度）を導入すること、である。
12月4日	東京都新宿区歌舞伎町のビデオ店で、高校2年生の男子生徒（17歳）が、店内に自作の爆弾を投げ込み爆破する事件が起こる。
12月21日	警視庁生活安全局少年課と科学警察研究所防犯少年部が『最近の少年による特異・凶悪事件の前兆等に関する緊急調査報告書』を公表する。
<b>2001年</b>	
4月1日	改正少年法が施行される。
4月4日	家庭裁判所調査官研修所が『重大少年事件の実証的研究』を公表する。
<b>2002年</b>	
<b>2003年</b>	
7月1日	長崎県長崎市の家電量販店で、男児（4歳）が誘拐され、繁華街の駐車場で殺害される事件が起こる。【長崎男児誘拐殺害事件】

7月5日	沖縄県北谷町で中学3年の男子生徒（14歳）、無職少年（16歳）、中学3年の女子生徒（14歳）、中学2年の男子生徒（13歳）が中学2年（13歳）の男子生徒を殺害し遺体を遺棄する事件が起こる。
7月9日	長崎男児誘拐殺害事件で、中学1年生の男子生徒（12歳）が、補導される。【長崎男児誘拐殺害事件】
8月18日	埼玉県熊谷市のアパートで、元暴力団組員（26歳）と無職の少年（15歳）、無職の少女（16歳）が、男女4人を襲い、飲食店従業員の男性（28歳）を殺害した上、女性3人を拉致し、そのうち飲食店従業員の女性（21歳）を殺害、他の2人を負傷させる事件が起こる。
10月1日	千葉県千葉市の墓園駐車場で、運転手の男性（22歳）と無職の少年（16歳）、土木作業員（17歳）、高校3年生の男子生徒（18歳）が、運転手の男性の妻で飲食店アルバイト（16歳）を殺害し、遺体を遺棄する事件が起こる。
11月1日	大阪府河内長野市の住宅で、大学1年生の男子学生（18歳）が、自身の家族を襲い、母親（43歳）を殺害し、父親の男性会社員（46歳）と、中学3年生の弟（14歳）に重傷を負わせる事件が起こる。また、交際相手の高校1年生の女子生徒（16歳）も、自身の家族を殺害しようとした殺人予備容疑で逮捕された。
2004年 6月1日	長崎県佐世保市の小学校内で、小学6年生の女子児童（11歳）が、同級生の女子児童（12歳）を刺殺する事件が起こる。【佐世保同級生殺害事件】

6月22日	東京都新宿区のマンションで、中学2年の女子生徒（13歳）が、男児（5歳）を突き落とし、負傷させる事件が起こる。
12月21日	山口県光市の県立光高校で、高校3年生の男子生徒（18歳）が、授業中の教室に火薬入りの瓶を投げ込み、多数の生徒を負傷させる事件が起こる。
<b>2005年</b>	
2月14日	大阪府寝屋川市の市立中央小学校で、少年（17歳）が、教職員3人を襲い、教職員の男性（52歳）を殺害し、教職員の女性2人を負傷させる事件が起こる。【寝屋川教職員殺傷事件】
6月10日	東京都板橋区の建設会社の社員寮で、高校1年生の男子生徒（15歳）が、社員寮の管理人を務める父親（44歳）と母親（42歳）を鉄アレイで殴るなどして殺害し、部屋をガス爆発させる事件が起こる。
6月20日	福岡県福岡市の住宅で、中学3年生の男子生徒（15歳）が、自宅でけんかとなった兄（17歳）を殺害する事件が起こる。
8月23日	宮城県登米市米山町の県警佐沼署米山駐在所で、中学3年生の男子生徒（14歳）が、警部補の男性（57歳）を刃物で刺して負傷させる事件が起こる。
10月31日	静岡県伊豆の国市で、高校1年生の女子生徒（16歳）が、数か月にわたり劇物のタリウムを摂取させて母親（47歳）を殺害しようとしたとして、殺人未遂容疑で逮捕される。
11月10日	東京都町田市の団地で、高校1年生の男子生徒（16歳）が、高校1年生の女子生徒（15歳）を殺害する事件が起こる。

<b>2006年</b>	
4月19日	岐阜県中津川市のパチンコ店の空き店舗で、高校1年生の男子生徒（15歳）が、中学2年生の女子生徒（13歳）を殺害する事件が起こる。
6月20日	奈良県田原本町の住宅で、高校1年生の男子生徒（16歳）が、家に放火して、母親（38歳）、次男（7歳）、長女（5歳）が死亡する事件が起こる。【奈良母子放火殺害事件】
8月27日	北海道稚内市のアパートで、高校1年生の男子生徒（16歳）に殺害を依頼された友人（15歳）が、男子生徒の母親（46歳）を殺害する事件が起こる。
8月28日	山口県周南市の徳山工業高等専門学校で、高等専門学校5年生の男子学生（19歳）が、同級生の女子学生（20歳）を殺害する事件が起こる。
<b>2007年</b>	
5月15日	福島県会津若松市のアパートで、高校3年生の男子生徒（17歳）が、母親（47歳）を殺害し、その切断した頭部を持参して会津若松署に自首する事件が起こる。
5月25日	改正少年法が成立する。主な改正の内容は、少年院に収容できる年齢の下限を「14歳」から「おおむね12歳」に引き下げることである。
11月1日	改正少年法が施行される。

<p><b>2008年</b></p> <p>1月9日</p> <p>3月25日</p> <p>7月19日</p>	<p>青森県八戸市のアパートで、少年（18歳）が、母親（43歳）と弟（15歳）、妹（13歳）を殺害し、アパートに放火する事件が起こる。</p> <p>岡山県岡山市の JR 岡山駅で、少年（18歳）が、県職員の男性（38歳）を駅のホームから突き落として殺害する事件が起こる。</p> <p>埼玉県川口市のマンションで、中学校3年生の女子生徒（15歳）が、会社員の父親（46歳）を殺害する事件が起こる。</p>
<p><b>2009年</b></p>	
<p><b>2010年</b></p> <p>2月10日</p>	<p>宮城県石巻市の住宅で、解体工の少年（18歳）と無職の少年（17歳）が、男女3人を刺して、男性（20歳）に重傷を負わせ、女性（20歳）と女性（18歳）を殺害し、女性（18歳）を連れ去る事件が起こる。</p>

## 文献

- 赤川学, 2006, 『構築主義を再構築する』勁草書房.
- 赤羽由起夫, 2007, 「少年非行における医療化と厳罰化——『子供と医療化』の再検討」『犯罪社会学研究』32: 104-18.
- , 2012, 「学校内での子どもの殺人と学校の『責任』——二つの同級生殺害事件を比較して」『現代の社会病理』27: 57-73.
- , 2014, 『犯罪報道における少年犯罪の語られ方に関する社会学的研究——1990年代から2000年代を中心として』2012年度若手研究助成最終報告書, 公益財団法人日工組社会安全財団.
- Anderson, Benedict, [1983] 1991, *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, Revised Edition, Verso. (=2007, 白石隆・白石さや訳『定本 想像の共同体——ナショナリズムの起原と流行』書籍工房早山.)
- 新居ひとみ・鮎川潤, 1999, 「マスメディアにおける少年法改正ディスコース——三大全国紙の比較」『金城学院大学論集 社会科学編』42: 1-28.
- Ariès, Philippe, 1960, *L'enfant et la vie familiale sous l'Ancien Régime*, Plon. (=1980, 杉山光信・杉山恵美子訳『〈子供〉の誕生——アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』みすず書房.)
- Aubert, Vilhelm & Sheldon L. Messinger, 1958, "The Criminal and the Sick," *Inquiry: An Interdisciplinary Journal of Philosophy*, 1: 137-60.
- 鮎川潤, [1994] 2002, 『新版 少年非行の社会学』世界思想社.
- , 2001, 『少年犯罪——ほんとうに多発化・凶悪化しているのか』平凡社.
- Bauman, Zygmunt, 2000, *Liquid Modernity*, Polity Press. (=2001, 森田典正訳『リキッド・モダニティー液状化する社会—』大月書店.)
- , 2001, *The Individualized Society*, Polity Press. (=2008, 澤井敦・菅野博史・鈴木智之訳『個人化社会』青弓社.)
- Becker, Howard S., [1963] 1973, *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance*, Revised Edition, The Free Press. (=2011, 村上直之訳『完訳 アウトサイダーズ——ラベリング理論再考』現代人文社.)
- Beck, Ulrich, 1986, *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Suhrkamp Verlag. (=1998, 東廉・伊藤美登里訳『危険社会——新しい近代への道』



法政大学出版局.)

Beck, Ulrich, Anthony Giddens & Scott Lash, 1994, *Reflexive Modernization: Politics, Tradition, and Aesthetics in the Modern Social Order*, Polity Press. (=1997, 松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三訳『再帰的近代化——近現代における政治, 伝統, 美的原理』而立書房.)

ウルリッヒ・ベック／鈴木宗徳／伊藤美登里編, 2011, 『リスク化する日本社会——ウルリッヒ・ベックとの対話』岩波書店.

Ben-Yehuda, Nachman, 1985, *Deviance and Moral Boundaries: Witchcraft, the Occult, Science Fiction, Deviant Sciences and Scientists*, University of Chicago Press.

Berger, Peter L., 1965, "Toward Sociological Understanding of Psychoanalysis," *Social research*, 32(1): 26-41.

Berger, Peter L. & Thomas Luckmann, 1966, *The Social Construction of Reality: A Treatise in the Sociology of Knowledge*, Doublday & Company. (=2003, 山口節郎訳『現実の社会的構成——知識社会学論考』新曜社.)

Besnard, Philippe, 1982, "L'anomie dans la biographie intellectuelle de Durkheim", *Sociologie et Sociétés*, 14(2): 45-53. (=1988, 杉山光信・三浦耕吉郎訳「デュルケムの知的履歴におけるアノミー」『デュルケムと女性, あるいは未完の「自殺論」——アノミー概念の形成と転換』新曜社, 55-74.)

Best, Joel, 1999, *Random Violence: How We Talk about New Crimes and New Victims*, University of California Press.

近森高明, 1999, 「二つの『時代病』——神経衰弱とノイローゼの流行にみる人間観の変容」『京都社会学年報』7: 193-208.

Cohen, Stanley, [1972] 2002, *Folk Devils and Moral Panics: The Creation of the Mods and Rockers*, 3rd edition, Routledge.

Conrad, Peter & Joseph W. Schneider, [1980] 1992, *Deviance and Medicalization: From Badness to Sickness*, Expanded edition, Temple University Press. (=2003, 進藤雄三・杉田聡・近藤正英訳『逸脱と医療化——悪から病へ』ミルネヴァ書房.)

Coulter, Jeff, 1979, *The Social Construction of Mind: Studies in Ethnomethodology and Linguistic Philosophy*, Macmillan Press. (=1998, 西阪仰訳『心の社会的構成——ウィトゲンシュタイン派エスノメソドロジーの視点』新曜社.)

- Deleuze Gilles, 1990, *Pourparlers: 1972-1990*, Minuit. (=1996, 宮林寛訳『新装改訂版 記号と事件』河出書房新社.)
- 土井隆義, 2003, 『〈非行少年〉の消滅——個性神話と少年犯罪』信山社.
- Durkheim, Émile, [1893] 1960, *De la division du travail social: étude sur l'organisation des sociétés supérieures*, 7e édition, Presses Universitaires de France. (=1971, 田原音和訳『社会分業論』青木書店.) [DTS と表記]
- , [1895] 1960, *Les règles de la méthode sociologique*, 14e édition, Presses Universitaires de France. (=1978, 宮島喬訳『社会学的方法の規準』岩波書店.) [RMS と表記]
- , [1897] 1960, *Le suicide: étude de sociologie*, nouvelle édition, Presses Universitaires de France. (=1985, 宮島喬訳『自殺論』中央公論社.) [SU と表記]
- , 1912, *Les forms élémentaires de la vie religieuse: le système totémique Australie*, Presses Universitaires de France. (=1975, 古野清人訳『宗教生活の原初形態 (上・下)』岩波書店.) [FER と表記]
- , 1922, *Éducation et sociologie*, Félix Alcan. (=1976, 佐々木交賢訳『教育と社会学』誠信書房.) [ES と表記]
- , 1924, *Sociologie et philosophie*, Félix Alcan. (=1985, 佐々木交賢訳『社会学と哲学』恒星社厚生閣.) [SP と表記]
- , 1925, *L'éducation morale*, Félix Alcan. (=2010, 麻生誠・山村健訳『道德教育論』講談社.) [EM と表記]
- , [1950] 1969, *Leçons de sociologie: Physique des moeurs et du droit*, 2e édition, Presses Universitaires de France. (=1974, 宮島喬・川喜多喬訳『社会学講義——習俗と法の物理学』みすず書房.)
- , 1970, *La science social et l'action*, Presses Universitaires de France. (=1988, 佐々木交賢・中島明勲訳『社会科学と行動』恒星社厚生閣.) [SSA と表記]
- & Marcel Mauss, 1903, “De quelques forms primitives de classification: Contribution à l'étude des representations collectives,” *Année Sociologique*, 6: 2-72. (=1980, 小関藤一郎訳『分類の未開形態』法政大学出版会, 1-118.)
- Erikson, Kai T., 1966, *Wayward Puritans: A Study in the Sociology of Deviance*, Wiley. (=2014, 村上直之・岩田強訳『あぶれピューリタン——逸脱の社会学』現代人文社.)

- Foucault, Michel, 1972, *Histoire de la folie à l'âge classique*, Gallimard. (=1975, 田村 俣訳『狂気の歴史——古典主義時代における』新潮社.)
- , 1975, *Surveiller et Punir: Naissance de la prison*, Gallimard. (=1977, 田村俣訳『監獄の誕生——監視と処罰』新潮社.)
- , 1984a, *De Histoire de la sexualité 2: L'usage des plaisirs*, Gallimard. (=1986, 田村俣訳, 『性の歴史 II 快楽の活用』新潮社.)
- , 1984b, *De Histoire de la sexualité 3: Le souci de soi*, Gallimard. (=1987, 田村 俣訳, 『性の歴史 III 自己への配慮』新潮社.)
- , 1988, *Technologies of the Self: A Seminar with Michel Foucault*, University of Massachusetts Press. (=1990, 田村俣・雲和子訳『自己のテクノロジー』岩波書店.)
- 藤川洋子, 2002, 『「非行」は語る——家裁調査官の事例ファイル』新潮社.
- 藤田英典, 2001, 「戦後日本における青少年問題・教育問題——その展開と現在の課題」  
藤田英典・黒崎勲・片桐芳雄・佐藤学編『教育学年報 8 子ども問題』世織書房, 73-114.
- 藤竹暁編著, [2000] 2005, 『図説 日本のマスメディア 第二版』日本放送出版協会.
- 古市憲寿, 2011, 『絶望の国の幸福な若者たち』講談社.
- 古川萌衣, 2011, 「わが国の障害児教育におけるパラダイム変化とその課題」『人間文化研究』14: 99-113.
- Giddens, Anthony, 1991, *Modernity and Self-Identity: Self and Society in the Late Modern Age*, Polity Press. (=2005, 秋吉美都・安藤太郎・筒井淳也訳『モダニティと自己アイデンティティ——後期近代における自己と社会』ハーベスト社.)
- , 1992, *The Transformation of Intimacy: Sexuality, Love, and Eroticism in Modern Societies*, Polity Press. (=1995, 松尾精文・松川昭子訳『親密性の変容——近代社会におけるセクシュアリティ, 愛情, エロティシズム』而立書房.)
- Goleman, Daniel, 1995, *Emotional Intelligence*, Bantam Books. (=1996, 土屋京子訳『EQ——こころの知能指数』講談社.)
- Goffman, Erving, 1967, *Interaction Ritual: Essays on Face-to-Face Behavior*, Doubleday Anchor. (=2002, 浅野敏夫訳『儀礼としての相互行為〈新訳版〉——対面行動の社会学』法政大学出版局.)
- Goode, Erich & Nachaman Ben-Yehuda, 1994, *Moral Panics: The Social Construction of Deviance*, Blackwell.

- Gusfield, Joseph R., [1963] 1986, *Symbolic Crusade: Status Politics and the American Temperance Movement*, Second Edition, University of Illinois Press.
- 浜井浩一, 2004, 「日本の治安悪化神話はいかに作られたか——治安悪化の実態と背景要因 (モラル・パニックを超えて)」『犯罪社会学研究』29: 10-26.
- , 2007, 「非行・逸脱における格差 (貧困) 問題—雇用の消失により, 高年齢化する少年非行—」『教育社会学研究』80: 143-62.
- Hamilton, Peter, 1974, *Knowledge and Social Structure: An Introduction to the Classical Argument in the Sociology of Knowledge*, Routledge & Kegan Paul.
- 原田彰, 1991, 『デュルケーム教育理論の研究』溪水社.
- 平川勝文, 2005, 「少年犯罪事件犯行動機における物語——『神戸連続児童殺傷事件』の新聞報道を事例に」『中央大学大学院研究年報』34: 83-95.
- 広田照幸, 1999, 『日本人しつけは衰退したか——「教育する家族」のゆくえ』講談社.
- , 2001, 『教育言説の歴史社会学』名古屋大学出版会.
- Hochschild, Arlie R., 1983, *The Managed Heart: Commercialization of Human Feeling*, University of California Press. (=2000, 石川准・室伏亜希訳『管理される心——感情が商品になるとき』世界思想社.)
- 宝月誠, 2004, 『逸脱とコントロールの社会学——社会病理学を超えて』有斐閣.
- 本田由紀, 2005, 『多元化する「能力」と日本社会——ハイパー・メリトクラシー化のなかで』NTT出版.
- 兵頭晶子, 2008, 『精神病の日本近代——憑く心身から病む心身へ』青弓社.
- 稲葉浩一, 2004, 「『問題』としてのメディア報道——『〈青少年〉による殺人事件』を契機とした『青少年問題』の分析」『立教大学教育学科研究年報』48: 57-68.
- , 2008, 「社会問題としての『少年の不可視性』」『立教大学教育学科研究』53: 77-90.
- 井上俊, 1977, 『遊びの社会学』世界思想社.
- 伊藤美登里, 2008, 「U. ベックの個人化論——再帰的近代における個人と社会」『社会学評論』59(2): 316-30.
- 伊藤茂樹, 1996, 「『心の問題』としてのいじめ問題」『教育社会学研究』59: 21-37.
- 加野芳正, 2001, 「不登校問題の社会学に向けて」『教育社会学研究』68: 5-23.
- 樫村愛子, 2003, 『「心理学化する社会」の臨床社会学』世織書房.
- 片桐雅隆, 2003, 『過去と記憶の社会学——自己論からの展開』世界思想社.

- , 2011, 『自己の発見——社会学史のフロンティア』世界思想社.
- 片桐雅隆・榎村愛子, 2011, 『『心理学化』社会における社会と心理学／精神分析』『社会学評論』61(4): 366-85.
- 河原和枝, 1998, 『子ども観の近代——「赤い鳥」と「童心」の理想』中央公論新社.
- 河合幹雄, 2004, 『安全神話崩壊のパラドックス——治安の法社会学』岩波書店.
- 木村雅文, 2008, 「新聞読者層の社会的構成と政治意識」谷岡一郎・仁田道夫・岩井紀子編『日本人の意識と行動——日本版総合的社会調査 JGSS による分析』東京大学出版会, 295-309.
- 木村祐子, 2008, 「少年非行と障害の関連性の語られ方——DSM 型診断における解釈の特徴と限界」『人間文化創成科学論叢』11: 227-36.
- 北本正章, 1993, 『子ども観の社会史——近代イギリスの共同体・家族・子ども』新曜社.
- 北澤毅・片桐隆嗣, 2002, 『少年犯罪の社会的構築——「山形マツト死事件」迷宮の構図』東洋館出版社.
- 小林寿一, 2008, 「発達障害と非行」小林寿一編著『少年非行の行動科学——学際的アプローチと実戦への応用』北大路書房, 32-3.
- 公益財団法人新聞通信調査会, 2009, 「2008 年 メディアに関する全国世論調査」, 公益財団法人新聞通信調査会ホームページ, (2014 年 7 月 22 日取得, <http://www.chosakai.gr.jp/notification/pdf/report.pdf>).
- 草薙厚子, 2005, 「長崎小 6 同級生刺殺事件 5・最終回 少女 A「彼女の病名は封印された」1 年前の“重大事件の闇”を明かす」『週刊現代』2005 年 7 月 9 日号: 196-9.
- Lauderdale, Pat, 1976, “Deviance and Moral Boundaries,” *American Sociological Review*, 41(4): 660-76.
- Luhmann, Niklas, 1991, “Das Kind als Medium der Erziehung,” *Zeitschrift für Pädagogik*, 37(1): 19-40. (=1995, 「教育メディアとしての子ども」今井重孝訳『教育学年報 4 個性という幻想』世織書房, 203-39.)
- , 1992, *Beobachtungen der Moderne*, Opladen: Westdeutscher Verlag. (=2003, 馬場靖雄訳『近代の観察』法政大学出版局.)
- , 2002, *Einführung in die Systemtheorie*, Heidelberg: Carl-Auer-Systeme. (=2007, 『システム理論入門——ニクラス・ルーマン講義録 1』新泉社.)
- Lukes, Steven, 1973, *Émile Durkheim His Life and Work: A Historical and Critical*

*Study*, Penguin Books.

- 前田泰樹, 2008, 『心の文法——医療実践の社会学』新曜社.
- 真木悠介, [1981] 2003, 『時間の比較社会学』岩波書店.
- 牧野智和, 2006, 「少年犯罪報道に見る不安——『朝日新聞』報道を例にして」『教育社会学研究』78: 129-46.
- , 2007, 「ニコラス・ローズにおける『こころの科学』と主体性」『ソシオロジ』52(2): 57-73.
- , 2008, 「少年犯罪をめぐる『まなざし』の変容——後期近代における」羽瀨一代編『どこか〈問題化〉される若者たち』恒星社厚生閣, 3-24.
- , 2012, 『自己啓発の時代——「自己」の文化社会学的探求』勁草書房.
- Mannheim, Karl, 1929, *Ideologie und Utopia*, Schulte-Bulmke Verlag. (=2006, 高橋徹・徳永恂訳『イデオロギーとユートピア』中央公論新社.)
- , 1931, “Wissenssoziologie,” *Handwörterbuch der Soziologie*, Alfred Vierkanndt. (=1973, 秋元律郎・田中清助訳「知識社会学」『知識社会学』青木書店, 151-204.)
- 松宮満, 2000, 「青少年問題におけるステレオタイプ——『少年非行の凶悪化』をめぐって」『関西福祉科学大学紀要』4: 115-25.
- 松本良夫, 1984, 『図説 非行問題の社会学』光生館.
- 松永寛明, 2008, 『刑罰と観衆——近代日本の刑事司法と犯罪報道』昭和堂.
- McLuhan, Marshall, 1964, *Understanding Media: The Extensions of Man*, McGraw-Hill. (=1987, 栗原裕・河本仲聖訳『メディア論——人間の拡張の諸相』みすず書房.)
- McRobbie, Angela & Sarah L. Thornton, 1995, “Rethinking ‘moral panic’ for multi-mediated social worlds,” *British Journal of Sociology*, 46(4): 559-74.
- Merton, Robert K., [1949] 1957, *Social Theory and Social Structure: Toward the Codification of Theory and Research*, Revised Edition, The Free Press. (=1961, 森東吾・金沢実・森好夫・中島竜太郎訳『社会理論と社会構造』みすず書房.)
- , [1961] 1966, “Social Problems and Sociological Theory,” Robert K. Merton and Robert A. Nisbet eds., *Contemporary Social Problems*, 2nd edition, Harcourt Brace & World, 697-737. (=1969, 森東吾・森好夫・金沢実訳「社会問題と社会学理論」『社会理論と機能分析』青木書店, 409-71.)

- 三上剛史, 1995, 「現代人のアイデンティティと自己意識」 荻野昌弘・正村俊之・三上剛史・中島道男・小林久高『社会学の世界』八千代出版, 91-129.
- 宮島喬, 1977, 『デュルケム社会理論の研究』東京大学出版会.
- 森真一, 2000, 『自己コントロールの檻——感情マネジメント社会の現実』講談社.
- , 2002, 「自尊心のレトリック——回復本からみた『聖なる自己』の守り方」『ソシオロジ』47(2): 3-19.
- 森田伸子, 1986, 『子どもの時代——「エミール」のパラドックス』新曜社.
- 元森絵里子, 2009a, 『「子ども」語りの社会学——近現代日本における教育言説の歴史』勁草書房.
- , 2009b, 「社会化論という想像力をめぐって——『子ども』の奇妙さと『社会』の強固さ」『年報社会学論集』22: 174-85.
- 村上直之, 1985, 「今日の非行問題の形成過程——現代日本のモラル・パニック」『神戸女学院大学論集』31(3): 35-43.
- , 1999, 「マス・メディアと逸脱」宝月誠編『講座社会学 10 逸脱』東京大学出版会, 217-33.
- , [1995] 2011, 『近代ジャーナリズムの誕生 [改訂版]——イギリス犯罪報道の社会史から』現代人文社.
- 村瀬学・田中究・松本雅彦・高岡健, 2008, 「座談会 発達障害概念の再検討」松本雅彦・高岡健編『発達障害という記号』批評社, 11-43.
- 長安亜矢子, 2003, 「新聞記事における少年犯罪の語られ方に関する構築主義的研究」『お茶の水女子大学 人間発達研究』26: 59-74.
- 中久郎, 1979, 『デュルケムの社会理論』創文社.
- 中島道男, 1997, 『デュルケムの〈制度〉理論』恒星社厚生閣.
- , 2005, 「デュルケミアン思想における感情と知識社会学」大野道邦編『日仏社会学叢書 第二巻 フランス社会学理論への挑戦』恒星社厚生閣, 165-89.
- 中村満紀男・荒川智編著, 2003『障害児教育の歴史』明石書店.
- 中西眞知子, 2013, 「再帰性の変化と新たな展開——ラッシュの再帰性論を基軸に」『社会学評論』64(2): 224-39.
- 仁平典宏, 2009, 「〈シティズンシップ/教育〉の欲望を組みかえる——拡散する〈教育〉と空洞化する社会権」『自由への問い 5 教育』岩波書店, 173-202.

- Nisbet, Robert A., 1966, *The Sociological Tradition*, Basic Books.
- 西嶋朱音, 2010, 「少年犯罪報道に見る日本社会——1986年以降の新聞記事の分析を通じて」『日本文化論年報』13: 1-64.
- 西阪仰, 2001, 『心と行為——エスノメソドロジーの視点』岩波書店.
- 野口祐二, 1999, 「社会構成主義という視点——バーガー&ルックマン再考」小森康永・野口祐二・野村直樹編『ナラティブ・セラピーの世界』日本評論社, 17-32.
- 落合恵美子, [1994] 2004, 『21世紀家族へ [第3版] ——家族の戦後体制の見かた・超えかた』有斐閣.
- , 2011, 「個人化と家族主義——東アジアとヨーロッパ, そして日本」ウルリッヒ・ベック/鈴木宗徳/伊藤美登里編『リスク化する日本社会——ウルリッヒ・ベックとの対話』岩波書店, 103-25.
- 小倉康嗣, 2001, 「後期近代としての高齢化社会と〈ラディカル・エイジング〉——人間形成の新たな位相へ」『社会学評論』52(1): 50-68.
- 大庭絵里, 1988, 「逸脱の可視化——『犯罪事件』のニュースへの転化」『犯罪社会学研究』13: 122-39.
- , 1999, 「少年事件とマス・メディア」後藤弘子編『子どもの人権双書 5 少年非行と子どもたち』明石書店, 247-64.
- , 2010, 「メディア言説における『非行少年』観の変化」『国際経営論集』39: 155-64.
- 大村英昭, [1980] 1989, 『新版 非行の社会学』世界思想社.
- , 2002, 『非行のリアリティ——「普通」の男子の生きづらさ』世界思想社.
- 大村英昭・宝月誠, 1979, 『逸脱の社会学——烙印の構図とアノミー』新曜社.
- 大塚仁, 1982, 『刑法概説 (各論)』有斐閣.
- 岡邊健, 2008, 「非行集団」小林寿一編著『少年非行の行動科学——学際的アプローチと実戦への応用』北大路書房, 73-83.
- 岡邊健・小林寿一, 2005, 「近年の粗暴的非行の再検討——『いきなり型』・『普通の子』をどうみるか」『犯罪社会学研究』30: 102-18.
- 大野道邦, 1976, 「フランス知識社会学の展開」徳永洵編『講座社会学 第11巻 知識社会学』東京大学出版会, 68-99.
- 太田佳光, 1995, 「教育問題の社会学的考察——モラルパニック論による校内暴力の分析」『愛媛大学教育学部紀要 第I部 教育科学』41(2): 65-84.



- 小沢牧子, 2002, 『「心の専門家」はいらない』洋泉社.
- 小沢牧子・中島浩壽, 2004, 『心を商品化する世界——「心のケア」の危うさを問う』洋泉社.
- 小沢哲史, 2009, 「少年犯罪に対する専門家とマスメディアの言説史——凶悪化・動機の不可解さ・衝動性・メディアの悪影響・一般化」『和洋女子大学紀要 人文系編』49: 159-70.
- 朴元奎, 1999, 「最近の少年事件論議を巡るウソ・ホント——少年犯罪の激増・凶悪化・低年齢化なのか, 又はモラル・パニックなのか?」『九州国際大学法学論集』6(1・2): 27-42.
- Parsons, Talcott, 1937, *The Structure of Social Action: A Study in Social Theory with Special Reference to a Group of Recent European Writers*, McGraw Hill. (=1989, 稲上毅・厚東洋輔訳『社会的行為の構造 3』木鐸社.)
- , 1951, *The Social System*, The Free Press. (=1974, 左藤勉訳『社会体系論』青木書店.)
- Pickering, William S. F., 1984, *Durkheim's Sociology of Religion: Themes and Theories*, Routledge & Kegan Paul.
- Poggi, Gianfranco, 1972, *Images of Society: Essays on the Sociological Theories of Tocqueville, Marx and Durkheim*, Stanford University Press. (=1986, 田中治男・宮島喬訳『現代社会理論の源流——トクヴィル, マルクス, デュルケム』岩波書店.)
- Polanyi, Michael, 1966, *The Tacit Dimension*, Routledge & Kegan Paul. (=2003, 高橋勇夫訳『暗黙知の次元』筑摩書房.)
- Postman, Neil, 1982, *The Disappearance of Childhood*, Dell Publishing Company. (=2001, 小柴一訳『子どもはもういない』新樹社.)
- Rawls, A. Warfield, 1996, “Durkheim's Epistemology: The Neglected Argument,” *American Journal of Sociology*, 102(2): 430-82.
- Rieff, Philip, [1959] 1961, *Freud: The Mind of the Moralizer*, Viking Penguin. (=1999, 宮武昭・蘆田美和子訳『フロイト——モラリストの精神』誠信書房.)
- Ritzer, George, 1996, *The McDonaldization of Society*, Revised Edition, Pine Forge Press. (=1999, 正岡寛司監訳『マクドナルド化する社会』早稲田大学出版部)
- Rose, Nikolas, [1989] 1999, *Governing the Soul: The Shaping of the Private Self*, 2nd

- edition, Free Association Books.
- , 1996, *Inventing Our Selves: Psychology, Power, and Personhood*, Cambridge University Press.
- , 1999, *Powers of Freedom: Reframing Political Thought*, Cambridge University Press.
- 斎藤環, 2003, 『心理学化する社会——なぜ、トラウマと癒しが求められるのか』PHPエディターズグループ.
- 酒井朗, 1997, 「『“児童生徒理解、は心の理解でなければならない』——戦後日本における指導観の変容とカウンセリング・マインド」今津孝次郎・樋田大二郎編『教育言説をどう読むか——教育を語ることばのしくみとはたらき』新曜社, 131-60.
- 崎山右京, 2013, 「新聞報道における『少年犯罪』の語られ方の変化」『龍谷大学大学院研究紀要 社会学・社会福祉学』20: 1-21.
- 佐久間正弘, 2012, 「『犯罪と発達障害の関連性』についての言説の検討——新聞による報道の検討を中心に」『現代の社会病理』27: 113-25.
- 佐藤雅浩, 2007, 「『心の病』の戦後史——狂気の隔離からメンタルヘルスの啓蒙へ」芹沢一也編著『時代がつくる「狂気」——精神医療と社会』朝日新聞社, 173-221.
- , 2013, 『精神疾患言説の歴史社会学——「心の病」はなぜ流行するのか』新曜社.
- 佐藤俊樹, 1993, 『近代・組織・資本主義——日本と西欧における近代の地平』ミネルヴァ書房.
- , 1998, 「近代を語る視線と文体——比較のなかの日本の近代化」高坂健次・厚東洋輔編『講座社会学 1 理論と方法』東京大学出版会, 65-98.
- 千田有紀, 2011, 『日本型近代家族——どこから来てどこへ行くのか』勁草書房.
- 芹沢一也, 2005, 『狂気と犯罪——なぜ日本は世界一の精神病国家になったのか』講談社.
- 瀬戸知也, 1999, 「少年犯罪問題へのナラティブ・アプローチの試み——『神戸の少年事件』を事例として」『宮崎大学教育学部紀要 教育科学』86: 13-27.
- 柴野昌山, 1977, 「社会化論の再検討——主体性形成過程の考察」『社会学評論』27(3): 19-34.
- 渋谷望, 2003, 『魂の労働——ネオリベリズムの権力論』青土社.
- Smith, Dorothy E., 1978, “K is mentally ill: The Anatomy of a Factual Account,” *Sociology*, 12(1): 23-53. (=1987, 山田富秋・好井裕明・山崎敬一訳「Kは精神病だ—

- 事実報告のアナトミー』『エスノメソドロジー——社会学的思考の解体』せりか書房, 81-153.)
- 菅山真次, 2011, 『「就社」社会の誕生——ホワイトカラーからブルーカラーへ』名古屋大学出版会.
- 杉田裕, 1973, 『総説 精神薄弱教育』日本文化科学社.
- 杉山登志郎, 2007, 『発達障害の子どもたち』講談社.
- 鈴木宗徳, 2015, 「日本型企業社会とライフコース——その成り立ちと個人化による揺らぎ」鈴木宗徳編『個人化するリスクと社会——ベック理論と現代社会』勁草書房, 92-118.
- 鈴木宗徳編, 2015, 『個人化するリスクと社会——ベック理論と現代社会』勁草書房.
- 鈴木智之, 2013, 『「心の闇」と動機の語彙——犯罪報道の一九九〇年代』青弓社.
- 高橋一郎, 2004, 「少年犯罪凶悪化説の批判的検討——質的变化の観点から」『大阪教育大学 第IV部門』53(1): 135-49.
- 高橋潤子, 2007, 「新聞報道にみる犯罪少年事件の学校責任言説の変容」『九州教育学会研究紀要』35: 85-92.
- , 2008, 「新聞報道にみる触法少年の凶悪事件による学校責任言説」『福岡大学大学院論集』40(1): 83-99.
- 武川正吾, 2011, 「日本における個人化の現象——福祉国家をとおしてみる」ウルリッヒ・ベック／鈴木宗徳／伊藤美登里編『リスク化する日本社会——ウルリッヒ・ベックとの対話』岩波書店, 127-39.
- 竹下俊郎, [1998] 2008, 『増補版 メディアの議題設定機能——マスコミ効果研究における理論と実証』学文社.
- 滝川一廣, 1994, 『家庭のなかの子ども 学校のなかの子ども』岩波書店.
- トゥーッカ・トイボネン／井本由紀, 2013, 「若者問題を解く」ロジャー・グットマン／井本由紀／トゥーッカ・トイボネン編著, 井本由紀監訳, 西川美樹訳『若者問題の社会学——視線と射程』明石書店, 15-65.
- 徳永洵, 1976, 「序論」徳永洵編『社会学講座 第11巻 知識社会学』東京大学出版会, 1-16.
- 徳岡秀雄, 1987, 『社会病理の分析視角——ラベリング理論・再考』東京大学出版会.
- , 1997, 『社会病理を考える』世界思想社.
- 友枝敏雄, 2002, 「規範の社会学 (1)」『人間科学共生社会学』2: 109-24.

- , 2006, 「規範の社会学 (2)」『人間科学共生社会学』5: 17-38.
- 上野千鶴子, 2002, 『サヨナラ, 学校化社会』太郎次郎社.
- 上野加代子・野村知二, 2003, 『〈児童虐待〉の構築——捕獲される家族』世界思想社.
- 梅原恵子, 2007, 「メディアが創り出す『現実』——少年犯罪をめぐる新聞報道を手がかりにして」『文化環境研究』1: 86-94.
- van den Berg, Jan H., 1956, *Metabletica of Leer der Veranderingen: Beginselen van een Historische Psychologie*, Callenbach. (=1986, 早坂泰次郎訳『メタブレティカ——変化の歴史心理学』春秋社.)
- Vold, George B. & Thomas J. Bernard, [1958] 1985, *Theoretical Criminology*, 3ed ed., Oxford University Press. (=1990, 平野龍一・岩井弘融監訳『犯罪学——理論的考察 [原書第3版]』東京大学出版会.)
- Walford, Geoffrey & William S. F. Pickering eds., 1998, *Durkheim and Modern Education*, Routledge. (=2003, 黒崎勲・清田夏代訳『デュルケムと現代教育』同時代社.)
- 矢島正見, 1996, 『少年非行文化論』学文社.
- 山田昌弘, 2004, 『希望格差社会——「負け組」の絶望感が日本を引き裂く』筑摩書房.
- 山田陽子, 2007, 『「心」をめぐる知のグローバル化と自律的個人像——「心」の聖化とマネジメント』学文社.
- 吉田武男・中井孝章, 2003, 『カウンセラーは学校を救えるか——「心理主義化する学校」の病理と変革』昭和堂.
- Young, Jock, 1999, *The Exclusive Society: Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity*, Sage Publications. (=2007, 青木秀男・伊藤泰郎・岸政彦・村澤真保呂訳『排除型社会——後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版.)